

少子化対策・こども政策の強化に向けた 地方行財政運営に関する調査研究

令和7年3月

一般財団法人 地方自治研究機構

少子化対策・こども政策の強化に向けた 地方行財政運営に関する調査研究

令和7年3月

一般財団法人 地方自治研究機構

はじめに

昨今のわが国の地方行政を取り巻く環境は、少子化に伴う本格的な人口減少・高齢化の進行、社会全体のデジタル化の急速な進展、各種災害の激甚化、働き方やライフスタイルの多様化、インバウンドの急増、脱炭素化やSDGs等の地球規模の潮流など、これまでとは大きく異なる変化が見られます。

こうした中で、地方公共団体は、自治体DXの推進、人材の確保・育成、経営マネジメントの強化等を図りつつ、住民ニーズを的確に捉え、地域の特性を活かしながら、住民福祉の向上、地域産業の振興、まちづくりの推進、防災対策の強化、自然環境の保全、共生社会の実現等に関する諸課題に、自らの判断と責任において取り組んでいくことが求められています。

このため、当機構では、地方公共団体が直面している諸課題を多角的・総合的に解決するため、個々の団体が抱える課題を取り上げ、当該団体と共同して、全国的な視点と地域の実情に即した視点の双方から問題を分析し、その解決方策の研究を実施しています。

本年度は3つのテーマを具体的に設定しており、本報告書は、そのうちの一つの成果を取りまとめたものです。

少子化は我が国にとって最も重要な課題であり、対策は急を要します。政府は「こども未来戦略」において具体的な政策を掲げるとともに、今後3年間の集中取組期間においてできる限り前倒しで各政策を実施することとしています。多くの政策は主に地方公共団体を通じて国民に提供されるため、地方公共団体の役割が非常に重要です。今年度の研究会では、少子化対策・こども政策に関する地方公共団体の取組みや国内外の制度、一般財源化等の考察について、現地視察、外部有識者及び行政側の報告を踏まえ、意見交換を行いました。本報告書はその内容を整理したものです。

本研究の企画及び実施に当たりましては、研究委員会の委員長及び委員を始め、関係者の皆様から多くの御指導と御協力をいただきました。

また、本研究は、公益財団法人 日本財団の助成金を受けて、総務省自治財政局調整課と当機構とが共同で行ったものであり、ここに謝意を表する次第です。

本報告書が広く地方公共団体の施策展開の一助となれば大変幸いです。

令和7年3月

一般財団法人 地方自治研究機構
理事長 三輪和夫

目次

研究概要	1
第1部 地方行財政制度	49
第1章 令和7年度地方財政対策の概要について	51
第2章 令和7年度各府省関連施策について	68
第2部 少子化対策・こども政策	87
第1章 岩手県の子育て支援策の施策について	89
第2章 地域全体で取り組むこども政策	123
第3章 松戸市の子ども・子育て支援の取り組みについて	135
第4章 スウェーデンの子育て支援と財政	148
第5章 保育制度から考える日本の子ども子育て政策	164
第6章 公立保育所運営費の一般財源化に関する一考察	170
第7章 こども・子育て政策に関する政府間財政関係の改革	182
第3部 今年度の研究のまとめ	195
委員名簿等	203

研究概要

研究概要

1 本調査研究の趣旨

少子化は我が国が直面する最大の危機であり、少子化対策は待ったなしの瀬戸際にある。政府においては「こども未来戦略」（令和5年12月22日閣議決定）において、具体的な政策を掲げるとともに、「加速化プラン」として、今後3年間の集中取組期間において、できる限り前倒しして実施することとしており、多くの政策は地方公共団体を通じて国民に提供されていることから、地方公共団体の役割は極めて大きい。

このような背景の中で、今年度の研究会では、少子化対策・こども政策に関する地方公共団体の取組み、国内外の制度の概況、一般財源化の考察等について、現地視察、外部有識者及び行政側の報告、並びに意見交換を行った。本報告書はその内容を整理したものである。

なお、本研究会では、委員長のご発案で委員の役職や肩書きに関係なく、個人的見解を自由に自由闊達に議論するという運営を行っており、本報告書も委員会での自由な議論の結果をできるだけ尊重し、反映した形でまとめている。

2 研究会の開催経緯

今年度は、少子化対策・こども政策の強化に向けた地方行財政運営に関して、全5回の研究会を開催した。

第1回研究会（令和6年6月17日）では、「岩手県の子育て支援等の施策について」と題して岩手県保健福祉部子ども子育て支援室次世代育成課課長 齊藤晴紀氏より、「地域全体で取り組むこども政策」と題して奈義町情報企画課参事兼未来創造課参事 小坂昌平氏より報告があり、質疑が行われた。

第2回研究会（令和6年8月6日）では、千葉県松戸市を訪問し、松戸市子ども部の各課より「松戸市の子ども・子育て支援の取り組みについて」説明を受け、子育て関連施設の視察が行われた。

第3回研究会（令和6年10月18日）では、「スウェーデンの子育て支援と財政」と題して横浜国立大学大学院教授 伊集守直氏より、「保育制度から考える日本の子ども子育て政策」と題して、お茶の水女子大学講師 松島のり子氏より報告があり、質疑が行われた。

第4回研究会（令和6年11月15日）では、「公立保育所運営費の一般財源化に関する一考察」と題して、追手門学院大学教授 細井雅代氏より、「こども・子育て政策に関する政府間財政関係の改革 - 三位一体改革期の国庫補助負担金改革とその後の展開 - 」と題し、東海大学特任講師 原田悠希氏より報告があり、質疑が行われた。

第5回研究会（令和7年1月23日）では、「令和7年度地方財政対策の概要について」と題して前田優委員より、「令和7年度各府省関連施策について」と題して梶元伸委員より報告があり、質疑が行われた。

令和6年度地方行財政ビジョン研究会第1回委員会 議事録

日 時:令和6年6月17日(月)17:00~19:00

場 所:総務省(6階)自治財政局第2会議室

Microsoft Teamsによるオンライン会議(学識委員3名)

出席者

(学識委員)

井手委員長、関口副委員長、青木委員、荒見委員、倉地委員、桑原委員、竹端委員、中野委員、丸山委員、茂住委員、吉弘委員

(総務省委員)

梶委員、大瀧委員、宮崎委員、田中委員、村田委員、高橋委員、馬渡委員、青島委員、梅本委員、沖本委員、石田委員、伊地知委員

(地方自治研究機構委員)

日向委員

【議事次第】

1 開会

2 議題

①「岩手県の子育て支援等の施策について」

岩手県保健福祉部子ども子育て支援室次世代育成課長 齋藤 晴紀 様

②「地域全体で取り組むこども政策」

奈義町情報企画課参事(兼)未来創造課参事 小坂 昌平 様

3 閉会

岩手県の子育て支援等の施策について

【説明概要】

○「岩手県子ども子育て支援室の組織・担当業務」、「いわて子どもプランについて」、「岩手県における人口減少対策の推進体制」、「いわてで生み育てる支援本部 取組方針」についてパワーポイント資料を基に説明していただく。

→総合計画として「いわて県民計画」、アクションプランで人口減少対策に最優先で取り組むこととしている。子ども子育て支援に関する基本計画として「いわて子どもプラン」を策定しており、その下に個別の計画があるという体制となっている。

→「人口減少対策本部」を中心として、社会減対策に関する「いわてで働こう推進本部」、自然減対策に関する「いわてで生み育てる支援本部」を設置している。

- 「岩手県の子どもを取り巻く状況」について、パワーポイント資料を基に説明していただく。
- 令和5年の岩手県の出生数は、5,432人、合計特殊出生率は1.16、婚姻件数は3,376組で、昨年度に引き続き前年比減となっているが、減少幅はやや縮小している。
 - 背景として、出会いの機会の減少や、仕事と子育ての両立の難しさ、子育てや教育にかかる費用負担の重さなど様々な要因があるということ、コロナ禍における行動制限などが結婚、出生の動きに影響した可能性もあると認識している。
 - 岩手県では少子化要因の分析を実施しており、出生数の減少の要因を分解し、時系列や世代別に統計データの分析を行う「世代アプローチ」、結婚行動要因と出生行動要因の分析を行う「構造アプローチ」、岩手県では県土を4つの圏域に分けているが、その行政圏域別に時系列・世代別分析を行う「地域アプローチ」の3つのアプローチから分析を行った。
 - 分析結果を踏まえて、令和6年度以降の少子化対策の方向性について、「3つの柱プラス1」として、①「有配偶率の向上」、②「有配偶出生率の向上」、③「女性の社会減対策」の3つの柱に加え、「地域の実情を踏まえた少子化対策」として、各市町村の状況に応じた支援に取り組むこととしている。

○岩手県の主な子育て支援策について、パワーポイントを基に説明していただく。

- 「岩手であい・幸せ応援事業」、「ライフデザイン形成支援事業」、「産後ケア事業利用促進事業費補助」、「不妊治療に係る通院交通費に対する助成」、「いわて子育て応援保育料無償化事業費補助」、「いわて子育て応援在宅育児支援金」が既存の支援策であり、結婚、妊娠、出産、経済的負担の点から支援を行っている。
- 令和6年度からの拡充支援策としては、「いわてで家族になろうよ未来応援事業費」、「岩手であい・幸せ応援事業費」、新規の支援策では、「産前・産後サポート等利用促進事業」、「既存資源を活用した子どもの遊び場整備事業」、「地域課題分析型少子化対策支援事業」がある。
- 市町村少子化対策支援事業費の参考例は、大船渡市「大船渡市こども家庭センター交流広場」、遠野市「とぴあ子ども木の空間整備事業」などがある。
- その他支援策として、「いわてで生み育てる県民運動」、「東日本大震災により被災した児童への対応」を行っている。
- 「いわて子どもプラン」は、こども大綱を踏まえた見直しを検討中である。

【質疑応答等(岩手県)】

- 子育て支援策を、国・都道府県・市町村がそれぞれ実施している中で、県としての位置づけはどのように考えたらいいのか。
- 保健分野、母子保健分野の面では、法律上、事業主体は市町村とされるものが多いため、県としての基本的な立場は中間行政であり、必要に応じて市町村の支援をする立場であると考えている。
 - 市町村のニーズを酌んで補助をしていきながら、国による支援が充実してきたときにはその

支援に移行するといったこともある。

→県土の面積の広さから、地域ごとに統計の結果に差が出るところもあるので、視野を絞った取組をするために、「地域課題分析型」の事業を取り入れたという経緯もある。

○「ライフデザイン形成支援事業」のモデル校はどのように選んだのか。進学校から選んでいるのか。

→基本は公募であるため、進学校に限って募集しているというわけではない。進学校以外も対象としている。

○産後ケア事業について、様々な自治体に取り組んでいるが、なかなか利用されていない現状がある。岩手県ではどの程度利用されているのか。

→岩手県では、デイサービス型かアウトリーチ型が中心となっているが、宿泊型では市町村の33分の1でしか実施できていない。ほとんどがデイサービス、アウトリーチ型のみ、もしくはそれらの併用となっている。その背景には、本県の医療提供体制が県立病院中心となっており、市町村が自前の病院を持っていないために宿泊型まで手が回っていない実情があり、課題となっている。

○アウトリーチ型は、東京であると1回きりの利用が多いが岩手県だとどうなのか。保健師が通うなどしているのか。

→アウトリーチ型は、人口規模の多い市町村では一度きりの利用となってしまうことがあるようだが、小規模のところであると産まれてくる子供の人数も少ないため、手厚くケアできているようである。

→週1回以上は保健師もしくは助産師が訪問し、乳房ケアなどの支援をしている町村もある。

○在宅育児に係る支援金について、仕事と家庭の両立というよりか、家で子育てをすることを促進するような面もあると思うが、そのあたりについてはどう考えているか。また、地方に住む女性が規範の問題や、性別分業などの問題から、地元を出ていってしまうような課題がある中で、在宅育児に関する支援というのはどのように考えているのか。

→在宅育児支援金は、導入時は支援のレベルに不均衡が生じないようにという目的であったと思われる。専業主婦世帯を助長してしまうのではという指摘は理解できるが、導入時からそこまで考えられていたかは不明瞭である。

→小規模自治体在住の女性の生きづらさについては、ワークショップ事業の中でも各町村職員からそういった声があがっている。どの程度かという事実確認をするためには、さらに研究が必要であるが、小規模自治体から出ていってしまうと戻ってこないという現状があるのは間違いない。

→関連する話題として、地方におけるウェルビーイング的な研究が、岩手県立大学で行われて

おり、実家とのつながりや地域コミュニティのつながりが、若い世代にとって必ずしも良いものとは限らず、地域や家庭ではない居場所が必要なのではないかということも取り上げられている。

○保育料の無償化について、対象がなぜ第二子以降なのか。第一子の時点で、経済面で懸念される点があると思うが、第一子から無償化すればある程度、経済的課題のハードルは下がるのではないかと考える。

→言いにくいことではあるが、予算上の都合である。県議会からも第一子にもこの支援を拡充すべきではないかという指摘が強い。その指摘を否定するものではないが、財政的な都合も鑑みての判断となってしまう。

○「既存資源を活用した子どもの遊び場整備事業」について、老朽化や利用率の低くなったような施設を遊び場に改修していくといったイメージで間違いないか。

→施設の老朽度にかかわらず、遊び場整備といった視点で考えている。

○既存資源と記載されているが、新設はされないということか。

→明確に表明しているわけではないが、新たに創設するというよりは、既存の施設を活用していきたいと考えている。

○廃校になりそうであるとか、休校というものをイメージした時に、人がいなかったからそういう結果になったのであって、そういう場に遊び場を作ったとしてもいずれ人が来なくなるのではないかと思うが、どういう想定をしているのか。

→今回あげた事例は、人が来ず廃れてしまった場所ではなく、人の流れがあるところに子どもの遊び場として活用できる場所を作るというものである。一方で、市町村の創意工夫によって利用されていない施設を復活させるということも必要ではあると思うので、現在そういった事例はないが、そういう場所も対象になると考えている。

○若い女性が減っているという話があったが、その女性たちはどこに流れているのか。盛岡市や東北の他県に流れているのか。

→基本は仙台圏や東京圏。盛岡市に吸収されているところもあるが、県としては人口の広域化と捉えることもできるので、そこまで注視していない。

○宮城県は東北6県の中で、一番合計特殊出生率が低く、東京も低いので、子育てがしにくい環境としては変わらないと考える。男性は残っている方が多いのか。

→男性も出ていってしまうが、女性の社会減が顕著である。

○男性が残るのは、長男である、跡取りであるといったような要因があるのか。
→個人としての意見になってしまうが、そういった思想がまだあるのではないかと考える。

○交通費補助の狙いは、全体として費用がかかるものであるから、交通費補助を名目として少しでも自己負担を減らし医療を受ける呼び水効果を狙っているのか、そもそも交通費がかかるので、少しでも軽減させようということのどちらを目的としているのか。

→受診やサービス利用を促進したいという側面もあるが、岩手県内の自治体によっては分娩対応機関が市内にない場合や、そういったサービスを受けられる機関までの距離が非常に遠いことがあるので、どちらかというと後者の要素が強い。それでも十分な金銭的支援をするには改善の余地があるが、住んでいる場所が理由で多大な交通コストをかけてサービスを受けに行かなくてはならないというギャップを埋めたいという目的が強い事業である。

○県外の医療機関受診についても補助対象なのか。

→特定不妊治療は補助対象であり、産後ケアについては県内を補助対象としている。県北だと青森県の病院に行った方が早い場合や、他県でお産したケースが一定数あるという、岩手県の事情を反映している。

○合計特殊出生率の低下について、所得が問題となっているのか、社会減が弱かったからなのか、どう考えているか。また、有配偶率の低下も大きな問題であると考えているが、国としての支援があまりないと思うが、県はどういう考えがあるのか。

→合計特殊出生率の低下については、まだ仮説ではあるが、宮城圏域や東京首都圏域のようにブラックホールの性質があるところでは下がる傾向がある。岩手県は専門学校や短大が多く立地している関係で、東北内で見ると青森県や秋田県からの若年層の流入の傾向が盛岡エリアを中心に一定程度ある。北東北3県の中ではややブラックホールの性質があるため、合計特殊出生率が低下している可能性がある。

→有配偶率の低下は何を支援すれば婚姻につながるのか確証を持たずにいる。女性の人口減が影響していることが予想されるため、女性の社会減に着目して取組を強化していかなければいけないと考えている。

地域全体で取り組むことも政策

【説明概要】

○「奈義町について」、「少子化対策の意義について」パワーポイント資料を基に説明していただく。

○「こども議会」について

→昨年度、「こどもまんなか」ということで「こども議会」を17年ぶりに復活した。小学6年生の子供が参加し、議案を「こども議会」の中で発表し、町長に対して政策の提言を行うことを目的としている。令和6年度には、こども議会の提言を踏まえて条例を作ったり、バスケットゴールを設置したりなど、実際の政策に反映されている。

○平成14年度以降の施策の整理

→平成16年に乳幼児の医療費の無償化事業に着手してから、数々の事業を行っている。(パワーポイント資料p10参照)

○奈義町の子育て支援施策

→在宅育児をする保護者に毎月15,000円を支給、高校生の就学支援として年額24万円を支給、奈義町独自で、大学生に奨学育英金を無利子で貸し付けるなどを行っている。

→地域の人と連携した取組としては、岡山県愛育委員という保健事業を手助けする地域委員のような方が、出産された方の家を訪問し、子育ての悩みについて相談に応じるほか、プレゼントを渡すなどしている。

→「なぎチャイルドホーム」は、奈義町の子育て拠点施設となっている。子育て世帯が無料で通える施設となっており、子育てアドバイザーと子育ての悩みを共有できるほか、同世代の主婦の方と交流を取ることできる。

→「なぎチャイルドホーム」では、一時保育として「すまいる」事業、親同士の当番制で子どもを見合う「週4で通え、親同士で協力する保育活動「自主保育たけの子」」事業を岡山県の支援のもと実施。

→専業主婦の方が空いた時間に少しでも働けるように、「しごとコンビニ」事業を実施。

→町内にアパートがないため、補助金を使用し民間業者に賃貸住宅を建ててもらうことを目的とする事業を行っている。

→「魅力ある教育の推進」とし、令和6年度からこども園から中学校まで各学年に1人ずつALTを配置し英語教育の充実を図っている。

→奈義町は3人以上の多子世帯が多いことが特徴で、高い合計特殊出生率を達成している。

→高い合計特殊出生率を達成するには、経済的支援だけではなく、地域に子育てを応援されていると感じられるかどうか、周りが楽しそうに子育てをしているかどうかなどの「安心感」が必要。

○こども未来戦略について

→奈義町では8割以上の方が共働き世帯で、保育士を確保できないことが町の課題となっている。

→地方に流動されるような仕組みが取れたらいいと考える。東京一極集中となっていて、それを前提に施策が組まれてしまうとなかなか子どもを産もうという風潮にならないのではない

か。地方に移住定住することは難しいと考えるため、関係人口を増やしていくことが大切である。

【質疑応答等】

○賃貸住宅が満員との話があったが、たとえば現状の賃貸住宅の室数を倍にしたとしても埋まりそうであるのか、もしくは今の居住数が最大である状態なのか。

→現状では、住宅が増えれば増えるほど入居者数も増えると考えている。

○人口流入について、津山市や勝北町などの近い自治体から、奈義町に子育て世帯が流れてきているのか。

→奈義町は自衛隊関係者を除き毎年150人程度の転入者がいるが、そのうちのおよそ3割がIターンである。Iターンの中でも、半分は津山圏域、その他岡山市や県外のような割合となっている。近隣自治体での子育て世帯の取り合いという観点からすると、どちらも取り合っているような印象である。

→岡山市や倉敷市と違い、津山市がベッドタウンとしては機能していないため、奈義町だけではなく圏域全体で底上げしていく必要があると考えている。

○若い女性が戻ってこないという問題について、どのような要因があると考えているか。

→以前大学生の女性に何人かヒアリングした際は、奈義町に戻ってきたいという意見が多かった。しかし進学を機に一度町を離れてしまうと、戻ってくるという選択肢が取りにくいようである。一番大きな要因は進学によるものかと考えている。

○「なぎチャイルドホーム」について、親育ちや、同じ悩みを抱える人たち同士で交流できる場を設置する取組はとても必要なことであると思うが、女性が流出するなどしていく中で、今後縮小していくのではないかという点についてはどう考えているか。また、子育て世代の女性はどのようなタイプの方なのか。(奈義町出身ではなく、夫についてきた女性が多いなど)

→女性は町外の方が多い印象である。基本的には男性が町に残っていて、男性が結婚を機に町に戻ってくるというパターンが多いと思われる。

→「なぎチャイルドホーム」は、親が働いていなくても、3歳児は無償で子ども園に入園でき、給食も出るという点から、チャイルドホームの利用が危ぶまれていたが、実際は隙間時間に利用する人が多く、心地よい環境が継続できているため、今のところ需要は減っていないと思われる。

○子育てアドバイザーや、子育て援助会員の方は、何か資格があったり、研修が必要であったりするのか。

→特に特別な資格が必要ということではないが、現在働いている方は設立当時から働いており、

元保育士である。子育て分野に精通している方が中心となっているため、現在は円滑に事が進んでいる。後継者の育成という課題はある。

○「なぎチャイルドホーム」のようなメンタル的支援はとてもよい支援策だと思うが、保護者同士でのぶつかり合いも想定される中、町に1か所しかない場合、訪れやすい雰囲気づくりとして何か工夫していることはあるか。

→奈義町のこども・長寿課が管轄している施設のため、保健師がつなぎ役となっている。新生児訪問した際に、「なぎチャイルドホーム」のイベントを案内するなどして、足を運んでもらう支援を行政としても行っている。

○しごとコンビニ事業について、働く側の時給や委託料はいくらくらいなのか。民間や他の自治体の事例からすると、委託する側がマッチングするまでに、結構な労力がかかってしまうことがあると思うが、そのあたりはどうしているか。

→時給は岡山県の最低賃金を設定している。マッチング作業については確かに大変で、例えば草刈は人手が足りていない一方で、簡単にできるものは人が集まりやすいなど、課題が残っている。

○産前産後のケアについて、愛育委員というのは岡山県独自のものだと思うが、この方たちに協力いただいたのは奈義町独自の取組なのか。また、協力いただくうえで工夫したことはあるか。

→愛育委員は地域保健医療の推進というのが本来の目的であり、その中に母子保健も含まれるため、愛育委員制度ができたときから協力をお願いしており、今まで円滑に事が進んでいる。

○3世代同居の家族の形態は、どれくらいの状況であるか。

→奈義町の世帯のうち、11%が3世代同居をしている。近居(家の少し離れたところに家を建てる)が多いため、それを含めると、3割は超えるのではないかと考える。

○若い世代が奈義町へ移住する際、どういう仕事を想定してくるのか。奈義町の周りに様々な仕事があって、ベッドタウン的なものとして奈義町に住んでいるのか。もしくは奈義町に仕事があって、移住してきた奈義町で仕事をするというスタイルなのか。

→奈義町は津山市を中心とした津山圏域の中の1つの自治体で、消防やごみ関連については圏域単位で仕事をしている。津山圏域内は通勤圏内であるため、現状は奈義町の中に勤めている方と、町外に勤めている方が半々程度である。

→奈義町の中で仕事をするとなると、自営業、町役場、農協、工業団地など仕事は限定されてしまうことが課題である。

○「なぎチャイルドホーム」について、資料の写真をみると女性(母親)しか写っていない。性別役割分業が典型的に表れているように見られる。「父親の子育て力アップ事業」において、父親の育児参加に対する支援というのはどのように行っているか。

→平日は女性(母親)の方に焦点を当てていることが多いのは事実である。休日には男性(父親)の方向けのワークショップを行っている。また、奈義町のアンケート結果によると、夫は育児に協力的であると答えた割合が8割以上であった。そのため、男性の子育てや家事、育児アップという方面の支援よりは、子育ての楽しい部分を経験してもらうようなイベントを休日に実施するといったイメージで今年度の事業を考えている。

○在宅育児支援金について、女性が育児のために仕事を休んだことによる所得の低下に対する保障ではなく、育児に伴って生じる費用の支出に対する保障であるということであれば、共働き世帯の女性が育児休業を取得する場合でも同様の支出はあるはず。専業主婦世帯のみへの給付は、専業主婦世帯を固定化する、奨励するものなのではないかという疑問がある。何を目的とした支援であるのか。

→奈義町は今まで保育園の給食費を無償にしており、在宅で家庭保育されている方にも少しでも支援を行いたいという目的で行っている。また、この支援金は育児休業を取っていても支給される。半年間は育児休業給付金が支給されていても、家庭保育をしていれば在宅育児支援金も支給される。

【終わりに】

○ブラックホールが重層的であることに驚いた。東京だけでなく、仙台市や盛岡市もとなると、非常に重層的な構造に根深い問題があると感じた。また、経済的支援はどの自治体もそれほど差が無いということは非常に面白い気づきであった。そして、メンタル的な支援や機運を醸成していくこと、地域それぞれに重層的に対応しなければならないことが非常に重要なポイントであると感じた。

令和6年度地方行財政ビジョン研究会第2回委員会 議事概要

日時:令和6年8月6日(火)13:30~16:00

場所: 松戸市役所、松戸市立松ヶ丘保育所、ほっとる一む東松戸

出席者

(学識委員)

井手委員長、関口副委員長、青木委員、小西委員、祐成委員、丸山委員、茂住委員

(総務省委員)

梶委員、田中委員、村田委員

(地方自治研究機構委員)

日向委員

【議事次第】

1 開会

2 議題

「松戸市の子ども・子育て支援の取り組みについて」

松戸市子ども部子ども政策課 課長 鈴木 知宏 様

保育課 課長 秋谷 允 様

子ども未来応援課 課長 西原 淳子 様

3 現地視察

4 閉会

「松戸市の子ども・子育て支援の取り組みについて」

【説明概要】

○松戸市子ども部子ども政策課課長鈴木様より松戸市の概要をご説明いただく。

以下質疑応答まで、パワーポイント資料を基に説明。

→松戸市は、2020年、2021年、2023年にて日経xwomansの「共働き子育てしやすいランキング」(政令市や中核市、人口20万人以上)1位を獲得し、平成28年度から9年連続で待機児童ゼロである。

→市内全駅に鉄道が張り巡らされている特徴を生かし、松戸市内の全23駅に小規模保育施設の整備、主要駅周辺に送迎保育ステーションの整備を行った。

→市内全小学校に放課後児童クラブと放課後KIDSルーム(放課後子ども教室)を整備し、保育園や幼稚園卒業後の体制を整えている。

→親子の居場所・遊び場の充実を目的とし、おやこDE広場・子育て支援センター・ほっとる一む等を設置している。遊び場だけではなく、子育て支援センターでは保育士に相談ができることや、ほっとる一むでは一時預かりを実施していること、また市認定の利用者支援専門員の子育てコーディネ

ネーターを配置していることや、コワーキングスペースを設置していることが特徴で、こういった施設が市内に計28か所存在している。

→子どもの医療の充実をはかるため、夜間や休日でも受診できる夜間小児急病センターの設置や、医療費の助成を行っている。

○「こども誰でも通園制度」について保育課長秋谷様よりご説明いただく。

→就労要件無しの家庭の、0～2歳児が「所属のない児童」いわゆる「未就園児」となってしまうことが課題である。「こども誰でも通園制度」は、未就園児に対して支援を行っていく取組であり、虐待等防止にもつながる重要な取組であると認識している。

→令和4年度に実施した未就園児世帯の実態調査では、約7割の保護者が子育てにストレスを感じており、「週1回でも自分の時間が持てればストレスが減る」、「家事、育児を助けてほしい」とする一定のニーズがあることがわかった。

→実態調査を受け、育児相談については「マイ・サポート・スペース」、家事支援については「まつドリ babyヘルパー」、国のモデル事業である「保育所の空き定員等を活用した未就園児の定期的な預かりモデル事業」の3つの取組を令和5年度から開始した。

→市立・公立保育所3か所で実施し、令和5年度は計999名の利用があった。

→松戸市の「こども誰でも通園制度」は、公立保育所3か所、民間小規模事業所2か所で実施し、合同型、専用室も含め様々な方法で事業を実施している。

→現状の課題は、1人当たり月10時間の上限時間が設けられていること、財政援助が不足していること、障害児や医療的ケア児の受け入れのための専門職等の人材確保が困難であること。

○ おやこDE広場・子育て支援センターについて子ども未来応援課課長西原様よりご説明いただく。

→おやこDE広場は商業施設や公共施設を利用し、子育て支援センターは保育所に併設している。

→おやこDE広場は松戸市おやこDE広場ネットワーク協議会を、子育て支援センターは松戸市子育て支援センター連絡会をそれぞれ設立し、各施設で連携しながら施設ごとの横のつながりを大切にしている。

→主な施設は、市内で一番大きい施設である「ほっとる一む松戸」、新京成八柱駅ビル内にある「ほっとる一む八柱」、古民家で実施している「おやこDE広場みのり台」、公民館で実施している「おやこDE広場馬橋」である。

→松戸市では、子育て支援研修である利用者支援事業の研修を終了したスタッフを子育てコーディネーターと認定し、おやこDE広場、子育て支援センター28か所すべてに常駐している。令和6年3月末時点での認定者は96名である。

→子育てコーディネーターは相談内容によって、一時預かりや、保健師、母子父子自立支援員の相談を案内するなど、仲介役、つなぎ役の役割を担っている。

→ほっとる一むで実施している一時預かりは、預ける理由に関係なく利用できることが特徴である。

【質疑応答等】

○「子育てコーディネーター」はどのような人がなれるのか。何か資格を所有している必要はあるのか。

→保育士の資格を所有している方や、自身の子育てを終え、研修を受けて子育てコーディネーターになられた方がいらっしゃる。認定資格は、千葉県で実施している子育て支援研修の利用者支援事業(基本型)を受講し、市内のおよこDE広場や子育て支援センターで勤務されている方である。

○医療的ケア児を預かるうえでの松戸市での課題は何か。

→現在公立の保育所に看護師を1名ずつ配置している。通常保育で医療的ケア児がいる場合には、任期付短時間職員もさらに配置している。任期付短時間職員の採用にあたり、募集はしているが応募は少ない状況である。「こども誰でも通園制度」では、いつ医療的ケア児が利用するかわからないため、利用することを想定し人員を配置すると人件費がさらにかかってしまう。公立保育所では実現可能だとしても民間の保育所では難しいのではないかと考える。

○松戸市のようなきめ細かいサービスを提供するには専門性を持った人材確保が重要だと考えるが、どのように人材確保をしているのか。

→子育てコーディネーターの人材確保については、およこDE広場や子育て支援センターのような子育て支援施設で働きたい人が登録している人材バンクがあり、それを活用している。また、子育てコーディネーターは身近な場所で活動しているため、興味を持たれて問合せをする市民の方もいる。

○子育てコーディネーターは行政機関より身近な存在であると思うが、そこにも頼れないような家庭への支援は何か行っているか。

→およこDE広場に来ることが難しい方でも、施設を利用したい、相談をしたいと考えている方がいる。親同士で交流するようなスペースを設けている広場もあれば、親子でじっくり遊べるようなスペースを設けている広場等、様々な施設があるので、自分にあう施設を見つけてほしいと考えている。

→施設になかなか行くことができない方に向けては、松戸市公式LINEでの情報発信や、様々なイベントを開催するなどの取組を行っている。

→所属のない子どもがいる家庭の親は、社会から孤立してしまうと、育児の負担感があがり、虐待のリスクが高まってしまう場合がある。特に所属がない2歳未満の子どもがいる家庭は、そのリスクの高まりがみられる。「まつドリbabyヘルパー」は、子ども一人あたり年40時間まで、利用できるヘルパー派遣事業であり、無料券を配布することで利用促進となり、社会と繋がるきっかけになればと考えている。また、虐待に関しては、学校や医療機関、保育所などの機関で構成されているネットワークがあり、何かあればこども家庭センターへ連絡が入るといったような体系を取っている。

○おやこDE広場・子育て支援センターの利用者数や相談件数が増加したのは、拠点数が増加したことが要因であるか。

→年々施設を新設していたため、利用者数や相談件数の増加に、施設数の増加も関係していると考ええる。

○おやこDE広場・子育て支援センターはどういった団体が運営しているのか。

→NPO法人や社会福祉法人、学校法人等に委託をしている。公民館で実施している施設については、町会から公民館を借りて、委託先のNPO法人が運営している。

○外国籍への住民にはどのような支援、対策を行っているのか。

→松戸市では18歳未満の外国人が年々増加している。外国人に対しアンケートを実施したところ、相談体制の充実や、日本語や日本の文化を学ぶ機会の充実を求める声が多かった。現在行っている支援策としては、行政通訳の方を庁舎内に置いたり、国際交流員の外国人の職員を雇用したりして、そこを身近な相談窓口としている。また、市のホームページを多言語化、外国人向けの生活ガイドブックの配布、おやこDE広場で外国人を交えた交流会のようなイベントを実施したりしている。小学校では、日本語ルームを充実させ、日本語の指導・支援スタッフを増やす取組を行っている。

○人材バンクに登録のある人員はどれくらい確保できているのか。また、施設運営の財源はどのように確保しているのか。

→保育士資格を有している方や、子育て支援研修を受講された方を人材バンクに登録しており、各施設で欠員が出た場合は、この人材バンクの名簿を提供している。おやこDE広場や子育て支援センターの財源については、国・県の交付金である、重層的支援体制整備事業交付金を活用している。

○地域子育て支援拠点事業の延利用者数が増加したのは、子育て世帯が増加した、流入してきたような要因があるのか。また、松戸市の子育て世帯の属性には特徴はあるか。

→令和2年度から令和3年度にかけて利用者数が急増している要因は、コロナウイルスによる利用制限が解除されたからである。また、子どもの有無は把握していないが、子育て世代(20～49歳)の社会増は、令和2年度1,004人、令和3年度745人、令和4年度1,394人と毎年1,000人前後の社会増がある。

○子育てコーディネーターは市との関係性はあるのか。

→子育てコーディネーターは、運營業務委託の受託法人のスタッフである。保護者から相談があった場合は内容を聞き取り、関係機関を判断し情報提供する役割を持っている。情報提供先が分からない場合は、子ども未来応援課に連絡いただき、子ども未来応援課から関係機関の提案を子育てコーディネーターに行っている。

○「こども誰でも通園制度」における医療的ケア児・障害児の受入環境について、公立と民間の保育所では、制度は同じであっても専門的な職員の人員の補充を強く要望することは、民間の保育所では難しいのではないかと。

→医療的ケア児・障害児が民間の保育所に必ず入所できると言えないのが現状である。公立の保育所で受け入れ可能なところをいくつか提示し、保護者の方と調整を行っている。

○市内全駅に鉄道が張り巡らされているなどの、地域の特性を活かした施策を実行する上で、困難なことはあったか。

→全駅中に小規模保育所を整備できるよう駅に協力していただいたが、整備が難しい駅においては、なるべく駅から近い物件を探し、そこに小規模保育所を整備するよう取り組んだ。

令和6年度地方行財政ビジョン研究会第3回委員会 議事録

日 時:令和6年10月18日(金)18:00~20:00

場 所:総務省(6階)地方財政審議会会議室

Microsoft Teamsによるオンライン会議(講師1名、学識委員6名、省内委員5名)

出席者

(学識委員)

井手委員長、関口副委員長、荒見委員、倉地委員、桑原委員、小西委員、祐成委員、茂住委員、吉弘委員

(総務省委員)

梶委員、前田委員、畑中委員、田中委員、村田委員、高橋委員、馬渡委員、水谷委員、青島委員、最上委員、沖本委員、伊地知委員

【議事次第】

1 開会

2 議題

① 「スウェーデンの子育て支援と財政」

横浜国立大学大学院社会科学研究院国際社会科学部門教授 伊集 守直 様

② 「保育制度から考える日本の子ども子育て政策」

お茶の水女子大学基幹研究院人間科学系講師 松島 のり子 様

3 閉会

スウェーデンの子育て支援と財政

【説明概要】

○「スウェーデンの概要」についてパワーポイント資料を基に説明いただく。

→人口については、2010年代後半頃から1,000万人を超えており、特に移民・難民の受入れを背景にして人口増がみられる。

→日本と同様80年代後半にバブルがあり、90年代のバブル崩壊とともに大きな財政赤字を出して失業率が高くなった。90年代後半から、予算編成や地方政府も含めた一般政府の財政規律を整えていくことで、現在では比較的堅調な経済成長と財政運営を維持しているという状況が続いている。

→堅調な経済成長と財政運営の一方で、失業率の高さ、特に地方の若者の失業率の高さが課題とされている。

→国・地方・社会保障基金も含めた一般政府の歳出規模をGDP比で日本と比較すると、全体

規模が10%ポイント程度違うが、特に教育・社会的保護・社会福祉にかかわる部分の差が大きいところが特徴である。

- 税収規模の違いも租税負担率をGDP比で比較すると日本は30%なのに対して、スウェーデンは45%弱と歳出面の違いと同様にある。
- 税収規模で見ると、所得税や消費課税の面ではスウェーデンの方がより負担が大きいですが、所得にかかる税あるいは社会保険料の負担という観点で見ると、日本は社会保険料の負担が高くなってきている。
- スウェーデンは必ずしも税自体の再分配効果が高い訳ではなく、現金給付も含めた社会保障給付を入れることで再分配効果を発揮している。
- 日本と同様に地方政府は二層制になっており、基礎自治体としてコミューンが290団体、広域自治体としてレギオンが20団体ある。
- スウェーデンの政府間財政は、分離型の事務配分を採用している。コミューンでは就学前教育から中等教育までの教育・職業教育や成人教育と、子育て支援・高齢者介護・障がい者支援などを含むような福祉を担う。一方でレギオンは医療を担当しており、日本のように都道府県から市町村に補助金を出すというような財政的な関係は全くない。
- 租税収入が強固であり、コミューンあるいはレギオンにおいてもおよそ7割を租税で調達しており、その税収を日本の地方交付税に相当するような財政調整制度としての一般交付金で補完し、特定補助金がさらに補完するという形になっているため、一般財源が多いというのがスウェーデンの地方政府財政の特徴の1つである。
- スウェーデンでは1996年に財政調整制度改革により水平的調整制度を導入した。日本の交付税と同様に、課税力・財政収入・財政需要を考慮して調整するが、日本の交付税のように基準財政需要額と収入額の差額で財源不足を測って保障するという形ではなく、課税力は課税力で、財政需要・構造的な費用の格差の分は費用の格差で分けて調整するということになる。
- 財政需要については、基本的に各団体、コミューンであれば290団体の平均的費用を基準として、それよりも費用が下回る団体から、平均的費用を上回る団体に対して水平的にお金を動かすことで、全てを100%でならずというような調整を行う。
- 課税力については、スウェーデンは地方所得税のみであるため、住民1人当たりの課税所得の全国平均値を基準に、その平均値の115%までをすべての団体に保障している。その基準を超える課税力のある団体からは逆に費用を拠出してもらい、水平的調整を行っている。

○「子育て支援策について」パワーポイント資料を基に説明していただく。

- 育児休業の手当、児童手当、住宅手当のような現金給付については、社会保険庁を中心とした国の管轄で、学校教育・保険サービス・介護サービスのような現物給付については財源も含めて地方政府の役割となっている。
- 小中学校に相当する基礎教育から大学の高等教育まで公立・私立問わず全て無償である。

また、成人教育あるいは職業訓練もコミューンが担当しているが、教育の領域では無償でサービスを提供している。

- 育児休業制度については、480日間という期間を設けており、子どもが12歳に達するときまでに部分的に取得することが可能である。
- スウェーデンの住宅手当は、若者向け・高齢者向け・子育て向けと分かれて構成されている。子育て世帯向けの住宅手当については受給の条件や細かい規定があるが、子育て世帯の10~11%程度に給付がある。
- 保育サービスについてはストックホルムを例にすると、第1子について世帯収入の3%を支払う場合でも2万円程度であるため(上限設定あり)、児童手当と合わせると基本的には、特に第2子以降は児童手当の範囲でカバーできるような保育料の設定となっている。
- 保育のサービスを提供するに当たり、各自治体がホームページ上で保育園の情報を提供している。公立、私立なのか、親協同組合で運営しているのか、どのようなタイプの保育なのか、あるいは定員や保育士の配置の状況、また保育士のうち高等教育・大学教育で保育士の資格を取得している先生の割合などについて開示されている。
- 保護者アンケートの結果を開示することもあるが、その際は「どのような学びを重視しているか」、「安全面はしっかりしているのか」、「子どもの成長において社会性や主体性を重視しているか」、「どのような食事を提供しているか」といった内容をアンケートの結果に基づいて公表している。利用する保護者はこういった情報を確認しながら、希望する園を見学しに行く。
- スウェーデンの保育の中身については、「子どもの影響力」を重視するようなことが、教育の面においてかなり重視されているようである。

【質疑応答等】

- 高等教育・大学・大学院は無償で、その費用はコミューンが担っているということであったが、小さい自治体や地方の自治体の負担になるなどの地域間格差のようなものはあるのか。
- スウェーデンでも基本的にストックホルム、ヨーテボリ、マルメといった3大都市への人口集中は続いている。そういった都市に大学が比較的多いというのものもあるが、大学・高等教育自体はその費用も含めて国の管轄となるため、コミューンあるいはレギオンレベルでの財政力の違いが大学教育で現れるということは、特に財政的な面ではないと思われる。地方の大学では定員割れしてしまうといったような問題はあるが、地方政府レベルでの財政力格差が大学に直接影響を与えることはないと考えられる。

- スウェーデンを含め北欧諸国は社会民主主義の伝統が強いという説明をよく聞くが、なぜ社会民主主義の伝統が強いのか。
- 気候等の自然面も含め非常に貧しい国であったという自然条件や、19世紀に人口流出が問題であったとき禁酒法を制定したり、どのように労働生産性を高めていくかが長らく課題になったりなど、そういうところから連帯という発想が強いということなどが考えられる。それ

が他の北欧諸国を全般に当てはまる理由とは断言できないが、北の方の国はそういった傾向を持っているということは考えられる。

→北欧社民の起源はドイツにある。19世紀後半に社会主義運動がある中で、特にその理論や運動の中心はドイツであった。左派にはローザ・ルクセンブルク、右派にはベルンシュタインの修正資本主義が位置づけられており、右派は資本主義の枠組みの中で、議会制を通じた社会改革を行っていく立場を取った。スウェーデンも理論的な背景は、ドイツのSPD、特にベルンシュタインの影響を非常に受けており、それが19世紀末の終わりから拡大していったと言われている。

○最近のスウェーデンの財政支出や税収等の動きを見ていると、特に社会支出の低下がみられるが、極右政党の台頭や、ヨーロッパ諸国で見られる社会的な分断、移民・難民に対する敵意といったような問題との関わりで、社会支出に対する反発が強まっているのか。

→90年代後半、特に2000年代に入って見られるが、極右というよりも中道右派に政権交代した際に、社会保険の受給の厳格化や、失業給付の給付期間の短縮、受給資格の厳格化を行った。それまでは伝統的に充実した社会保険給付なども行っていたが、なかなか失業率が下がらない時代に、労働者あるいは失業者の労働市場へ戻るインセンティブを高めるために、ずっと失業給付を受給できる仕組みを切り下げようという方向性をとった。極右が主張しているのは、市場化や効率化ではなく、「古き良きスウェーデンに戻りたい」ということで、スウェーデン人だけに給付を充実させて再分配をしっかりと行ってほしいという内容である。財政支出の切り下げは、中道右派の政策の影響が非常に大きい。

○戦前スウェーデンは徹底して男女平等を追求するように変化していくが、その問題について何か知っていることがあれば教えていただきたい。

→今すぐに回答することは難しい。

○スウェーデンに限らず北欧では少子化が進んでいる。デンマークの都市では土地価格の高騰により、以前のように広い家に住むことが出来ず、狭い家に住む人が増加し、なかなか子どもを産むことが難しいといったライフスタイルの変化が影響しているのではないかとされているが、スウェーデンではどうであるか。

→都市部は持ち家よりも賃貸や集合住宅の割合が高く、そのような場所に住んでいる方の割合はスウェーデンの方がもともと高いということは予想される。土地価格の上昇で家の規模が小さくなっているということがスウェーデンでも同様に進んでいるのかは今の時点ではわからない。調べてみようと思う。また出生率について、フィンランド・ノルウェー・スウェーデンはかなり低下してきているが、デンマークは比較的緩やかであるため、その要因が気になっているところである。別の機会に議論させていただきたい。

○子育て世帯向けの住宅手当も国の管轄で、給付にコミューンは関与しないのか。また、賃貸住宅だけではなく、持ち家も受給可能とのことだったが、給付額の算定はどのように行っているのか。

→持ち家に対する給付額の算定については、帰属家賃のような形で計算しているのではないかと考えられるが確認が取れていないので、詳しく調べたいと思う。また、住宅手当の給付の管轄は、児童手当やその他の若者世帯や高齢者世帯向けの住宅手当と同様に社会保険庁の管轄であるため財源は国である。給付あるいは申請についてコミューンが関与しているかどうかは調べ切れていないが、申請自体は保険庁に対して行うようになっているため、直接的にコミューンが関わってはいないと整理しているが、再度正確に確認してみる。

○現物給付による再分配があるというのは具体的にどういった意味なのか。子育て世帯向けの住宅手当のように所得に制限がある現物給付が多くあり、それによる再分配という理解でよいのか。スウェーデンは普遍的な手当が比較的多い印象があるためどういった意味なのかを教えていただきたい。

→現物給付は金銭的な給付をするということではなく、教育にしてもそのほかの現物サービスに対しても、ユニバーサルな形で所得に関わりなく無償のサービスとして、子どもやサービス受給者に提供することになる。収入に占めるサービスにかかるコストの効果という意味では、相対的に低所得の方が恩恵を受けることになる。サービスに価格があるとすると、例えば10万円のサービスを一律に現物で受けた場合に、10万円のサービスとして受けられる効果は低所得の方が相対的に大きくなるという意味で、再分配効果が発揮されるということになる。

○地方政府ごとに税率格差はあるという話であったが、これは所得が高い地域ほど税率が上がるということか。

→傾向としては下がるということである。現在平均は32%ほどであるが、高いところで34%、低いところだと28~29%ほどで、全体で6%ほど差がある。その理由としては、水平的な財政調整制度を入れて基本的にならすこととしているが、ならし切れていないという面がある。もう1つの理由としては、無償サービスを行う際税財源で負担する場合は税が必要になり、例えば同じサービスでも料金が発生するようなサービスにしたり、民間業者に委託しコストカットをしたりすると、その分税負担は低くなるため、税率が低くなるということがある。断定的な話ではないが、都市部の方が右派の政党が中心になるところも多いので、そのようなところは税率を下げるような主張をする傾向がある。そのため、財政力の格差が税率に現れる部分と、地方政府の中で政党間の違いが現れる部分の両面があると考えられる。

保育制度から考える日本の子ども子育て政策

【説明概要】

○なぜ「保育制度から」考えるのか。

→日本の保育制度は、学校教育法に規定されている幼稚園と児童福祉法に規定されている保育所の幼保二元体制の仕組みが、戦後から現在に至るまで続いている。

→幼稚園・保育所といった公的な保育施設に、就学前・幼児期の子どもたちが通うようになっていくなかで、様々な社会的影響を受けながらそれぞれの在り方に対する議論がされてきた。そのため保育制度から見えてくる子ども子育て政策の課題もあるのではないかと考えた。

○日本における幼稚園・保育所の普及状況についてパワーポイント資料を基にご説明いただく。

→1980年代以降、幼稚園・保育所の施設数の伸び率は横ばいとなるが、2015年に子ども・子育て支援新制度が施行されたことから、幼稚園の施設数は減少している。

→現在の普及率としては、就学1年前(5歳児)の段階で、幼稚園・保育所・認定こども園に通っている子どもは9割以上いる。

→幼稚園・保育所の普及の様相は、現在に至るまで地域差が生じている。

○「幼稚園と保育所との関係をめぐる議論の経過」についてパワーポイント資料を基に説明していただく。

→幼稚園と保育所は別々の制度の下で制度化され普及していったが、「同じ日本の子どもたちに対する保育あるいは教育の機会の観点から、別々でよいのか、格差が生じるのではないか」という課題点が指摘され、一元化をめぐる議論が展開されてきた。

→1960年代、「二元体制の固定化・強化、保育内容は共通に」と、国の見解として、幼稚園と保育所は別々のものであるが、教育面においては足並みをそろえるため保育内容は共通にし、それによって保育を同じように保障していこうと通知を出した。あまり強制力を持つ通知ではなかったが、今に至るまで影響力を持っている。

→2015年に「子ども・子育て支援新制度」施行、2020年代には「こども家庭庁」が発足したが、幼稚園・保育所・認定こども園における現状の制度は維持しながら、保育内容を共通にし、整合性を図り、それによって等しく幼児教育を保障しようという考え方は、1960年代に出された通知と同じような経過をたどっているのではないかと考えている。

○「保育制度から考える日本の子ども子育て政策の課題」についてパワーポイント資料を基に説明していただく。

→幼稚園・保育所・認定こども園の普及状況に地域差があることは、子どもや保護者がそれぞれ希望する施設に通えない、選択できないといった理由にもなりかねないため、課題であると考えられる。

- 国の定める保育士の配置基準は最低ラインであり、さらに都道府県等における条例でより高い水準の基準を定めている地域もある。保育士の配置基準が自治体間でも制度上異なることは、子ども一人ひとりの育ちに影響する可能性もあるのではないだろうか。
- 少子化の影響等もあり、幼保間において、職員配置の違い、公定価格の基準額の違い、保育時間の違い、保育者の研修機会の違いなどが生じているため、保育内容の整合性を図って、幼児教育・保育を等しく保障しようとしても、条件整備の時点で様々な差・格差が生じてしまうのではないかと考えている。
- 普及に地域差があることは、ただ単純に課題というわけではなく、地域差が既に顕著に生じている中で、これからどうしていくかを考える必要性を感じている。

【質疑応答等】

- 幼稚園・保育所を無償化するとその他の経費を値上げするなど、無償化の意図と反したことが現場で起きているようであるが、公的機関はこういった問題をコントロールすべきだと考えるか、もしくは仕方がないと考えているか聞かせていただきたい。
- そのような問題が起きないようにと通知は出していたようだ。園にも事情があるとは思いますが、子育てをしている保護者の方の負担軽減が目的であるのに、かえって保護者の方の負担額あるいは負担感が上がることは課題であるため、公的機関はそのような状況を野放しにせず、チェックするような体制は必要であると考えている。

- 首都圏の認定こども園が他の地域に比べて少ない理由は何か。
- 県個別の状況を詳しく把握はしていないが、新しい制度として認定こども園が入ってきたときに、新しくこども園を作ることや、既存の幼稚園・保育所をこども園に移行するという選択肢を取ったところが少ないのではないかと考えられる。
- 過疎化が進んでいるような規模の小さな自治体では、幼稚園・保育所の両方を維持することが難しく、ただどちらか一方ではニーズに対応できないといった問題が起こり、認定こども園化が一気に進むことがある。また自治体が、市あるいは町にある全ての公立の幼稚園・保育所を認定こども園化することを推進しているようなところもあり、それが影響している可能性もあると考えられる。

- 保育所と幼稚園の一元化について、どのようにして公費負担を抑制する予定であったのか、また一元化が実現されなかった理由は何か。
- 80年代の公費負担抑制を主眼とする一元化論では、例えば教育の面では私立に委ねることで公費を抑えようとする考えや、福祉では、子育てや親の介護は家庭で行うことを推進するといったように、子育ては保育所より家庭で行うということを推進していた。この考えが、幼保の一元化論とどれほどリンクさせられていたかは定かではないが、公費負担抑制の議論が盛んに出てきていたのがこの時期である。

→実現しなかった理由としては、文部省・厚生省それぞれの主張はあったが、交渉する、相互に対話的に議論するというような姿勢がなく、制度をどう変えたら実現するか議論がなかったように思われる。

○こども家庭庁が出来たのになぜ一元化しないのか。総務省委員の方々はどのように考えているか。

→幼稚園が残っている理由の1つとして、認定こども園に移行してしまうと公定価格になってしまうため、私立の系列校などのブランド化している園は、学費が設定できる幼稚園から移行したがるようである。また、幼稚園は私学助成を都道府県から受けるのに対して、認定こども園は全国一律ではないものの、国が決めた公定価格の対象になるため、私学助成の水準が高い地域では認定こども園への移行があまり進まない。このような昔からの私学助成の水準差や、公定価格を好まないような立派な園が多い地域では、幼稚園が多く残っているような認識を持っている。

○幼稚園・保育所等による「保育」の普及について地域差の両義性とはどういった意味であるか。

→幼稚園・保育所の普及の地域差は、地域ごとの様々な事情に即して、地域に合った普及の仕方をした結果、普及率の差が生じたという点もある。地域の実情に合った普及促進を遂げてきたという意味では、プラスに捉えることができる地域差もあると考えている。その一方で、そもそも普及率が少ないことや、施設があっても通うことができない人がいるといったような点で、子どもが保育を受けることに対する差につながるような地域差に関しては課題として捉えられる、といった意味で両義性と表している。

○保育の質に関して、質に係る差あるいは子どもが育つ環境の差をどのように測っていくことが望ましいと考えているか。

→園ごとに環境は違うこと、基準が定められている制度に即して運営されていたとしてもその中で保育者の方がどう動かれるかによって差が生じる。また、大学・短大・専門学校卒の先生の比率や、離職率、保育者不足の問題があるなど、様々な要因が関わるため単純に数値化できるものではないと考えている。あまり量的に質を測ることに偏りすぎずに慎重に見ていくことが必要であると感じている。

○幼稚園の方が普及している地域では、例えば働きに出ることが難しく専業主婦の方が多いため、幼稚園・保育所の普及の仕方に地域差があることで、地域の方々に影響が及ぶことはあるのか。

→普及が進む真ただ中の時代では、幼稚園や保育所に通わせたい、働きに出たいという要望からつくってほしいという運動につながり、実現されなければ保護者の方が協力して自主保

育を展開しているような地域もあった。幼稚園や保育所を必要とする人たちが一定数いたところから普及したという流れはあるが、できた後にその地域でどのような動きがあったのかまでは追えていない。

→(後日補足内容) 1950年代～60年代頃のことではあるが、幼稚園あるいは保育所としての設置後、幼稚園から保育所、保育所から幼稚園に転換した施設もあった。地域の必要に応じての転換だったようである。また、保育所に関していえば、「待機児童」が社会問題化する前から、保育所不足の状況は生じており、入所措置の判断が厳しく、自営業だと子どもが保育所に入所できなかったこともあったようである。そうした点において、地域差をともなう普及状況や行政の保育施策のありようにより、地域の方々にとって影響が及ぶ状況は生じていたといえるかもしれない。

○幼稚園・保育所の制度が維持されていることが、保育の質にかかわる要因としては具体的にどのようなものが想定されるのか。この制度を維持したままでも、質や内容を維持することはできるのではないかと考えるが、それができないのはこういった要因であるのか。

→内容の整合性を図ろうとしても、例えば先生の人数の違いから、質に関わる可能性もあるのではないかと考える。また日本では、要領・指針に即して運営されているかのチェックはあっても、日々の保育をどのように行うかは先生方の裁量や園の方針に委ねられているところもある。幼稚園と保育所が、教育と保育を分けて考えられてしまう傾向が根強くあるため、そういった点から質に影響しているのではないかと考える。

○東京都で行っているような認証評価のシステムもあるように思うが、これらは施設が整っているかというような外見を中心に見るような評価方法になってしまっているのか。日々の保育内容など実践的な内面までは見えていないという理解でよいのか。

→全く見ていないというわけではないと思うが、実践的な内容を見る目を厳しくしてしまうと先生方が豊かに実践することを阻む要因になってしまうのではないかと考えており、園あるいは先生方が工夫して子どもたちに合った保育を行うということが、日本の政策として重要と考えているのではないかとと思う。

→(後日補足内容) 自治体のなかには独自に、園長職の経験があるなど、実践経験を長く有する巡回支援員や指導職員などを配置して、園の実践(環境のあり方や子どもへの関わり方、食事やアレルギー対応のこと、安全面のこと、園内研修のことなど)にも関わって、継続的に話し合いや相談ができるしくみを設けているところもあるようである。

○保育を入口として、子どものいる世帯の何らかの困窮を捉えて相談支援につなげるような役割を保育者に期待してもよいのか。そのような先進的な取組があるとしたら教えていただきたい。

→家庭での困りごとや子育てに関するサポートについて、幼稚園・保育所・認定こども園等に全

て期待するのは難しい、違うところに施策が必要ではないかと考える。

- 幼稚園と保育所のみを比較して課題を見つけていくだけではなく、広い視点を持ち、他のものと比較した時の幼稚園・保育所どちらにも共通した大きな課題も解決していく必要がある。
- 幼稚園・保育所には子育て支援の機能が位置付けられ任せられることが多い一方で、それを支えていく人員や財政的な面など、条件整備が追い付いていない。先生方だけではなく、多様な専門家が介入するなどして、家庭に必要なサポートを届けていく方向性を見出していくことが必要である。

【終わりに】

- ソーシャルワークというものは高齢者や障害者に話が限定されやすいことや、ソーシャルワーカーにおいても小中学校における議論はあるものの、幼稚園・保育所における議論はほとんどない。子どもにもさらに視点を広げていくことが重要だと感じた。

令和6年度地方行財政ビジョン研究会第4回委員会 議事概要

日時:令和6年11月15日(金)18:00~20:00

場所: 中央合同庁舎第2号館6階 自治財政局第2会議室

Microsoft Teamsによるオンライン会議(学識委員5名、総務省委員1名)

出席者

(学識委員)

井手委員長、関口副委員長、青木委員、荒見委員、倉地委員、桑原委員、小西委員、祐成委員、丸山委員、茂住委員、吉弘委員

(総務省委員)

梶委員、山口委員、畑中委員、宮崎委員、田中委員、村田委員、馬渡委員、溝尾委員、伊地知委員

【議事次第】

1 開会

2 議題

① 「公立保育所運営費の一般財源化に関する一考察」

追手門学院大学 経済学部 教授 細井 雅代 様

② 「こども・子育て政策に関する政府間財政関係の改革

－三位一体改革期の国庫補助負担金改革とその後の展開－

東海大学 政治経済学部 特任講師 原田 悠希 様

3 閉会

公立保育所運営費の一般財源化に関する一考察

【説明概要】

○子どもをめぐる現状と自治体の予算配分

→15歳未満の人口は減少してきているが、少子化対策等の目的で、子どもに係る公的費用は増加してきている。

→子供の数は減少しているが共働き世帯の数は増加し、保育所の需要が今後さらに増加していくことが予想される。

→私立保育所の割合は都道府県によって大きく異なり、割合が高いところでは90%、低いところでは50%を切る自治体もある。

→公立保育所の運営コストは私立保育所の運営コストの1.5倍ほどかかると言われており、自治体財政負担の観点から見ると公立保育所の方が3倍ほどかかると言われている。コストの面から考えると、民営化し私立保育所として運営していく方が合理的ではあるが、自治体によっては民営化を進められない事情もあり、そのような自治体の保育所運営費は大きな金額になってしまっ

いる可能性がある。

- 都市データから見る児童福祉費の割合と財政力の関係について、2022年度においては児童手当が拡充されたことが影響していると思われるが、児童福祉費の割合が増加してきていることがわかる。
- 財政力が高い自治体ほど児童福祉費の割合が高いことが明確になっており、財政力の高い自治体ほど、子育て世帯が多い、児童福祉サービスが手厚い傾向にあると考えられる。

○保育所をめぐる改革の概要

- 度重なる保育所関係の規制緩和が行われたことにより、定員数の増加や職員の非正規雇用の拡大など、保育所の運営が大きく変化した。そのような時代の中で三位一体改革が行われ、2004年度には公立保育所運営費の一般財源化がなされた。
- 公立保育所運営費の一般財源化については、プラスの効果がある一方で、一般財源化により保育材料や備品購入を削減する自治体が出ていることや、国庫補助負担金がなくなったことで財源が削減されたと感じている自治体がいるのではないかという研究もある。
- p14「一般財源化の経済理論」について、横軸のGは公立保育所、縦軸Yは自治体が提供しているその他の財・サービス、無差別曲線Uは住民がGとYという公共財・サービスから得る便益度合いを表している。
- 経済学では無差別曲線Uが原点0から遠ざかっている方が、高い便益をもたらす予算配分だと考えられるので、このような結果から、特定定率補助金より一般定額補助金の方が望ましいと考えられる。つまり、一般財源で自治体に給付した方が、財源の縛りを受けることなく地域住民のニーズに応じたサービスを提供できるようになるという理由付けから一般財源が望ましいという結果になる。
- 公立保育所運営費の一般財源化は、公立保育所の供給量(G)の減少をもたらし、Yを私立保育所としたら Y_1 が Y_2 に増加するということである。
- 公立保育所運営費の国庫負担金が一般財源化されると、交付税措置があるにせよ、公立保育所に係る一般財源の投入量が大きくなるため、市町村にとっては公立保育所のコストが私立保育所に比べて高くなったと認識される。予算上の制約から公立保育所から私立保育所への保育の供給自体が緩やかにシフトするという論文もあるため、上記の話と一致する。
- 一般財源化によって予算制約が増えたとしても所得効果のみが生み出されるため、その分自主財源の差がそのまま歳出の規模となり、地域間格差を懸念する先行研究が多くある。
- 一般財源化によって生じる影響の具体例は、職員数が必要である障害児保育等の特別保育の実施に影響を与える可能性があること、障害児保育の実施が少なくなったこと、公立保育所が障害児保育の受け皿になっていることなどに注目した先行研究がある。
- 上記の理論の注意点としては、サービスに外部効果がある場合、または自治体の提供するサービスが住民の要望と異なる場合は、効率性の観点から特定補助金の方が望ましいとする読み取り方もある。
- p15のデータより、財政力の高い自治体ほど、公立保育所の障害者保育の実施割合が高くなって

いるということが言える。

- p16の「一般財源化による保育行政への影響一回帰モデル」については、Yの被説明変数には保育行政のアウトプットを、説明変数は財政力指数と経常収支比率を設定している。「POP15」は15歳未満の人口比率である。ポイントは「IPPAND」というように一般財源のダミーを置いていることで、注目する係数は α_2 と β_2 である。
- p17(1)(2)から、一般財源化の前も後も、財政力は自治体における公立保育所のサービス規模にマイナスの影響を与えた、つまり一般財源化で民営化の動きに拍車がかかったと読み取ることができる。財政力の高い自治体ほど民営化を進めたという研究論文の結果と一致する。
- (3)(5)から、一般財源化前から財政力の高い自治体は民営化を進めてきたこと、特別保育の実施を積極的に取り入れる動きがあったと読み取ることができる。
- (4)から、一般財源化によって財政力の高い自治体が、延長保育の実施割合を低下させたことが読み取れる。このことについては、2005年度に延長保育の促進事業が公立のみ一般財源化されたことも影響している可能性がある。
- 経常収支比率については、(3)から、財政の硬直化が進む自治体は民営化が推進されがたく、特別保育の実施の障壁となっている可能性があることがわかる。
- 15歳未満の人口比率については、いくつかの回帰モデルで有意な結果が見られる。特に、一般財源化後においては、15歳未満の人口の比率の高い自治体は公立の割合が高まり、延長保育の実施割合を増やすということがわかる。つまり子育て世帯が多い地域では、ニーズに沿った保育サービスの実施がされていると考えられる。
- 総じて、一般財源化による影響が自治体の財政力や財政状況の高低を通じて現れることがわかった。また、財政力が高ければ民営化を進め、私立保育所の定員を増やすことで、保育ニーズの高まりに応じてきた。そして、一般財源化後、子育て世帯の多い自治体では、より公立保育所を活用し、延長保育等の保護者ニーズに対応するなど、一般財源化の影響が人口構成を通じて大きく出ている可能性があるという結果である。
- 経済学の理論から見ても、p16.17の実証結果から見ても、国庫補助負担金を地方交付税に振り替えるということは、自治体の保育所運営において中立的ではないということがわかった。
- 児童措置費の単位費用の推移を見ると、一般財源化したことで単位費用が2倍に増え、2004年度から2005年度にかけては、保育所運営費における単位費用が上がっている。一般財源化の影響をなるべく緩和するために単位費用自体を増やしてきた、また公立保育所運営費の超過負担の解消を図ってきたというところから、単位費用の増額がなされてきたと言える。
- また、人口が少なく公立保育所が多い地域のために、密度補正という措置を取ることで的確な基準財政需要額の算定を行っている。最近の密度補正ではさらに複雑化しているが、密度補正を通じて自治体の財政運営に支障が出ないように対応が図られていることがわかる。
- 今回の結果から述べたいことは、どのような財源スキームかによって政策の結果に影響を与えるということである。地方分権の関係から言えば、地域のニーズに対応しやすくなったと期待通りの結果が出たと考えることもできるが、保育所運営に関しては、財政力の違いで保育所の水準が変わることが望ましいことなのかも考える。

- 保育所も子育て支援の重要な1つの政策であるため、子育て支援を強化していく国の政策の中で、自治体が政策の意図を考慮し、積極的に政策を実施してもらうためには、子育て政策の必要性を強調するような財源フレームに入れていく必要があるのではないか。
- 政令市と中核市データのみの結果であることと、2002年～2007年は様々な規制改革が行われた時代でもあるため、一般財源化ダミーとしたダミーは色々な影響を受けてしまっている可能性があるため、ご了承ください。

【質疑応答等】

Op17の分析結果について、(1)公立保育所の割合は、15歳未満人口比率と一般財源化ダミーがプラスで有意になっているという結果であるが、先ほどのご説明からすると、一般財源化すると公立保育所のリストラチャリングが進むような影響が一定程度あるが、15歳以上人口の比率が多い行政需要が大きい団体においては、一般財源化をしたとしても公立保育所の数は相対的に多くなっていたと評価してよろしいのか。

→その通りである。

Op12について、制度変更の前と後で、国や県の役割や事務配分、責任等はどのような変化があったのか。公立保育所は市町村が担当しているため、そこに国と県が今までどのように関わっていて、制度変更後どう変化したのか。

→一般財源化をすることで、国や県の市町村への保育行政における関わり方は、基本的には変わっていない。p11の規制緩和のところで、2011年に都道府県ごとに基準を条例化するよう定められた程度である。

Op16について、Yは保育行政のアウトプットを示しているのご説明があったが、具体的にどのようなことを指しているのか、何をアウトプットと定義されているのか。

→p17記載の(1)～(5)をYと設定している。

Op17の分析結果について、財政力指数と経常収支比率それぞれで一般財源化ダミーを見た際、結果が異なるようだがどのように解釈すればいいのか。

→財政力指数と経常収支比率の相関が高い、あるいは似たような変数であると懸念されているということか。

→その可能性もあると思われるが、基本的に財政力のある自治体、ない自治体、財政力に弾力がある、なしといった視点で見ていくことが多いと思うが、ここまで結果に相違があるとどのように解釈したらよいか。

→財政力が高い自治体と義務的経費が多く財政状況の硬直化が進んでいるような自治体では、結果に違いが見られて当然のことであると考えている。

→財政力指数は高いけれども経常収支比率が低い自治体、あるいは、財政力指数は低い経常収支比率は高い自治体などの位置づけはどのように解釈すればよいか。

→不交付団体は異なるが、財政力指数が高いところは自主財源が高く、一般財源化されたことで、自治体のニーズに合った政策を実施するパワーが高まり、首長を中心としてどう予算配分を行うかといった自由度がある。経常収支比率については、例えば比率が高く財政が苦しい自治体が、一般財源化されたことで地方交付税の増額をどう振り分けるかとするのは趣旨に反する。しかし、自治体によっては保育所の優先順位が低く、他のところにお金を回すといったような運営をする自治体が出てくる可能性はあると解釈している。

Op17の(1)(2)について、財政力指数×一般財源化ダミーのところ、顕著に有意な結果が出ているが、実際のインパクトはどの程度変わるのか。

→インパクトに関しては計算しておらず、記載されている係数のみである。

Op17の分析は2007年までのデータであるが、近年の状況はどうであるか。自治体ごとの、地域の政治的要因に影響を受けているようなところもあるのか。

→今回は三位一体改革の一般財源化にのみ注目したため2007年までのデータで分析している。子育て政策に力を入れたいと考える首長もいるので、近年は政治的要因が影響している可能性はあると考える。また、2002年、2007年あたりは、地方財政が逼迫している時代であったため、現在のデータで分析すると異なった結果が出てくるのではないかと考える。

Op14において林先生の「経済理論」の論文をご紹介され、補助金・負担金の場合は特定定率補助で、一般財源化・交付税の場合は一般定額補助だという前提でお話しされていたが、公立保育所の場合は在籍児童数に応じた密度補正があるため、これを一般定額補助金に移ったという解釈をしてよいのか。

→単純に示したものであり、密度補正等の細かい視点は加味していない。

○財政力指数が高い自治体ほど選択肢の幅が広がるというお話があったが、分析結果を見ると、財政力指数が高い自治体ほど公立保育所の割合が低くなっているように読み取れる。公立保育所を運営するにはコストがかかるので、財政力指数が高いほど公立保育所を運営しやすいという結論であれば理解できるが、財政力指数の高い自治体ほど公立保育所が減っているということはどのように解釈すればよいのか。

→一般財源化によって自治体がどのような財政行動をとったかというアンケート調査では、財政力が高い自治体ほど民営化を進めていて、財政力が低い自治体ほど民営化が進んでいないという結果がある。小規模な自治体は保育に係る経費の削減や、新規採用を減らす傾向にあるため、民営化にコストがかかるのか定かではないが、そういったことが影響している可能性がある。また、財政力が低い自治体は子どもの人数が少ないことや、事業者の参入が少ないことから、民営化したくてもできない状況がある可能性はあるのではないかと考える。

○一般財源化と財政力の関係で当時一番懸念され、今でも懸念点として挙がることは、財政力の低

い自治体で、サービスが低下するということである。しかしこの結果から見ると、財政力が低い自治体ほど公立保育所の割合は減少しておらず、サービスに影響が出ていないと解釈できる。財政力の高い自治体は都市部が多く、子育てに関連するニーズは多いと思われる。2002年から2007年の間だけではなく、その前後も一貫して、一般財源化前から民営化の流れが来ている。財政力が高いところは子育て世帯が比較的多く、共働き世帯も多いため、公立から民営化した保育所もあれば、私立の保育所が新設されることもある。そのような要因から公立保育所の割合は減っていくと考えられるため、財政力の格差がサービスに弊害をもたらしているとは言い切れないのではないかと。

→公立保育所の割合に関してはそのような解釈で良いと思うが、延長保育の実施や特別保育の実施の割合はマイナスであるので、財政力の差が出ているのではないかと考えている。

→財政力が高いところで、延長保育や特別保育の実施割合が減るとするのは、どのような理由があるのか。

→2005年度に延長保育に関して一般財源化を行ったことが影響しているのかとも考えたが、解釈に困っているところではある。

こども・子育て政策に関する政府間財政関係の改革

－三位一体改革期の国庫補助負担金改革とその後の展開－

○問題意識(こども・子育て政策に関する政府間財政関係への着目)

→日本の社会保障制度は、現金給付施策を含め多くの事務を地方自治体が担い、財源においても地方負担がある制度が数多く存在している。

○国庫補助負担金改革の理論と実際

→三位一体改革とは、補助金・地方税・税源移譲を三位一体で検討するもの。国庫補助負担金改革に関しては、税財政制度面で地方の権限と責任を拡大させることが目指されていた。

→廃止・削減によって地方の自由度が高まる事務や、地方が創意工夫できる事務から積極的に補助率を引き下げる、一般財源化するべきということが当時の議論である。

→こども・子育て政策に当てはめて考えると、現金給付である児童手当や児童扶養手当は国が法令で支給要件・給付額を定めており、地方に裁量権がないに等しいため、国庫負担金で賄うべきである。

→現物給付である保育所運営費等は自治体の創意工夫の余地があるため一般財源化するべきである。

→公立保育所運営費の一般財源化については理論通りであるが、私立保育所運営費は一般財源化されていない。また、児童扶養手当や児童手当に関しても、現金給付であるにもかかわらず、国庫負担率を児童扶養手当は4分の3から3分の1、児童手当は3分の2から3分の1に引き下げられており、政府間財政関係の理論に反している改革が行われていた。

○ヒアリング調査結果

- 社会保障制度に関する政府間財政関係の改革では、総務省、財務省及び厚生労働省の3省の折衝及び合意が必要となるが、そのような中で最終的な帰結だけ考えると、総務省が政府内部で妥協した(消極的にこの結果を受け入れた)ということになる。受け入れたことについて、当時の担当者はどのような判断をしたのか知るべく、当時の課長級職員として改革に関与した、岡本全勝氏、佐藤文俊氏、平嶋彰英氏、務台俊介氏の計4人にヒアリング調査を行った。
- 佐藤文俊氏へのヒアリング結果からは、現金給付と現物給付で性質が異なるため、その点に留意し他省庁との折衝に臨もうとしていたこと、経済財政諮問会議において数値目標・期限が設定され改革が進められていったが、4兆円・3兆円という目標設定はある種乱暴な設定ではあったこと、ただし目標設定をしなければ改革は進まなかったのではないかと考えていることがうかがえた。
- 務台俊介氏へのヒアリング結果からは、目標が設定されてしまったがゆえに、それを達成させるために数字合わせになってしまった部分もあるという率直な感想もうかがえた。目標設定は改革を牽引する役割を果たした一方で、自治制度官僚にとって数値目標達成のために地方分権推進の趣旨に沿わない改革内容を容認せざるを得なくなった要因とも考えられる。
- 自治制度官僚は私立も含めて保育所運営費は全て一般財源化すべきだと考えてはいたが、厚生労働省等との調整や、私立保育所の政治力、目標達成に公立分のみ的一般財源化で足りたことなどから、公立のみ一般財源化され、20年経った今でも私立だけが国庫負担金が残っているという結果になっている。
- 自治制度官僚が、現金給付の国庫負担率の大幅引き下げを受け入れることが可能であったのは、現金給付の負担率を下げた場合でも地方交付税制度の仕組みから、多くの自治体の財政運営に直接的支障が生じず、実務的に大きな不満が出てこないためである。
- 交付税制度で財源保障をしていくと、自治体の財政力によって配分される額が異なる。特に東京都などの不交付団体にとって国庫負担率の引き下げは、国からの財源の減少に直結する。
- 公立分の保育所運営費については政府間財政関係の理論通り改革が実施された一方で、私立分が改革の対象にならなかったことや、現金給付(児童手当・児童扶養手当)の国庫負担率の引き下げを行ったことなどは理論に反している。自治制度官僚の方々からしてみると、理論に反することも受入れざるをえなかったといえる。
- 現在の国庫負担率はこれまでの様々な議論の過程を経て偶然の結果として出てきた数字であるともいえ、今後制度改革を行う際には、必ずしも現行制度を自明の前提とする必要はないと考えている。

○三位一体改革後の展開

- p15のグラフを見ると、現金給付である児童扶養手当や児童手当は、理論的には本来全額国庫負担であるべきだが、徐々に地方負担が増えていき、三位一体改革の際に大幅に増加している。児童扶養手当と児童手当の国庫負担率が平成18年から三位一体改革で大幅に引き下げられた影響によって、地方負担額が増加したことがグラフからも明らかである。
- 児童手当の拡充を行った令和6年の改正法については、法律上の地方負担割合が減っているた

め地方負担が減っているように一見見えるが、児童手当が制度全体として拡充されているため、結果として地方負担の総額は変わらないような地方財政計画となっている。

→様々な議論の末、私立保育所の国庫負担が維持されたことには、結果的に、保育サービスの供給主体を公立から私立に移行させる効果があったのではないかと推認される。

○報告のまとめ

→児童手当や児童扶養手当などの現物給付は、法令で支給要件や給付額が決められており、自治体を選択権はないため、政策決定に影響は生じない。しかし、負担率や補助率が低くなる、あるいは一般財源化するといったようなことがあると、裏負担として交付税制度に影響が生じ、その影響は特に財政力の豊かな自治体において大きいことに留意する必要がある。

→現物給付の保育所運営費などについては、運営方法に地方自治体の創意工夫の余地がある場合、一般財源化されることが望ましいが、例えば同じ保育所であっても公立と私立という違いから国庫補助負担金の有無が混在してしまう場合は、自治体の政策判断に影響が生じ得ると考える。

○補論

→こども家庭庁が奨励補助金を増やしているが、執行率が低いものが多くあると承知している。また、こども・子育て政策に係る地方単独事業に対する普通交付税については、こども家庭庁の奨励補助金と比べると使用しやすいとも思われるが、自治体側からすると「色々予算があって、使うのに一苦労」という状況になっているかもしれない。

→東京都の018サポートのような、地方自治体が現金給付を独自に行う動きが最近多く見られるが、このような支援が特定の自治体のみで行われると、子育て世帯を引き付けてしまう効果がある。理論的には、現金給付を拡充するのであれば、自治体ごとに行うのではなく、国全体の児童手当の金額を引き上げるといったような対応を行った方が望ましいのではないかと考える。

【質疑応答等】

○良いか悪いかは別として、交付税は一般財源であるため、社会手当に充てないという判断を行うことは自治体に委ねられるが、それについてはどのように考えているか。

→法律で支給要件が定まっているため、支給対象者を自治体から追い出すといったような対応を取るのであれば別だが、基本的には支給しなくてはならない。支給するしないの選択肢は自治体にはない状態であると考えている。

○いわゆる水際作戦のような意図的な排除は行ってはいけないことだが、制度上不可能ではないという意識が念頭にあった。あくまでごく一部の例外にすぎないという理解でよろしいか。

→現金給付に関してはそのような理解であると考えている。

○社会手当が十分に発達してこなかった大きな要因として、理論から乖離した中央・地方関係の構築があるという考え方をされていると思うが、福祉国家の議論から考えてみると、国家の財政的

な問題上、70年代以降の先進国の中で社会手当のみを大きく発展させるには、大幅な租税の引き上げが必須となる。中央・地方関係の要素と福祉国家の要素と、どちらが発達しなかった強い要因であると考えているか。

→先行研究で指摘されている福祉国家の議論についてはその通りであると考えている。その上で、子育て世代への財政支出を増やそうという形に世の中の状況が変わっていったとしても、中央・地方の関係がうまく整理されていないと社会手当は発展していかないのではという問題意識を持っている。

○現物給付は地方自治体が担い、現金給付は国が担うべきという理論について、社会手当の政策過程を見る限り、三位一体改革の中で妥協があったことは事実であると思うが、そもそも前提としている理論が日本に合っているのかが疑問である。三位一体改革に携わった方々はこの理論をどの程度意識していたのか、どのように考えていたのか。

→当時の自治制度官僚の方々は、神野先生と一緒に、この理論を推奨していたということはヒアリング調査からもうかがえた。ただし、自治制度官僚以外のアクターに対してまで、この理論が浸透していたかどうかといわれると、そうでなかった側面があると考えている。

○p17の「社会手当地方負担額が地方交付税総額に占める割合の推移」について、地方交付税総額は収入とも関連しており、三位一体改革では税源が移譲されたところもあるため、そういった面も含めて分析していかないと、一概に評価できないのではないかと考えている。また、p21,22の「東京都の保育所の施設数の経年変化」について、改革以前に一般的に保育所の民営化という動きはあり、都市部ほどそういった動きは多く、財政力が高い自治体ほど公立保育所が減っていく要因の1つになっているのではないかと考えている。細井先生から公立保育所は私立保育所に比べコストが1.5倍かかるといった話もあったが、現在残っている公立保育所は僻地でなかなか民間企業が入ってくることが難しい地域に多い。僻地で運営するにはコストがかかること、僻地に公立保育所があるようなところは、田舎の財政力が弱い自治体であることが多い。そういったことも影響している可能性があるため、一概に評価が難しいと考えている。

○p14の「社会手当の国庫負担率の変遷」について、児童扶養手当の国庫委託金は、最初は10分の10であったところから、昭和60年には10分の8になったことについて、どういった要因で変化があったと考えているか。

→第二次臨時行政調査会の議論となるが、この頃、ひとり親家庭が増加し、児童扶養手当の予算が増えていた状況にあった。そうした中で、国の財政再建を目指す大蔵省は10分の10出すことに不満を持っていた。1971年に児童手当の地方負担導入に成功した経緯もあり、第二次臨時行政調査会を活用して地方負担導入に向けた働きかけを行っていた。約5年間自治省は抵抗していたものの、最終的には大蔵省の意見が通ったという経緯である。

○p10について、国庫負担金対象経費のうち、裏負担分で一般財源化すること、つまり国庫負担金

の引き下げがあるということは、教育行政の話と平行な印象を受けた。完全に一般財源化されたものと何か違いはあるのか。義務教育と帰結は一緒であるが、展開は違かったのかなどお伺いしたい。

→義務教育についてもこの当時並行して大きな論点となっていた。一般財源化を主張した総務省と、国庫負担金を残したい文科省の交渉の末、国庫負担金が2分の1から3分の1になったという経緯であった。私見ではあるが、少しでも国庫負担金があるか、完全に一般財源化しているかの違いによって制度所管省庁による地方自治体への関与度合いは変わってくるのではないかと印象を受けている。例えば、厚生労働省が様々な通知を发出するなどして自治体への「助言」を試みたが、一般財源化している政策分野ではどうしても応答されにくい傾向があったように感じる。やはり一般財源化は、制度所管省庁の方々からすると「仕事がしにくい」状況が生じる可能性が高いとは感じている。

○p10において自治制度官僚は財政力のある自治体への移転財源の減少をあまり問題視していなかったという指摘について共感している。都市は行政需要がありながらも十分な手当てを受けられず、予算の組み換えのような形で都市の財源を生み出すしかないといった、ある種の隘路に陥りかねないのではないかと、特に大阪府を見ていると感じている。総務省、旧自治省は、都市財政に対して「都市にはお金があるから大丈夫だろう」と考えていることの政治経済的な帰結はどのように評価しうるのか。

→国庫負担率の引き下げにより、東京都のような不交付団体への移転財源の減少は確かにあるが、三位一体改革では税源移譲も行っており、その効果が最も働くのは東京都である。都市財政を考える際に、都市部は財政力が豊かであるから大丈夫だろうという考えは、総務省としてはもちろん持っておらず、交付税算定は財政力が高いところも低いところも公平に行っており、全ての自治体が標準的な行政サービスを提供できるようにと考えている。

○一般財源か、国庫補助金、負担支出金かあるいは地方税なのかという違いはあるのせよ、財源を保障していることに変わりはない。しかし保障されていても効果的な政策、希望の政策を実施することができない自治体がある。現在フランスを専門として研究しているが、日本でいう交付金が大幅に増加しており、譲与税など国から自治体への移譲が増え、地方税が縮減していた。2023年までは財源を保障しているから問題ないとしていたが、現在は財政危機に陥っていて、交付税を減らす、保障の総額を減らすといったフェーズになってきている。交付税の額も国税に紐づけられていて、その総額が減っていくというフェーズになったときに、今の日本の財源保障の仕組みは破綻してしまうのではと懸念しているが、どのようにお考えか。

→物事の性質によって、国庫負担金で保障することになじむもの、地方交付税で保障することになじむものなど、財源保障の方法にも様々なタイプが本来あるはずだが、現実の制度を見ると殆ど整理されていないのが現状である。理論的な整理というよりも、歴史的な経緯が影響していることが大半の制度で見受けられるため、可能な限り今後整理していくことが本来望ましいと考えられる。そうしないと、例えば財政危機が生じた際などに、適切な財源保障ができずに地方行財政

が上手く運営できない状況が生じてしまう可能性も否定できないと考えている。

令和6年度地方行財政ビジョン研究会第5回委員会 議事概要

日時:令和7年1月23日(木)18:00~20:00

場所: 中央合同庁舎第2号館6階 自治財政局第2会議室
Microsoft Teamsによるオンライン会議(学識委員8名)

出席者

(学識委員)

井手委員長、関口副委員長、青木委員、荒見委員、倉地委員、桑原委員、小西委員、祐成委員、竹端委員、中野委員、丸山委員、茂住委員、吉弘委員

(総務省委員)

梶委員、前田委員、畑中委員、宮崎委員、田中委員、村田委員、高橋委員、馬渡委員、水谷委員、青島委員、最上委員、溝尾委員、沖本委員、伊地知委員

(地方自治研究機構委員)

日向委員

【議事次第】

1 開会

2 議題

① 「令和7年度地方財政対策の概要について」

総務省自治財政局財政課財政企画官 前田 優 様

② 「令和7年度各府省関連施策について」

総務省自治財政局調整課課長 梶 元伸 様

3 閉会

令和7年度地方財政対策の概要について

【説明概要】

○令和7年度地方行財政対策のポイント(通常収支分)

→地方財政の一番重要な点は一般財源総額の確保である。令和7年度では、一般財源総額(公共団体ベース)で63.8兆円(対前年度比+1.1兆円)、地方交付税総額は19.0兆円(対前年度比+0.3兆円)を確保した。

→臨時財政対策債は、平成13年度に制度が創設されて以降初めて、新規発行額がゼロとなった。

→交付税特別会計借入金について、令和6年度までの償還繰延べ分2.2兆円を令和7年度に償還する。

→自治体DX・地域社会DX推進のため、デジタル活用推進事業費を設け、地方債の発行を可能とした。地方債充当率を90%、交付税措置率を50%とし、事業期間を5年間としている。

→緊急浚渫推進事業費は、農業用排水路を対象に追加し、特例措置の期間を令和11年度までの5

年間延長した。

- 人件費については、常勤職員と会計年度任用職員に係る給与改定(0.8兆円)、教職調整額の引上げ(令和7年度は0.01兆円)に必要な財源を確保した。
- 物価高への対応としては、学校・福祉施設・図書館・文化施設等を地方自治体が多く所有していることを考慮し、光熱費の高騰、委託費の増加等に対応できるよう、一般行政経費に0.1兆円(対前年度比+0.03兆円)を計上した。普通交付税の単位費用措置においても、3%程度引き上げる。
- 資材価格等の高騰による建設事業費の上昇を踏まえ、公立病院の新設・建替え等の事業や緊急防災・減災事業債における建築単価の上限を引き上げることとした。
- 東日本大震災分についても、例年通り震災復興特別交付税を確保した。

○公共施設の集約化・複合化の推進について

- 公共施設等適正管理推進事業債については、公共施設等総合管理計画等に基づいて実施する公共施設の集約化・複合化等に伴う施設の除却事業を対象に追加した。地方交付税措置は、対象事業費から除却施設に係る土地価格相当分を控除した額を対象とする。
- 対象となるのは、集約化・複合化した施設のうち供用開始から5年以内に除却する施設である。ただし、経過措置として、過去に集約化・複合化等した施設は5年超経過後も対象とする。
- 複数の自治体に及ぶ施設の統廃合において発生する経費(住民への広報・説明会に係る経費、施設使用料の激変緩和等)については、特別交付税措置を講ずることとしている。

○緊急浚渫推進事業費の拡充・延長について

- 令和6年度能登半島地震を踏まえ、緊急消防援助隊の無人走行放水ロボットの整備、災害応急対策を継続するための移動式燃料給油機の整備、派遣された応援職員のための宿泊機能を有する車両の整備等のため、緊急防災・減災事業費の対象事業の拡充を行う。
- 緊急自然災害防止対策事業費の対象事業については、積雪寒冷特別地域の道路に係る基層及び路盤を含む対策にまで対象の拡充を行う。

○水道等の防災対策の推進について

- 管の太さ等で事業費に差が生まれるため、上積事業費の算出方法を、管路更新率を基準とする方法から事業費を基準とする方法に見直し、対象要件を家庭用料金及び資本費が全国平均以上の団体とするよう見直しを行った。

○その他

- 人口減少問題に際して、役場機能を維持することが難しい地方自治体が今後発生し得るため、郵便局を活用した行政サービス等の確保の推進も取り入れている。
- 公立高校における地域の担い手の確保・育成の推進も今回新たな地財対策として講じていきたいと考えている。

○病院事業について

- 経営改善実行計画を策定し収支改善に取り組む公立病院に関し、資金手当のための地方債を創設し、経営改善促進の取組を後押しする措置を設けた。
- 不採算地区病院等の特別交付税の基準額の引き上げを継続し、僻地医療を担う公的病院に対する措置の拡充を行う。

【質疑応答等】

○p21の教師の処遇改善について、教職調整額をなぜ段階的に引き上げることとしたのか、また最終的な引き上げ率である10%はどのような経緯で設定されたのか。

- 財源がすぐに確保できないこと、残業時間の縮減状況を踏まえながら段階的に対応すべきという要因からである。当初の文科省の要求は一気に13%まで引き上げることであった。調整の過程で財政制度審議会から、時間外勤務手当の20時間相当である10%にすべきだという財務省案が示された。これは教職調整額を段階的に引き上げ、残業時間の減り方を確認し、残業時間が減っていなければ引上げを停止するという提案であった。この案に反発の意見等もあり、様々な議論を経て、残業時間の減少や将来的な残業手当への移行を条件とせず、令和12年度に10%まで引き上げるという結論に至った。ただし、財源の確保状況等を踏まえ、引上げを前倒しで行える環境が整えば、引上げを前倒しできる検討規定を法律上盛り込むこととなっている。

○p23の公立病院の状況について、令和4年から5年にかけて赤字病院の割合は2倍以上、赤字の合計額は3倍以上となっているが、どのような背景でこのような状況となっているのか。

- コロナ禍では病床確保等の面から国による給付があったが、令和5年時点ではほぼ給付金がなくなっていることが1つの要因である。
- 令和4年は様々な助成によって赤字が軽減されており、令和5年に表れている数字が本来の公立病院の状況という認識でよいか。
- コロナ以前はここまで経営状況は悪くなかったが、コロナを経て悪化したと考えている。

○公共施設の集約化事業について、総務省として想定している除却に要する費用や集約する公共施設の規模等はあるか。

- 公共施設等適正管理推進事業費自体は200億円の拡充となるが、1つ1つの事業に要する費用を個別に想定はしていない。

○臨時財政対策債の新規発行額がゼロであったということに関し、今後の見込みとしてはなるべく使わない方向であるのか、今年度みの結果であるのか。

- 臨時財政対策債は3年間ずつ延長される制度であり、令和7年度が3年目にあたる。令和8年度以降どのようになっていくかは今の時点では断定できないが、財政当局と議論しながら判断をしていく。

Op13の市町村支援のデジタル人材確保について普通交付税を措置するといった内容であったが、常勤公務員の給料が単価770万円程度になるよう措置するという認識でよいのか。

→市町村長の指揮命令下でシステム改修が行える、あるいは行政の事情をある程度把握しているといった観点から、市町村の職場から常勤職員のデジタル人材を求める声が多い。都道府県が市町村支援のために配置している人材の実例としては、例は少ないが課長級や課長補佐級が多い。このような実情を考慮し、課長と係長級職員の交付税単価を平均し770万円程度と設定している。

→平均770万円ということは、自治体によってはそれより多い給料を支給しても良いということか。

→実際に常勤のデジタル人材職員を雇用するためにそういった策を講じる自治体があるかもしれないが、その場合でも770万円程度×人数を措置するということである。

○デジタル関連の人材確保が課題となる一方で、ケアに関する人材や教育に関する人材確保も重要な課題となっている。教育に関する人材をどのように確保するのか、どの程度の財源確保を想定しているのか伺いたい。

→教員や児童福祉司など、直接住民に対人サービスを提供する方は一程数必要であり、定数の増も図っている。一方で様々な分野でなり手不足や担い手不足が深刻化しており、省力化し効率的に行政サービスを提供する必要もある。対人サービスを実施するためにも、デジタル化を進めなければならず、デジタル人材には行政における対人サービスも分かっているような方になっていただきたいという思いから、常勤職員のデジタル人材プールのための普通交付税措置を創設した。

→デジタル関連ではない方の人材確保のためにはどのようなことが必要と考えているか。

→処遇改善であると考え。教職調整額の引上げや介護職員あるいは保育士などの公定価格についても高い引上げが行われている。人材確保のため各省庁が様々な施策を行っているが、地方財政の観点からは、給与関係費を地財計画上に計上し、交付税措置をすることが必要だと考えている。

→人材確保の観点で、都市部には人が集まり、地方では人手不足が起こるなど人材が偏在しているという議論も多くされている。現在総務省自治行政局で研究を行っているので、何かあればご紹介させていただきたい。

Op20について、総務省として高校教育についてこういった問題関心でプログラムを創設したのか。文部科学省の補助金を利用するといった選択肢もあったと思うが、こういった背景から創設されたプログラムなのか教えていただきたい。

→文部科学省の高等学校向けの予算は少なく、なかなか思い切った策を講じることは難しい。総務省の立場としては、特に公立高校が地域の産業人材を育成するための役割を担うべきではないかという思いがあり、地財措置で対応すべき緊急性・必要性があると判断し、このような措置を設けるに至った。文科省が目指す方向性とも合致していると考えているため、両省で連携して対応していきたいと考えている。

Op18ページにおいて、「1. 二地域居住・関係人口に係る特別交付税措置の創設」、「4. 『ふるさとミライカレッジ(仮称)』に係る特別交付税措置の創設」、「5. 事業承継人材等と地域企業とのマッチングに係る特別交付税措置の創設」にあまり緊急性を感じないが、こういったロジックでこれらを想定しているのか。

→地方創生を充実させていく必要があると考えている。1については、二地域居住や関係人口について昨年法案が通ったこと、4については、大学に着目する取組を強化する必要があると考えていること、5については既存の特別交付税措置を時代にあわせて改良したものであり、どれも緊急性があるという思いで取り組んでいきたいと考えている。

令和7年度各府省関連施策について

【説明概要】

○令和7年度社会保障関係費の全体像について

→令和6年度の社会保障関係費の予算は37.7兆円である。毎年度、制度改革や効率化を行うことで、高齢化による増加分の抑制を図るという考えのもと予算編成を行っている。

→「社会保障の充実等」という部分については別途財源があり、その額は+300億円。令和7年度当初予算は38.3兆円程度(+5,600億円程度)となる。

→具体的な歳出改革、保障改革の内容は、「①薬価改定は毎年実施しており、実際の流通している価格の薬価に引下げ財源を生み出す②後期高齢は後ほど詳細に説明③後期高齢者医療は患者負担の見直しにより激変緩和措置が終了したことによる影響④国民健康保険から被用者保険に移行されることで、その分国民健康保険に投じていた公費が浮くことで財源が生み出される」であり、このように毎年改革を行う中で社会保障の予算編成がなされている。

○2025年度予算等における社会保険負担の軽減に向けた取組

→「子ども未来戦略」は、実質的な社会保険負担軽減の効果を生じさせ、その範囲内で令和8年度から段階的に支援金を構築する。支援金制度の前提として社会保険負担を1兆円軽減させることを目標とし、取り組んでいる。

→社会保険負担の軽減効果は、薬価改定と高額医療費制度の見直しを通じて、0.17兆円程度の負担軽減が見込める。

○高額医療費制度の見直しについて

→高額医療費制度は、医療費の自己負担の上限額を定めるものだが、見直しを行い保険料負担の軽減を図る観点から自己負担の上限額の引上げを行う。加入者1人当たりの保険料軽減額は1,100円～5,000円で、公費は国と地方あわせて1,600億円減るといった取組である。

○こども・子育て政策の強化

→「こども未来戦略」において、令和10年度までに3.6兆円の施策充実と安定財源確保の枠組みを

決定している。財源のうち1兆円は支援金でまかなうことも確定しており、歳出改革や既定予算の最大限活用により財源を確保する。

→1番充実したのは、「高等教育(大学等)」である。多子世帯の学生については所得制限を設けずに授業料・入学金の無償化をし、負担軽減を抜本強化する取組である。

→「切れ目なくすべての子育て世帯を支援」についてはかかった金額が非常に大きい。1歳児の保育所の配置改善は想定通りであったが、給与引上げが事前の見積りを大きく上回り+1,716億円となった。

→育休を取りやすい職場にするための取組は、育休中の手取り10割給付の実施、時短勤務時の給付の創設が内定した。

○「こども・子育て支援加速化プラン」に係る令和7年度の地方負担増

→「こども・子育て支援加速化プラン」の令和7年度の地方負担の増は2,400億円程度を見積もっており、地方財政計画に計上したうえで普通交付税措置を講じる。

→地方負担がマイナスになっている項目は「妊婦のための給付」である。令和7年度からは国費を充当するため地方負担が解消する予定。

→児童虐待防止のための人材不足解消のため、児童福祉司と児童心理司の配置目標を引き上げた。

○令和7年度生活扶助基準の見直しの内容

→物価上昇を踏まえ生活扶助基準について特例加算を行う。(令和4年の検証結果に基づく水準に1人当たり月額1,500円を特例的に加算。)

○令和7年度の消費税増収分の使途について

→基礎年金の国庫負担、社会保障の充実、消費税率引上げによる社会保障費の増にあわせ、後代への負担付け回し軽減のため、安定財源である消費税でまかなっている。

→市町村が保険者である国民健康保険は不安定であるため平成30年度の国保改革によって都道府県の単位化を実施し、都道府県内における保険料水準の統一に取り組んでいる。現在市町村における医療費に高低差があっても、医療費水準を反映させずに給付金を納めるという第一段階はクリアしており、今後被保険者の方が支払う保険料の完全統一に向けて取り組んでいる。

○養護老人ホームの概要

→養護老人ホームの運営費は地方公共団体が全額負担し、一般財源から支出されている。軽費老人ホームの運営費は都道府県負担の場合もあるが、政令市・中核市に税源が移譲されている。

→養護老人ホームにおいては市町村が措置費を負担するが、実際に措置をした人数に応じた普通交付税算定を行っているため、一定程度きめ細かい交付税算定を行っている。しかし一般財源化したことに対する指摘もある。

→令和3年度の補正予算では令和4年度の介護報酬改定を見据えた予算措置が行われた。国庫負

担のある特別養護老人ホームなどは補正予算の対象となるが、養護老人ホームや軽費老人ホームは対象とならない。そのため、介護報酬改定への対応がされていない市町村もある。

→消費税率の引上げに応じた措置費の改定がなされていない自治体があり、消費税の転嫁が進んでいないことが問題である。一般財源化はしているが、厚生労働省と連携して支弁額の改定を促している。

→予防接種はA類とB類の2種類に分かれており、A類は摂取費用の9割を地方交付税でまかされており、ほぼ実費負担は無し。B類は原則実費徴収であるが、低所得者からは徴収しない分、3割を交付税措置している。

→実費徴収の場合、接種費用は市町村が決めるため、金額の設定が問題である。標準的な自己負担額を厚労省から出しているが、実際はその標準額より低い金額で設定する市町村が多く、財政措置がない中での対応となる。

○社会保障関係費以外について

→避難所としても使用される体育館は空調が設置されていないところが多くあるため、令和17年度までに、公立小中学校施設に置ける空調設備の設置率95%を目標とし、昨年度から文科省で交付金を創設した。総務省としては、空調設置による光熱費の増加が予想されるため、設置状況に応じた地方交付税措置を講じる検討を行っている。

→活動火山対策特別措置法の一部改正を受け、火山防災人材の育成・確保に対する特別交付税を設けることとしている。

→一般廃棄物処理について、生ごみ、剪定枝、廃食用油についてすべての団体に分別をするよう指針の改定が行われる予定である。これらのごみを分別する際の掛かり増し軽費について特別交付税措置を講じることとした。

【質疑応答等】

○4年前に市議会議長会から「自治会・町内会等の縮小、解散問題に関する要望・提言」があり、これらの持続的な運営に必要な経費について、十分な地方財政措置を講じることが要望されているが、これについてはどういった形で政策に反映されているのかあるいは検討されているのか。

→自治会や町内会に特化したものではないが、1つは地域運営組織の運営に必要な市町村の財政需要に対しては、普通交付税措置と、特別交付税措置を講じている。2つ目は、指定地域協働活動団体制度により、市町村が条例で指定した団体に様々な役割を担っていただき、そういった団体に地方財政措置を講じている。

○養護老人ホーム・軽費老人ホームについて、措置控えが生じている原因に一般財源化したことが影響しているのか。また入所率の推移を教えてください。

→措置控えの話をよく耳にするが、現状の仕組みは措置の人数に応じて地方交付税措置を講じている。しかし入所率の低下は、一般財源化により措置控えが起きている証拠であるとおっしゃる方がいるのは事実である。一般財源化してから時間が経過しているのに、地財措置が浸透してい

ないから措置控えが起きているというのは考えにくい。知らない人も多いため、措置をした分だけ交付税が増える仕組みであることを周知している。

○住宅セーフティネット法の改正や、生活困窮者自立支援法の改正が行われ、省をまたいで居住支援強化に取り組むという方針が出された。基礎自治体の関与が以前より明確になっていることは理解しているが、法改正が実効的なものになるためにどのような方策を考えているか。

→生活困窮者自立支援法では居住支援も含め実際の実績が努力義務化されたことや、総務省としても普通交付税を通して、自治体の財政運営に支障が出ないように支援を行っている。財政面だけではなく、ノウハウや人材の確保も必要で、厚労省がそういった面の支援は行ってはいるが、課題としてあると感じている。

○自治会・町内会等の運営支援について、回答いただいたものは先進的な取組を応援するといった趣旨であると思うが、先進地域だけではなく疲弊が進む地域に対しての方策はあるのか。

→市町村分で標準団体に対して4,500万円程度の普通交付税を措置している。名目としては、住民活動支援となり、町内会活動の支援、話し合いの場づくり、加入促進、活動内容の周知等である。基盤的なものについては、普通交付税の地域振興費という費目で措置を講じている。

→自治会・町内会も担い手不足が深刻化してきており、どのように地域のサービスを支えていくかを地域内で目的意識を持って取り組むところが増えてきており、そういった取組に対して地方財政措置を講じている。

○高額医療費制度の見直しについて、年収370万円～770万円の層に対して、年収1,000万円以上と同じような自己負担額の上げ方は厳しいのではという意見を多く耳にするがどのように考えているか。

→高額医療費制度は、年収370万円～770万円の層を標準としており、それより年収が多い層は、自己負担額をさらに高く、少ない層は少なくという制度で設計をしている。反対の意見があると思うが、現状中止するといった話はないので、政府としてはご理解を求めるといったスタンスなのではないかと考える。

○p23「新しい地方経済・生活環境創生交付金」について、予算が倍増されており、「地域の多様な主体の参画を通じた地方創生に資する地域の独自の取組み」を後押しすると記載されているが、そこに金銭的支援をしても意味がなく、アドバイザー派遣のような伴奏支援が必要であると感じる。地域運営組織だけではなく、地区社会福祉協議会や農村RMOなど、地域全体の福祉や農業、地域づくりを統合的に支援しないと地域組織が成り立たないと考える。交付金は人に使える補助金が無い印象を持っているが、実際どの程度使いやすいのか教えていただきたい。

→現在各団体から内閣府が事前の相談を受け付けている状況である。今お話にあった色々な枠組みをつなげて支援するという事は重要であると考えている。

○子育て関係に関して地方負担が解消されたという話があったが、何かと引き換えに解消されたのか。

→「妊婦のための支援給付」はこれまで事業として実施されてきたが、今後は給付として支援されるよう法律が改正された。支援金の使用先はすでに決まってはいるが、支援金が入ってくるのは令和8年度以降である。それまでの間はつなぎ国債を発行してまかなうことが昨年の子ども・子育て支援法等の一部改正で位置付けられている。

○p14の保険料の統一について、納付金ベースの統一から次の段階に移行するのに一番難解、障害となっていることは何か。

→いくつか課題はある。1つ目は、賦課方法が市町村によって異なり、世帯数割に重きを置いているところ、個人単位で賦課するところ、資産割を導入しているところ等、比率がばらばらである。このような状態で保険料水準を統一しようとするとうる被保険者ごとに損得が出てきてしまうので、すぐに統一はできない状況である。また、法定外繰入を行って保険料水準を下げているところもあるなど市町村ごとに保険事業や取組の程度にも差があるためそのあたりの統一も図っていかないといけないと感じている。

→保険料を統一した場合、収納率が低いところが得をして、頑張って収納率をあげていたところが損をしてしまうといったような議論もある。

○デジタル人材の確保や地域おこし協力隊の人件費等、人材不足に対する支援・手当に思い切りが足りないように感じるが、今後どう解消していく予定なのか、議論の背景を伺いたい。

→地方財政措置を講じる際は、標準形を強く意識しながら作業を進めている。例えば普通交付税の単価を決める際には、今の常勤職員がどの程度の処遇で任用されているのかを調べ、その平均値を基にしている。仮に思い切った措置を各団体が講じて標準形が時代と共に上がっていけば、その基準に合わせて、措置を見直していく必要があると考えている。標準を一度定め、その後は実態を見ながら必要があれば見直すという考え方で地方財政措置の制度設計を行っている。

○地域組織運営に関して、さまざまな省庁が関わっており、支援の内容によって関わる省庁が異なる。そのため、それぞれの地域運営組織は、自分たちが今どの発達段階にいて、どこにアクセスすればいいのか分かりにくいと考える。今後省庁横断型の組織を創設することは考えているか。

→地域組織運営に関して、省庁を束ねるような部署を創設するとした場合、内閣府がやらざるを得ないと考える。現状では総務省も地域組織の研究会で、どの省庁に相談すればよいか分かりやすくするためにガイドラインを作成して配布している。

○GIGAスクールについて手厚い措置がなされているとは思いますが、今後継続的に費用がかかるソフトウェア(自治体の事務に係るシステム等)については措置が無く、自治体には大きな負担になると思うが、この辺りの考えをお伺いしたい。

→例えばp25記載の1人1台端末については、OSがインストールされている端末を購入することに

なるので、この措置で対応している。しかし、今後システム改修を行っていかねばならないという点については、また別の対応を取っていく必要があると考える。P26に記載している「ICT環境整備3か年計画」というのは、投資的なものではなく経常的にかかるもの、統合型校務支援システムを順次移行していく運用経費を計上しており、統一的な改修経費のようなものは個別で議論していくというような制度設計で措置している。

○複数団体による公共施設の集約化・複合化に関して、これを進めることは重要なことではあるが、業務量の増加やそれに伴う人件費の増加が予想される。そういった人件費の増加に対する支援は対象ではないのか。

→国全体として増やさざるを得ない人材、例えばデジタル人材については特別に支援を行なうようなこともあるが、基本的なプロジェクトについては各自治体の定員の範囲内で実施すべきだという考えで、個別に措置は講じていない。

○子育てに関して、未就学児への支援は充実してきていると感じているが、小学生以降の支援が不足していると考え。特に不登校児が増加し、子どもをみるため女性が働けなくなる、退職せざるを得ない状況があると話を聞く。今後は未就学児以降の子どもがいる世帯にも支援が必要だと感じた。

第1部 地方行財政制度

令和7年度地方財政対策の概要について



令和7年1月23日
総務省自治財政局財政課
財政企画官 前田 優

令和7年度地方財政対策の概要

総務省自治財政局
令和6年12月27日

【I 令和7年度の地方財政の姿】

1 通常収支分

(1) 地方財政計画の規模	97兆 100億円程度	(⑥93兆6,388億円、+3兆3,700億円程度、	+3.6%程度)
(2) 地方一般歳出	81兆2,800億円程度	(⑥78兆4,568億円、+2兆8,200億円程度、	+3.6%程度)
(3) 一般財源総額(交付団体ベース)	63兆7,714億円	(⑥62兆7,180億円、+1兆 535億円、	+1.7%)
※ 不交付団体を含めた一般財源総額	67兆 5,414億円	(⑥ 65兆 6,980億円、+1兆 8,435億円、	+2.8%)
(4) 地方交付税の総額	18兆9,574億円	(⑥18兆6,671億円、+2,904億円、	+1.6%)
(5) 地方税及び地方譲与税	48兆4,154億円	(⑥45兆4,622億円、+2兆9,532億円、	+6.5%)
(6) 地方特例交付金等	1,936億円	(⑥ 1兆1,320億円、▲9,384億円、	▲82.9%)
(7) 臨時財政対策債	0円	(⑥ 4,544億円、▲4,544億円、	皆減)
(8) 財源不足額	1兆 929億円	(⑥ 1兆8,132億円、▲7,203億円、	▲39.7%)

2 東日本大震災分

(1) 復旧・復興事業			
① 震災復興特別交付税	871億円	(⑥ 904億円、	▲33億円、▲3.7%)
② 規模	2,700億円程度	(⑥ 2,631億円、	+70億円程度、+2.6%程度)
(2) 全国防災事業			
規模	218億円	(⑥ 250億円、	▲32億円、▲12.8%)

令和7年度地方財政対策の概要（通常収支分）①

【Ⅱ 通常収支分】

- 社会保障関係費、人件費の増加や物価高が見込まれる中、地方団体が、様々な行政課題に対応し、行政サービスを安定的に提供できるよう、地方交付税等の一般財源総額について、令和6年度を上回る額を確保
- 地方財政の健全化に取り組み、臨時財政対策債については、平成13年度の制度創設以来、初めて発行額がゼロ

1 地方財源の確保

- 一般財源(交付団体ベース)の総額 63兆7,714億円(前年度比 +1兆 535億円、 +1.7%)
- ※ 不交付団体を含めた一般財源総額 67兆 5,414億円(同 +1兆8,435億円、 +2.8%)
- 〔一般財源比率(臨時財政対策債を除く一般財源総額が歳入総額に占める割合) 69.6%程度(⑥69.7%)〕

- ・ 地方税 45兆4,493億円(前年度比 +2兆7,164億円、 +6.4%)
- ・ 地方譲与税 2兆9,661億円(同 +2,368億円、 +8.7%)
- ・ 地方交付税 18兆9,574億円(同 +2,904億円、 +1.6%)
- ・ 地方特例交付金等 1,936億円(同 ▲9,384億円、 ▲82.9%)
- ・ 臨時財政対策債 0円(同 ▲4,544億円、 皆減)

- 地方債 5兆9,602億円(前年度比 ▲3,501億円、▲5.5%)

- ・ 臨時財政対策債 0円(前年度比 ▲4,544億円、 皆減)
- ・ 臨時財政対策債以外
 - 通常債 5兆2,002億円(同 +1,043億円、 +2.0%)
 - 財源対策債 7,600億円(同 0億円、 0.0%)

2

令和7年度地方財政対策の概要（通常収支分）②

2 地方交付税の確保

- 地方交付税(出口ベース) 18兆9,574億円(前年度比 +2,904億円、+1.6%)

＜一般会計＞ 18兆8,848億円(a)

- (1) 地方交付税の法定率分(所得税・法人税・酒税・消費税の法定率分) 19兆5,222億円
- (2) 一般会計における加算措置(既往法定分) 929億円
- (3) 国税減額補正精算等 ▲7,303億円

＜特別会計＞ 727億円(b)

- (1) 地方法人税の法定率分 2兆1,773億円
- (2) 交付税特別会計借入金償還 ▲2兆8,000億円
 - うち令和6年度までの繰延べ分の償還 ▲2兆2,000億円
- (3) 交付税特別会計借入金支払利子 ▲2,270億円
- (4) 交付税特別会計剰余金の活用 400億円
- (5) 地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の活用 2,000億円
- (6) 令和6年度からの繰越金 6,822億円
- (7) 返還金 2億円

＜地方交付税＞(a)+(b) 18兆9,574億円

(参考)地方交付税の推移(兆円)

	28	29	30	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
地方交付税	16.7	16.3	16.0	16.2	16.6	17.4	18.1	18.4	18.7	19.0

3

令和7年度地方財政対策の概要（通常収支分）③

3 地方財政の健全化

・ 財源不足の縮小	⑥	1兆8,132億円	→	⑦	1兆 929億円	(▲7,203億円)
・ 臨時財政対策債	⑥	4,544億円	→	⑦	0円	(▲4,544億円)
年度末残高見込み	⑥	45兆8,092億円	→	⑦	42兆3,163億円	(▲3兆4,929億円)
・ 交付税特別会計借入金償還	⑥	5,000億円	→	⑦	2兆8,000億円	(+2兆3,000億円)
					※ うち令和6年度までの繰延べ分の償還 2兆2,000億円	
年度末残高見込み	⑥	28兆1,123億円	→	⑦	25兆3,123億円	(▲2兆8,000億円)

(参考)臨時財政対策債の推移(兆円)

	⑲	⑳	㉑	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
臨時財政対策債	3.8	4.0	4.0	3.3	3.1	5.5	1.8	1.0	0.5	0.0

4 財源不足の補填

○ 令和7年度における財源不足額 1兆929億円(前年度比▲7,203億円、▲39.7%)

○ 令和7年度においては、以下のとおり財源不足額を補填

① 財源対策債の発行	7,600億円
② 地方交付税の増額による補填	3,329億円
・ 一般会計における加算措置(既往法定分)	929億円
・ 交付税特別会計剰余金の活用	400億円
・ 地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の活用	2,000億円

4

令和7年度地方財政対策の概要（通常収支分）④

5 行政の効率化・地域の課題解決等のためのデジタル投資の推進等 …P12～P13参照

- 担い手不足が急速に深刻化する中、自治体DX・地域社会DXの取組を加速するため、「デジタル活用推進事業費(仮称)」を創設。地方財政法の特例を設け、情報システムや情報通信機器等の整備に活用できるデジタル活用推進事業債(仮称)の発行を可能とする
- 都道府県が市町村と連携して地域DX推進体制を構築し、市町村の求める人材プール機能を確保できるよう、地方交付税措置を拡充

6 人口減少を踏まえた、公共施設の集約化・複合化の推進 …P14参照

- 地方団体が、公共施設等総合管理計画等に基づいて実施する公共施設の集約化・複合化等に伴う施設の除却事業を、公共施設等適正管理推進事業債(集約化・複合化事業)の対象に追加
- 特に取組が十分には進んでいない複数団体による広域的な公共施設の集約化・複合化を円滑に進めるため、特別交付税措置を創設

7 安全・安心な暮らしを実現するための地方独自の防災・減災対策 …P15～P17参照

- 「緊急浚渫推進事業費」について、事業を拡充した上で、事業期間を延長(地方財政法を改正)
- 「緊急防災・減災事業費」について、消防・防災力の一層の強化を図るため、対象事業を拡充
- 「緊急自然災害防止対策事業費」について、積雪寒冷特別地域の道路における凍上災害の予防・拡大防止対策を対象に追加
- 令和6年能登半島地震の教訓を踏まえ、地方団体の水道事業等の防災対策を強化するため、地方財政措置を拡充

5

令和7年度地方財政対策の概要（通常収支分）⑤

8 持続可能な地域社会の実現に向けた地方創生の取組 ……P18～P20参照

- 地方への人の流れの創出・拡大を加速するため、二地域居住・関係人口、大学等と連携した地域課題解決に係る特別交付税措置を創設するとともに、「地域活性化起業者」「地域おこし協力隊」に係る特別交付税措置を拡充
- 行政サービス等の持続性を確保するため、過疎地に所在する郵便局に窓口事務を委託する市町村について、当該郵便局等に対して行政サービス、住民生活支援サービスを委託する際の初期経費に係る特別交付税措置を創設
- 地域のニーズや時代の変化に対応した高校教育を推進するため、公立高校と産業界等が連携した人材育成の取組に対して特別交付税措置を創設

9 地方公務員の給与改定等に要する地方財源の確保

- 令和6年人事委員会勧告に伴う給与改定に要する経費について、所要額を計上
 - ・ 給与改定に要する経費(地方負担分) 7,700億円程度
 - うち会計年度任用職員分 1,450億円程度
- 教職調整額の率の引上げに伴う令和7年度の地方負担(113億円)について、全額地方財政計画の歳出に所要額を計上し、必要な財源を確保(→P21参照)
- 令和7年度の給与改定に備え、一般行政経費(単独)に「給与改善費(仮称)」(2,000億円)を計上

10 物価高への対応 ……P22参照

- 自治体施設の光熱費や、サービス・施設管理等の委託料の増加を踏まえ、一般行政経費(単独)に1,000億円(前年度比+300億円)を計上
- 資材価格等の高騰による建設事業費の上昇を踏まえ、公立病院の新設・建替等事業(病院事業債)と津波浸水想定区域からの庁舎移転事業(緊急防災・減災事業債)における建築単価の上限を引上げ

6

令和7年度地方財政対策の概要（通常収支分）⑥

11 こども・子育て政策の強化に係る地方財源の確保

- 「こども未来戦略」に掲げる「こども・子育て支援加速化プラン」における令和7年度の地方負担の増(2,410億円程度)について、全額地方財政計画の歳出に計上し、必要な財源を確保

12 社会保障の充実及び人づくり革命等

- 社会保障・税一体改革による社会保障の充実分及び人づくり革命等に係る経費について所要額を計上

※ 下記金額は、国・地方所要額の合計

- ・ 社会保障の充実分の事業費 2兆7,986億円(⑥2兆7,987億円)
- ・ 社会保障4経費に係る公経済負担増分の事業費 6,297億円(⑥ 6,297億円)
- ・ 人づくり革命に係る事業費 1兆6,983億円(⑥1兆6,491億円)

13 公立病院の経営改善の取組の推進 ……P23参照

- 計画的に経営改善に取り組む公立病院の資金繰りを支援するため病院事業債(経営改善推進事業)を創設
- 経営マネジメント力の向上を図るため、総務省と厚生労働省の共同事業として「医療経営人材養成研修」を創設
- 不採算地域やへき地における医療提供体制を確保するため、不採算地区病院等への特別交付税措置の基準額引上げを継続するとともに、へき地医療を担う公的病院等に対する地方団体の助成経費に係る特別交付税措置を拡充

7

令和7年度地方財政対策の概要（通常収支分）⑦

14 新しい地方経済・生活環境創生事業費（仮称）・地域社会再生事業費

- 地方団体が、自主性・主体性を最大限発揮して地方創生に取り組み、地域の実情に応じたきめ細かな施策を可能にする観点から、「地方創生推進費」について、引き続き1兆円を計上
- 地方団体が、地域が抱える課題のデジタル実装を通じた解決に取り組むため、「地域デジタル社会推進費」について、2,000億円を計上（マイナンバーカード利活用特別分500億円は終了）
- 地方団体が、地域社会の維持・再生に向けた幅広い施策に自主的・主体的に取り組むため、「地域社会再生事業費」について、引き続き4,200億円を計上

15 経営・財務マネジメント強化事業の拡充

- 「地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業」（総務省と地方公共団体金融機構の共同事業）において、対象事業を拡充し、新たに、地方公共団体間の広域連携（公共施設の集約化等、専門人材の確保、事務の共同実施）の取組を支援するための専門アドバイザーを派遣

16 公営競技納付金制度の延長

- 公営競技施行者に偏在する収益金の全国的な均てん化のための公営競技納付金制度について、令和7年度で現行制度の期限が到来することから、現行制度と同内容で令和12年度まで延長（地方財政法を改正）

※ 公営競技納付金制度：公営競技施行者で一定の黒字団体が、収益金の一部を地方公共団体金融機構に納付し、機構が地方団体に対する貸付金の利下げに利用

8

令和7年度地方財政対策の概要（東日本大震災分）

【Ⅲ 東日本大震災分】

○ 震災復興特別交付税の確保

- 復旧・復興事業等について、通常収支とは別枠で整理し、所要の事業費及び財源を確実に確保

- ・ 震災復興特別交付税 871億円（前年度比▲33億円、▲3.7%）
- ・ 震災復興特別交付税により措置する財政需要
 - ① 直轄・補助事業の地方負担分 579億円（前年度比+45億円、+8.4%）
 - ② 地方単独事業分（中長期職員派遣、職員採用、単独災害復旧事業等） 117億円（前年度比▲5億円、▲4.1%）
 - ③ 地方税等の減収分 175億円（前年度比▲73億円、▲29.4%）

※ 令和7年度の所要額は、871億円であるが、予算額は年度調整分187億円を除いた684億円（令和6年度予算額：611億円）となる。

※ 震災復興特別交付税の平成23～令和7年度分の予算額の累計額（不用額を除く）は5兆8,295億円

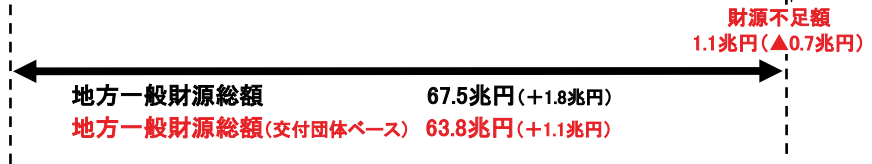
9

令和7年度 地方財政対策

(単位:兆円)

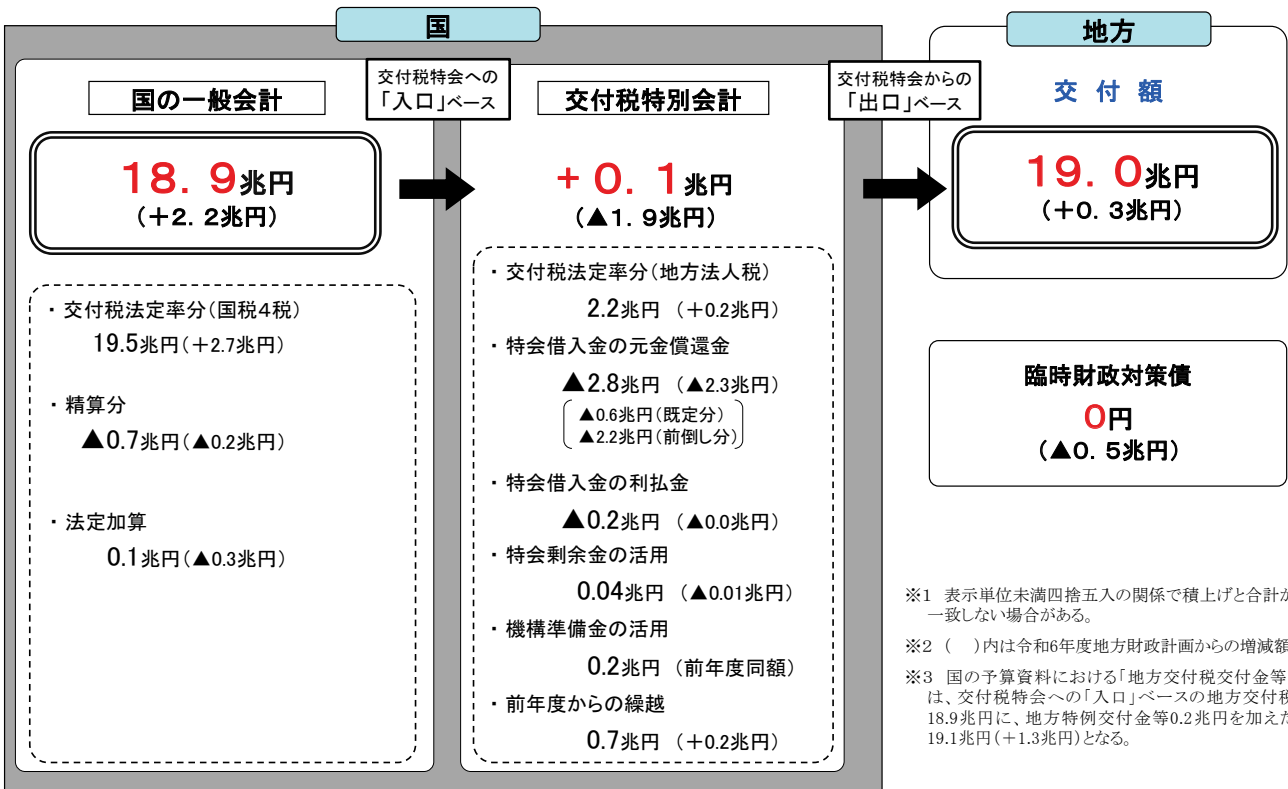
歳出 97.0兆円 (+3.4)	給与関係経費 21.0 (+0.7)	一般行政経費 45.6 (+1.9)	投資的経費 12.1 (+0.1)	公債費 10.7 (▲0.2)	その他 7.6 (+0.8)
------------------------	--------------------------	--------------------------	-------------------------	-----------------------	----------------------

歳入 97.0兆円 (+3.4)	国庫 支出金 17.1 (+1.3)	地方 債等 11.6 (▲0.2)	地方税・地方譲与税 48.4 (+3.0)	地方 特例 交付金等 0.2 (▲0.9)	地方交付税 19.0 (+0.3)	うち 地方交付税の加算 0.3	建設 地方債の 増発 0.8
------------------------	-----------------------------	----------------------------	-----------------------------	-----------------------------------	-------------------------	-----------------------	-------------------------



注1: 表示単位未満四捨五入の関係で積上げと合計が一致しない場合がある。
 注2: ()内は令和6年度地方財政計画からの増減額

令和7年度地方交付税の姿



デジタル活用推進事業債（仮称）の創設

○ 担い手不足が急速に深刻化するおそれがある中、デジタル技術を活用した行政運営の効率化・地域の課題解決等に向けた取組をしていくため、「デジタル活用推進事業費（仮称）」を創設。地方財政法の特例を設け、情報システムや情報通信機器等の整備財源に活用できるデジタル活用推進事業債（仮称）の発行を可能とする

1. 対象事業 デジタル活用推進計画（デジタル活用による効率化の効果等を記載）に位置づけて実施する以下の事業
※地方公共団体情報システムの標準化に関する法律に基づく標準化のために必要な経費を除く

(1) 行政運営の効率化・住民の利便性向上を図る自治体DXの推進

- ① システムの導入（初期経費）
 - ア 住民サービスの提供に必要なシステムの導入
 - イ 共同調達によるシステムの導入
- ② 情報通信機器等の整備
 - ア 住民利用の情報通信機器、住民サービスの提供に必要な職員利用の情報通信機器の購入
 - イ 公共施設のネットワーク環境の整備



(2) 地域の課題解決を図る地域社会DXの推進

地方団体及び公共の団体等による地域の課題解決に資するシステムの導入及び情報通信機器等の整備

- (地域の課題解決)
- ・ 医療、交通等日常生活に不可欠なサービスの確保
 - ・ 農林水産業、観光など地域産業の生産性向上 等

※公営企業が実施する事業については、一般会計からの補助を対象とするほか、公営企業債（資金手当）も発行可能とする

2. 地方財政措置

地方債充当率:90% 償還年限:5年
 交付税措置率(地方単独事業):50%
※国庫補助事業の地方負担や一部の地方単独事業を除く

3. 事業期間

令和11年度までの5年間

4. 事業費

1,000億円

都道府県における市町村支援のデジタル人材確保（人材プール）

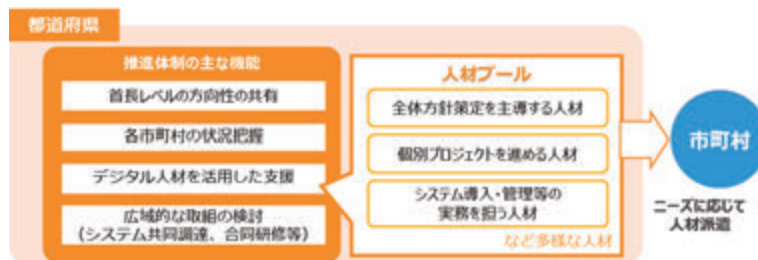
○ 小規模市町村を中心にデジタル人材の確保が難しい中で、令和7年度中に都道府県が市町村と連携して地域DX推進体制を構築し、市町村の求める人材プール機能を確保できるよう、地方交付税措置を拡充

○ デジタル人材としてのスキル・経験を有し、市町村支援業務を行う常勤職員※について、普通交付税措置

	現 行	令和7年度～
常勤職員 (アクセラレータ※)	特別交付税 (措置率0.7)	普通交付税 単価770万円程度×人数
非常勤職員 業務委託		特別交付税 (措置率0.7) (～R11)

※ 一定の経験・資格を有する者について、総務省が任命し、デジタル庁と連携してスキルアップ等を継続的に支援

○ 今後3年間で都道府県がデジタル人材の確保に集中的に取り組めるよう、募集経費にかかる特別交付税措置(措置率0.7)の上限額を引き上げ(1団体あたり100万円→300万円)(R7～9)

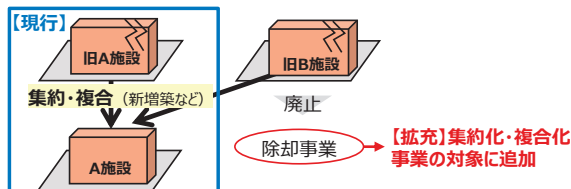


公共施設の集約化・複合化の推進

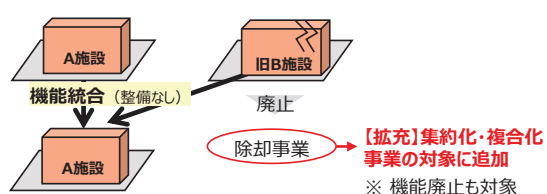
1. 公共施設等適正管理推進事業債(集約化・複合化事業)の拡充

- 公共施設等適正管理推進事業債(集約化・複合化事業: 充当率90%、交付税措置率50%)について、公共施設等総合管理計画等に基づいて実施する公共施設の集約化・複合化等に伴う施設の除却事業を対象に追加
※ 地方交付税措置は、対象事業費から除却施設に係る土地価格相当分を控除した額を対象とする
- 集約化・複合化した施設の供用開始(機能統合等の場合は供用廃止)から5年以内に除却する施設を対象
※ 経過措置として、過去に集約化・複合化等した施設は5年超経過後も対象

(1) 施設の整備を行い、施設を統合する場合



(2) 施設の整備を行わず、機能を統合する場合



2. 複数団体による公共施設の集約化・複合化等に係る特別交付税措置の創設

- 公共施設((2)は公営住宅又は公営企業を除く)を対象に、以下の特別交付税措置を創設

対象経費	特別交付税措置
(1) 複数団体による公共施設の集約化・複合化等に向けた調査検討経費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設の利用実態や集約化により整備する施設の立地等の調査・分析 ・ 協議会の開催、有識者の招聘 等 1団体あたりの措置上限額 500万円 ※ 実際に要した経費の0.5を上限
(2) 複数団体による公共施設の集約化・複合化等の円滑化のための経費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住民への広報・説明会の開催 ・ 集約後の施設までの住民の移動費用の支援 ・ 施設利用料が異なることに伴う激変緩和 等 集約化等1件・1団体あたりの措置上限額 5,000万円 ※ 実際に要した経費の0.8を上限 ※ 集約化等完了年度を初年度とする5年度間

※ 専門アドバイザーの派遣(総務省・地方公共団体金融機構の共同事業)により、複数団体による公共施設の集約化・複合化等の取組を支援

14

緊急浚渫推進事業費の拡充・延長

- 河川等の浚渫(堆積土砂の撤去等)により、効果的・効率的な水害の未然防止につながっているところであるが、緊急的に浚渫を実施すべき箇所は未だに数多く残っており、浚渫事業の必要性が高い状況が継続している
- このため、「緊急浚渫推進事業費」について、農業用排水路に係る浚渫を対象事業に追加した上で、特例措置の期間を令和11年度まで5年間延長(地方財政法を改正)

1. 対象事業

河川、ダム、砂防、治山、防災重点農業用ため池等、農業用排水路に係る浚渫

※1 浚渫には、土砂等の除去・処分、樹木伐採等を含む

※2 各施設に係る浚渫について、国土交通省等より対策の優先順位に係る基準を地方団体に対して示した上で、各地方団体において各施設の個別計画に緊急的に実施する箇所を位置付け

2. 地方財政措置

地方債充当率: 100%

元利償還金に対する交付税措置率: 70%

3. 事業期間

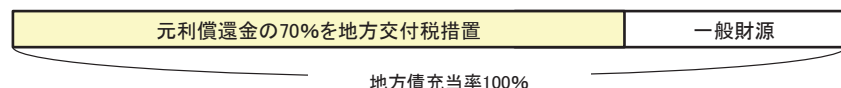
令和7年度～令和11年度(5年間)

4. 事業費

1,100億円



(参考) 緊急浚渫推進事業債 < 令和7年度～令和11年度 >



15

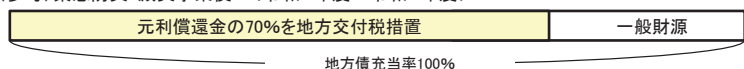
緊急防災・減災事業費の対象事業の拡充等

- 「緊急防災・減災事業費」について、令和6年能登半島地震の教訓等も踏まえ、消防・防災力の一層の強化を図るため、対象事業を拡充
- 「緊急自然災害防止対策事業費」について、積雪寒冷特別地域の道路における凍上災害の予防・拡大防止対策のうち、基層及び路盤を含む対策を対象に追加

1. 緊急防災・減災事業費の対象事業の拡充

- 安全を確保した消火活動のための緊急消防援助隊の無人走行放水ロボットの整備
- 災害応急対策を継続するための移動式燃料給油機の整備
- 応急対策職員派遣制度に基づき派遣される応援職員のための宿泊機能を有する車両の整備

(参考)緊急防災・減災事業債 <令和3年度～令和7年度>



無人走行放水ロボット

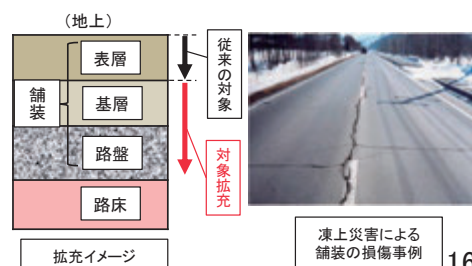
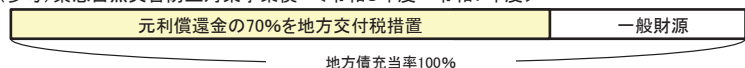


移動式燃料給油機

2. 緊急自然災害防止対策事業費の対象事業の拡充

- 積雪寒冷特別地域の道路における凍上災害の予防・拡大防止対策については、舗装の表層のみの対策に加えて、基層及び路盤を含む対策にまで対象を拡充

(参考)緊急自然災害防止対策事業債 <令和3年度～令和7年度>



16

水道等の防災対策の推進

- 令和6年能登半島地震の教訓を踏まえ、災害時の水の確保が極めて重要であることに鑑み、地方団体の水道事業等の防災対策を強化するため、地方財政措置を拡充

1. 水道管路耐震化事業に係る地方財政措置の拡充

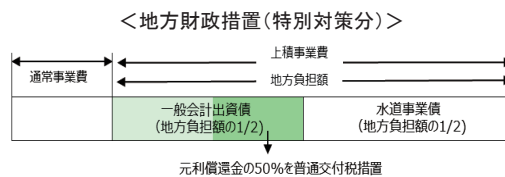
- 【事業期間】 令和10年度まで
- 【対象経費】 水道管路の耐震化事業のうち、通常事業費を超えて実施する事業(上積事業費)
- 【地方財政措置】 対象経費のうち一定割合^{※1}を一般会計出資債の対象とし、元利償還金の50%を普通交付税措置

^{※1} 経営条件が厳しいこと等の要件を満たす団体は1/2(特別対策分)。それ以外の団体は1/4(一般対策分)。

【拡充内容】

- ① 上積事業費の算出方法を、管路更新率を基準とする方法から、事業費を基準とする方法に見直し^{※2}
- ② 特別対策分の対象要件を、家庭用料金及び資本費が全国平均以上の団体に見直し^{※2}(要件を緩和)
- ③ 一般対策分の対象団体に用水供給事業者を追加

^{※2} ①、②については、令和7年度に限り、令和6年度の基準及び要件を併用



(耐震管の敷設工事)



(給水車)

2. 公営企業債(防災対策事業)の創設～発災後の水の確保等への備え～

現行の病院事業債(災害分)を改編のうえ、以下①②の事業を追加(令和10年度まで)し、「公営企業債(防災対策事業)」を創設

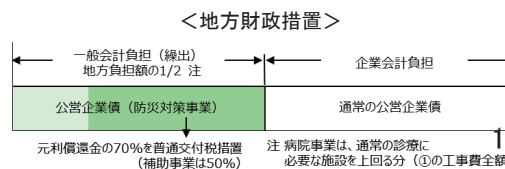
- ① 病院事業：災害拠点病院等における給排水管の耐震性能の確保工事
- ② 水道事業：水道施設が被災した際の応急給水のための設備(給水車、防災用井戸、可搬式浄水設備)の整備^{※3}

^{※3} 機能向上を伴わない更新・改築事業を除く

【地方財政措置】

元利償還金の70%^{※4}を普通交付税措置

^{※4} 国庫補助事業にあっては50%



17

地方への人の流れの創出・拡大、地域経済の好循環による付加価値の創造

- 地方への人の流れの創出・拡大を加速するため、二地域居住・関係人口、地域活性化起業人、地域おこし協力隊、大学等と連携した地域課題解決に係る特別交付税措置を創設・拡充
- 地域の経済循環を促進するため、事業承継人材等と地域企業とのマッチングに係る特別交付税措置を創設

1. 二地域居住・関係人口に係る特別交付税措置の創設

- 二地域居住・関係人口の取組に係る特別交付税措置を創設(措置率0.5)
[対象] 相談窓口の設置、情報発信、二地域居住体験、副業・兼業支援、居住支援、コーディネーターの設置等

2. 「地域活性化起業人」の拡充

- 企業退職後のシニア層の活用も可能とする「地域活性化シニア起業人(仮称)」を創設(上限200万円/人)
- 三大都市圏外の指定都市・中核市・県庁所在市に所在する企業の社員等も対象に追加
- 受入れに要する経費(企業派遣型)の上限を引上げ(560万円⇒590万円/人)

<地域活性化起業人の推移>



3. 「地域おこし協力隊」の拡充

- 地域おこし協力隊員の募集・活動に要する経費の上限を引上げ
・募集等に要する経費 300万円⇒350万円/団体
・報償費等に要する経費 320万円⇒350万円/人
- JET終了者がJETの活動地域と同じ地域で地域おこし協力隊に就任できるよう地域要件を緩和

<地域おこし協力隊員数>



4. 「ふるさとミライカレッジ(仮称)」に係る特別交付税措置の創設

- 大学等と地域が連携した地域課題解決プロジェクトに係る特別交付税措置を創設(措置率0.5)
[対象] 計画策定、滞り場所の確保、コーディネーターの設置、プロジェクト実施等

5. 事業承継人材等と地域企業とのマッチングに係る特別交付税措置の創設

- 地域の事業承継人材、企業経営人材、若者・女性・シニア等と地域企業とのマッチングに係る特別交付税措置を創設(措置率0.5)
[対象] セミナー開催、コーディネーターの設置、マッチングシステム構築、トライアル勤務への支援等

※既存の特別交付税措置を改組

18

人口減少地域の郵便局等を活用した行政サービス等の確保の推進

- 人口減少が進み、地域の担い手確保が困難となる中、市町村においては住民窓口機能をはじめとしたサービスの持続性が課題となっている
- 過疎地における行政サービス等の持続性を確保するため、市町村が窓口業務を含む行政サービス、住民生活支援サービスを郵便局等に委託する際の初期経費に係る特別交付税措置を創設

1. 対象自治体

郵便局事務取扱法等^{※1}に基づき、戸籍謄本等公的証明書の交付事務等を過疎地^{※2}に所在する郵便局等に委託する市町村

※1 公共サービス改革法第34条に基づく委託も含む。

※2 日本郵便株式会社法施行規則第4条第2項第3号(離島、奄美、山村、小笠原、半島、過疎地域、沖縄離島)。

2. 対象経費

窓口事務を含む行政サービス、住民生活支援サービスの委託に伴う初期経費

※ 別に財政措置されているものを除く。

(具体的な対象事業の範囲(例))

- 行政サービス(市町村への申請サポート、オンライン相談等)
システム整備費、回線・機器整備費、レイアウト変更経費、広報経費
- 住民生活支援サービス
・買い物支援のためのシステム整備費、備品購入費、広報経費
・オンライン診療のためのシステム整備費、回線・機器整備費、レイアウト変更経費



3. 地方財政措置

特別交付税措置(措置率0.5)

19

公立高校における地域の担い手の確保・育成の推進

- 人口減少が進む中で、地域産業や地域の課題解決の担い手を確保・育成することが重要であり、地域のニーズや時代の変化に対応した高校教育を推進するため、特別交付税措置を創設

公立高校と産業界等との連携に係る特別交付税措置の創設

- 公立高校を中核として産業界等と連携して実施する人材育成の取組に対し、特別交付税措置を創設
 - (1) 都道府県等(学校設置者)が、地域の産業界との連携協定等に基づいて実施する、学科の新設・再編等に要する経費
 - 対象経費 : 学科や科目の新設等に伴う備品購入、教員研修など(初期経費)
 - 事業費上限 : 5,000万円/校
 - 措置率 : 0.5(財政力補正あり)
 - (2) 市町村が、地域の公立高校との協定等に基づいて実施する、産業界等と連携した地域に必要な人材の育成に要する経費
 - 対象経費 : コーディネーターの配置、地元企業による講座、就業体験、フィールドワークなど(生徒・保護者に対する給付を除く)
 - 事業費上限 : 500万円/校
 - 措置率 : 0.5(財政力補正あり)

20

教師の処遇改善(教職調整額の引上げ等)

- 教師に優れた人材を確保するため、働き方改革の一層の推進、学校の指導・運営体制の充実とあわせて教師の処遇改善を図る(文部科学省は関連法案を通常国会に提出予定)
- このために必要な経費について、全額地方財政計画の歳出に計上し、財源を確保

教職調整額(現行:給料の4%)の引上げ

- 教職調整額の率を令和12年度までに10%に引き上げることとし、令和8年1月から5%に引き上げる
 - ・ 教職調整額の引上げの対象者は、公立の小・中学校、高等学校、特別支援学校等の教師

<影響額>

	令和7年度(初年度)			平年度(10%引上げ後)		
	国	地方	計	国	地方	計
義務教育	21億円	79億円	100億円	711億円	2,067億円	2,778億円
高等学校	—	34億円	34億円	—	941億円	941億円
合計	21億円	113億円	135億円	711億円	3,009億円	3,720億円

(注) 平年度の影響額については現時点での試算であり、教員数や給与水準により変動が生じる。

- ・ 教職調整額の引上げとあわせ、管理職(校長・教頭等)の本給を改善

※ このほか、職責や業務負担に応じた給与とする観点から、学級担任への手当の加算(月額3,000円)等を行うとともに、他の教員特有の給与について見直しを実施

21

物価高への対応

- 学校、福祉施設、図書館、文化施設など自治体施設の光熱費の高騰や、ごみ収集、学校給食など自治体のサービス・施設管理等の委託料の増加を踏まえ、一般行政経費(単独)に1,000億円を計上(前年度比+300億円)
- 資材価格等の高騰による建設事業費の上昇を踏まえ、公立病院の新設・建替等事業(病院事業債)と津波浸水想定区域からの庁舎移転事業(緊急防災・減災事業債)における建築単価の上限を引上げ

1. 自治体施設の光熱費・施設管理等の委託料の増加への対応

- ① 学校、福祉施設、図書館、文化施設など自治体施設の光熱費の高騰に対応するため、一般行政経費(単独)に400億円を計上(前年度同額)
- ② ごみ収集、学校給食など自治体のサービス・施設管理等の委託料の増加を踏まえ、一般行政経費(単独)に600億円を計上(前年度比+300億円) ※ 普通交付税の単位費用措置を3%程度引上げ

2. 公立病院・庁舎の建築単価の引上げ

- 資材価格等の高騰による建設事業費の上昇を踏まえ、以下のとおり対応する
 - ① 病院事業債:公立病院の新設・建替等事業における1㎡当たりの建築単価の上限を引上げ(52.0万円⇒59.0万円)
 - ② 緊急防災・減災事業債:津波浸水想定区域からの庁舎移転事業における1㎡当たりの建築単価の上限を引上げ(46.8万円⇒50.1万円)
- ※ いずれも令和6年度事業債から新単価を適用

22

地域医療提供体制の確保

- 地域医療提供体制を確保するため、新たな資金繰り支援等、以下の取組を行う

1. 病院事業の経営改善の促進と資金繰り支援

- ① 資金不足が生じている病院事業※1であって、経営改善実行計画を策定し収支改善に取り組む公立病院に対して、経営改善の効果額の範囲内※2で活用できる資金手当のための地方債(病院事業債(経営改善推進事業))※3を創設

※1 当年度又は翌年度に資金不足額が生じる見込みの病院事業を含む

※2 資金不足(見込)額と経営改善効果額のいずれか小さい額が上限

※3 発行期間は令和7年度～令和9年度

【経営改善の取組例】

- 病床の縮小、病床機能の見直し
- 医薬品の共同購入、医療機器の共同利用
- 地域の医療機関と連携した紹介患者の増加
- 病院の統合・連携、経営形態の見直し

<公立病院の状況>

	R4	R5
公立病院数	853病院	854病院
赤字病院の割合 ^{注1}	34%	70%
赤字合計額 ^{注1}	639億円	2,448億円
資金不足 ^{注2} が生じている病院事業数	27事業 (41病院)	38事業 (54病院)

注1 経常収支 注2 地方財政法に定める資金不足額

- ② 総務省と厚生労働省の共同事業として、病院経営に携わるトップ層の経営マネジメント力を向上させ、経営改善を図ることにより持続可能な病院経営を行うために必要な知識を習得するための研修(医療経営人材養成研修)を創設

2. 不採算地域やへき地における医療提供体制の確保

- ① 不採算地区病院については、依然として厳しい経営状況が続いているため、令和3年度から実施している不採算地区病院等への特別交付税措置の基準額引上げ(30%)を継続※4

※4 日本赤十字社、恩賜財団済生会、JA厚生連等の公的病院等にも同様の措置を講じる

- ② へき地医療を担う公的病院等に対する地方団体の助成経費に係る特別交付税措置の対象に、へき地医療拠点病院等が行う訪問看護、遠隔医療に要する経費を追加

23

主な地方財政指標積算基礎（通常収支分）

（単位：億円）

区 分	令和7年度 (見込)	令和6年度	
歳入合計 ①	970,100程度	936,388	
地方税 ②	454,493	427,329	
地方譲与税 ③	29,661	27,293	
地方特例交付金等 ④	1,936	11,320	
地方交付税 ⑤	189,574	186,671	
地方債 ⑥	59,602	63,103	
うち臨時財政対策債 ⑦	0	4,544	
復旧・復興事業 一般財源充当分 ⑧	▲ 33	▲ 8	
全国防災事業 一般財源充当分 ⑨	▲ 217	▲ 169	
主 関 な 係 地 方 指 標 財 政	一般財源総額 ②+③+④+⑤+⑦+⑧+⑨	675,414	656,980
	一般財源比率 $\frac{②+③+④+⑤+⑧+⑨}{①}$	69.6%程度	69.7%
	地方債依存度 $\frac{⑥}{①}$	6.1%程度	6.7%

（参考）

- 地方の借入金残高(東日本大震災分を含む) 171兆円程度(令和7年度末見込) ※ 178兆円程度(令和6年度末見込)
- 交付税特別会計借入金残高 25.3兆円 (令和7年度末見込) ※ 28.1兆円 (令和6年度末見込)

24

令和7年度地方財政収支見通しの概要（通常収支分）

項 目	令和7年度 (見込)	令和6年度	増減率 (見込)
地 方 税	454,493 億円	427,329 億円	6.4 %
地 方 譲 与 税	29,661 億円	27,293 億円	8.7 %
地 方 特 例 交 付 金 等	1,936 億円	11,320 億円	▲ 82.9 %
地 方 交 付 税	189,574 億円	186,671 億円	1.6 %
地 方 債	59,602 億円	63,103 億円	▲ 5.5 %
うち臨時財政対策債	0 億円	4,544 億円	皆減
復旧・復興事業 一般財源充当分	▲ 33 億円	▲ 8 億円	312.5 %
全国防災事業 一般財源充当分	▲ 217 億円	▲ 169 億円	28.4 %
歳 入 合 計	970,100 億円	936,388 億円	3.6 %
「 一 般 財 源 」	675,414 億円	656,980 億円	2.8 %
(交 付 団 体 ベ ー ス)	637,714 億円	627,180 億円	1.7 %

項 目	令和7年度 (見込)	令和6年度	増減率 (見込)
給 与 関 係 経 費	209,800 億円	202,292 億円	3.7 %
退 職 手 当 以 外 約	198,600 億円	191,527 億円	3.7 %
退 職 手 当 約	11,200 億円	10,765 億円	4.0 %
一 般 行 政 経 費	456,000 億円	436,893 億円	4.4 %
補 助 分	265,800 億円	251,417 億円	5.7 %
単 独 分	158,900 億円	153,861 億円	3.3 %
うちデジタル活用推進事業費(仮称)	1,000 億円	-	皆増
国民健康保険・後期高齢者医療制度関係事業費	15,000 億円	14,915 億円	0.6 %
新しい地方経済・生活環境創生事業費(仮称)	12,000 億円	12,500 億円	▲ 4.0 %
うち地方創生推進費	10,000 億円	10,000 億円	0.0 %
うち地域デジタル社会推進費	2,000 億円	2,500 億円	▲ 20.0 %
地域社会再生事業費	4,200 億円	4,200 億円	0.0 %
公 債	107,300 億円	108,961 億円	▲ 1.5 %
維 持 補 修 費	15,500 億円	15,344 億円	1.0 %
うち緊急浚渫推進事業費	1,100 億円	1,100 億円	0.0 %
投 資 的 経 費	121,100 億円	119,896 億円	1.0 %
直 轄 ・ 補 助 分	57,500 億円	56,259 億円	2.2 %
単 独 分	63,600 億円	63,637 億円	0.0 %
うち緊急防災・減災事業費	5,000 億円	5,000 億円	0.0 %
うち公共施設等適正管理推進事業費	5,000 億円	4,800 億円	4.2 %
うち緊急自然災害防止対策事業費	4,000 億円	4,000 億円	0.0 %
うち脱炭素化推進事業費	1,000 億円	1,000 億円	0.0 %
公 営 企 業 繰 出 金	22,800 億円	23,202 億円	▲ 1.7 %
うち企業債償還費普通会計負担分	12,400 億円	13,059 億円	▲ 5.0 %
水 準 超 経 費	37,700 億円	29,800 億円	26.5 %
歳 出 合 計	970,100 億円	936,388 億円	3.6 %
(交 付 団 体 ベ ー ス)	932,400 億円	906,588 億円	2.8 %
地 方 一 般 歳 出	812,800 億円	784,568 億円	3.6 %

※1 本表は、地方団体の予算編成のための目安として作成したものであり、計数は精査の結果、異動する場合があります。

※2 新しい地方経済・生活環境創生事業費(仮称)の令和6年度の額は、令和6年度地方財政計画の歳出に計上された「デジタル田園都市国家構想事業費」(12,500億円)の額である。

25

令和7年度地方財政収支見通しの概要（東日本大震災分）

(1) 復旧・復興事業

項 目		令和7年度 (見込)	令和6年度	増減率 (見込)
歳 入	震災復興特別交付税	871 億円	904 億円	▲ 3.7 %
	国庫支出金	約 1,700 億円	約 1,655 億円	約 2.7 %
	地方債	11 億円	2 億円	450.0 %
	一般財源充当分	33 億円	8 億円	312.5 %
計		約 2,700 億円	約 2,631 億円	約 2.6 %
歳 出	直轄・補助事業費	約 2,300 億円	約 2,198 億円	約 4.6 %
	地方単独事業費	293 億円	370 億円	▲ 20.8 %
	うち地方税等の減収分見合い歳出	175 億円	248 億円	▲ 29.4 %
	計	約 2,700 億円	約 2,631 億円	約 2.6 %

※ 本表は、地方団体の予算編成のための目安として作成したものであり、計数は精査の結果、異動する場合がある。

(2) 全国防災事業

項 目		令和7年度 (見込)	令和6年度	増減率 (見込)
歳 入	地方税	0 億円	80 億円	皆減
	一般財源充当分	217 億円	169 億円	28.4 %
	雑収入	1 億円	1 億円	0.0 %
計		218 億円	250 億円	▲ 12.8 %
歳 出	公債費	218 億円	250 億円	▲ 12.8 %
	計	218 億円	250 億円	▲ 12.8 %

※ 本表は、地方団体の予算編成のための目安として作成したものであり、計数は精査の結果、異動する場合がある。

26

(参考) 地方財政収支見通しの概要（通常収支分と東日本大震災分の合計）

項 目	令和7年度 (見込)	令和6年度	増減率 (見込)
地方税	454,493 億円	427,409 億円	6.3 %
地方譲与税	29,661 億円	27,293 億円	8.7 %
地方特例交付金等	1,936 億円	11,320 億円	▲ 82.9 %
地方交付税	190,445 億円	187,575 億円	1.5 %
震災復興特別交付税以外	189,574 億円	186,671 億円	1.6 %
震災復興特別交付税	871 億円	904 億円	▲ 3.7 %
地方債	59,613 億円	63,105 億円	▲ 5.5 %
うち臨時財政対策債	0 億円	4,544 億円	皆減
歳入合計	約 973,000 億円	約 939,269 億円	約 3.6 %
「一般財源」	676,535 億円	658,141 億円	2.8 %

項 目	令和7年度 (見込)	令和6年度	増減率 (見込)	
給与関係経費	約 209,800 億円	202,292 億円	約 3.7 %	
退職手当以外	約 198,600 億円	191,527 億円	約 3.7 %	
退職手当	約 11,200 億円	10,765 億円	約 4.0 %	
一般行政経費	約 456,000 億円	436,893 億円	約 4.4 %	
補助単独	約 265,800 億円	251,417 億円	約 5.7 %	
うちデジタル活用推進事業費(仮称)	1,000 億円	- 億円	皆増	
国民健康保険・後期高齢者医療制度関係事業費	約 15,000 億円	14,915 億円	約 0.6 %	
新しい地方経済・生活環境創生事業費(仮称)	12,000 億円	12,500 億円	▲ 4.0 %	
うち地方創生推進費	10,000 億円	10,000 億円	0.0 %	
うち地域デジタル社会推進費	2,000 億円	2,500 億円	▲ 20.0 %	
通常地域社会再生事業費	4,200 億円	4,200 億円	0.0 %	
公債費	約 107,300 億円	108,961 億円	約 ▲ 1.5 %	
維持補修費	約 15,500 億円	15,344 億円	約 1.0 %	
うち緊急浸透推進事業費	1,100 億円	1,100 億円	0.0 %	
投資的経費	約 121,100 億円	119,896 億円	約 1.0 %	
直轄・補助単独	約 57,500 億円	56,259 億円	約 2.2 %	
うち緊急防災・減災事業費	5,000 億円	5,000 億円	0.0 %	
うち公共施設等適正管理推進事業費	5,000 億円	4,800 億円	4.2 %	
うち緊急自然災害防止対策事業費	4,000 億円	4,000 億円	0.0 %	
うち脱炭素化推進事業費	1,000 億円	1,000 億円	0.0 %	
公営企業繰出金	約 22,800 億円	23,202 億円	約 ▲ 1.7 %	
うち企業債償還費普通会計負担分	約 12,400 億円	13,059 億円	約 ▲ 5.0 %	
水準超経費	37,700 億円	29,800 億円	26.5 %	
大震災日 分本	復旧・復興事業費	約 2,700 億円	2,631 億円	約 2.6 %
全国防災事業費	218 億円	250 億円	▲ 12.8 %	
歳出合計	約 973,000 億円	約 939,269 億円	約 3.6 %	
地方一般歳出	約 815,400 億円	787,137 億円	約 3.6 %	

※1 本表は、地方団体の予算編成のための目安として作成したものであり、計数は精査の結果、異動する場合がある。

※2 新しい地方経済・生活環境創生事業費(仮称)の令和6年度の額は、令和6年度地方財政計画の歳出に計上された「デジタル田園都市国家構想事業費」(12,500億円)の額である。

27

(参考1) 地方財政計画の伸び率等の推移

(単位：%)

年 度	対 前 年 度 伸 び 率			
	地方財政計画	地方一般歳出	地 方 税	地方交付税
昭和62年度	2.9	2.9	0.6	0.6
63	6.3	5.7	9.4	7.5
平成元年度	8.6	7.1	8.1	17.3
2	7.0	6.7	7.5	10.3
3	5.6	7.4	6.1	7.9
4	4.9	5.9	4.1	5.7
5	2.8	4.4	1.6	▲1.6
6	3.6	4.6	▲5.7	0.4
7	4.3	3.6	3.6	4.2
8	3.4	2.3	0.1	4.3
9	2.1	0.9	9.6	1.7
10	0.0	▲1.6	3.9	2.3
11	1.6	1.8	▲8.3	19.1
12	0.5	▲0.9	▲0.7	2.6
13	0.4	▲0.6	1.5	▲5.0
14	▲1.9	▲3.3	▲3.7	▲4.0
15	▲1.5	▲2.0	▲6.1	▲7.5
16	▲1.8	▲2.3	0.5	▲6.5
17	▲1.1	▲1.2	3.1	0.1
18	▲0.7	▲1.2	4.7	▲5.9
19	▲0.0	▲1.1	15.7	▲4.4
			(6.5)	

年 度	対 前 年 度 伸 び 率			
	地方財政計画	地方一般歳出	地 方 税	地方交付税
20	0.3	0.0	0.2	1.3
21	▲1.0	0.7	▲10.6	2.7
22	▲0.5	0.2	▲10.2	6.8
23	0.5	0.8	2.8	2.8
24	▲0.8	▲0.6	0.8	0.5
25	0.1	▲0.1	1.1	▲2.2
26	1.8	2.0	2.9	▲1.0
27	2.3	2.3	7.1	▲0.8
28	0.6	0.9	3.2	▲0.3
29	1.0	1.0	0.9	▲2.2
30	0.3	0.9	0.9	▲2.0
令和元年度	3.1	4.0	1.9	1.1
2	1.3	2.3	1.9	2.5
3	▲1.0	▲0.6	▲7.0	5.1
4	0.9	0.6	8.3	3.5
5	1.6	0.8	4.0	1.7
6	1.7	2.6	▲0.3	1.7
7	3.6程度	3.6程度	6.4	1.6

(注1) ()内は、税源移譲分を除いた伸び率(平成18年度の地方税に所得譲与税を含めて伸び率を算出)である。
 (注2) 平成24年度以降は通常収支分の伸び率である。
 (注3) 令和3年度の地方税については令和2年度徴収猶予の特例分を除いている。

28

(参考2) 地方債等関係資料

年 度	地 方 債 計 画 額 (億円)	対 前 年 度 増 減 額 (億円)	地 方 債 依 存 度 (%)	地方の借入金 残 高 (兆円)
昭和62年度	53,900	9,610	9.9	64
63	60,481	6,581	10.4	66
平成元年度	55,592	▲4,889	8.8	66
2	56,241	649	8.4	67
3	56,107	▲134	7.9	70
4	51,400	▲4,707	6.9	79
5	62,254	10,854	8.1	91
6	103,915	41,661	13.1	106
7	113,054	9,139	13.7	125
8	129,620	16,566	15.2	139
9	121,285	▲8,335	13.9	150
10	110,300	▲10,985	12.7	163
11	112,804	2,504	12.7	174
12	111,271	▲1,533	12.5	181
13	119,107	7,836	13.3	188
14	126,493	7,386	14.4	193
15	150,718	24,225	17.5	198
16	141,448	▲9,270	16.7	201

年 度	地 方 債 計 画 額 (億円)	対 前 年 度 増 減 額 (億円)	地 方 債 依 存 度 (%)	地方の借入金 残 高 (兆円)
17	122,619	▲18,829	14.6	201
18	108,174	▲14,445	13.0	200
19	96,529	▲11,645	11.6	199
20	96,055	▲474	11.5	197
21	118,329	22,274	14.3	199
22	134,939	16,610	16.4	200
23	114,772	▲20,167	13.9	200
24	111,654	▲3,118	13.6	201
25	111,517	▲137	13.6	201
26	105,570	▲5,947	12.7	201
27	95,009	▲10,561	11.1	199
28	88,607	▲6,402	10.3	197
29	91,907	3,300	10.6	196
30	92,186	279	10.6	194
令和元年度	94,282	2,096	10.5	192
2	92,783	▲1,500	10.2	192
3	112,407	19,625	12.5	191
4	76,077	▲36,331	8.4	187
5	68,163	▲7,914	7.4	183
6	63,103	▲5,060	6.7	178程度 (見込)
7	59,602	▲3,501	6.1程度	171程度 (見込)

29

令和7年度地方財政対策のポイント

総務省自治財政局
令和6年12月27日

通常収支分

1 一般財源総額の確保等

- ・ 一般財源総額(交付団体ベース)を**63.8兆円(対前年度比+1.1兆円)**確保
- ・ 地方交付税総額を**19.0兆円(対前年度比+0.3兆円)**確保

・ 一般財源総額(交付団体ベース) (※ 不交付団体を含めた一般財源総額)	63.8兆円 (67.5兆円)	対前年度比 +1.1兆円 (同 +1.8兆円)
・ 地方税・地方譲与税	48.4兆円	同 +3.0兆円
・ 地方特例交付金等	0.2兆円	同 ▲0.9兆円
・ 地方交付税	19.0兆円	同 +0.3兆円
・ 臨時財政対策債	—	同 皆減

※一般財源総額(交付団体ベース)は「給与改善費(仮称)」計上分を除くと対前年度比+0.9兆円
(注)端数処理のため合計が一致しない場合がある

- ・ いわゆる「103万円の壁」に係る令和7年度の地方交付税の減収影響(0.2兆円)を含めても、上記のとおり適切に地方財源を確保

2 地方財政の健全化

- ・ 臨時財政対策債は、平成13年度の制度創設以来、**初めて新規発行額ゼロ**
- ・ 交付税特別会計借入金について、これまで償還を後年度に繰り延べてきたもののうち、令和6年度までの繰延べ分2.2兆円について、令和7年度に償還

3 DX、防災・減災対策の推進

- ・ 自治体DX・地域社会DXを推進するため、「デジタル活用推進事業費(仮称)」(0.1兆円)を創設(地方財政法の特例を設け、地方債の発行を可能とする)
- ・ 緊急浚渫推進事業費について、事業期間を令和11年度まで5年間延長し、令和7年度については0.11兆円(前年度同額)を計上

4 人件費の増加への対応

- ・ 常勤職員・会計年度任用職員に係る給与改定(0.8兆円)及び教職調整額の引上げ(令和7年度:0.01兆円)に必要な財源を確保
- ・ 令和7年度の給与改定に備え、「給与改善費(仮称)」(0.2兆円)を計上

5 物価高への対応

- ・ 自治体施設の光熱費・施設管理の委託料の増加を踏まえ、0.1兆円(前年度比+0.03兆円)を計上

東日本大震災分

○ 震災復興特別交付税の確保

東日本大震災の復旧・復興事業等の財源として震災復興特別交付税0.1兆円(前年度比▲0.0兆円)を確保

主な歳入歳出の概要

通常収支分

(単位:兆円、%)

	区 分	7年度 A	6年度 B	増減額 C=A-B	増減率 C/B
歳 入	地方税	45.4	42.7	2.7	6.4
	地方譲与税	3.0	2.7	0.2	8.7
	地方特例交付金等	0.2	1.1	▲ 0.9	▲ 82.9
	地方交付税	19.0	18.7	0.3	1.6
	国庫支出金	17.1	15.8	1.3	8.2
	地方債	6.0	6.3	▲ 0.4	▲ 5.5
	臨時財政対策債	0.0	0.5	▲ 0.5	皆減
	臨時財政対策債以外	6.0	5.9	0.1	1.8
	その他	6.4	6.3	0.1	2.0
		計	97.0	93.6	3.4
	一般財源 (交付団体ベース)	67.5	65.7	1.8	2.8
		63.8	62.7	1.1	1.7
歳 出	給与関係経費	21.0	20.2	0.7	3.7
	退職手当以外	19.9	19.2	0.7	3.7
	退職手当	1.1	1.1	0.0	4.0
	一般行政経費	45.6	43.7	1.9	4.4
	補助	26.6	25.1	1.4	5.7
	単独	15.9	15.4	0.5	3.3
	うちデジタル活用推進事業費(仮称)	0.1	0.0	0.1	皆増
	国民健康保険・後期高齢者医療制度関係事業費	1.5	1.5	0.0	0.6
	新しい地方経済・生活環境創生事業費(仮称)	1.2	1.3	▲ 0.1	▲ 4.0
	うち 地方創生推進費	1.0	1.0	0.0	0.0
	うち 地域デジタル社会推進費	0.2	0.25	▲ 0.05	▲ 20.0
	地域社会再生事業費	0.4	0.4	0.0	0.0
	公債費	10.7	10.9	▲ 0.2	▲ 1.5
	維持補修費	1.6	1.5	0.0	1.0
	うち 緊急浚渫推進事業費	0.1	0.1	0.0	0.0
	投資的経費	12.1	12.0	0.1	1.0
	直轄・補助	5.7	5.6	0.1	2.2
	単独	6.4	6.4	0.0	0.0
	うち 緊急防災・減災事業費	0.5	0.5	0.0	0.0
	うち 公共施設等適正管理推進事業費	0.5	0.5	0.0	4.2
うち 緊急自然災害防止対策事業費	0.4	0.4	0.0	0.0	
うち 脱炭素化推進事業費	0.1	0.1	0.0	0.0	
公営企業繰出金	2.3	2.3	▲ 0.0	▲ 1.7	
水準超経費	3.8	3.0	0.8	26.5	
	計	97.0	93.6	3.4	3.6

※ 精査中のものであり、今後、異動する場合がある。

※ 表示単位未満四捨五入の関係で積み上げと合計が一致しない場合がある。

令和7年度各府省関連施策について



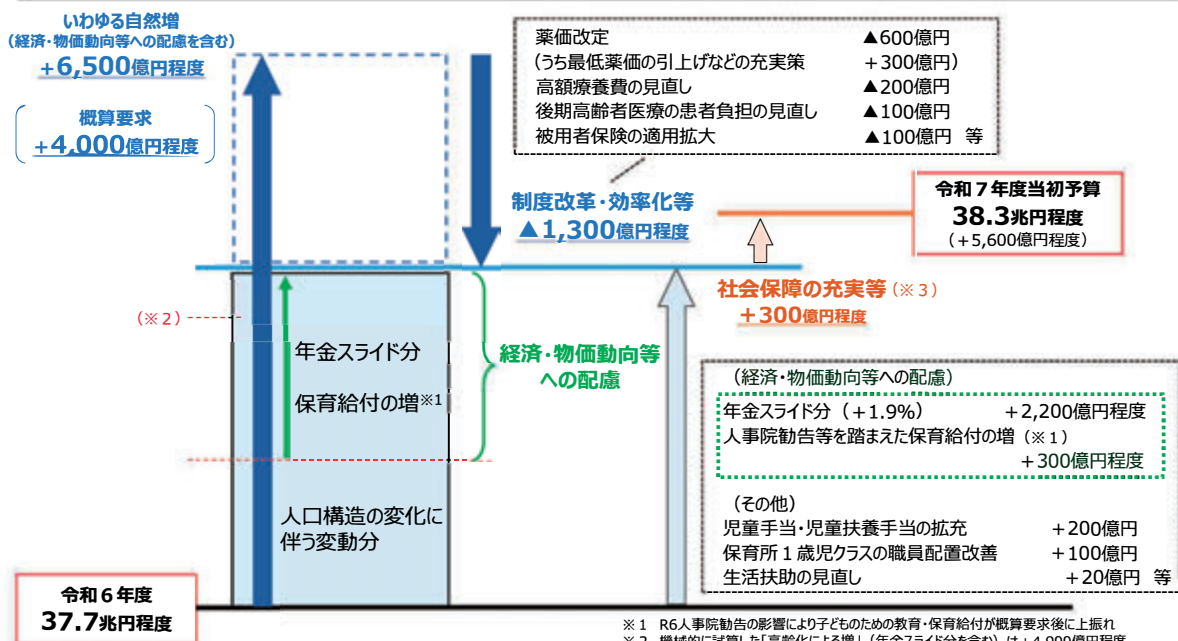
令和7年1月23日

総務省自治財政局調整課長 梶 元伸

令和7年度社会保障関係費の全体像

財務省資料

○ 令和7年度の社会保障関係費は、前年度（37.7兆円）から+5,600億円程度の38.3兆円程度。骨太方針2024を踏まえ、これまでの歳出改革努力を継続。経済・物価動向等に適切に配慮しつつ、社会保障関係費の実質的な伸びを高齢化による増加分におさめるとの方針に沿った姿を実現。



※1 R6人事院勧告の影響により子どものための教育・保育給付が概算要求後に上振れ
 ※2 機械的に試算した「高齢化による増」(年金スライド分を含む)は+4,900億円程度
 ※3 高等教育の負担軽減における多子世帯無償化の開始に伴う影響分

2025年度予算等における社会保険負担の軽減に向けた取組

令和6年12月25日
厚生労働省 大臣折衝事項

「子ども未来戦略」(抄) (2023年12月22日閣議決定)

歳出改革と賃上げによって実質的な社会保険負担軽減の効果を生じさせ、その範囲内で、2026年度から段階的に2028年度にかけて支援金制度を構築することとし、2028年度に1.0兆円程度の確保を図る。

「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」(抄) (2024年法律第47号)

附則第47条 政府は、この法律の施行にあわせて、…「子ども未来戦略」…に基づき、社会保険負担率…の上昇の抑制に向けて、全世代型社会保障制度改革…の徹底を図るものとし、子ども・子育て支援納付金…の導入に当たっては、次項各号に掲げる各年度において、子ども・子育て支援納付金…を徴収することにより当該年度に社会保障負担率の上昇に与える影響の程度が、令和5年度から当該各年度まで全世代型社会保障制度改革等…及び労働者の報酬の水準の上昇に向けた取組を実施することにより社会保障負担率の低下に与える影響の程度を超えないものとする。

◆2025年度の社会保険負担軽減効果

	負担軽減効果	
薬価改定	▲0.12兆円程度	
高額療養費制度の見直し	▲0.06兆円程度	※2025年度の発現分。満年度で▲0.35兆円程度。
2025年度 合計	▲0.17兆円程度	→ 2023~2025年度で ▲0.49兆円程度 (2028年度1.0兆円程度まで3年間で残り▲0.5兆円程度を積み上げる必要)

(参考) 2023年度、2024年度の社会保険負担軽減効果

	負担軽減効果	控除分		負担軽減効果	控除分
薬価改定	▲0.15兆円		薬価等改定/薬価制度見直し	▲0.26兆円	
前期財政調整における報酬調整		(+0.09兆円)	診療報酬改定	+0.05兆円	(+0.15兆円)※
後期高齢者の保険料負担の見直し			介護報酬改定	+0.04兆円	(+0.06兆円)※
			介護の1号保険料見直し		(+0.04兆円)
2023年度 合計	▲0.15兆円	(+0.09兆円)	2024年度 合計	▲0.17兆円	(+0.25兆円)

※医療従事者・介護従事者に対する処遇改善のための加算措置分

(注) 雇用量報酬の増加率が上昇することを通じて生じる社会保険負担軽減効果も踏まえ、2023年度・2024年度においては、

①報酬改定のうち、医療介護の現場従事者の賃上げに確実に充当される加算措置、②「全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋(改革工程)」に基づく制度改革等の結果として生じる追加的な社会保険負担については、追加的な社会保険負担額から控除。

2

高額療養費制度の見直しについて

厚労省作成資料

- 高額療養費について、高齢化や高額薬剤の普及等によりその総額は年々増加しており、結果として現役世代を中心とした保険料が増加してきた。そこで、**セーフティネットとしての高額療養費の役割を維持しつつ、健康な方を含めた全ての世代の被保険者の保険料負担の軽減を図る**観点から、以下の方向で見直す。
- 具体的には、負担能力に応じたきめ細かい制度設計を行う観点から、住民税非課税区分を除く各所得区分の細分化を行った上で、各所得区分ごとの自己負担限度額の引き上げ幅を以下のとおりとする。(具体的なイメージは次ページ参照)
- 併せて、年齢ではなく能力に応じた全世代の支え合いの観点から、低所得高齢者への影響を極力抑制しつつ、外来特例の見直しを行うことにより、全ての世代の被保険者の保険料負担の軽減を図る。

【自己負担上限額の見直し】

考え方	変更率
■ 前回見直しを行った約10年前からの平均給与の伸び率が約9.5~約12%であることを踏まえ、平均的な所得層の引き上げ幅を10%に設定。	
年収約1,160万円~	+15%
年収約770~1,160万円	+12.5%
年収約370~770万円	+10%
~年収約370万円	+5%
住民税非課税	+2.7%
住民税非課税(所得が一定以下)	+2.7%

※ 過去の見直しにおいても、協会けんぽ加入者の標準的な報酬月額額の25%となるように自己負担上限額を設定している。

【外来特例の見直し】

所得区分	外来(個人ごと)
一般(2割負担)	28,000円 [年22.4万円]
一般(1割負担)	20,000円 [年16.0万円]
住民税非課税	13,000円
住民税非課税(所得が一定以下)	8,000円

<財政影響試算(粗い推計)>

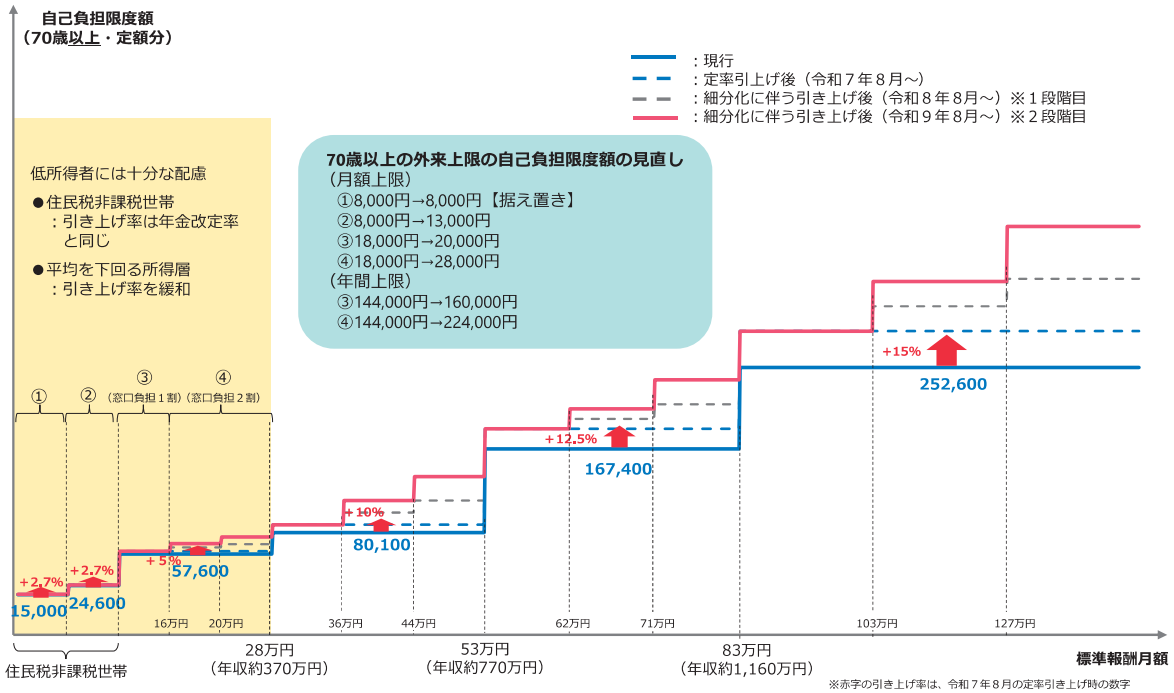
保険料	▲3,700億円
加入者1人当たり 保険料軽減額(年額)	▲1,100円 ~▲5,000円
実効給付率	▲0.62%
(参考)	
公費	▲1,600億円
国	▲1,100億円
地方	▲500億円

※ 上記は満年度ベースの数字

3

高額療養費制度の見直しのイメージ

厚労省作成資料



子ども・子育て政策の強化

財務省資料

- 「**子ども未来戦略**」において、令和10年度までの「**3.6兆円**（国・地方合計）」の**施策充実と安定財源確保の枠組み**を決定。
 - ✓ 令和7年度は「3.6兆円」のうち**8割強を実現**。
 - ✓ **歳出改革や既定予算の最大限の活用**により財源を確保。（令和7年度の不足分（1.1兆円程度）は、特別会計で子ども・子育て支援特別債を発行。）
- **国の子ども・子育て関係予算**（一般会計と特別会計の合計）も**着実に増加**。
 - ✓ **子ども家庭庁予算** 令和4年度：4.7兆円→令和5年度：4.8兆円→令和6年度：5.3兆円→**令和7年度：6.3兆円**
 - ✓ **育休等給付の増加分を合わせ、令和4年度→令和7年度で+1.9兆円（約4割増）**。
 - ※令和7年度子ども家庭庁予算：6兆2,583億円（+9,751億円、うち一般会計分+910億円）
 - ※子ども・子育て支援特別会計の設置に伴い移管される育児休業等給付関係の歳出を加えると7.3兆円
 - 育休分を加えると7兆3,270億円

児童手当の拡充

- ✓ **所得制限を撤廃**
 - ✓ **高校生年代まで延長**
 - ✓ **第3子以降は3万円**
- 2兆1,666億円
(うち拡充分+1兆708億円)
- 12月に拡充後の最初の給付
(以降、偶数月に2ヶ月分を支給)

支給金額	0~3歳	3歳~高校生年代
第1子・第2子	月額1万5千円	月額1万円
第3子以降	月額3万円	

* 多子加算のカウント方法を見直し

高等教育（大学等）

- ✓ **高等教育の負担軽減の抜本強化** 6,532億円
(+1,094億円)
- ・ 多子世帯の学生等については授業料・入学金を無償化
(多子世帯：扶養される子どもが3人以上、支援上限：現行制度と同様)

切れ目なくすべての子育て世帯を支援

- ✓ **保育所：量の拡大から質の向上へ** 2,903億円*
(+1,716億円)
- ・ 1歳児の保育士等の配置改善：6対1→5対1
- ・ 令和6年人事院勧告を踏まえた保育士等の処遇改善
- ✓ **多様な支援ニーズへの対応** 1,484億円* (+580億円)
- ・ 虐待・貧困等に苦しむ学生等に対するアウトリーチ支援の実施一部、厚生労働省予算
- ・ 医療的ケア児や重度心身障害児を一時的に預かる環境を整備一部、厚生労働省予算

妊娠・出産時からの支援強化

- ✓ **妊婦のための支援給付の創設** 816億円
- ・ 子ども1人につき10万円相当の経済的支援（従来の補助金を給付化し定型的に実施）
- ✓ **伴走型相談支援、産後ケア** 122億円 (+6億円)
- ・ 様々な困難・悩みに応え、ニーズに応じた支援につなげる
- ・ 退院直後の母子に対する心身のケアや育児のサポート等の実施

* 金額は令和7年度の国の予算（一般会計と特別会計の合計）

育休を取りやすい職場に

- ✓ **一定期間の手取り10割の実現** 243億円
- ・ 子の出生直後の一定期間内に両親ともに育児休業を取得した場合に、育児休業給付と合わせて手取り10割相当額を給付
- ✓ **時短勤務時の給付の創設** 549億円
- ・ 子どもが2歳未満の期間に時短勤務を選択した場合に、時短勤務時の賃金の10%を給付

「こども・子育て支援加速化プラン」に係る令和7年度の地方負担の増

○ 「こども・子育て支援加速化プラン」の令和7年度の地方負担の増(2,410億円程度)について、全額を地方財政計画の歳出に計上し、必要な財源を確保

【内訳】

施策項目	概要	地方負担額
①ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化や若い世代の所得向上に向けた取組		
児童手当の抜本的拡充	所得制限撤廃、高校生年代までの支給期間延長及び多子加算第3子以降3万円の平年度化	583億円
妊婦のための支援給付	妊婦等に対する経済的支援(計10万円相当)への国費充当(地方負担の解消)	▲258億円
高等教育費の負担軽減	多子世帯の学生等について、所得制限を設けず授業料・入学金を無償化	220億円
②全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充		
産前・産後ケアの拡充	産後ケア事業及び新生児聴覚検査の拡大	10億円
幼児教育・保育の質の向上	保育士等の処遇改善、1歳児の保育士等の配置改善	1,184億円
地域子ども・子育て支援事業の充実	こども誰でも通園制度の実施、放課後児童クラブの常勤職員の配置改善等	37億円
多様な支援ニーズへの対応	障害児支援の拡大 児童扶養手当の拡充(所得制限の見直し、多子加算の見直し)の平年度化等	588億円
○共働き・共育での推進		
育児休業給付の充実(地方公務員分)	男性の育児休業取得促進 出生後一定期間内の育児休業給付の給付率の引上げ(手取りで8割相当から10割相当) 育児時短勤務手当金の創設	49億円
計		2,410億円程度

6

児童虐待防止対策体制の強化

R7年度の地方財政措置

○ 「新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン」(令和4年12月15日児童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議決定。令和6年12月23日再改定)における児童相談所の児童福祉司及び児童心理司の配置目標を踏まえ、必要な措置を講じる。

【措置の内容】

- 令和7年度に、全国で児童相談所の児童福祉司を約90名、児童心理司を約240名それぞれ増員できるように、地方財政計画に必要な職員数を計上する。
- 道府県の標準団体で児童福祉司99人分及び児童心理司44人分の配置について、地方交付税措置を講ずる。

【プランにおける配置目標及び地方財政措置】

区分	R4年度実績	R5年度 地方財政措置	R6年度 地方財政措置	R7年度 地方財政措置	→	プランにおける配置目標
児童福祉司	約5,780人	+約530人	+約530人	+約90人		R8年度 約7,390人 (R4比+約1,610人)
児童心理司	約2,350人	+約240人	+約240人	+約240人		R8年度 約3,300人 (R4比+約950人)

7

令和7年度生活扶助基準の見直しの内容

厚生省作成資料

I 足下の社会経済情勢等を踏まえた当面の対応（令和7～8年度の2年間）

- 生活扶助基準については、一般低所得世帯の消費実態や社会経済情勢等を総合的に勘案して、必要に応じ改定を行っており、今回の見直しの対象期間においても、この考え方を基本とする。
- 前回の令和5～6年度の臨時的・特例的な対応の措置時（令和4年末）から一定期間が経過し、その間も物価・賃金などが上昇基調にあることを背景として消費が緩やかに増加していることも考慮し、社会経済情勢等を総合的に勘案して、当面2年間（令和7～8年度）の臨時的・特例的な措置を実施。
 - ① 令和4年の生活保護基準部会の検証結果に基づく令和元年当時の消費実態の水準に一人当たり月額1,500円を特例的に加算
 - ※ ただし、入院患者・介護施設入所者については、食費・光熱費等が現物給付されている状況等を踏まえ、現行の一人当たり月額1,000円の加算額を維持
 - ② ①の措置をしても従前の基準額から減額となる世帯については、従前の基準額を保障

II 令和9年度以降の生活扶助基準の検討

- 令和9年度以降の生活扶助基準については、今後の社会経済情勢等の動向を見極めつつ、一般低所得世帯の消費実態との均衡を図る観点から必要な対応を行うため、令和9年度予算の編成過程において改めて検討。

その際、年齢階級・世帯人員・級地別の分析が可能な5年に一度の生活保護基準部会での定期検証について、1年前倒しでの実施を図り、その検証結果を適切に反映することとする。

施行時期： 令和7年10月～
 財政影響額： +50億円程度（令和7年度は+20億円程度）

8

令和7年度における「社会保障の充実」（概要）

厚生労働省資料

事 項		事 業 内 容	令和7年度 予算案	(参考) 令和6年度 予算額
子ども・子育て支援		子ども・子育て支援新制度の着実な実施・社会的養育の充実 ^(注3)	前年同額	7,000
		育児休業中の経済的支援の強化 ^(注4)	前年同額	979
医療・介護	医療・介護サービスの提供体制改革	病床の機能分化・連携、在宅医療の推進等		
		・ 地域医療介護総合確保基金(医療分)	909	1,029
	・ 診療報酬改定における消費税増収分等の活用分	1,615	1,498	
	・ うち 令和6年度における看護職員、リハビリ専門職などの医療関係職種への賃上げの一部	[466]	[350]	
	・ 医療情報化支援基金	-	172	
	地域包括ケアシステムの構築			
	・ 平成27年度介護報酬改定における消費税増収分等の活用分(介護職員の処遇改善等)	前年同額	1,196	
	・ 在宅医療・介護連携、認知症施策の推進など地域支援事業の充実	前年同額	414	
	・ 地域医療介護総合確保基金(介護分)	前年同額	524	
	・ 令和4年度における介護職員の処遇改善	前年同額	752	
・ 令和6年度における介護職員の処遇改善	689	517		
医療・介護保険制度の改革	国民健康保険等の低所得者保険料軽減措置の拡充・子どもに係る国民健康保険料等の均等割額の減額措置	前年同額	693	
	被用者保険の拠出金等に対する支援	前年同額	900	
	70歳未満の高額療養費制度の改正	前年同額	248	
	介護保険の第1号保険料の低所得者軽減強化	前年同額	1,190	
	介護保険保険者努力支援交付金	前年同額	200	
	国民健康保険への財政支援の拡充 (低所得者数に応じた財政支援、保険者努力支援制度等)	前年同額	3,816	
	国民健康保険の産前産後保険料の免除	前年同額	15	
子ども医療費助成に係る国民健康保険の減額調整措置の廃止	前年同額	47		
難病・小児慢性特定疾病への対応	難病・小児慢性特定疾病に係る公平かつ安定的な制度の運用等	前年同額	2,089	
年金	年金受給資格期間の25年から10年への短縮	前年同額	644	
	年金生活者支援給付金の支給	前年同額	3,958	
	遺族基礎年金の父子家庭への対象拡大	108	106	
合 計			27,986	27,987

(注1) 金額は公費(国及び地方の合計額)。計数は、四捨五入の関係により、端数において合計と合致しないものがある。
 (注2) 消費税増収分(2.4兆円)と社会保障改革プログラム法等に基づく重点化・効率化による財政効果(▲0.4兆円)を活用し、上記の社会保障の充実(2.8兆円)の財源を確保。
 (注3) 「子ども・子育て支援新制度の着実な実施・社会的養育の充実」の国費分については全額子ども家庭庁に計上。
 (注4) 「育児休業中の経済的支援の強化」の国費分については他省庁分を含む。

9

令和7年度における「新しい経済政策パッケージ」(概要)

厚生労働省資料

新しい経済政策パッケージについて(平成29年12月8日閣議決定)(抜粋)

社会保障の充実と財政健全化のバランスを取りつつ、安定財源として、2019年10月に予定される消費税率10%への引上げによる財源を活用する。消費税率の2%の引上げにより5兆円強の増収となるが、この増収分を教育負担の軽減・子育て層支援・介護人材の確保等と、財政再建とに、それぞれ概ね半分ずつ充当する。前者について、新たに生まれる1.7兆円程度を、本経済政策パッケージの幼児教育の無償化、「子育て安心プラン」の前倒しによる待機児童の解消、保育士の処遇改善、高等教育の無償化、介護人材の処遇改善に充てる。これらの政策は、2019年10月に予定されている消費税率10%への引上げを前提として、実行することとする。

(単位:億円)

事項	事業内容	令和7年度 予算案	(参考) 令和6年度 予算額
待機児童の解消	<ul style="list-style-type: none"> 「子育て安心プラン」を前倒しし、2020年度末までに32万人分の受け皿を整備。 保育士の確保や他産業との賃金格差を踏まえた処遇改善に更に取り組む(2019年4月から更に1%(月3,000円相当)の賃金引上げ)。(注3) 	前年同額	722
幼児教育・保育の無償化	<ul style="list-style-type: none"> 3歳から5歳までの全ての子供たち及び0歳～2歳までの住民税非課税世帯の子供たちの幼稚園、保育所、認定こども園等の費用を無償化(2019年10月～)。(注3) 		8,858
介護人材の処遇改善	<ul style="list-style-type: none"> リーダー級の介護職員について他産業と遜色ない賃金水準を目指し、経験・技能のある介護職員に重点化を図りつつ、介護職員の更なる処遇改善を実施。この趣旨を損なわない程度で、介護職以外の職員の処遇改善も実施(2019年10月～)。 		1,003
高等教育の無償化	<ul style="list-style-type: none"> 少子化に対処するため、低所得世帯であっても社会で自立し活躍できる人材を育成する大学等において修学できるよう、高等教育の修学支援(授業料等減免・給付型奨学金)を着実に実施(2020年4月～)。(注3)(注4) 	6,400	5,908
合計		16,983	16,491

(注1)金額は公費(国及び地方の合計額)。計数は、四捨五入の関係により、端数において合計と合致しないものがある。

(注2)「子育て安心プラン」の実現に必要な企業主導型保育事業(幼児教育・保育の無償化の実施後は、3歳から5歳までの子供たち及び0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子供たちの企業主導型保育事業の利用者負担を助成する事業を含む。)と保育所等の運営費(0歳から2歳までの子供に相当する部分)には、別途、事業主が拠出する子ども・子育て拠出金を充てる。

(注3)「待機児童の解消」、「幼児教育・保育の無償化」及び「高等教育の無償化」の国費分については全額こども家庭庁に計上。

(注4)令和7年度予算案において7,025億円(国及び地方の合計額)を計上。

10

令和7年度の消費税増収分の使途について

厚生労働省資料

〈令和7年度消費税増収分の内訳〉(公費ベース)

《増収額計:16.3兆円》

○基礎年金国庫負担割合2分の1

(平成24・25年度の基礎年金国庫負担割合2分の1の差額に係る費用を含む)

3.5兆円

○社会保障の充実

- ・幼児教育・保育の無償化
- ・高等教育の無償化
- ・子ども・子育て支援新制度の着実な実施
- ・医療・介護サービスの提供体制改革
- ・医療・介護保険制度の改革
- ・難病・小児慢性特定疾病への対応
- ・年金生活者支援給付金の支給 等

4.1兆円

○消費税率引上げに伴う社会保障4経費の増

- ・診療報酬、介護報酬、年金、子育て支援等についての物価上昇に伴う増

0.63兆円

○後代への負担のつけ回しの軽減

- ・高齢化等に伴う自然増を含む安定財源が確保できていない既存の社会保障費

7.5兆円

(注1)増収額は、軽減税率制度による減収影響を除いている。

(注2)総合合算制度の見送りによる4,000億円を軽減税率制度の財源としている。

(注3)「こども未来戦略」(令和5年12月22日閣議決定)で示された「子ども・子育て支援加速化プラン」を支える安定財源として、インボイス制度導入に伴う消費税収相当分(令和7年度予算約2,000億円)の活用を図ることとしている。

11

保険料水準統一加速化プラン（第2版）（概要）

厚生労働省資料

保険料水準の統一の意義・定義

統一の意義

- ①**保険料変動の抑制**：特に小規模な保険者で、高額な医療費の発生等による年度間の保険料の変動を抑制可能。
- ②**被保険者間の公平性確保**：保険運営の都道府県単位化を踏まえ、都道府県内のどの市町村でも、同じ保険給付を同じ保険料負担で受けられることで被保険者の公平性が確保可能。（保険運営の都道府県単位化は平成30年度国保改革で実現済）

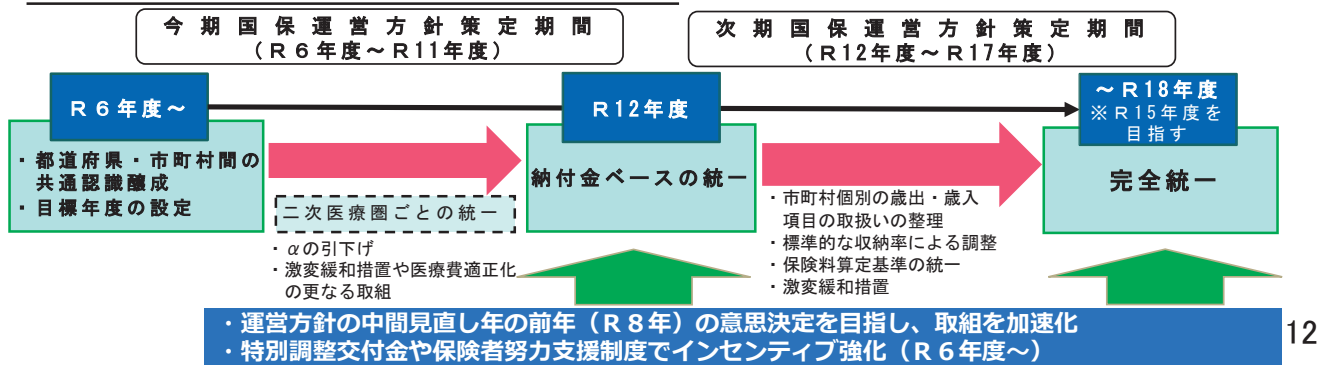
統一の定義

- **納付金ベースの統一**：各市町村の納付金に各市町村の医療費水準を反映させない
- **完全統一**：同じ所得水準、同じ世帯構成であれば同じ保険料とする

統一の目標年度

- **納付金ベースの統一**：令和12年度保険料算定までの達成を目標とする。今期国保運営方針の中間見直し年度の前年（令和8年）に向けた取組の加速化を進める。
- **完全統一**：全国において、次期国保運営方針期間（令和12～17年度）の中間年度（令和15年度）までの移行を目指しつつ、遅くとも令和17年度（令和18年度保険料算定）までの移行を目標とする。
※完全統一についても、今期国保運営方針の中間見直し年度の前年（令和8年）に目標年度の意思決定ができるよう取組を進める。

保険料水準の統一のスケジュール



保険料水準統一加速化に向けた支援パッケージ

厚生労働省資料

各都道府県における保険料水準の統一について、さらなる加速化に向けて取り組んでいただくため、以下の支援策を総合的に実施。

● 保険料水準の統一加速化に向けた具体的な方針

- ①完全統一の目標年限を、遅くとも令和17年度とすること
※全国において、次期国保運営方針期間（令和12～17年度）の中間年度（令和15年度）までの移行を目指しつつ、令和17年度（令和18年度保険料算定）までの移行を目標とする。
- ②保険料水準の完全統一を達成した保険者に対して、特別調整交付金による財政支援を複数年にわたり行うこと
- ③保険者努力支援制度における保険料水準統一に係る配点を拡大等すること

○取組支援関係

- (1)保険料水準統一加速化プランの改定
 - ・保険料水準の完全統一目標年度の追加等
- (2)保険料水準統一加速化プロジェクトチームの設置
 - ・厚生労働省保険局の国保保険料水準統一推進室の室員によるヒアリング実施、個々の課題に応じた対応策に関する助言（都道府県アドバイザーチームの助言を含む。）、有用な参考事例の紹介等

○財政支援関係

- (3)特別調整交付金による保険料水準の完全統一を達成した都道府県への財政支援
 - ・完全統一を達成した都道府県に対し、統一達成年度から3か年にわたり被保険者数に応じ交付
- (4)保険者努力支援制度における保険料水準統一関係の指標に係る配点の拡大・メリハリの強化
 - ・完全統一の目標年度の設定状況や完全統一に向けた取組の合意状況等に応じ、重点的に評価

PTによる都道府県ヒアリング等を通じて、各都道府県（特に進捗の芳しくない都道府県）における課題を把握し、次期医療保険制度改革に向けて、制度上・運用上の見直しも見据えつつ、可能な限り早期の水準統一達成を目指す。

13

保険料水準の統一に向けた都道府県ごとの状況

○ 令和6年度からの各都道府県の国保運営方針における、保険料水準の統一に向けた各都道府県の取組予定は下記のとおり。

- **完全統一を達成済みの都道府県 R6年度：大阪府、奈良県**
- **完全統一の目標年度を定めている都道府県**

・R9年度：滋賀県 ・R11年度：福島県、大分県
 ・R12年度：北海道、青森県、埼玉県、福井県、山梨県、兵庫県、和歌山県、高知県、佐賀県、熊本県
 ・R12年度～R17年度：広島県 ・R15年度：群馬県 ・R18年度：神奈川県、香川県
 ・未設定(納付金ベースは達成)：三重県、長崎県

※完全統一：当該都道府県内のどこに住んでいても、同じ所得水準、世帯構成であれば同じ保険料であること

- **納付金ベースの統一等の目標年度を定めている都道府県**

都道府県	運営方針への記載状況等	都道府県	運営方針への記載状況等
岩手県	・納付金ベースの統一：R11年度 ・完全統一：次期期間中	長野県	・納付金ベースの統一：R12年度 ・完全統一：今後協議
宮城県	・納付金ベースの統一：R8年度 ・完全統一：今後協議(独自基準統一：R12年度)	岐阜県	・納付金ベースの統一：R11年度 ・完全統一：将来的に目指す
秋田県	・納付金ベースの統一：R15年度 ・完全統一：将来的に目指す	静岡県	・納付金ベースの統一：R12年度 ・完全統一：今後協議
山形県	・納付金ベースの統一：R11年度 ・完全統一：将来的な課題	愛知県	・納付金ベースの統一：R11年度 ・完全統一：今後協議
栃木県	・納付金ベースの統一：R10年度 ・完全統一：収納率較差が一定程度まで縮小された段階から実現	山口県	・納付金ベースの統一：R12年度 ・完全統一：今後協議
千葉県	・納付金ベースの統一：R11年度 ・完全統一：段階的に進める	徳島県	・納付金ベースの統一：R11年度 ・完全統一：将来的に目指す
東京都	・納付金ベースの統一：R12年度 ・完全統一：段階的に進める	愛媛県	・納付金ベースの統一：R11年度 ・完全統一：今後協議 ・統一保険料をベースに収納率格差を反映する準統一：R15年度
富山県	・納付金ベースの統一：R12年度 ・完全統一：今後協議	鹿児島県	・納付金ベースの統一：R15年度 ・完全統一：今後協議

※ 納付金ベースの統一：納付金算定に当たって、 $a = 0$ （年齢調整後の医療費水準を反映させない）とすること

- **納付金ベースの統一等の目標年度を定めていない都道府県**

・茨城県、新潟県、石川県、京都府、鳥取県(運営方針R7.3策定予定)、島根県、岡山県、福岡県、宮崎県、沖縄県

14

養護老人ホームの概要

1. 制度の目的

- 65歳以上の者であって、**環境上の理由**及び**経済的理由**により居宅において養護を受けることが困難な者を入所させ、その者が自立した日常生活を営み、社会的活動に参加するために必要な指導及び訓練その他の援助を行う措置施設。(老人福祉法第20条の4)
- 設置に当たっては、市町村は都道府県知事への届出、社会福祉法人は都道府県知事の認可が必要。

(措置の理由)

- ・環境上の理由とは、家族や住居の状況などから、その者が現在置かれている環境の下では、居宅において生活することが困難であると認められる場合
- ・経済的理由とは、本人の属する世帯が生活保護を受けているか、市町村民税の所得割を課されていない場合等

2. 制度の概要

- 施設数等 (R5.10現在)
 - ・施設数 922施設
 - ・定員数 60,627人
 - ・入所者数 51,890人(入所率 85.6%)
- 利用対象者 ・市町村が設置する「入所判定委員会」により、一定の基準に基づき、措置の要否を判定
- 面積基準 ・10.65㎡以上
- 介護保険との関係 ・入所者が介護保険の居宅サービスの利用が可能(H18～)
 - ・「特定施設入居者生活介護」の指定を受けることが可能(H27～)
 - (「外部サービス利用型特定施設入居者生活介護」の指定を受けることが可能(H18～))

3. 整備費・運営費

- 地方公共団体へ税源を移譲しており、原則として、養護老人ホームの運営費及び整備費(定員30人以上の施設)は、地方公共団体が補助を行うこととなっている。
- 国としては、以下の経費について地域医療介護総合確保基金による支援を行っている。
 - ・「小規模な養護老人ホーム(定員29人以下)」の整備費用及び開設準備経費
 - ・「広域型の養護老人ホーム(定員30人以上)」の開設準備経費

15

軽費老人ホームの概要

厚生労働省資料

1. 制度の目的

- 無料又は低額な料金で家庭環境、住宅事情等の理由により居宅において生活することが困難な老人を入所させ、食事の提供その他日常生活上必要な便宜を供与する施設。（老人福祉法第20条の6）
- 設置に当たって、市町村・社会福祉法人は都道府県知事への届出、他の法人は都道府県知事の許可が必要。

2. 制度の概要

- 施設数等
 - ・施設数 2, 337施設
 - ・定員数 95, 965人
 - ・利用者数 87, 150人（利用率 90.8%）
 （R5.10現在）
- 利用対象者
 - ・家庭環境、住宅事情等の理由で在宅での生活が困難な60歳以上の者。（利用者と施設長との契約による）
- 種別

軽費老人ホーム (ケアハウス)		都市型軽費老人ホーム (H22に創設)	
高齢者が車いす生活となっても自立した生活が送れるように配慮したものの		都市部における低所得高齢者に配慮した小規模なホームであるもの	
【面積基準】 21.6㎡ (13畳) 【単身】 31.9㎡ (19畳) 【夫婦】	【定員】 原則として、20人以上	【面積基準】 7.43㎡/人 (4.5畳) 10.65㎡ (6.5畳) が望ましい	【定員】 20人以下 (5人以上)

- 介護保険との関係
 - ・介護保険の居宅サービスの利用や、「特定施設入居者生活介護」の指定を受けることが可能

3. 整備費・運営費

- 地方公共団体へ税源を移譲しており、原則として、軽費老人ホームの運営費及び整備費（定員30人以上の施設）は、地方公共団体が補助を行うこととなっている。
- 国としては、以下の経費について地域医療介護総合確保基金による支援を行っている。
 - ・「小規模な軽費老人ホーム（定員29人以下、特定施設入居者生活介護の指定を受けるものに限る）」の整備費用及び開設準備経費
 - ・「広域的な軽費老人ホーム（定員30人以上）」の開設準備経費
 - ・都市型軽費老人ホームの整備費用及び開設準備経費

16

養護・軽費老人ホームに係る地方財政措置(概要)

養護老人ホーム【措置費】（実施主体：市町村）

- 普通交付税において、実際の被措置者数に応じた算定を行っている。〔老人福祉法に基づく義務的経費であるため確実に措置〕

被措置者数当たり単価：2,949千円 ←

消費税率引き上げや処遇改善に伴い、見直しを実施。

(参考) 過去の被措置者数当たり単価

(単位：千円)

R5	R4	R3	R2	R1	H30	H29	H28	...	H18	R5/H18
2,898	2,831	2,723	2,657	2,633	2,609	2,691	2,654	...	2,101	1.38倍

⇒令和7年度については、介護人材確保・職場環境整備事業（R6補正）を踏まえた対応に必要な経費についても措置する予定。

⇒今後、より詳細な実態を把握するための調査を実施し、交付税措置のあり方を検討予定。

※別途、4月2日以降の措置状況を踏まえるため、9月30日現在の被措置者数に応じた特別交付税措置あり。

軽費老人ホーム【運営費】（実施主体：都道府県、市町村）

- 実際の入所者数によらず、標準的な経費を措置している。

都道府県：標準団体（65歳以上人口 53万人）当たり 888,835千円

市町村：標準団体（65歳以上人口3.1万人）当たり 2,206千円

※市町村については、標準的な経費を上回る団体に対し、別途、特別交付税措置あり

養護・軽費老人ホーム【施設整備費】（実施主体：都道府県）

- 三位一体の改革に伴い廃止された国庫補助金相当額について、充当率100%、100%交付税措置の地方債の対象としている。

都道府県1/2 施設整備事業債（一般財源化分）	都道府県1/4【任意】 （社会福祉施設整備事業債）	社会福祉法人 1/4
充当率100%、100%交付税措置		充当率80%（H22までは75%）

※参考
一般財源化前（～H17）

国1/2 （地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金）	都道府県1/4【任意】 （社会福祉施設整備事業債）	社会福祉法人 1/4
充当率75%		

17

老人保護措置費に係る支弁額等の改定状況(令和3年度補正予算(令和4年度介護報酬改定)による処遇改善)
(令和6年4月1日時点) 出典：厚生労働省老健局高齢者支援課調べ(令和6年度実施)

厚生労働省資料

養護老人ホーム

- 管内に施設が所在または広域連合等により運営している796市町村のうち、651市町村(81.8%)において、支弁額等の改定を実施したか、又は、改定を実施する見込み。

	令和6年度調査	参考：令和5年度調査
支弁額等の改定実施済み	636市町村(79.9%)	569市町村(75.8%)
支弁額等の改定を実施する見込み	15市町村(1.9%)	30市町村(4.0%)
他施策の活用や独自財源により一定の対応を実施等	13市町村(1.6%)	54市町村(7.2%)
検討・調整中、施設との協議中による未改定等	122市町村(15.3%)	75市町村(10.0%)
当該項目未回答	10市町村(1.3%)	23市町村(3.1%)

軽費老人ホーム

- 利用料等を定める128自治体(都道府県・指定都市・中核市)のうち121市町村(94.5%)において、利用料等の改定を実施したか、又は、改定を実施する見込み。

	令和6年度調査	参考：令和5年度調査
利用料等の改定実施済み	121自治体(94.5%)	123自治体(96.1%)
利用料等の改定を実施する見込み	0自治体(0.0%)	0自治体(0.0%)
他施策の活用や独自財源により一定の対応を実施等	5自治体(3.9%)	2自治体(1.6%)
検討・調整中、施設との協議中による未改定等	2自治体(1.6%)	2自治体(1.6%)
当該項目未回答	0自治体(0.0%)	1自治体(0.8%)

18

老人保護措置費に係る支弁額等の改定状況(消費税)(令和6年4月1日時点)

出典：厚生労働省老健局高齢者支援課調べ(令和6年度実施)

厚生労働省資料

- 養護老人ホームが管内に施設が所在または広域連合等により運営している796市町村のうち、695市町村(87.4%)において、支弁額等の改定を実施したか、又は、改定を実施する見込み。
- 軽費老人ホームの利用料等を定める128自治体(都道府県・指定都市・中核市)のうち、118自治体(91.4%)において、利用料等の改定を実施したか、又は、改定を実施する見込み。

	養護老人ホーム(市町村)		軽費老人ホーム(都道府県等)	
	令和6年度調査	参考：昨年度調査	令和6年度調査	参考：昨年度調査
支弁額等の改定実施済み	681(85.6%)	589(78.4%)	117(91.4%)	116(90.6%)
支弁額等の改定を実施する見込み	14(1.8%)	18(2.4%)	1(0.8%)	1(0.8%)
他施策の活用や独自財源により一定の対応を実施等	7(0.9%)	21(2.8%)	2(1.6%)	3(2.3%)
検討・調整中、施設との協議中による未改定等	84(10.6%)	92(12.3%)	8(6.3%)	7(5.5%)
未回答	10(1.3%)	31(4.1%)	0(0.0%)	1(0.8%)

- 養護老人ホームの消費税引き上げ分の改定実施済み市町村のうち、628市町村は消費税率5→10%引き上げ分の改定を実施。
- 軽費老人ホームの消費税引き上げ分の改定実施済み自治体のうち、91実施自治体は消費税率5→10%引き上げ分の改定を実施。

	養護老人ホーム(市町村)		軽費老人ホーム(都道府県等)	
	令和6年度調査	参考：昨年度調査	令和6年度調査	参考：昨年度調査
消費税率5→8%引き上げのみ実施 (8→10%は未実施)	9(1.3%)	15(2.5%)	2(1.7%)	1(0.9%)
消費税率8→10%引き上げのみ実施 (5→8%は未実施)	140(20.6%)	191(32.4%)	24(20.5%)	53(45.7%)
消費税率5→10%(5→8→10%) 引き上げ分を実施	528(77.5%)	379(64.3%)	91(77.8%)	6(52.6%)
未回答	4(0.6%)	4(0.7%)	0(0.0%)	1(0.9%)

19

老人保護措置費に係る支弁額等の改定状況（令和6年度介護報酬改定を踏まえた対応）
（令和6年4月1日時点） 出典：厚生労働省老健局高齢者支援課調べ

厚生労働省資料

- 養護老人ホームが管内に施設が所在または広域連合等により運営している796市町村のうち、処遇改善分は361市町村（45.3%）、その他分は318市町村（39.9%）、基準費用額引き上げは368市町村（46.2%）において、支弁額等の改定を実施したか、又は、改定を実施する見込み。
- 軽費老人ホームの利用料等を定める128自治体（都道府県・指定都市・中核市）のうち、処遇改善分は85自治体（66.4%）、その他分は63自治体（49.2%）において、利用料等の改定を実施したか、又は、改定を実施する見込み。

	養護老人ホーム（市町村）			軽費老人ホーム（都道府県等）	
	処遇改善分	その他分	基準費用額引き上げ（60円／1日）	処遇改善分	その他分
支弁額等の改定実施済み	47 (5.9%)	65 (8.2%)	26 (3.3%)	22 (17.2%)	11 (8.6%)
支弁額等の改定を実施する見込み	314 (39.4%)	253 (31.8%)	342 (43.0%)	63 (49.2%)	52 (40.6%)
他施策の活用や独自財源により一定の対応を実施等	47 (5.9%)	50 (6.3%)	15 (1.9%)	4 (3.1%)	3 (2.3%)
支弁額等の改定等について検討・調整中	319 (40.1%)	336 (42.2%)	320 (40.2%)	34 (26.6%)	50 (39.1%)
支弁額等の改定予定なし	58 (7.3%)	81 (10.2%)	80 (10.1%)	5 (3.9%)	11 (8.6%)
当該項目未回答	11 (1.4%)	11 (1.4%)	13 (1.6%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)

20

予防接種法における定期接種と地方交付税措置

- 予防接種法上、市町村長は予防接種を行わなければならないとされ、**定期接種の費用は市町村の支弁とされているが、A類、B類どちらも実費徴収可**
- A類については、**実態として接種費用の約9割を自治体が公費負担している**という状況を踏まえ、9割を交付税措置
B類については、**高齢者の約3割が非課税世帯であり、実費徴収できない**ことから、3割を交付税措置
- 具体的には、**需用費（ワクチン経費、個別通知費）と委託費（予診経費、接種経費）**を普通交付税で算定

分類	考え方	対象疾病	費用負担（イメージ）
A類疾病	人から人に伝染することによるその発生及びまん延を予防するため、又はかかった場合の病状の程度が重篤になり、若しくは重篤になるおそれがあることからその発生及びまん延を予防（社会防衛）	ジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎、麻しん、風しん、日本脳炎、破傷風、結核、Hib、小児肺炎球菌、HPV感染症（子宮頸がん）、水痘、B型肝炎、ロタウイルス	<p>市町村 9割を地方交付税で手当（単位費用：保健衛生費） 実費</p>
B類疾病	個人の発病又はその重症化を防止し、併せてこれによりそのまん延の予防（個人予防）	インフルエンザ、成人肺炎球菌、新型コロナウイルス感染症、 带状疱疹 （いずれも対象は高齢者等）	<p>市町村 3割を地方交付税で手当（単位費用：保健衛生費） 実費</p>

○予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）（抄）

（市町村長が行う予防接種）

第五条 **市町村長は**、A類疾病及びB類疾病のうち政令で定めるものについて、当該市町村の区域内に居住する者であつて政令で定めるものに対し、保健所長（略）の指示を受け期日又は期間を指定して、**予防接種を行わなければならない。**

（予防接種等に要する費用の支弁）

第二十五条 この法律の定めるところにより予防接種を行うために要する費用は、**定期の予防接種については市町村**、臨時の予防接種については都道府県又は市町村の**支弁とする。**

（実費の徴収）

第二十八条 定期の予防接種又は臨時の予防接種（特定B類疾病に係るものに限る。）を行った者は、予防接種を受けた者又はその保護者から、政令の定めるところにより、**実費を徴収することができる。**ただし、これらの者が、経済的理由により、その費用を負担することができないと認めるときはこの限りでない。

21

令和7年度定期接種に関する標準的な接種費用について

○厚生労働省通知(令和7年1月9日感発0109第3号「令和7年度定期接種に関する標準的な接種費用について(带状疱疹ワクチン及び新型コロナワクチンについて)」から抜粋

記

1. 带状疱疹ワクチン及び新型コロナワクチンの定期の予防接種における標準的な接種費用について

(定期接種に関する標準的な接種費用(接種1回当たりの費用・税込み))

	標準的な接種費用	積算	
		ワクチン価格	手技料
1. 带状疱疹ワクチン			
① 組換えワクチン	22,060 円	18,260 円	3,800 円
② 生ワクチン	8,860 円	5,060 円	3,800 円
2. 新型コロナワクチン			
	15,600 円	11,800 円	3,800 円

2. 自己負担額等について

带状疱疹ワクチン及び新型コロナワクチンの令和7年度の定期接種における標準的な接種費用について、1. のとおり積算しており、低所得者に関しては接種費用を無料とするため、総接種費用の3割について普通交付税措置が講じられる見込みである。

低所得者以外の方の自己負担額については、B類疾病に係る予防接種は主に個人の発病又はその重症化を防止する観点から行うものであることを踏まえ、1. を接種費用の標準として、各自治体においてご検討いただきたい。

22

新しい地方経済・生活環境創生交付金(内閣府地方創生推進室)

令和7年度概算決定額 **2,000.0億円**
(令和6年度予算額 1,000.0億円)

内閣府資料
一部加工

事業概要・目的

- 「地方こそ成長の主角」との発想に基づき、地方がそれぞれの特性に応じた発展を遂げることができるよう、日本経済成長の起爆剤としての大規模な地方創生策を講ずる。
- 地方公共団体の自主性と創意工夫に基づき、地域の多様な主体(産官学金労言など)の参画を通じた地方創生に資する地域の独自の取組みを、計画から実施までを強力に後押し。
- 小規模自治体も新交付金を十分に活用できるよう、申請に際しては国が徹底的にサポート。

資金の流れ



地方財政措置

ソフト事業	標準的な経費を普通交付税により措置したうえで、残余は事業費に応じて特別交付税により措置
ハード事業	地方債を充当し、その元利償還金の一部を普通交付税により措置

事業イメージ・具体例

○主な対象事業

- ・地方公共団体の自主性と創意工夫に基づき、地域の多様な主体の参画を通じた地方創生に資する地域の独自の取組みを支援。

最先端技術教育の拠点整備・実施
(ソフト・ハードの一体的支援)



農産物直売所・多世代
交流施設の一体的な整備
(分野横断的な支援)



地域の多様な主体が参画する
仕組みの構築



国の伴走支援の強化



23

都道府県における市町村支援のデジタル人材確保（人材プール）

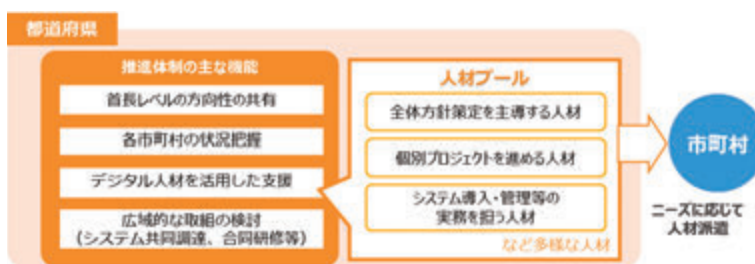
○ 小規模市町村を中心にデジタル人材の確保が難しい中で、令和7年度中に都道府県が市町村と連携して地域DX推進体制を構築し、市町村の求める人材プール機能を確保できるよう、地方交付税措置を拡充

○ デジタル人材としてのスキル・経験を有し、市町村支援業務を行う常勤職員※について、普通交付税措置

	現 行	令和7年度～
常勤職員 (アクセラレータ※)	特別交付税 (措置率0.7)	普通交付税 単価770万円程度×人数
非常勤職員 業務委託		特別交付税 (措置率0.7) (～R11)

※ 一定の経験・資格を有する者について、総務省が任命し、デジタル庁と連携してスキルアップ等を継続的に支援

○ 今後3年間で都道府県がデジタル人材の確保に集中的に取り組めるよう、募集経費にかかる特別交付税措置(措置率0.7)の上限額を引き上げ(1団体あたり100万円→300万円)(R7～9)



24

GIGAスクール構想の推進 ～1人1台端末の着実な更新～

文部科学省資料



令和6年度補正予算額 234億円
令和5年度補正予算額 2,661億円

現状・課題

- 全ての子どもたちの可能性を引き出す個別最適な学びと協働的な学びを実現するため、令和元年度及び2年度補正予算において「1人1台端末」と高速通信ネットワークを集中的に整備し、GIGAスクール構想を推進。
- GIGAスクール構想第2期においては、第1期に整備した端末が更新時期を迎えることから、5年程度をかけて端末を計画的に更新するとともに、端末の故障時等においても子どもたちの学びを止めない観点から、予備機の整備も一体的に推進。
- 令和6年度補正予算には、各自治体等における最新の更新計画に対応し、着実な端末更新を進めるために必要な経費を計上。

事業内容・スキーム

公立学校の端末整備

予算額 206億円

- 都道府県に設置した基金（5年間）により、5年間同等の条件で支援を継続。
- 都道府県を中心とした共同調達等、計画的・効率的な端末整備を推進。

<1人1台端末・補助単価等>

- 補助基準額：5.5万円/台
- 予備機：15%以内
- 補助率：3分の2

※児童生徒全員分の端末（予備機含む）が補助対象。

※入出力支援装置についても補助対象。

(基金のイメージ)

文部科学省

基金造成経費を交付

都道府県（基金）

補助金交付

市町村

※都道府県事務費も措置

国立や日本人学校等の端末整備

予算額 28億円

- 更新に必要な経費を補助事業により支援。
- 公立学校と同様に、補助単価の充実や予備機の整備も推進。

<1人1台端末・補助単価等>

- 補助基準額：5.5万円/台
- 予備機：15%以内
- 補助率：国立 10分の10
日本人学校等 3分の2

※入出力支援装置についても補助対象。

※今後も各学校の計画に沿った支援を実施予定。

※私立学校分については令和7年度予算を要求中。

25

(担当：初等中等教育局学校情報基盤・教材課)

学校のICT環境整備3か年計画(2025~2027年度)

文部科学省資料

- GIGAスクール構想により実現した1人1台端末環境を前提として「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実し、「主体的・対話的で深い学び」を実現するために不可欠な学習基盤であるICT環境整備のため、「学校のICT環境整備3か年計画(2025~2027年度)」を策定
- 必要な事業費は単年度で1,464億円とし、所要の地方財政措置



学校のICT環境整備計画(1,464億円)

※★印の機器については、元利償還金に対する交付税措置があるデジタル活用推進事業債の対象

計画において措置されているICT環境の水準

- 学校のネットワーク
 - ・「当面の推奨帯域」を満たすなど必要なネットワークを確保している学校 : 100%
 - ・無線LAN : 100%整備
- 高校生の学習者用端末 : 生徒数の3分の1程度
※予備機や低所得世帯生徒等への貸与機等
- 教師の端末等
 - ・指導者用端末★及び校務用端末 : 1人1台整備
 - ・業務用ディスプレイ : 1人1台整備
 - ・次世代型校務支援システム 又は統合型校務支援システム : 100%整備
※次世代型校務支援システムへ順次移行
- 学校のニーズに応じたICT支援体制 : ICT支援員4校に1人配置
: ヘルプデスクの設置
※複数の自治体が共同設置することも考えられる
- 教室のICT機器
 - ・電子黒板等の大型提示装置★/実物投影機 : 各普通教室1台
特別教室用として各学校に6台
※実物投影機は、小学校及び特別支援学校に整備



上記のほか、充電装置(充電保管庫・モバイルバッテリー)、児童生徒用端末のセキュリティ対応、学習者支援ツール※についても整備

※各教科等の学習活動に共通で利用可能なツール(例：教師と児童生徒間・児童生徒同士で資料共有や作業の進捗確認ができるツール)や、児童生徒の学校生活を支援するツール(例：児童生徒の心や体調の変化を早期に発見し、支援するツール)

※上記に加え、GIGAスクール構想加速化基金を活用した義務教育段階の端末整備(補助率2/3)の地方負担分として単年度373億円を措置

【参考】文部科学省が公表している教育DXに係る当面のKPI

- 必要なネットワーク速度を確保している学校100%(令和7年度)
- 次世代の校務システムを導入済みの自治体100%(令和11年度)
- 教職員の働き方改革にも資するロケーションフリーでの校務処理を行っている自治体100%(令和11年度)

26

学校のICT環境整備3か年計画におけるデジタル活用推進事業債(仮称)の取扱い

- 児童生徒が利用する情報通信機器、教員が使用する学習指導のための情報通信機器の購入については、デジタル活用推進事業債(仮称)の対象。なお、教職員の事務処理を目的とする機器等は対象外。

項目		デジタル活用推進事業債 (△資金手当 ○事業費補正あり)	単位費用
学習者用端末	義務(補助)	△	○
	高校(単独)	△	○
教員用端末等	指導者用端末	○	×
	ネットワーク統合後端末	○	×
	校務用端末	×	○
	業務用ディスプレイ	×	○
その他	大型提示装置(電子黒板等)	○	×
	実物投影機	×	○
	無線LANアクセスポイント	×	○

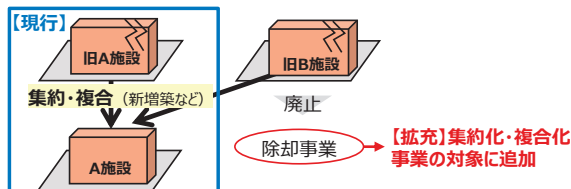
27

公共施設の集約化・複合化の推進

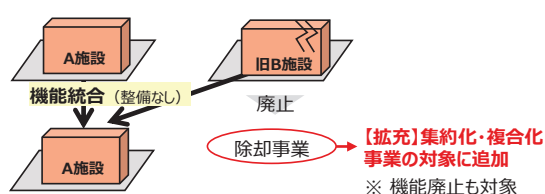
1. 公共施設等適正管理推進事業債(集約化・複合化事業)の拡充

- 公共施設等適正管理推進事業債(集約化・複合化事業: 充当率90%、交付税措置率50%)について、公共施設等総合管理計画等に基づいて実施する公共施設の集約化・複合化等に伴う施設の除却事業を対象に追加
※地方交付税措置は、対象事業費から除却施設に係る土地価格相当分を控除した額を対象とする
- 集約化・複合化した施設の供用開始(機能統合等の場合は供用廃止)から5年以内に除却する施設を対象
※経過措置として、過去に集約化・複合化等した施設は5年超経過後も対象

(1) 施設の整備を行い、施設を統合する場合



(2) 施設の整備を行わず、機能を統合する場合



2. 複数団体による公共施設の集約化・複合化等に係る特別交付税措置の創設

- 公共施設((2)は公営住宅又は公営企業を除く)を対象に、以下の特別交付税措置を創設

対象経費	特別交付税措置
(1) 複数団体による公共施設の集約化・複合化等に向けた調査検討経費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設の利用実態や集約化により整備する施設の立地等の調査・分析 ・ 協議会の開催、有識者の招聘 等 1団体あたりの措置上限額 500万円 ※ 実際に要した経費の0.5を上限
(2) 複数団体による公共施設の集約化・複合化等の円滑化のための経費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住民への広報・説明会の開催 ・ 集約後の施設までの住民の移動費用の支援 ・ 施設利用料が異なることに伴う激変緩和 等 集約化等1件・1団体あたりの措置上限額 5,000万円 ※ 実際に要した経費の0.8を上限 ※ 集約化等完了年度を初年度とする5年度間

※専門アドバイザーの派遣(総務省・地方公共団体金融機構の共同事業)により、複数団体による公共施設の集約化・複合化等の取組を支援

28

地方への人の流れの創出・拡大、地域経済の好循環による付加価値の創出

- 地方への人の流れの創出・拡大を加速するため、二地域居住・関係人口、地域活性化起業人、地域おこし協力隊、大学等と連携した地域課題解決に係る特別交付税措置を創設・拡充
- 地域の経済循環を促進するため、事業承継人材等と地域企業とのマッチングに係る特別交付税措置を創設

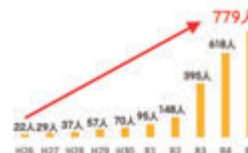
1. 二地域居住・関係人口に係る特別交付税措置の創設

- 二地域居住・関係人口の取組に係る特別交付税措置を創設(措置率0.5)
[対象] 相談窓口の設置、情報発信、二地域居住体験、副業・兼業支援、居住支援、コーディネーターの設置等

2. 「地域活性化起業人」の拡充

- 企業退職後のシニア層の活用も可能とする「地域活性化シニア起業人(仮称)」を創設(上限200万円/人)
- 三大都市圏外の指定都市・中核市・県庁所在地に所在する企業の社員等も対象に追加
- 受入れに要する経費(企業派遣型)の上限を引上げ(560万円⇒590万円/人)

<地域活性化起業人の推移>



3. 「地域おこし協力隊」の拡充

- 地域おこし協力隊員の募集・活動に要する経費の上限を引上げ
 - ・ 募集等に要する経費 300万円⇒350万円/団体
 - ・ 報償費等に要する経費 320万円⇒350万円/人
- JET終了者がJETの活動地域と同じ地域で地域おこし協力隊に就任できるよう地域要件を緩和

<地域おこし協力隊員数>



4. 「ふるさとミライカレッジ(仮称)」に係る特別交付税措置の創設

- 大学等と地域が連携した地域課題解決プロジェクトに係る特別交付税措置を創設(措置率0.5)
[対象] 計画策定、滞在所の確保、コーディネーターの設置、プロジェクト実施等

5. 事業承継人材等と地域企業とのマッチングに係る特別交付税措置の創設

- 地域の事業承継人材、企業経営人材、若者・女性・シニア等と地域企業とのマッチングに係る特別交付税措置を創設(措置率0.5)
[対象] セミナー開催、コーディネーターの設置、マッチングシステム構築、トライアル勤務への支援等

※既存の特別交付税措置を改組

29

人口減少地域の郵便局等を活用した行政サービス等の確保の推進

- 人口減少が進み、地域の担い手確保が困難となる中、市町村においては住民窓口機能をはじめとしたサービスの持続性が課題となっている
- 過疎地における行政サービス等の持続性を確保するため、市町村が窓口業務を含む行政サービス、住民生活支援サービスを郵便局等に委託する際の初期経費に係る特別交付税措置を創設

1. 対象自治体

郵便局事務取扱法等^{※1}に基づき、戸籍謄本等公的証明書の交付事務等を過疎地^{※2}に所在する郵便局等に委託する市町村

※1 公共サービス改革法第34条に基づく委託も含む。

※2 日本郵便株式会社法施行規則第4条第2項第3号(離島、奄美、山村、小笠原、半島、過疎地域、沖縄離島)。

2. 対象経費

窓口事務を含む行政サービス、住民生活支援サービスの委託に伴う初期経費

※ 別に財政措置されているものを除く。

(具体的な対象事業の範囲(例))

- 行政サービス(市町村への申請サポート、オンライン相談等)
 - システム整備費、回線・機器整備費、レイアウト変更経費、広報経費
- 住民生活支援サービス
 - ・買い物支援のためのシステム整備費、備品購入費、広報経費
 - ・オンライン診療のためのシステム整備費、回線・機器整備費、レイアウト変更経費



3. 地方財政措置

特別交付税措置(措置率0.5)

30

学校体育館の空調設備の光熱費

- 公立小・中学校の体育館への空調整備が進められていることを踏まえ、体育館の空調設備の光熱費について地方交付税措置を講じる

1. 現状

- 公立小・中学校の体育館への空調設備の設置率は令和6年9月時点で18.9%であり、今後更に進捗していく見込み

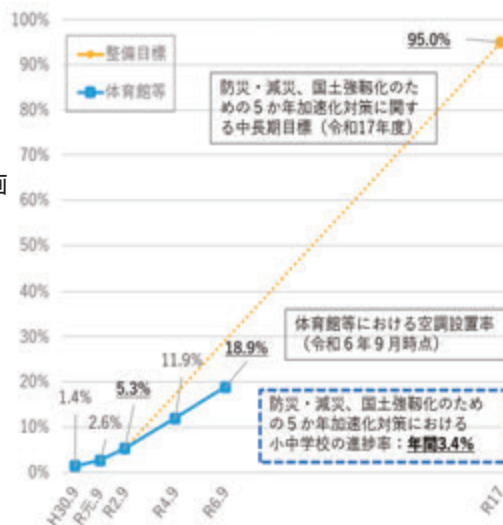
2. 地方財政措置

- 体育館の空調設備の光熱費について、令和7年度の地方財政計画(一般行政経費(単独))に29億円を計上し、地方交付税措置を講じる



災害時にも利用可能な学校体育館の空調設備

公立小中学校施設における空調(冷房)設備の設置状況



31

教師の処遇改善（教職調整額の引上げ等）

- 教師に優れた人材を確保するため、働き方改革の一層の推進、学校の指導・運営体制の充実とあわせて教師の処遇改善を図る（文部科学省は関連法案を通常国会に提出予定）
- このために必要な経費について、全額地方財政計画の歳出に計上し、財源を確保

教職調整額（現行：給料の4%）の引上げ

- 教職調整額の率を令和12年度までに10%に引き上げることとし、令和8年1月から5%に引き上げる
 - ・ 教職調整額の引上げの対象者は、公立の小・中学校、高等学校、特別支援学校等の教師

<影響額>

	令和7年度（初年度）			平年度（10%引上げ後）		
	国	地方	計	国	地方	計
義務教育	21億円	79億円	100億円	711億円	2,067億円	2,778億円
高等学校	—	34億円	34億円	—	941億円	941億円
合計	21億円	113億円	135億円	711億円	3,009億円	3,720億円

（注）平年度の影響額については現時点での試算であり、教員数や給与水準により変動が生じうる。

- ・ 教職調整額の引上げとあわせ、管理職（校長・教頭等）の本給を改善

※ このほか、職責や業務負担に応じた給与とする観点から、学級担任への手当の加算（月額3,000円）等を行うとともに、他の教員特有の給与について見直しを実施

32

公立高校における地域の担い手の確保・育成の推進

- 人口減少が進む中で、地域産業や地域の課題解決の担い手を確保・育成することが重要であり、地域のニーズや時代の変化に対応した高校教育を推進するため、地方財政措置を創設・見直し

1. 公立高校と産業界等との連携の推進

- 公立高校を中核として産業界等と連携して実施する人材育成の取組に対し、特別交付税措置を創設
 - （1）都道府県等（学校設置者）が、地域の産業界等との連携協定等に基づいて実施する、学科の新設・再編等に要する経費
 - 対象経費：学科や科目の新設等に伴う備品購入、教員研修など（初期経費）
 - 事業費上限：5,000万円／校
 - 措置率：0.5（財政力補正あり）
 - （2）市町村が、地域の公立高校との協定等に基づいて実施する、産業界等と連携した地域に必要な人材の育成に要する経費
 - 対象経費：コーディネーターの配置、地元企業による講座、就業体験、フィールドワークなど（生徒・保護者に対する給付を除く）
 - 事業費上限：500万円／校
 - 措置率：0.5（財政力補正あり）

2. 地域のニーズや時代の変化に対応した高校運営経費に対する財政措置の見直し

- 県立高校の運営経費に対する普通交付税措置（R6年度：1,100億円程度）について、地域のニーズや時代の変化に対応して学科の新設・再編等を行う場合に適切に財政措置を行う観点から、学科の種類に応じた算定に見直し（種別補正の創設）

【現在の算定】

生徒一人当たり単価 × 生徒数

【見直し後】

普通科、専門学科、総合学科の種類ごとに単価を設定

専門学科・・・農業、工業、情報など職業教育を主とする学科

総合学科・・・普通科及び専門学科に並ぶものとして将来の進路を考え、幅広い選択科目の中から自分で科目を選択し学ぶ学科

33

1. 施策の背景

- 令和5年に「活動火山対策特別措置法の一部を改正する法律」が改正され、国及び地方公共団体は、相互の連携の下に、火山に関する専門人材の育成及び継続的な確保に努めなければならないこととされた。

2. 施策の内容

① 火山防災人材の確保

- 内閣府では、火山防災に関して専門的な知識・経験等を有する人材を「火山防災専門人材(仮称)」として証明することとした。
- 「火山防災専門人材(仮称)」の証明を受けた者を地方公共団体(※1)が雇用(特定任期付職員・特別職非常勤職員)した場合の人員費等については、新たに特別交付税措置(※2)の対象とする。

(※1) 火山災害警戒地域を有する団体に限る。

(※2) 対象経費に0.5を乗じて得た額又は340万円のいずれか低い額。1団体1名が上限

(参考)「火山防災専門人材(仮称)」の証明要件

次に掲げる1及び2の要件を満たすもの

1 次に掲げる研修をいずれも受講している者

- (1)内閣府「防災スペシャリスト養成研修」(全10コース)
- (2)内閣府「火山防災研修」※詳細は検討中

2 次に掲げる防災実務経験のいずれかを有する者

- (1)博士号(理学系・工学系)取得者かつ「国、自治体等の火山防災関連の委員としての委嘱期間がのべ1年以上」
- (2)「国の行政機関職員の課長補佐相当職以上」かつ「防災行政経験5年以上」

② 火山防災人材の育成

- 地方公共団体(※1)の職員が火山防災に関して専門的な知識を有する人材として育成する上で必要となる経費(研修費等)について、新たに特別交付税措置(※2)の対象とする。

(※1) 火山災害警戒地域を有する団体に限る。

(※2) 対象経費に0.5を乗じて得た額



【直近の経緯】

- 一般廃棄物処理施設整備の支援において、適正処理を確保しつつ発生抑制・分別・再資源化等の推進による焼却量削減の取組みを進め、資源循環型の一般廃棄物処理システムの構築を促進することが強く求められている。
- 令和6年8月に閣議決定した第五次循環型社会形成推進基本計画においても、地域特性を活かした廃棄物の排出抑制・循環利用の状況を把握する指標の一つとして1人1日当たりごみ焼却量の数値目標(2030年度に約580g)が新たに設定された。
- 一般廃棄物の再資源化に重要な役割を果たす廃棄物の分別区分の在り方については、現在、拠点回収や品目ごとの分別回収の実施状況、再生利用の実態把握を通して、一般廃棄物処理システム指針の改訂作業を行っており、今年度内に改訂※予定。

※指針には、全ての市区町村が可燃物(生ごみ、剪定枝、廃食用油)の分別収集及び適正な循環的利用に努めることが盛り込まれる予定。

- 指針の改訂を踏まえ、資源循環型の一般廃棄物処理システムの構築に際し、市区町村が実施する可燃物(生ごみ、剪定枝、廃食用油※)の分別収集及び分別収集物の再資源化に要する経費について、特別交付税措置を講ずることとなった。算定の詳細については、追って提示予定。

※廃食用油に関しては、分別収集に要する費用のみ措置予定。

特別交付税措置のイメージ

$$\text{算定額} = \left\{ \underbrace{X \text{ (円/トン)} \times A \text{ (トン)}}_{\text{分別収集費用}} + \underbrace{Y \text{ (円/トン)} \times B \text{ (トン)}}_{\text{再資源化費用}} \right\} \times 0.5 \text{ (措置率※)}$$

※財政力補正あり

具体的には、環境省が可燃物(生ごみ、剪定枝、廃食用油)の分別収集又は再資源化を実施している市区町村に対し今後実施する調査を踏まえ、一律の単価(円/t)を設定(X及びY)。これに各市区町村が収集・再資源化した量(A及びB)を乗じて額を算出する。

第2部 少子化対策・こども政策

岩手県の子育て支援等の施策について

岩手県保健福祉部子ども子育て支援室

次世代育成課長 齋藤晴紀



令和6年6月17日

目次

- I 岩手県における子育て支援等の体制等……………p3
- II 本県の子どもを取り巻く状況……………p8
- III 岩手県の主な子育て支援策……………p14
- (参考)こども大綱を踏まえた「いわて子どもプラン」の見直し
(検討中)……………p25

I 岩手県における子育て支援等の体制等

3

岩手県子ども子育て支援室の組織・担当業務

室長

次世代育成担当

- 少子化対策に係る総合的な企画調整に関すること
- 結婚支援に関すること
- 妊娠、出産、産後ケア支援に関すること
- 不妊に悩む方への特定治療支援事業(交通費助成を含む)に関すること
- 児童扶養手当に関すること

等

子ども家庭担当

- いわて子育て応援保育料無償化事業に関すること
- 保育士確保対策に関すること

等

子育て支援担当

- 児童虐待防止対策に関すること
- 児童相談所(一時保護所を含む)の管理運営に関すること

等

4

「いわて子どもプラン」について

いわて県民計画(2019~2028)
長期ビジョン

「いわて県民計画(2019~2028)」の実効性を高めるとともに、「こども基本法」の趣旨に則る。

いわて県民計画(2019~2028)
アクションプラン
第2期政策推進プラン

人口減少対策に最優先で取り組むこととし、「男女がともに活躍できる環境づくりを進めながら、結婚・子育てなどライフステージに応じた支援や移住・定住施策を強化」することを重点事項として明示

いわて子どもプラン

個別計画

いわての子ども幸せ応援計画
【根拠】子どもの貧困対策の推進に関する法律

岩手県ひとり親等自立促進計画
【根拠】母子及び父子並びに寡婦福祉法

岩手県子ども・子育て支援事業支援計画
【根拠】子ども・子育て支援法

岩手県社会的養育推進計画
【根拠】厚生労働省子ども家庭局通知

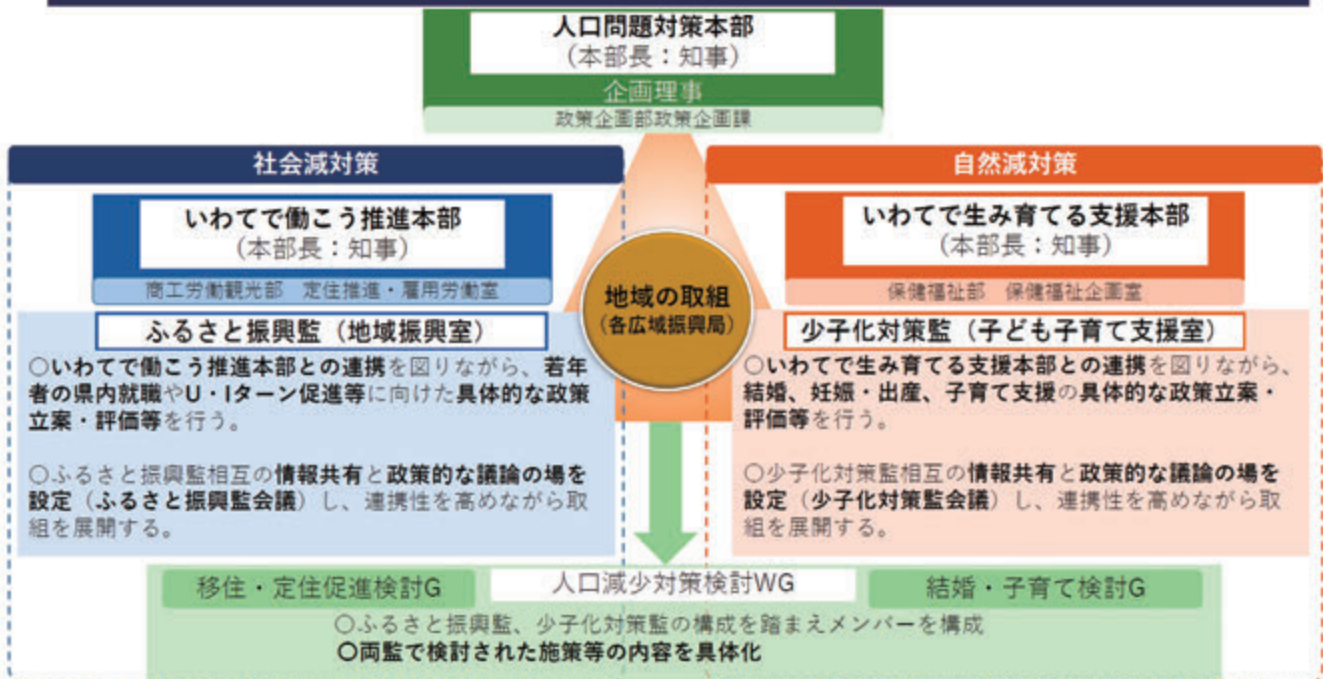
【現行のいわて子どもプランの内容】

- 1 計画期間
令和2年度から令和6年度までの5年間
- 2 策定根拠等
 - (1) 現行のいわて子どもプランは、いわての子どもを健やかに育む条例(平成27年岩手県条例第30号。以下「条例」という。)第11条第1項に規定する子ども・子育て支援に関する基本的な計画であり、子ども・子育て支援に関する総合的かつ長期的な目標及び施策の方向のほか、子ども・子育て支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項について定めていること。
 - (2) 次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号。以下「法」という。)第9条第1項では、都道府県においては、5年を期間とした具体的な取組方針を掲げた行動計画の策定ができることとされており、現行のいわて子どもプランは令和2年度から令和6年度までを期間とする法に基づく前期行動計画として位置づけていること。
 - (3) いわて子どもプランの個別計画として、子ども・子育て支援法に基づく「岩手県子ども・子育て支援事業支援計画」、子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく「岩手県子どもの幸せ応援計画」、母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく「岩手県ひとり親家庭等自立促進計画」、厚生労働省子ども家庭局通知に基づく「岩手県社会的養育推進計画」等が位置づけられていること。

5

岩手県における人口減少対策の推進体制

人口減少対策を推進する各体制の役割・運営方法等について(イメージ)



6

いわてで生み育てる支援本部 取組方針

○ 第2期岩手県ふるさと振興総合戦略 - 岩手で育てる -

【基本目標】 社会全体で結婚、妊娠・出産、子育てを支援し、安心して子どもを生み育てられる社会を目指します。

【施策推進目標】 結婚や出産は個人の決定に基づくものであることを基本としつつ、若い世代の就労、出会い、結婚、妊娠・出産、子育ての願いに応え、出生率の向上を目指します。合計特殊出生率：1.41（平成30年）→ 1.58以上（令和6年）⇔ 1.33（令和2年）

自然減対策の充実・強化

危機的状況

○ いわてで生み育てる支援本部 - 目的 -

結婚、妊娠、出産、子育て支援の施策を総合的、効果的に推進し、安心して子どもを生み育てられる環境を充実させ、もって、子どもの誕生や成長を共に喜び、子育てを応援していく地域社会を形成するため、全庁的な情報共有や部局連携の取組を推進

○ 取組の方向性

・健康面と経済面の負担軽減を図るため、結婚・出産等ライフステージに応じた効果的な取組とこれらを支える基盤づくりを推進

・市町村、企業、関係団体など多様な主体（県民）が参画し、様々な支援策の理解を進めるとともに、社会全体で安心して生み育てられる環境づくりの機運を醸成

⇒ 県民運動の推進

【連携する主な県の協議会等】

- ・岩手県子ども・子育て会議
- ・いわてで働こう推進協議会
- ・いわて女性の活躍促進連携会議

○ 各ライフステージにおける取組方針

1 結婚

▶ 出会いの機会創出 ▶ 結婚新生活の応援

2 妊娠・出産

▶ 不妊治療の助成等 ▶ 産前・産後のサポートの充実 ▶ 医療費助成

3 子育て（乳幼児期）

▶ 相談・訪問によるアウトリーチ支援 ▶ 施設の整備と安定的な運営の推進 ▶ 施設利用の促進
▶ 医療費助成 等

4 子育て（就学後）

▶ 教育費の負担軽減 ▶ 施設の整備と安定的な運営の推進 ▶ 生活困窮者の支援
▶ 医療費助成 等

5 女性、子ども、家庭を支える基盤等

▶ 生涯を通じた女性の健康支援 ▶ 相談支援機関の運営 ▶ 災害・犯罪・事故の予防と発生後の支援
▶ 生活・社会基盤の整備推進 ▶ 仕事と子育ての両立支援 ▶ 情報発信・普及啓発
▶ 人材の確保と育成 ▶ 職員の休暇等制度の充実

7

II 本県の子どもを取り巻く状況

令和5年における出生数、合計特殊出生率等 (令和5年1月～12月の人口動態統計月報年計(概数))

1 本県、全国ともに出生数、合計特殊出生率は減少

- (1) 出生数
 本県： 5,432人〔対前年 356人（6.2%）減〕
 全国： 727,277人〔対前年 43,482人（5.6%）減〕
- (2) 合計特殊出生率
 本県： 1.16〔対前年0.05ポイント減〕 ※全国39位、東北4位（①青森②山形③福島④岩手⑤秋田⑥宮城）
 全国： 1.20〔対前年0.06ポイント減〕

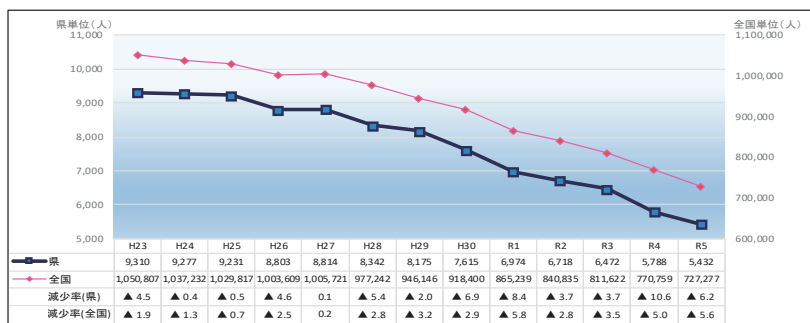
2 本県の婚姻件数は減(全国も減)、離婚件数は減(全国は増)

- (1) 婚姻件数
 本県： 3,376組〔対前年 132組減〕
 全国： 474,717組〔対前年30,213組減〕
- (2) 離婚件数
 本県： 1,488組〔対前年 4組減〕
 全国： 183,808組〔対前年4,709組増〕

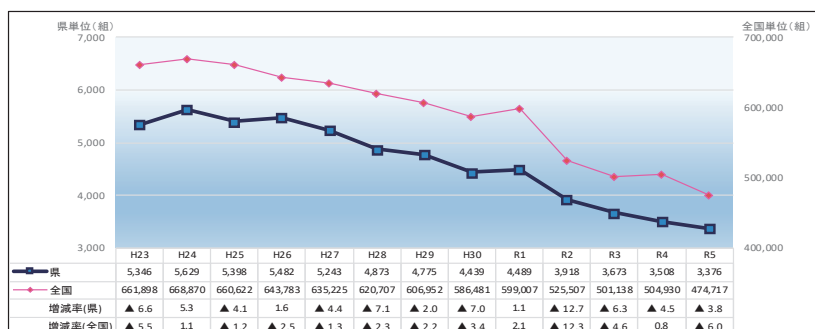
9

3 出生数、婚姻数、合計特殊出生率の推移

- (1) 出生数
 本県の令和5年の出生数は5,432人で、前年に比べて356人減（前年比▲6.2）となり、減少幅が縮小。



- (2) 婚姻件数
 本県の令和5年の婚姻件数は3,376組で、前年に比べて132組減（前年比▲3.8）となり、減少幅がやや縮小。

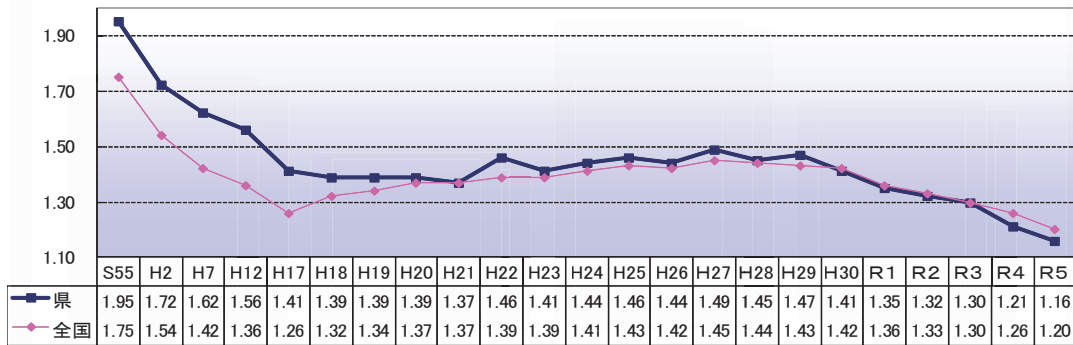


10

3 出生数、婚姻数、合計特殊出生率の推移

(3) 合計特殊出生率

- ・ 本県の令和5年の合計特殊出生率は1.16で、前年に比べて0.05ポイント減少し、全国39位（前年39位）。
- ・ 近年は、全国同様の推移だったが、令和4年に続き、全国を下回る数値となった。
- ・ 令和4年と比較すると、前年からの減少幅は縮小（令和4年 0.09ポイント）



11

少子化要因分析結果と少子化対策の方向性（令和5年度）

本県における少子化要因に関する分析及び調査（自然減対策の取組）

○ 出生数減少の要因を分解し、統計データを用いて3つのアプローチからの各種分析を令和5年度に実施。

○ 既存調査結果や子育て世代等へのアンケート調査結果も踏まえ、本県における出生数減の要因を推定。

出生数減少の要因分解

```

graph TD
    A[出生数減少] --> B[出生率の低下]
    A --> C[女性人口の減少]
    B --> D[有配偶率の低下]
    B --> E[有配偶出生率の低下]
    C --> F[女性出生の減少]
    C --> G[女性転出超過]
    D --> H[結婚行動]
    E --> I[出生行動]
    H -- 影響 --> I
    
```

分析及び調査結果の概要

1. 世代アプローチ（時系列・世代別分析）

<出生数減少の要因>

- 出生数減少の最大の要因は、**女性の人口減**。
- <総出生率（15-49歳）低下の要因>**
- 総出生率低下の最大の要因は、**有配偶率の低下**。
- 2015年から2020年にかけて**有配偶出生率も大きく低下**し、総出生率の低下に拍車をかけた。
- <女性人口減少の要因>**
- 女性人口減少の最大の要因は、**出生数の減少**。
- 2020年には**女性の転出超過が拡大**し、人口減少が加速化。

2. 構造アプローチ（結婚行動・出生行動分析）

<結婚行動の分析・調査結果>

- 若い世代の非婚意識が急速に高まっている。男女とも仕事と家庭・子育ての両立を望む人が多いが、家事・育児の負担が女性に偏りがちとなり、仕事を続けたくても難しいと考える女性も多く、最初から「結婚をあきらめる」もしくは「結婚はするけど子どもは持たない」という意識の変化に繋がっているものと推察される。
- <出生行動の分析・調査結果>**
- 合計特殊出生率の減少率が小さい他県の特徴として、①子育て支援サービスを利用して、正規雇用の職に就いている女性が多いこと、②雇用環境が安定し、共働き世帯の所得水準は高いこと、などが挙げられ、その結果、家計に経済的余裕が生まれ、子どもを生ま育てやすい環境となっているものと考えられる。
- 男女ともに**仕事と家庭・子育ての両立を理想のライフコース**と考える人が多い。また、理想の数の子どもを持たない理由として、**子育てや教育にお金がかかりすぎる**と考える子育て世代が多い。男女とも「**仕事と家庭・育児の両立**」というライフスタイルを実現することが、**出産意欲の向上に寄与するもの**と推察される。

3. 地域アプローチ（地域特性に関する分析）

- 出生数減少の主な要因は、各圏域とも**女性人口の減少**。特に沿岸・県北圏域での減少率が高い。
- 2020年には出生率低下の影響も拡大。
- 出生率低下の主な要因は、各圏域とも**有配偶率の減少**。特に沿岸・県北圏域での減少率が高い。
- 2020年には有配偶出生率低下の影響も拡大。

12

少子化要因分析結果と少子化対策の方向性（令和5年度）

◆ R6以降の少子化対策 3つの柱プラス1

① 有配偶率の向上

- ・結婚支援、若者のライフプラン形成支援
- ・若年層の賃金・収入の向上対策等
(結婚支援に向け、若年層の賃金・収入の向上対策を強化する)

② 有配偶出生率の向上

- ・子育て支援サービス等
(仕事と子育ての両立を実現するための子育て支援サービスを充実する)
- ・女性の雇用労働環境の改善等
(女性の雇用労働環境の安定と活躍できる職場の創出に向けた取組を強化する)

③ 女性の社会減対策

- ・女性の雇用労働環境の改善等
(女性の雇用労働環境の安定と活躍できる職場の創出に向けた取組を強化する)

+

○ 地域の実情を踏まえた少子化対策

- ・各地域（各市町村）の状況に応じた支援

13

Ⅲ 岩手県の主な子育て支援策

14

岩手県の主な子育て支援策（結婚）

○岩手であい・幸せ応援事業

結婚支援施策の充実強化を図るため、平成27年10月1日に、県、市町村、民間団体が負担金を拠出し、「いきいき岩手」結婚サポートセンター「i-サポ」を県内3か所に設置。（運営：（公財）いきいき岩手支援財団）



年 度	入会登録者延数 (更新者延数)	延退会者数 (自動退会者延数)	年度末又は当月末会員数		お見合い	交 際	成 婚	
			男性	女性				
H27年度	460人	0人	460人	318人	142人	100組	49組	0組
H28年度	585人	48人	997人	637人	360人	459組	223組	10組
H29年度	595人 (うち112人)	487人 (うち395人)	1,105人	685人	420人	551組	267組	25組
H30年度	373人 (うち88人)	544人 (うち379人)	934人	609人	325人	426組	214組	23組
R元年度	316人 (うち86人)	570人 (うち411人)	680人	450人	230人	300組	144組	23組
R2年度	248人 (うち62人)	359人 (うち254人)	569人	381人	188人	282組	161組	13組
R3年度	398人 (うち64人)	321人 (うち203人)	646人	448人	198人	298組	167組	14組
R4年度	392人 (うち67人)	260人 (うち138人)	778人	539人	239人	381組	202組	12組
R5年度	582人 (うち62人)	299人 (うち174人)	1,061人	710人	351人	297組	155組	16組
計	3,949人	2,888人				3,094組	1,582組	136組

○ライフデザイン形成支援事業(令和5年度～)

県内高等学校からモデル校（5校）を公募し、結婚、妊娠・出産、子育てなど、将来のライフイベントについて積極的に考え、希望を持ってライフデザインを描くための講座を開催。（参加人数計：339名）

【講座の内容】

- ・助産師から妊娠・出産の正しい知識を聞き、将来のライフプランを考える
- ・ライフプランナーから「お金の役割」を聞き、今後の自分のライフイベントについて考える など

15

岩手県の主な子育て支援策（妊娠・出産）

○産後ケア事業利用促進事業費補助(令和4年度～)

産後ケア利用者が負担する利用料を市町村が無償化した場合、その経費（国庫補助の対象となる利用料を除く。）について市町村に対し補助を行い、利用者の経済的負担の軽減を図る。

（補助率：10/10） ⇒ **産後ケアは県内全市町村で実施**

（参考）産後ケア事業の概要

目的	退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等きめ細かい支援を行い、産後も安心して子育てができる支援体制を確保すること。
実施主体	市町村（※母子保健法による努力義務）●実施担当者→助産師、保健師又は看護師等 ●対象期間→出産後1年間
対象者	令和5年度～：産後ケアを必要とする者（従前：産後に心身の不調又は育児・不安等がある者、その他特に支援が必要と認められる者）
実施形態	①宿泊型（医療機関や助産所等の空きベッドを活用して実施）、②デイサービス型（個別・集団で支援を行える施設等で実施）、③アウトリーチ型（利用者の自宅に赴き実施）

○不妊治療に係る通院交通費に対する助成(令和5年度～)

特定不妊治療に係る通院交通費の一部を助成し、治療を受ける夫婦の経済的負担の軽減を図る。

（助成額：1回の通院につき最大3,000円〔上限10回〕） ※ 交通費の助成は、全国2事例目（京都府）

（参考）特定不妊治療費の助成実績

※ 特定不妊治療：体外受精、顕微授精、男性不妊治療

	助成実績			件数内訳	
	延べ件数	実人数	助成額（千円）	県内	県外
令和元年度	671	446	115,952	373 55.6%	298 44.4%
令和2年度	750	540	151,224	622 82.9%	128 17.1%
令和3年度	1032	663	239,665	859 83.2%	173 16.8%

- ・ 令和3年度まで特定不妊治療費に対する助成を実施。
- ・ 令和4年4月から、特定不妊治療は保険適用の対象となり、助成事業は終了

16

岩手県の主な子育て支援策（子育て世帯の経済的負担の軽減）

○ いわて子育て応援保育料無償化事業費補助(令和5年度～)

幼児教育・保育の無償化の対象とならない第2子以降の3歳未満児に係る保育料（※）の無償化を実施する市町村に対し補助 ⇒ 県内全市町村において実施

【補助率】県：1/2、市町村：1/2

※ 保育所、認定こども園、地域型保育事業及び認可外保育施設の利用料

- 第2子以降の「所得制限なし」での無償化は、全国で2事例目。



○ いわて子育て応援在宅育児支援金(令和5年度～)

第2子以降の生後2か月から3歳未満の子を在宅で養育する世帯（※）へ在宅育児に係る支援金を支給する市町村に対し補助 ⇒ 27市町村において実施（令和6年4月1日現在）

※ 育児休業給付金受給世帯を除く。

【補助率】県：1/2、市町村：1/2（子1人当たり月額10,000円）

- 都道府県レベルでの実施は、全国で5事例目。「所得制限なし」での実施は全国で2事例目。

岩手県の主な子育て支援策（R6新規・拡充）【有配偶率の向上】

拡 いわてで家族になろうよ未来応援事業費

結婚に伴う経済的負担を軽減し、希望する時期に結婚できるよう、国の結婚新生活支援事業に取り組み市町村の29歳以下の新婚世帯（世帯所得500万円未満に限る）に対し、県独自の使途制限のない支援金（10万円）を上乗せ補助

【イメージ図：夫婦ともに29歳以下の新婚世帯】

結婚新生活支援事業(継続)		新婚世帯における家具家電購入平均額:約50万円(※)	
国 (40万円)	市町村 (20万円)	R6新規 県上乗せ (10万円)	新婚世帯自己負担 (40万円)

【補助対象経費】
住宅の取得・リフォーム・賃借費用、引越費用

【国の補助対象外経費】
家具家電等購入費 ※新生活実態調査2023
(リクルートプライダール総研)

拡 岩手であい・幸せ応援事業費

- ・ “いきいき岩手”結婚サポートセンター（i-サポ）のマッチングシステムの機能充実
- ・ 交際の発展に向けた交際成立カップルへの食事券の配付
- ・ 市町村との連携強化や結婚応援企業の掘り起こし等を担う結婚支援コンシェルジュの配置

【マッチングシステム追加機能】

性格診断マッチング	30問程度の質問に回答することで自分の性格を分類し、「自分と似ているタイプ」や「自分と異なるタイプ」などの異性の検索・マッチングが可能
趣味検索	「年収」や「居住地」などの条件に加え、「趣味」をキーワードとした異性の検索・マッチングが可能
オンライン登録	システム上での書類提出、ZOOM等による面談により、会員登録時のセンター来所が不要
自宅閲覧システム	自宅から異性の詳細プロフィールや顔写真(公開希望者のみ)の閲覧が可能



岩手県の主な子育て支援策（R6新規・拡充）【有配偶出生率の向上】

市町村少子化対策支援事業費

新 産前・産後サポート等利用促進事業（補助金メニュー）

安心して子どもを生み育てられる環境づくりを推進するため、市町村が実施する、妊産婦の産前・産後の負担軽減に資する産前・産後サポート事業や産後ケア事業の利用促進に要する経費を補助

【一時預かり支援】

妊産婦が、産前・産後サポート事業及び産後ケア事業を利用する間の妊産婦の子（未就学児）の一時預かりに要する経費を補助

【交通費支援】

妊産婦が、産前・産後サポート事業及び産後ケア事業を利用する際の交通費（居住市町村外への交通費も対象）を補助

●一時預かり支援：本県を含めて2県のみ。●交通費支援：全国で4事例目。



新 既存資源を活用した子どもの遊び場整備事業（市町村少子化対策支援事業費 補助金メニュー）

悪天候時や冬季でも未就学児が安心して遊べるよう、市町村が実施する、既存の公共施設や民間施設への屋内遊び場の整備（拡充含む）に要する経費を補助

【R6予算額】60,000千円 【補助率】1/2

【上限額】施設改修なし：200万円、施設改修あり：1,000万円

※ 複数市町村が連携して遊び場を整備する場合は、補助率を2/3とし、補助上限額を上乗せする。

※R7年度以降は、子育て支援事業債の対象外施設（民間施設）への遊び場整備事業として存続する方向で検討中。



19

【参考】市町村少子化対策支援事業費（既存資源を活用した子どもの遊び場整備事業）

大船渡市「大船渡市こども家庭センター交流広場」

1 事業概要

子どもが天候にかかわらず遊べる屋内の遊び場（屋内公園）と、子育て世帯が交流できるスペースを整備し、この2つの機能を有する子ども子育て拠点施設である大船渡市こども家庭センターを、市民の生活に身近な場所である中心市街地に設置することで、子ども本人を含めた全ての人が気軽に相談でき、子どもが遊び、子育て世帯が交流できる環境を整える。

2 整備場所

大船渡市盛町字町10番地11 南三陸ショッピングセンター（サン・リア）2階

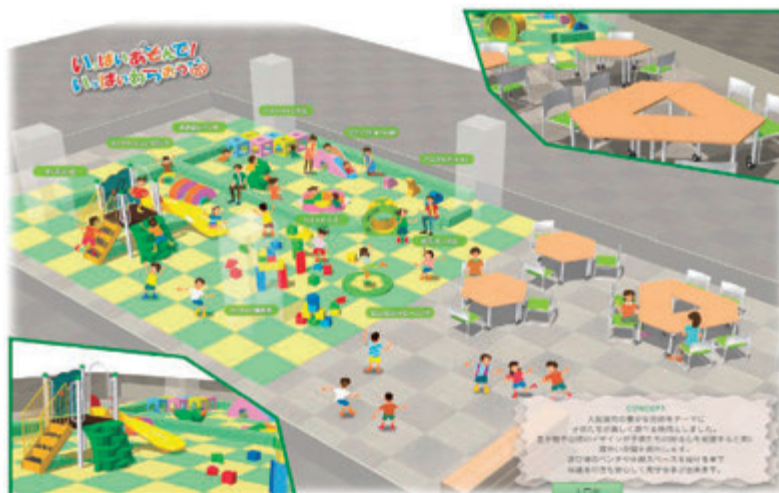
3 事業費

総額 12,727千円
（うち県補助 6,363千円）

4 完成予定

令和6年7月

大船渡市こども家庭センター交流広場 イメージ図



20

【参考】市町村少子化対策支援事業費（既存資源を活用した子どもの遊び場整備事業）

遠野市「とぴあ子ども木の空間整備事業」

1 事業概要

中心市街地活性化と地域産材の利用促進、子育て環境の充実を図るため、遠野市中心市街地活性化センター（とぴあ）1階に、森林環境譲与税を活用し、こども用の大型室内木製遊具を整備しようとするもの。
【事業コンセプト】中心市街地×林業×子育て

2 整備場所

遠野市中心市街地活性化センター（とぴあ）1階「セントラルコート」

3 事業費

総額 47,900千円

【内訳】

県補助 10,000千円
森林環境譲与税 20,069千円
一般財源 17,831千円

4 完成予定

令和6年10月

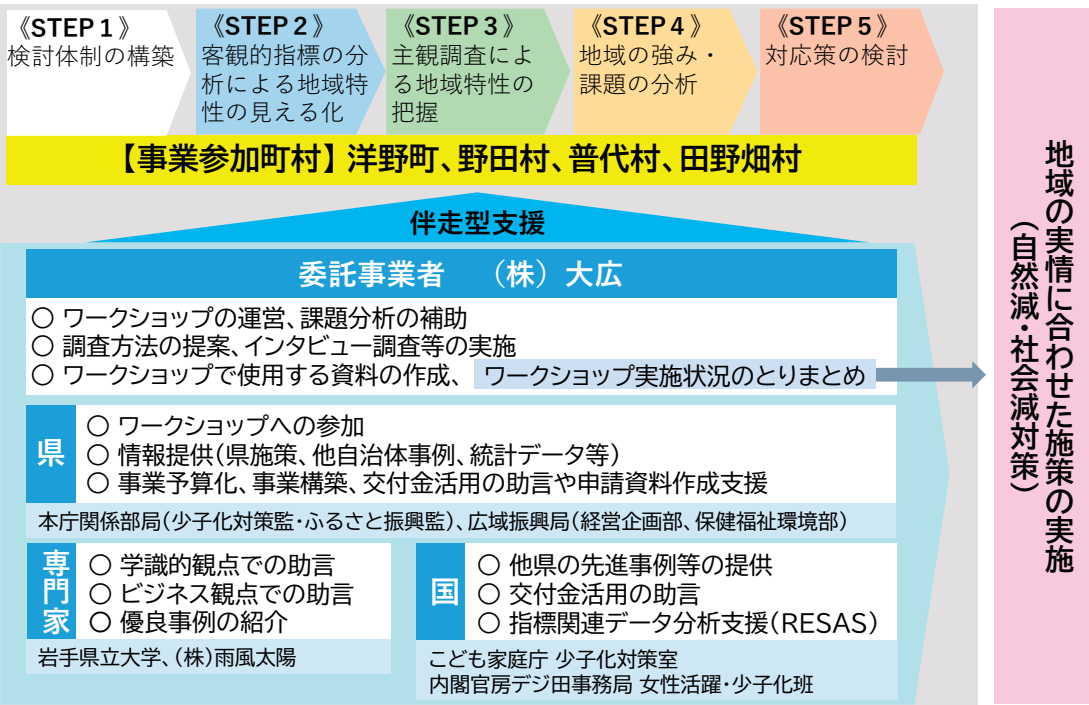


完成イメージ図

岩手県の主な子育て支援策（R6新規・拡充）【地域の実情を踏まえた少子化対策】

新 地域課題分析型少子化対策支援事業（市町村少子化対策支援事業費）R6予算額：8,714千円

小規模町村が地域の実情に合わせた施策を展開できるよう、少子化対策を検討するワークショップ及び調査の実施による伴走型支援を行うもの。



【参考】先進自治体調査（令和5年度）を踏まえた対応の方向性

県内市町村において、子育て支援などの少子化対策の成功例として取り上げられる自治体と同様の取組を行っても、**期待する効果が上がっていない**。

【参考】九戸村と明石市の少子化対策の比較

ライフステージ	九戸村	兵庫県明石市
出会い・結婚	i-サポ入会登録料の助成 結婚新生活支援事業 未来結び祝金	結婚を希望する市民への直接的支援なし (婚活支援者向けの取組のみ)
妊娠・出産	妊産婦医療費助成 妊産婦健康診査交通費助成 出産費用助成金 すくすく赤ちゃん祝金	妊婦タクシー券プレゼント
子育て	第2子以降の保育料の無料化 高校生まで医療費無料 高校生まで給食費無料 村単独子ども手当 小中学校無料スクールバス 高校生バス通学助成 九楊会・寺子屋学習会 村単独奨学金制度	第2子以降の保育料の無料化 高校生まで医療費無料 中学生の給食費無料 副食費無料 家事・育児ヘルパーサービス無料利用券配付 0歳児がいる家庭へのおむつ定期便 保育園等の使用済おむつの無料処分 主な公共施設の入場料無料

【考察】

- 地域特性を考慮せず、成功自治体の少子化対策のみをマネしても効果は限定的。
- 市町村では、子育て支援策としてできることはほぼ取り組んでいるのが現状であり、自治体間で取組に差がなくなりつつある。
- ※ 少子化対策検討ワークショップにおいては、町村職員から女性の社会減に関連する課題が多く挙げられている。

- 令和5年度は主に全県及び4広域振興圏における少子化要因の分析を行ったことを踏まえ、令和6年度は、**広域振興圏よりも小さい地域や市町村単位での調査分析**を実施し、**地域の実情に応じた社会減・自然減対策**を検討。

23

岩手県の主な子育て支援策（その他）

○いわてで生み育てる県民運動(令和4年度～)

結婚、出産は個人の決定に基づくものであることを基本としつつ、地域社会全体で子育てする方々や子どもを温かく見守る環境づくりに取り組む機運を醸成するため、「いわてで生み育てる県民運動」を推進。

- 県内在住者からキャッチフレーズを募集、456点の応募。
⇒ 有識者による選定委員会において選考。

いわての子みんなつくる大きなゆりかご

- メディアタイアップによる広報、ライフプランコンテンツの配信を実施。



○東日本大震災により被災した児童への対応

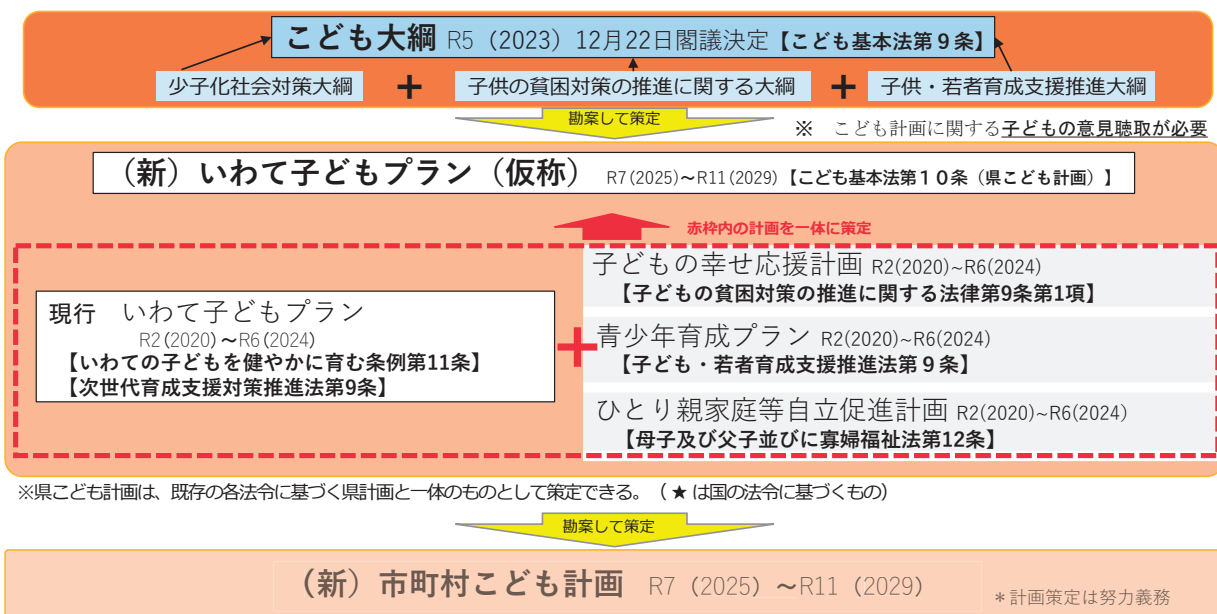
東日本大震災津波により被災孤児・遺児となった子どもをはじめとして、被災地域で暮らす子どもたちは、震災そのものによるストレスに加え、生活状況の変化や、被災生活の長期化に伴う様々な不安やストレスが懸念され、**中長期的な視点を持った支援・ケアを行う必要がある**。

岩手医科大学矢巾キャンパス内に、**いわてこどもケアセンター**を設置（岩手医科大学に委託）。岩手医科大学附属病院児童精神科との緊密な連携のもと、宮古・釜石・気仙地区への巡回相談（各週1回程度）、受診支援、学校等への助言支援や支援者研修などを一体的に実施。

24

(参考) こども大綱を踏まえた「いわて子どもプラン」の見直し(検討中)

こども基本法(R5.4.1施行)において、「都道府県は、こども大綱を勘案して、当該都道府県におけるこども施策についての計画(都道府県こども計画)を定めるよう努める」とされたこと、
 都道府県こども計画は関連する計画と一体のものとして作成することができることとされたことを踏まえ、令和6年度中に関連計画を一本化のうえ、こども基本法に定める県こども計画として整備する予定。



御清聴ありがとうございました。



参考資料

令和6年6月17日

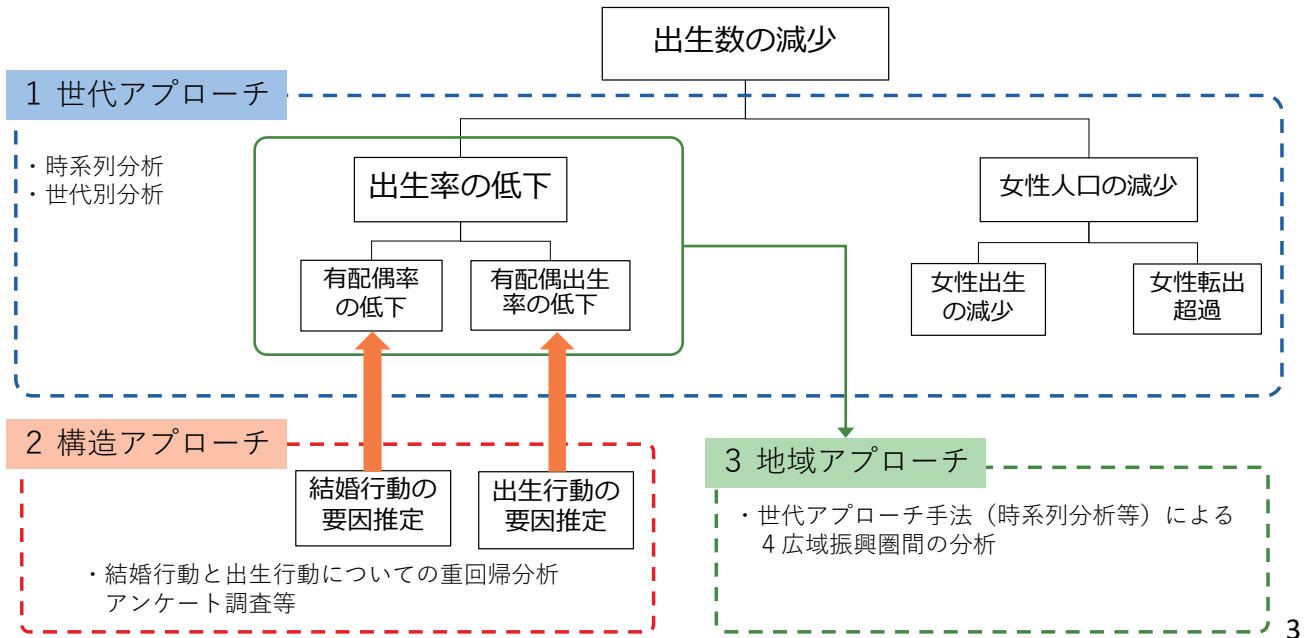
目次

- I 岩手県における少子化要因の分析結果(詳細)【令和5年度】……………p3
- II 令和5年度の各部局の取組実績(概要)……………p16
- III 令和6年度の各部局の取組(新規・拡充のみ)……………p21
- IV 地域課題分析型少子化対策支援事業について(詳細)……………p23

I 岩手県における少子化要因の分析結果(詳細)【令和5年度】

分析・調査の全体像(出生数減少の要因分析等)

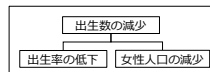
本県の少子化の現状を把握し、結婚、妊娠・出産、子育て支援の具体的な政策立案等を行うため、3つのアプローチから少子化要因の分析・調査を実施



1 世代アプローチ(時系列分析・世代別分析)

(1) 出生数減少の寄与度分解 (1995年基準)

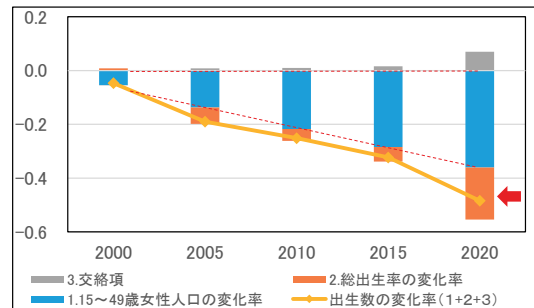
○ 出生数変化率を「総出生率×変化率」と「女性人口変化率」に分解して寄与度を分析



○ 1995年から2020年にかけての出生数減少の最大の要因は、15～49歳女性人口の減少によるもの

○ 出生数減少に対する総出生率低下の影響は、2015年までは限定的であったが、2020年には拡大

※総出生率：15～49歳女性の平均出生率

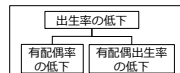


【総出生数の寄与度分解の考え方】

$$\begin{aligned} \text{総出生率} &= \text{総出生数} \div 15-49\text{歳女性人口} \\ \Rightarrow \text{総出生数} &= \text{総出生率} \times 15-49\text{歳女性人口} \end{aligned}$$

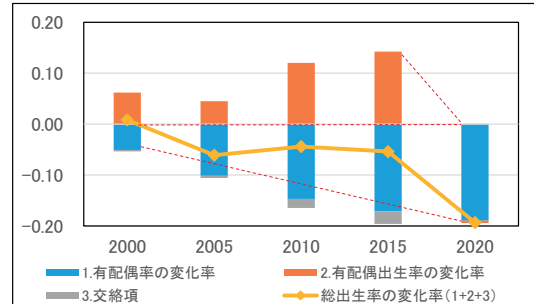
(2) 総出生率減少の寄与度分解 (1995年基準)

○ 総出生率変化率を「有配偶率変化率」と「有配偶出生率変化率」に分解して寄与度を分析



○ 1995年から2020年にかけての総出生率低下の最大の要因は、有配偶率の低下によるもの

○ 有配偶出生率は、2015年までは上昇しており、総出生率の低下に歯止めをかけていたが、2020年に有配偶出生率が低下したことにより、総出生率の更なる低下につながっている。



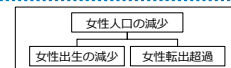
【総出生率の寄与度分解の考え方】

$$\begin{aligned} \text{総出生率} &= \text{総出生数} \div 15-49\text{歳女性人口} \\ &= \frac{15-49\text{歳女性有配偶者数}}{15-49\text{歳女性人口}} \times \frac{\text{総出生数}}{15-49\text{歳女性有配偶者数}} \\ &= \text{有配偶率} \times \text{有配偶出生率} \end{aligned}$$

1 世代アプローチ(時系列分析・世代別分析)

(3) 女性人口変化率の寄与度分解 (1995年基準)

○ 女性人口変化率を「女性出生数変化率」と「女性生残率*変化率」に分解して寄与度を分析



○ 15-49歳女性人口減少の最大の要因は、**女性出生数の減少**によるもの。女性人口の減少率が大きい20-29歳でも出生数の減少が大きく影響している。

○ 2020年になると、女性人口(15-49歳)の女性生残率のプラス寄与度は縮小。女性人口(20-29歳)の女性生残率はマイナス寄与度が拡大。⇒**女性の転出超過率が拡大**

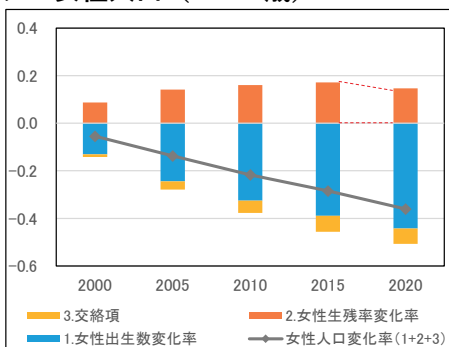
※ 女性生残率 = t年に年齢15-49歳の女性人口が、t+5年に生き残っている(岩手に残っている)率

<女性人口の1995-2020変化率>

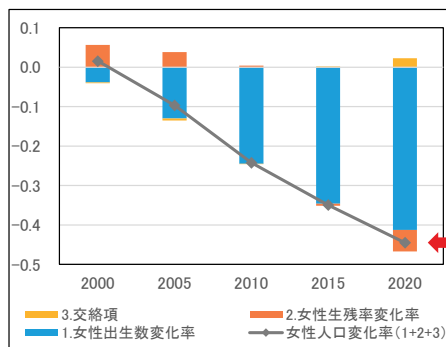
	1995	2020	1995-2020 変化率
15~19歳	45,402	25,441	△ 0.4397
20~24歳	39,145	20,603	△ 0.4737
25~29歳	38,672	22,602	△ 0.4155
30~34歳	41,335	26,083	△ 0.3690
35~39歳	45,349	31,673	△ 0.3016
40~44歳	52,843	36,595	△ 0.3075
45~49歳	54,485	39,917	△ 0.2674
合計	317,231	202,914	△ 0.3604

※ 人口減少率が大きい20-29歳の女性に着目して分析

ア 女性人口(15-49歳)



イ 女性人口(20-29歳)



5

1 世代アプローチ(時系列分析・世代別分析)

【世代アプローチに係る小括】

<出生数減少の要因分解>

○ 本県における出生数減少の最大の要因は、**女性の人口減**。

<総出生率低下の要因分解>

○ 総出生率(女性15~49歳平均出生率)低下の最大の要因は、**有配偶率の低下**。

なお、2015年までは有配偶出生率は上昇しており、総出生率の低下に歯止めをかけていたが、2015年から2020年にかけて**有配偶出生率も低下**したことが、総出生率の低下に拍車をかけた。

<女性人口減少の要因分解>

○ 本県における女性人口減少の最大の要因は、**出生数の減少**。

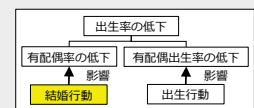
2015年から2020年が最も女性人口減少率が高いが、この時期は**女性の転出超過率が拡大**しており、このために女性の人口減少率が最大になった可能性がある。

○ 女性人口の減少率が高い20-29歳でも出生数の減少要因が大きい。転出超過率は2015年まで横ばいであったが、2020年には拡大しており、それがより人口減少を加速化している。

6

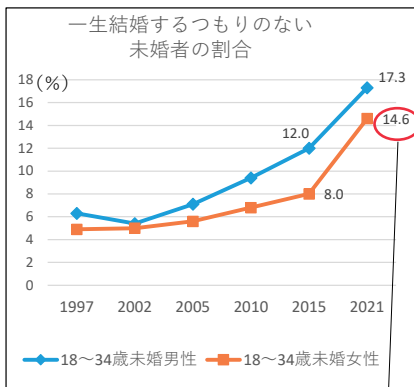
2 構造アプローチ(①結婚行動に関する分析)

結婚行動に関する既存調査結果やアンケート調査の結果から有配偶率の低下に影響を与える要因を推定

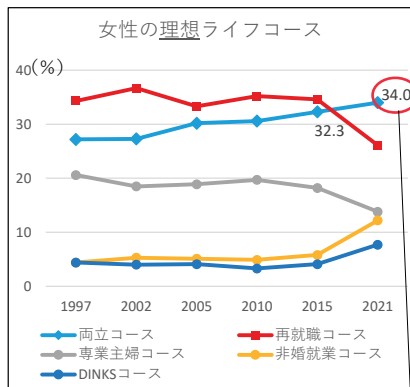


ア 出生動向基本調査【全国調査】 ～女性の結婚意識の変化～

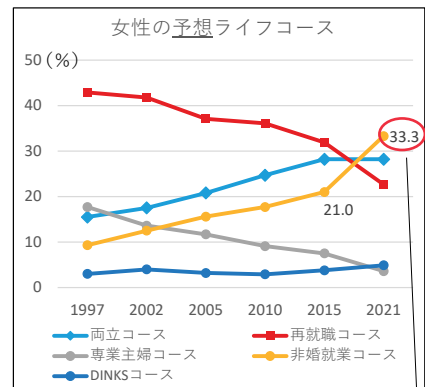
○ 全国的な傾向として、結婚・出産を希望していても、結果的に「非婚就業（結婚せず就業を継続）」になると予想している女性が多い。



2021年調査では、男女とも「一生結婚するつもりはない」と考える人が大幅に増加



2021年調査では、理想ライフコースでは「両立コース（結婚し、子どもを持つが、仕事も続ける）」を選ぶ未婚女性の割合が最多（34.0%）



2021年調査では、予想ライフコースでは「非婚就業（結婚せず就業を継続）」を選ぶ未婚女性の割合が最多（33.3%）

※DINKS (Double Income No Kids) : 結婚しても子どもを持たずに仕事を続ける考えの女性

7

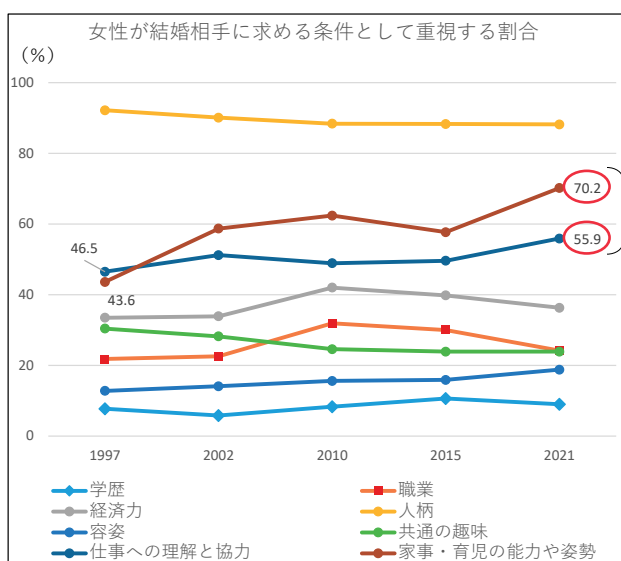
2 構造アプローチ(①結婚行動に関する分析)

ア 出生動向基本調査【全国調査】 ～女性の結婚意識の変化～

○ 女性の7割が男性の「家事・育児に対する能力や姿勢」を重視

○ 女性の5割強が男性の「仕事への理解と協力」を重視

⇒女性は、仕事と家事・育児との両立を実現するために必要と思われる条件を男性に求める傾向にあることが推察される。



「家事・育児に対する能力や姿勢」
43.6% (1997年) → 70.2% (2021年)
※ 26.6ポイント増

「仕事への理解と協力」
46.5% (1997年) → 55.9% (2021年)
※ 9.4ポイント増

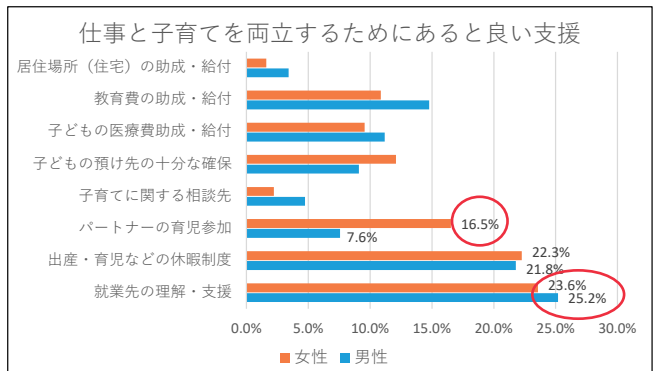
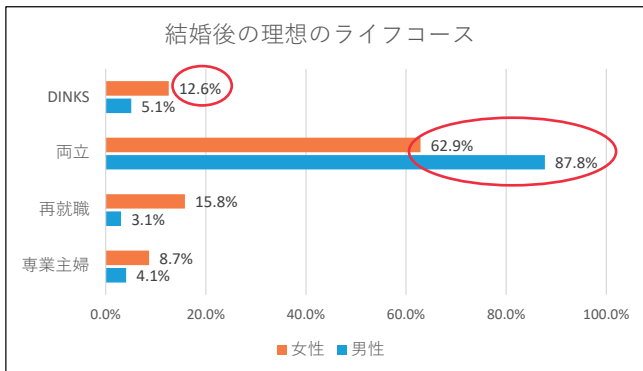
8

2 構造アプローチ(①結婚行動に関する分析)

イ 県内大学生に対するアンケート調査

調査名：大学生に対する就職・ライフスタイルに関するアンケート
 調査実施主体：いわてで働こう推進協議会
 調査対象者：県内大学生（岩大、県立大学、盛大、富士大）
 調査期間：令和2年8月3日～8月31日
 有効回答数：669（男性：202、女性：467）

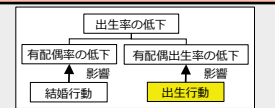
- 結婚後の理想のライフコースでは、男女とも「両立（仕事と家事・育児の両立）」と回答する割合が最も高い。一方で、結婚しても子どもを持たずに仕事を続ける考え（Double Income No Kids, DINKS）の女性の割合は12.6%となっている。
- 仕事と子育てを両立するためにあると良い支援では、男女とも「就業先の理解・支援」と回答する割合が最も高く、その次に「出産・育児などの休暇制度」の回答割合が高い。女性では「パートナーの育児参加」と回答する割合が3番目に高い。



9

2 構造アプローチ(②出生行動に関する分析)

出生行動に関する既存調査結果や統計データの分析、アンケート結果からの有配偶出生率の低下に影響を与える要因を推定



ウ 県内の子育て世代に対するアンケート調査

- 理想のこどもを持たない理由として「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」の回答割合が最も高い。
- 子育てに必要なこととして経済的なサポートに関する回答割合が最も高い。
- 経済的なサポートの次に回答割合が高いのは、職場環境や子育て支援サービスの充実となっている。
- 職場環境の充実に必要なこととして「育児休業や時短勤務制度」に関する回答割合が高い。

◆理想の数の子どもを持たない理由（複数回答）（n = 47※）

順位	回答内容	回答率
1	子育てや教育にお金がかかりすぎるから	57.4%
2	今後、子どもをもうける予定	27.7%
3	自分の仕事（勤めや家業）に差し支えるから	25.5%
4	家事・育児のサポートが得られないから	23.4%
5	高齢で生むのはいやだから	17.0%

※ 現在の子ども数が理想の子ども数よりも少ない方

◆子どもを持ち育てる上で必要だと思うこと（複数回答）（n = 81）

順位	回答内容	回答率
1	出産・育児費用に対する経済的なサポート	76.5%
2	教育関連費用に対する経済的なサポート	67.9%
3	長時間労働の是正、休職・復職の行きやすさなど職場環境の充実	58.0%
4	一時預かりや病児保育など子育て支援サービスの充実	58.0%
5	家族による家事・育児のサポート	39.5%

◆長時間労働の是正など職場環境の充実に必要だと思うこと（複数回答）

（n = 47※）

順位	回答内容	回答率
1	育児休業や時短勤務制度の普及	68.1%
2	時短勤務制度の期間延長（小学校就学まで）	55.3%
3	制度を利用しやすい職場雰囲気醸成	51.1%
4	男性の育児休業など男性向け制度の拡充	36.2%
5	テレワークの導入	29.8%

※長時間労働の是正など職場環境の充実が必要だと回答した方

10

調査名：出産・子育て等に関するアンケート調査（子ども子育て支援室）
 調査対象者：子どもの森・子育てサポートセンター来場者
 調査期間：令和5年7月22日～8月16日
 有効回答数：132（男性：25、女性：107）
 ※分析対象は県内居住者81人

2 構造アプローチ(②出生行動に関する分析)

エ 全国統計データの分析(合計特殊出生率の減少率が小さい県)

○直近10年間で合計特殊出生率の減少率が小さい県では、子育て支援サービスを利用して、正規雇用の職に就いている女性が多い。

	子育て支援サービス					働き方・男女共同参画			経済・雇用			参考 (課税対象所得 1人当たり)
	0-17歳人口1万人あたり障害児入所施設児童発達支援センターの施設数	0-12歳人口1万人あたりファミリーサポートセンター数	放課後児童クラブ登録児童割合(小学校児童数当たり)	0-5歳人口1000人当たり待機児童数	保育所等利用児童割合(0-5歳人口比)	女性労働力率(20-44歳)	管理的職業従事者に占める女性の割合	くるみん認定企業割合(資本金5千万円を超える企業数比)	男女別正規雇用者比率(男性)	男女別正規雇用者比率(女性)	完全失業率(20-44歳)	
岩手県	44.5	51.6	63.6	46.3	58.3	59.5	50.0	58.8	59.7	58.5	49.0	40.2
A県	55.6	69.4	66.6	56.0	53.0	68.8	43.0	62.8	60.2	71.6	57.3	40.1
B県	52.5	53.1	45.9	56.0	66.4	64.9	35.1	52.4	61.8	65.6	67.2	45.9
C県	45.9	58.2	52.5	56.0	62.7	58.5	41.6	50.5	53.3	60.6	60.8	50.6
D県	49.4	29.7	53.0	56.0	69.3	67.5	37.7	59.4	57.7	63.4	69.6	52.4
E県	47.4	68.1	64.4	56.0	58.7	48.9	47.7	48.5	40.6	39.8	44.7	48.6
F県	59.9	80.8	55.1	56.0	62.0	65.7	59.7	57.7	52.0	62.6	56.7	39.2
G県	55.3	59.8	55.5	56.0	66.0	70.6	43.9	46.5	45.6	61.3	74.1	41.1
H県	90.5	64.4	63.4	56.0	55.0	50.8	76.3	87.1	59.3	63.0	40.8	47.0

※赤セル：本県よりも高偏差値、赤字：偏差値60以上

【子育て支援サービス】

- 8県とも待機児童数ゼロ
- 保育所利用割合：8県中6県が本県偏差値を上回り、うち5県は偏差値60以上

【働き方・男女共同参画】

- 女性労働力率：8県中5県が本県偏差値を上回り、5県とも偏差値60以上

【経済・雇用】

- 女性の正規雇用率：8県中7県が本県偏差値を上回り、7県とも偏差値60以上
- 完全失業率：8県中6県が本県偏差値を上回り、うち4県が偏差値60以上
- 課税対象所得：8県中6県が本県偏差値を上回るが、うち4県は全国平均値以下

【考察】

- ①子育て支援サービスを利用して、正規雇用の職に就いている女性が多い。
- ②1人当たりの所得水準はそれほど高くないが、正規雇用の女性が多いため、雇用環境は安定しており、共働き世帯の所得水準は高い(※)。
- ③家計に経済的余裕が生まれ、子どもをもちやすい環境となっていると考えられる。

※ 1世帯当たり年間取入額(2人以上の勤労者世帯) 【出典】2019年全国家計構造調査

11

2 構造アプローチ(結婚行動、出生行動に関する分析)

【構造アプローチに係る小括】

<結婚行動>

- 全国的に若い世代の非婚意識が急速に高まっている。
- 男女とも仕事と家庭・子育ての両立を望む人が多いが、家事・育児の負担が女性に偏りがちとなり、仕事を続けたくても難しいと考える女性も多く、最初から「結婚をあきらめる」もしくは「結婚はするけど子どもは持たない」という意識の変化につながっているものと推察される。
- 男性の経済基盤が安定すると女性の婚姻率の上昇に寄与することが推察される。i-サポ会員への調査で、女性が男性に経済力を求める傾向とも合致する。
- 20代後半の有配偶女性の就業者割合は未婚女性よりも低くなる傾向にあるが、その差は縮小傾向にある。

<出生行動>

- 子どものいる世帯の割合、子どもが2人以上いる世帯の割合は、専業主婦世帯よりも共働き世帯において多い。
- 合計特殊出生率の減少率が小さい他県の特徴として、①子育て支援サービスを利用して、正規雇用の職に就いている女性が多いこと、②雇用環境が安定し、共働き世帯の所得水準は高いこと等から、経済的余裕が生まれ、子どもを生み育てやすい環境となっているものと推察される。
- 男女ともに多くが仕事と家庭・子育ての両立を望む背景には、子育てや教育にお金がかかりすぎる事情があるものと考えられる。男女とも「仕事と家庭・育児の両立」というライフスタイルを実現することが、出産意欲の向上に寄与するものと推察される。

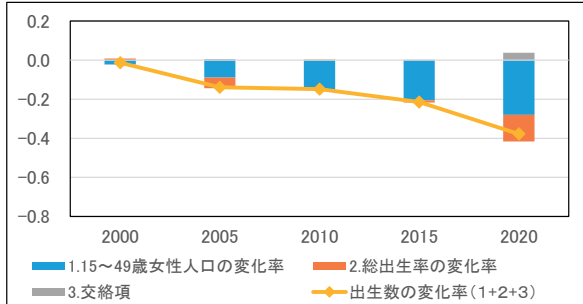
12

3 地域アプローチ(地域特性に関する分析)

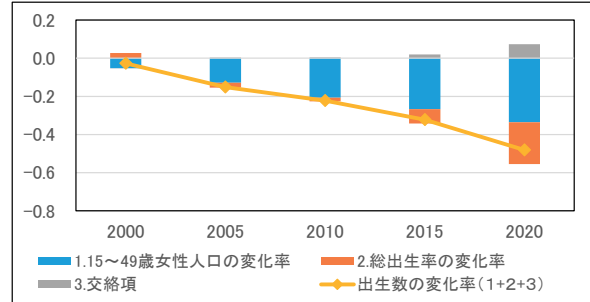
(1) 広域振興圏別総出生数の寄与度分解 (女性人口、総出生率) (1995年基準)

- 各圏域で女性人口の減少要因が最も大きく、特に沿岸圏域と県北圏域での減少率が高い。
- 2020年はさらに総出生率の低下要因も大きくなり、県北圏域では総出生率の低下要因が継続して大きくなっている。

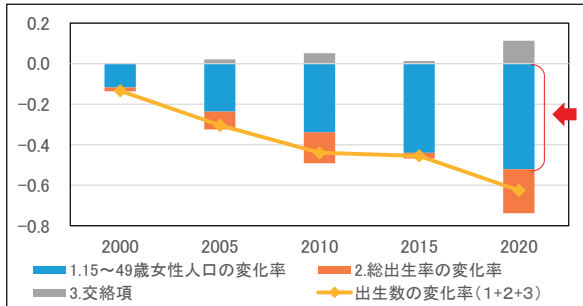
【県央広域振興圏】



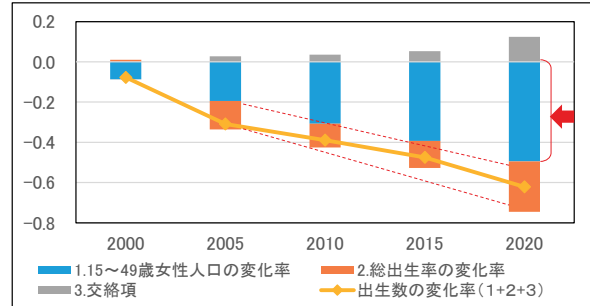
【県南広域振興圏】



【沿岸広域振興圏】



【県北広域振興圏】



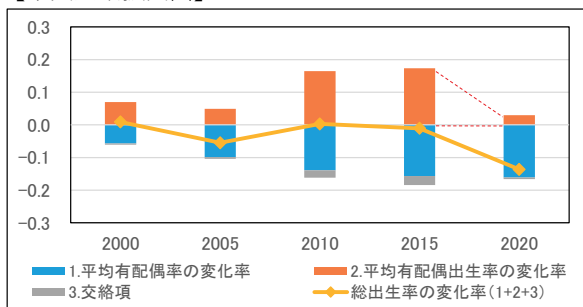
13

3 地域アプローチ(地域特性に関する分析)

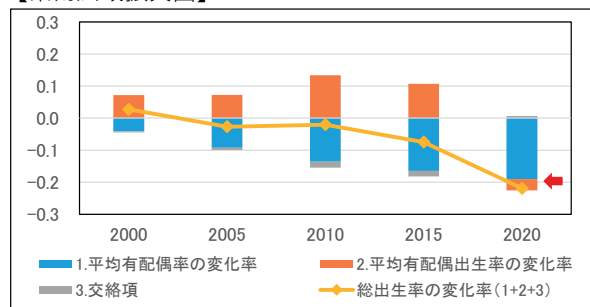
(2) 広域振興圏別総出生率の寄与度分解 (有配偶率、有配偶出生率) (1995年基準)

- 県央・県南圏域に比べて、沿岸・県北圏域の有配偶率要因の低下が大きい。
- 2020年になると、県南・県北では有配偶出生率要因の寄与度がマイナスとなり、県央・沿岸でもプラス効果が激減する結果となった。

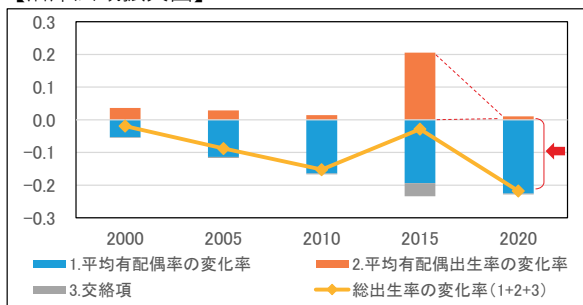
【県央広域振興圏】



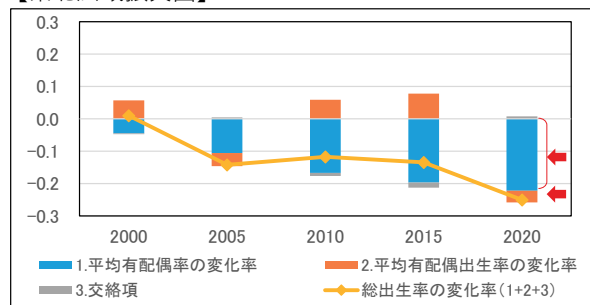
【県南広域振興圏】



【沿岸広域振興圏】



【県北広域振興圏】



14

3 地域アプローチ(地域特性に関する分析)

【地域アプローチに係る小括】

- 総出生数の減少について、各圏域で女性人口の減少要因が最も大きく、特に沿岸圏域と県北圏域での減少率が高い。

2020年はさらに総出生率の低下要因も大きくなり、県北圏域では総出生率の低下要因が継続して大きくなっている。

- 総出生率の低下について、県央・県南圏域に比べて、沿岸・県北圏域の有配偶率要因の低下が大きい。

2020年になると、県南・県北では有配偶出生率要因の寄与度がマイナスとなり、県央・沿岸でもプラス効果は激減する結果となった。

15

II 令和5年度の各部局の取組実績(概要)

1 結婚

出会いの機会創出

拡

岩手であい・幸せ応援事業費【保健福祉部】
i-サポの運営、民間企業・団体や市町村と連携した出会いの場の創出

【実績】

R5年度未会員数1,034人 成婚26組 (R4末：778人,12組)
登録無料キャンペーンを実施(期間中446人が登録)
企業等と連携した出会いイベント
4回開催 参加者数72人 カップル成立数13組

新

ライフデザイン形成支援事業費【保健福祉部】
県内高等学校のモデル校を対象に、将来のライフデザインを考えるきっかけとなる出前講座を実施

【実績】5校で実施

三陸縁結び支援事業【沿岸広域振興局】

男女の出会いの場の創出
【実績】事前セミナー及び婚活イベントの実施(9/9,11/23)

北いわて縁むすび応援事業【県北広域振興局】

出会いの場の創出や「おでかけi-サポ」の利用促進
【実績】婚活イベントの実施(7/23,10/22)

結婚新生活の応援

拡

いわてで家族になるうよ未来応援事業費【保健福祉部】
市町村が行う新婚世帯に対する引越費用、新居住居費用等の助成への支援

【実績】17市町村・123世帯に交付

拡

いわてお試し居住体験事業費【県土整備部】
県外から移住定住を検討している方に、県営住宅を活用して実際に地域での暮らしを体験する機会を提供
【実績】一般枠15戸、子育て支援枠3戸が入居

2 妊娠・出産

産前・産後のサポートの充実

新

出産・子育て応援事業費補助【保健福祉部】
妊娠時から出産・子育てまでの一貫した伴走型相談支援と経済的支援(妊娠時5万円、出産時5万円)を一体的に実施する体制構築を支援

【実績】市町村が実施する事業に対し33市町村に補助

拡

妊産婦支援事業費【保健福祉部】
妊産婦に対して通院に要する交通費等の助成を行う市町村に補助

【実績】22市町村に補助

人材の確保と育成

周産期医療の確保【医療局】

医療局医師奨学資金(産婦人科特別枠)による医師確保、県立病院勤務助産師の育成確保等
【実績】新規貸付2名(貸付中5名、臨床研修中1名計6名)

16

3 子育て（乳幼児期）

子育ての負担軽減

新

いわて子育て応援保育料無償化事業費補助【保健福祉部】
幼児教育・保育の無償化の対象とならない第2子以降の3歳未満児の保育料を無償化する市町村への補助

【実績】33市町村に補助

新

いわて子育て応援在宅育児支援金【保健福祉部】
保育所等を利用しない生後2か月から3歳未満の第2子以降の子を養育する世帯に対して在宅子育てに係る支援金を支給

【実績】26市町村に補助

施設の整備と安定的な運営の推進

いわて幼児教育センター運営費【教育委員会】
幼児期における教育の質の向上を図るため、いわて幼児教育センターにおいて、市町村の幼児教育アドバイザーの養成及び訪問支援、保育者を対象とした研修等を実施

【実績】

- ・就学前教育管理職研修講座実施（7/11）
- ・幼児教育アドバイザー研修講座実施（5/23、2/16）
- ・県内の就学前教育施設等への訪問支援 訪問数91件
- ・保育者を対象とする研修会の実施
- ・幼児教育フォーラムの開催（12/15）

4 子育て（就学後）

教育費の負担軽減

新

高校奨学事業費補助（大学等進学支援）【教育委員会】
経済的な理由により進学を断念しないよう、大学等進学を希望する高校生等に対し、（公財）岩手育英奨学会が実施する奨学金の貸与等に要する経費を補助

【実績】33人に貸与

拡

奨学のための給付金支給事業費【ふるさと振興部、教育委員会】
低所得世帯における公立及び私立高等学校等の授業料以外の教育費負担を軽減するため、給付金を支給

【実績】

- ・私立 高校生等 948人 専攻科生徒 13人
- ・公立 高校生等 2,511人 専攻科生徒 1人

生活困窮者の支援

子どもの未来応援地域ネットワーク形成支援事業費【保健福祉部】

子どもの居場所づくりを進めるため、「子どもの居場所ネットワーク」を通じて開設・運営を支援

【実績】子どもの居場所の設置数(R5.12月末)：123箇所

県営住宅入居収入要件の緩和【県土整備部】

妊婦のいる世帯又は18歳を迎える年度末までの子どもがいる世帯に対する入居収入基準の緩和

【実績】収入要件の緩和対象件数 96世帯

17

5 女性、子ども、家庭を支える基盤等①

相談支援機関の運営

いわて男女共同参画プラン推進事業費【環境生活部】
男女共同参画センターを拠点として各種講座の開催や情報提供、相談事業、多様な性のあり方への理解促進の取組を実施

【実績】

- ・相談対応 1,269件
- ・出前講座 52回開催 4,558名受講
(デートDV被害防止、多様な性に係る人権啓発等)

女性のためのつながりサポート事業費【環境生活部】
様々な困難を抱える女性のための相談体制の整備や居場所づくり等、当事者に寄り添ったきめ細かな支援を実施

【実績】

- ・相談対応 1,827件
- ・居場所づくり サロン48回開催・延べ269人参加
- ・女性用品5,000人分を提供

ひとり親家庭等総合相談支援事業費【保健福祉部】
ひとり親家庭等応援サポートセンターにおいて、相談支援等を実施

【実績】

- ・相談対応 490件
- ・支援者向け研修会 4回、民生・児童員向け研修会 2回
- ・個別相談の実施 8回（家計管理・生活支援）

いわての子 みんなが作る大きなゆりかご

災害・犯罪・事故の予防と発生後の支援

広域防災拠点設備等整備費【復興防災部】
乳幼児の避難生活を想定した液体ミルク、哺乳瓶等の備蓄

【実績】

液体ミルク504缶を備蓄

生活・社会基盤の整備推進

若者・移住者空き家住まい支援事業費【県土整備部】
若者及び移住者を対象に空き家バンクに登録された空き家の取得・改修に要する経費の助成を行う市町村への補助

【実績】

補助件数 21件（うち子育て世帯 2件）

地域連携道路整備事業費【県土整備部】

救急医療機関へのアクセス道路の整備

【実績】

救急搬送ルートとして7路線7か所を整備
(うち2箇所はR5年度に供用済み)

いわて木づかい住宅普及促進事業費【農林水産部】
住宅購入の検討機会が多い子育て世代等に対し、県産木材を使用した住宅新築等を支援

【実績】

補助件数 新築130件、リフォーム11件

18

5 女性、子ども、家庭を支える基盤等②

仕事と子育ての両立支援

新

魅力ある職場づくり推進事業費【商工労働観光部】

県内就職や子どもを安心して生み育てる環境づくりの促進のため、中小企業等が行う若者や女性に魅力ある雇用・労働環境の整備を図る取組に要する経費を補助

【実績】9者に交付

いわて働き方改革加速化推進事業費【商工労働観光部】

・いわて働き方改革推進運動を全県で展開
・働きやすい職場環境整備や各種休暇制度等の充実を図るため、休暇制度等利用実態調査を実施

【実績】

- ・いわて働き方改革推進運動参加事業者 945者
- ・サポートデスク利用実績 418件

幸せ創る女性農林漁業者育成事業費【農林水産部】

本県農林水産業をけん引する女性農林漁業者を育成するため、女性が活躍しやすい環境づくりや女性ネットワークづくりなどを支援

【実績】

- ・労働環境改善の取組を学ぶセミナー (12/19,1/19,3/6)
- ・家族経営協定のセミナー (2/27)
- ・男女共同参画の推進を目的としたフォーラム (1/29)



子育て応援推進事業費【保健福祉部】

社会全体で子育て支援を行う意識啓発や機運の醸成を火貼るため、「いわて子育て応援の店」協賛店舗の拡大や「いわて子育てに優しい企業等」の認証、子育て応援パスポートの交付等を実施

【実績】

- ・いわて子育て応援の店登録(R5年度) 39店舗
- ・いわて子育てにやさしい企業等認証(R5年度) 68社
- ・子育て応援パスポート発行(R5年度) 443件

情報発信・普及啓発

いわてで生み育てる県民運動推進費【保健福祉部】

メディアタイアップ事業により社会全体で子育て支援を行う機運醸成を図る県民運動を実施

【実績】

- ・メディアタイアップ広報の実施 (テレビ・ラジオ各8回、CM130本)
- ・県内イベントにおけるブース出展 (9月 IBCまつり)
- ・SNSによる情報発信の実施

いわての子育て支援情報発信事業費【保健福祉部】

ポータルサイトにおいて各種支援制度等の情報を発信

【実績】

- ・各種支援制度等の情報を効果的に発信するため、分散している子育て支援情報の発信を一元化したポータルサイト・アプリを運用

19

5 女性、子ども、家庭を支える基盤等③

人材の確保と育成

新

いわて就業促進事業費

(県内企業インターンシップ促進事業費)【商工労働観光部】

県内企業における大学生等のインターンシップを促進するため、企業のインターンシッププログラムの作成等に要する経費を補助(最大60万円)

【実績】

- ・インターンシップ支援事業費補助交付実績 3件
- ・企業向けインターンシップセミナー 7回 (参加企業 延べ95社)
- ・保護者向けインターンシップセミナー 2回 (参加者 延べ65名)

新

いわて三陸U・Iターン促進事業【沿岸広域振興局】

大卒者等の採用による人材確保や若い世代のU・Iターンを促進するため、企業の採用力強化を図るセミナーや沿岸地域の暮らしや魅力を発信するイベント等を実施

【実績】

- ・採用力強化実践勉強会 (9/25企業向けセミナー 6社参加、11/15大学生との交流会 大学生12名参加)
- ・「いわて沿岸しごと・くらし再発見LIVE2024」開催 (1/6 4市、参加企業5社、参加者17名)
- ・「若手県U・Iターン就職フェア」(2/10)

沿岸地域基幹産業人材確保支援事業費【復興防災部】

水産加工業の人材不足の解消のため、水産加工事業者が実施する女性が働きやすい職場環境の整備に対する補助

【実績】3者に交付



新

みらいの三陸ぐらし創造事業【沿岸広域振興局】

地元での就職・進学意欲の向上による転出抑制やUターン意識の醸成につなげるため、就職・進学後も三陸で暮らし続けるライフスタイルイメージの提案等を実施

【実績】

- ・東大海洋研等との連携により、「海と希望の学校事業(海と希望の学校on三鉄)」を開催(11/18 参加者16名)
- ・中高生等に対して、三陸での地域課題解決、趣味・余暇(スポーツ、郷土芸能、等)に取り組みながら生活するライフスタイルを提案するためのパンフレットを作成

拡

いわて女性活躍支援強化事業費【環境生活部】

女性が働きやすい職場環境づくりを促進するため、いわて女性活躍企業等認定制度の普及等を図るとともに、女性の就業・キャリア形成を支援するため、女性対象のセミナー等を実施

【実績】

- ・いわて女性活躍企業等認定制度の認定数 511件
- ・いわて女性の活躍促進連携会議の開催 2回
- ・女性活躍関連セミナーの開催
経営者セミナー 2回(11/9,11/21) 受講者数121人
女性社員対象セミナー 2回(12/13,1/24) 受講者数137人
女性のためのデジタルセミナー(10/4) 受講者数112人 他

職員の休暇等制度の充実

フレックスタイム制度の施行【総務部】

子の養育又は配偶者等の介護をする職員等を対象としたフレックスタイム制度により、職員の柔軟な働き方ができる勤務環境を推進

【実績】制度利用人数 52人

20

Ⅲ 令和6年度の各部局の取組(新規・拡充のみ)

1 結婚

- 拡** 岩手であい・幸せ応援事業【保健福祉部】
 - ・i-サボの運営、民間企業・団体や市町村と連携した出会いの場の創出（i-サボのマッチングシステムの機能充実）
- 新** さんりく結婚応援支援事業【沿岸広域振興局】
 - ・出会い場の創出づくり（婚活イベント、スキルアップセミナーを開催）
- 新** 北いわて出会い・結婚応援事業【県北広域振興局】
 - ・出会いの場の創出やi-サボの登録促進
- 拡** ライフデザイン形成支援事業【保健福祉部】
 - ・結婚新婚夫婦や婚活前の人向けライフプランセミナーの実施
 - ・県内高等学校のモデル校を対象に出前講座を実施
 - ・デジタルコンテンツの作成
- 拡** いわてで家族になろうよ未来応援事業【保健福祉部】
 - ・市町村が行う新婚世帯に対する引越費用、新居住居費用等の助成への支援（29歳以下の新婚世帯への支援金10万円上乘せ）
- 拡** いわてお試し居住体験事業【県土整備部】
 - ・県外から移住定住を検討している方に、県営住宅を活用して実際に地域での暮らしを体験する機会を提供（一般枠の入居期間を最大2年間に延長）
※入居期間：一般枠・最大2年間、子育て世代・最大6年間
- 新** 若者・地域応援住宅支援事業費【県土整備部】
 - ・通信環境を整備した県営住宅を低廉な家賃で若者や県内企業に提供（年代別に家賃を細分化。新卒等のより若い世代の負担を軽減）

2 妊娠・出産

- 新** 市町村少子化対策支援事業費【保健福祉部】
 - ・産前・産後サポート事業や産後ケア事業の利用促進のために、妊産婦への交通費支援、未就学児の一時預かり支援を行う市町村に補助
- 新** 助産師活躍推進事業費【保健福祉部】
 - ・院内助産や助産師外来、産後ケアの推進に向けた助産師の確保・育成等

3 子育て(乳幼児期)

- 拡** 地域子ども・子育て支援事業交付金【保健福祉部】
 - ・「乳児家庭全戸訪問事業」「一時預かり事業」等の事業を行う市町村への補助（対象事業に子育て世帯訪問支援事業等を追加）
- 新** 市町村少子化対策支援事業費【保健福祉部】
 - ・既存の公共施設や民間施設への屋内遊び場の整備（拡充含む）を行う市町村に対し補助
- 拡** 私立学校運営費補助【ふるさと振興部】
 - ・私立学校の安定的な教育環境の確保を図るため、学校運営等に要する経費を補助（県内の不登校生徒を積極的に受け入れている私立専修学校（大学入学資格付与校）の不登校対策支援等の整備支援を拡充）

21

4 子育て(就学後)

- 拡** 奨学のための給付金支給事業費【ふるさと振興部、教育委員会】
 - ・公立及び私立高等学校等における授業料以外の教育費の負担軽減のため、奨学給付金を支給（非課税世帯（第1子）に係る支給単価増）
- 拡** 私立専修学校専門課程授業料等減免補助【ふるさと振興部】
 - ・私立専修学校専門課程における授業料等減免に要する経費を補助（多子世帯及び理工農系の中間層に支援対象を拡充）
- 拡** 公立大学法人岩手県立大学運営費交付金【ふるさと振興部】
 - ・岩手県立大学が行う授業料等の減免に要する経費を交付（多子世帯の中間層に支援対象を拡充）
- 拡** 地域子ども・子育て支援事業交付金【保健福祉部】
 - ・「放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）」、「子育て短期支援事業」等の事業を行う市町村への補助（対象事業に児童育成支援拠点事業等を追加）

5 子ども・子育てを支える基盤等

- 拡** 困難な問題を抱える女性支援等推進事業費【保健福祉部】
 - ・困難な問題を抱える女性を支援するため、緊急宿泊場所の確保提供、自立する場合の生活費支援等を実施
- 新** いわて家事・育児シェア普及推進事業費【環境生活部】
 - ・女性の活躍を推進するため、家庭において男女が協力して家事・育児を行う意識醸成を図る公民連携による啓発キャンペーンを展開
- 拡** 魅力ある職場づくり推進事業費【商工労働観光部】
 - ・県内就職や子どもを安心して生み育てる環境づくりの促進のため、中小企業等が行う若者や女性に魅力ある雇用・労働環境の整備を図る取組に要する経費を補助（最大100万円）
- 拡** 幸せ創る女性農林漁業者育成事業【農林水産部】
 - ・本県農林水産業をけん引する女性農林漁業者を育成するため、女性が働きやすい環境整備や女性グループの経営力・自主企画力向上に向けた取組、「食の匠」による地域食文化の伝承活動などを支援するほか、新たに子育て世代等の女性が働きやすい環境づくりに向けた意識醸成セミナーを開催
- 新** いわて女性デジタル人材育成プロジェクト事業費【環境生活部】
 - ・多様で柔軟な働き方の推進及び女性の所得向上を図るため、デジタル分野で即戦力として活躍できるスキル取得に向けた支援を実施

22

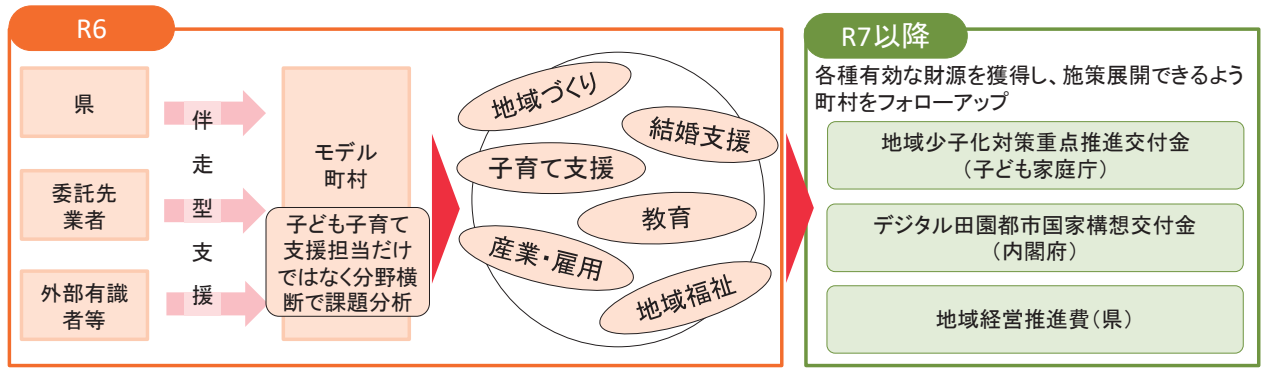
IV 地域課題分析型少子化対策支援事業について(詳細)

1 地域の実情を踏まえた少子化対策

- 令和6年度以降の取組の方向性(3つの柱プラス1)の「地域の実情を踏まえた少子化対策」として実施する「**地域課題分析型少子化対策支援事業**」を通じて、県とモデル町村が力を合わせて、以下の取組を行う。
 - ① **地域の少子化要因**についての幅広い視野からの**把握・分析**
 - ② 課題解決に向けて**地域の実情に応じた効果的な対応策の検討**
 - ③ ②についての**他市町村への横展開**

【R6新規】地域課題分析型少子化対策支援事業(市町村少子化対策支援事業費)

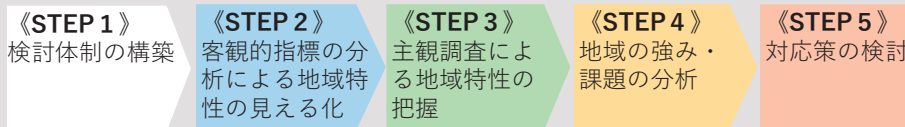
新たな**少子化対策にチャレンジする意欲のある町村**が、国の少子化対策地域評価ツール(少子化に関する課題分析を実施し、対策を検討するためのツール)を活用し、**地域の実情に合わせた施策を展開**できるように、県が専門家等と連携を図りながら**伴走型支援**を実施



23

2 地域課題分析型少子化対策支援事業 実施体制

少子化対策を検討するワークショップ及び調査



【事業参加町村】洋野町、野田村、普代村、田野畑村

伴走型支援

委託事業者

- ワークショップの運営、課題分析の補助
- 調査方法の提案、インタビュー調査等の実施
- ワークショップで使用する資料の作成、**ワークショップ実施状況のとりまとめ**

- 県**
- ワークショップへの参加
 - 情報提供(県施策、他自治体事例、統計データ等)
 - 事業予算化、事業構築、交付金活用の助言や申請資料作成支援

本庁関係部局(少子化対策監・ふるさと振興監)、広域振興局(経営企画部、保健福祉環境部)

- 専門家**
- 学識的観点での助言
 - ビジネス観点での助言
 - 優良事例の紹介
- 岩手県立大学、(株)雨風太陽

- 国**
- 他県の先進事例等の提供
 - 交付金活用の助言
 - 指標関連データ分析支援(RESAS)

こども家庭庁 少子化対策室
内閣官房デジタル事務局 女性活躍・少子化班

- 市町村** ○ ワークショップへの参加(オブザーバー)

久慈市等5市町村

- 《R7事業予算化》
- ・ 町村事業
 - ・ 県・町村連携事業

委託事業者

- ワークショップの実施状況やR7事業等への反映状況をとりまとめた報告書の作成

地域の実情に合わせた施策の実施(自然減・社会減対策)

24

3 ワークショップフロー

○ 計7日のワークショップと主観調査、各回のホームワークにより事業検討を実施

	内 容
Day 1 (4/22)	・ ワンチームでのプロジェクト進行・事業検討していくための共通認識づくり ・ 主体的・積極的な関与を促すための当事者意識の醸成
ホームワーク	
Day 2 (5/13)	・ 客観的データに基づく町村の現状の把握 ・ 町村の現状を踏まえた取り組むべき課題・町村の目指すべき姿の設定
ホームワーク	
Day 3 (7/8)	・ 取り組むべき課題の達成に向けた探索事項（インタビュー設計）の決定
主観調査 (8月)	・ 住民の思い・課題・価値観の探索 ・ 住民の声を起点とした、課題解決方向性の探索
ホームワーク	
Day 4 (8/26)	・ 住民の声から見てきた課題解決方向性（解決すべき事象）の整理/設定
ホームワーク	
Day 5 (9/9)	・ 課題解決方向性を踏まえた事業アイデアの構想・策定
ホームワーク	
Day 6 (10/7)	・ 効果・実施難易度を踏まえた優先検討事業の設定 ・ 今までの議論内容の整理に基づいた簡易事業計画の作成
Day 7 (10/21)	・ Day 6 までの各町村の検討結果等を踏まえた県及び市町村連携事業の検討

25

4 ワークショップの開催状況【Day2】

Day2の検討手順の全体像

【STEP0】 地域指標に基づいた地域特徴・課題仮説・現状の取組の整理 ホームワーク

【STEP1】 地域課題の構造的把握

【STEP2】 目指すべき地域の姿の設定と起点となる問いのリフレーミング

【内閣官房デジ田会議事務局 石川参事官のWS講評】

- 施策を具体化、予算化するには説得力が大事。なぜその策にしたのかのロジックが大事。
- 転入・転出の話があったが、今いる住民に満足してもらっていないと外からも人は来ない。
- 住む場所がないという話が出ていたが、外から来る人の団地を整備するところから取組始めた町もあるので参考にしてほしい。



Day3における検討内容

今後実施するインタビュー調査の詳細設計

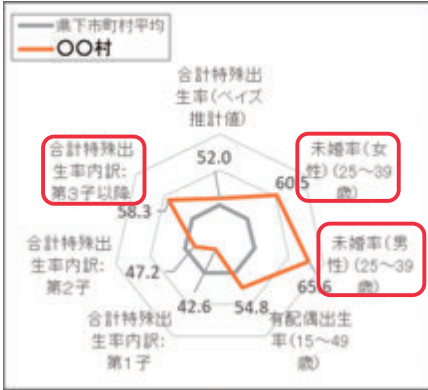
26

4 ワークショップの開催状況【Day2】

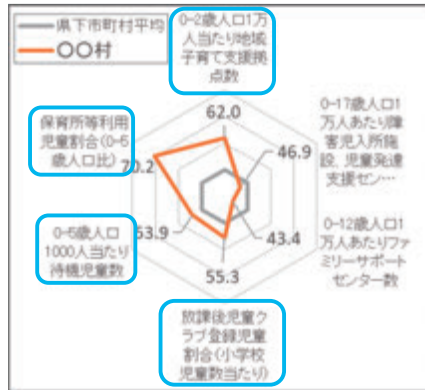
【STEP0】地域指標に基づいた地域特徴・課題仮説・現状の取組の整理

- 各町村の客観的指標をもとに、「子育て支援サービス」「働き方・男女共同参画」など各分野の地域特徴・課題仮説・取り組み状況を整理する。

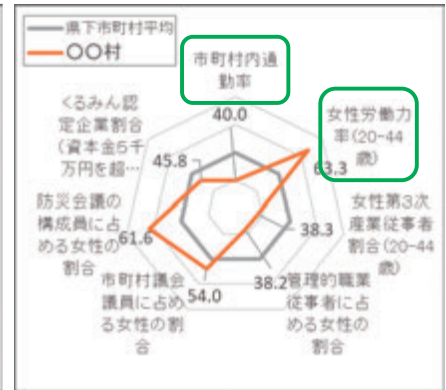
◆ 出生に関する指標



◆ 子育て支援サービス



◆ 働き方・男女共同参画



【地域特徴等の整理(抜粋)】

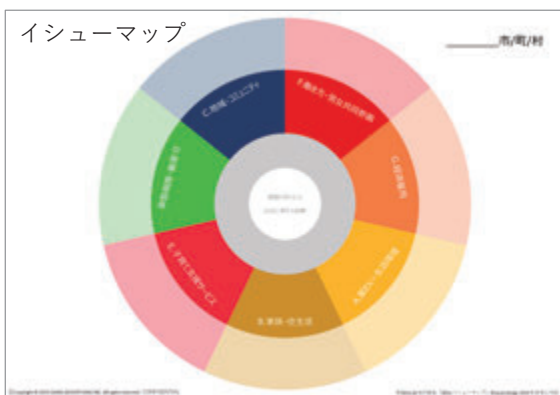
分野	地域特徴	地域特徴がみられる要因仮説	現状の取組
出生に関する指標	<ul style="list-style-type: none"> ・男女とも未婚率が県市町村平均よりも低い。 ・有配偶出生率が県市町村平均よりも高い。 ・第3子の出生割合が県市町村平均よりも高い。 	<ul style="list-style-type: none"> ←子育て支援に力を入れているため ←家族のサポートが期待できるため 	<ul style="list-style-type: none"> ・イサバ会費助成 ・エンゼル祝金 ・新生児誕生祝品事業 ・保育料の無償化 ・医療費助成 ・新生児聴覚検査事業
子育て支援サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・保育所等が充実しており、保育所の待機児童数もない。 	<ul style="list-style-type: none"> ←子育て支援に力を入れているため 	<ul style="list-style-type: none"> ・企業チャレンジ応援補助金
働き方・男女共同参画	<ul style="list-style-type: none"> ・近隣市町村に働きに出ている世帯が多い。 ・働く女性が多い。 	<ul style="list-style-type: none"> ←村内に求人が少ないため 	<ul style="list-style-type: none"> ・企業チャレンジ応援補助金

27

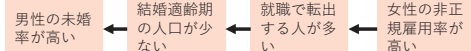
4 ワークショップの開催状況【Day2】

【STEP1】地域課題の構造的把握

- 各町村で整理した地域課題に関する項目を付箋に記入し「少子化対策イシューマップ(※)」に配置する。
- イシューマップ全体を俯瞰しながら、関係する項目のあいだに矢印を引き、それぞれの相互関係を整理することで、各町村の少子化に関する事象がどのように連鎖しているか、各分野の客観的指標がそれぞれどのようにつながっているのかを構造的に把握する。



【連環の例】



※イシューマップ：「出生に関する指標」「賑わい・生活環境」「家族・住生活」「地域・コミュニティ」「医療・保険適用」「子育て支援サービス」「働き方・男女共同参画」「経済雇用」を関連性の高いもの同士が近くなるよう円状に並び替えたマップ

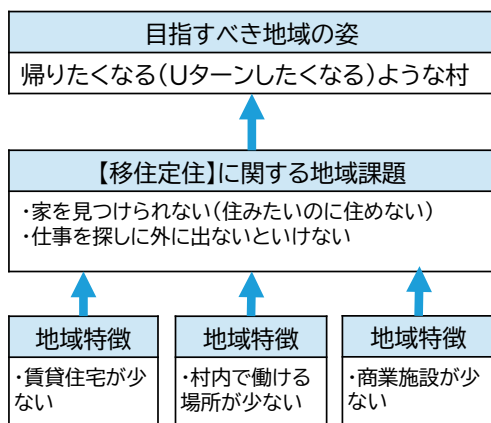
28

4 ワークショップの開催状況【Day2】

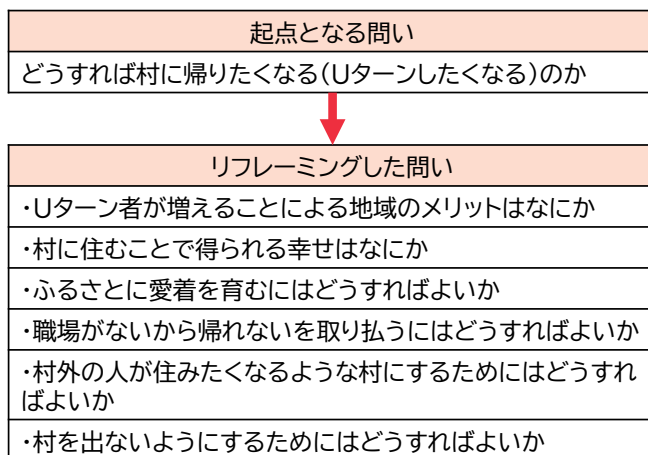
【STEP2】目指すべき地域の姿の設定と起点となる問いのリフレーミング

- 完成した「イシューマップ」を見て、優先度からライフステージ毎に「着目すべき地域課題」をピックアップし、各町村として目指すべき地域の姿を設定する。
- 固定観念にとらわれずに目指すべき地域の姿を達成するために、目指すべき地域の姿を起点として、視点を変えて課題設定を行う（問いのリフレーミング）。

【目指すべき地域の姿の設定例】



【問いのリフレーミング例】



令和4年9月

持続可能で希望ある岩手を実現するための行財政改革に関する報告書（概要）



持続可能で希望ある岩手を実現するための行財政改革に関する報告書 概要



- 本報告書は、「持続可能で希望ある岩手を実現する行財政研究会」の議論等を踏まえ岩手県総務部がとりまとめたもの。
- 岩手県の中長期的な行財政構造の課題・特徴の分析等を出発点として、本県の強みを活かしつつ希望ある岩手県を実現するため、子ども子育て環境の充実など安心・安全に暮らせる基盤の強化を始めとする重点テーマの推進方策の方向性、そのために必要となる持続可能な行財政基盤の構築に向けた具体的な取組等について検討を行った。

希望ある岩手を実現するための重点テーマ等の推進の方向性

①人口減少対策強化のため、子ども子育て環境の充実など安心・安全に暮らせる基盤を強化

安心・安全に子育てできる環境の充実など、全ての世代が多様なライフスタイルの中で自らの個性を発揮できる環境を構築していく必要。その際、岩手県の強みを活かしてより質の高い医療の提供やより良い学びの場の創造に向けて中長期的に取り組んでいくことが重要。

- 本県の強み**
- ・ 県立病院の更なる充実 ～新しい時代の「良質な医療の均てん」に向けて～
医療従事者の働き方改革を推進しつつ、地域医療を守りながら県民へより質の高い医療を提供する体制や県立病院を構築していく。そのために必要となる中長期的な視点から、住民目線での医療圏のあり方、住民サービスの向上に必要となる施策を展開していく。
 - ・ 県立高等学校における学びの質の向上 ～新しい時代の「より充実した学びの場の創造」に向けて～
県立高等学校における働き方改革を推進しつつ、将来にわたって子どもたちの選択の幅を確保し、学びの質の向上を実現していく。そのために必要となる中長期的な視点から、生徒目線での学校の適正配置・環境整備、学びの質の向上に必要となる施策を展開していく。

②本県の高いポテンシャルを活かしたグリーン社会の実現、DX推進による豊かで活力あふれる岩手県の実現

持続可能な行財政基盤の構築

①新たな財政目標等の設定

- ・ 行財政運営の指針となる4つの財政目標を新たに設定。毎年度その達成状況等について公表・検証、行財政改革の実効性を高めていく。

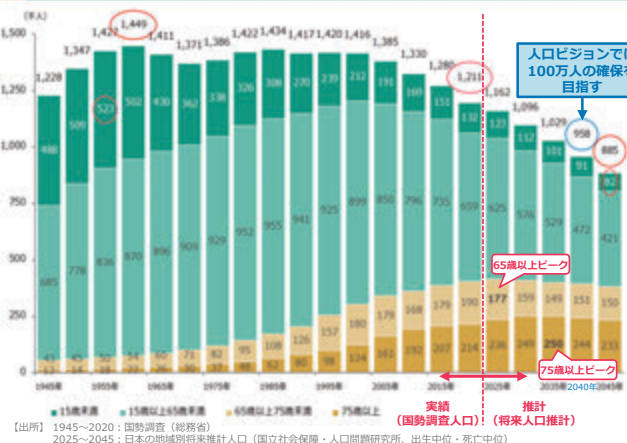
②持続可能な行財政基盤構築に向けた具体的な取組の方向性

- ・ 国の制度や国庫補助金・地方交付税等の財政支援のあり方について全国的な視点から必要となる見直しの議論を実施。
- ・ 公共施設等の総量の適正化や定年引上げ等を踏まえ、定員管理担当部局が主体的に定員管理・適正配置のあり方を検討、推進。
- ・ 歳出水準について他都道府県との比較、経年比較、標準的歳出水準との比較など、多角的な視点から適正化を実施。
- ・ ふるさと納税や使用料の見直し等を含め、あらゆる選択肢を排除せず、実現可能な歳入確保策を実施。
- ・ 行財政改革の着実な推進に向けた体制の構築等を通じて、行財政運営においてP D C Aサイクルを実施。

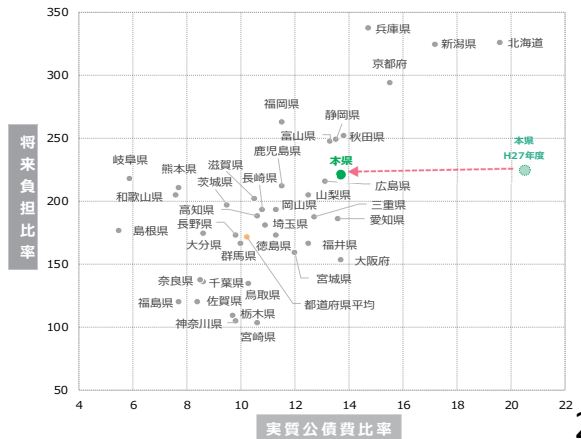
第1章 中長期的な行財政構造の特徴・課題の分析等

- 本県の人口は1960年の144.9万人をピークに減少、2020年（令和2年）は121.1万人、約25年後の2045年にはピーク時の2/3以下となる88.5万人に減少。その要因としては、2021年（令和3年）で出生率の低下等による自然減▲1.1万人、社会減▲0.3万人。
- 「岩手県人口ビジョン」（令和2年3月改訂）においては、人口減少を引き起こす様々な「生きにくさ」を「生きやすさ」に転換する「ふるさと振興」を積極的に展開し、2040年に100万人程度の人口確保、2115年ごろに80万人程度での定常状態を目指している。
- 出生率の低下等に伴う人口減少の影響は、地域社会の活力の低下等により顕在化するほか、行政サービスの提供においても、県立病院における受診患者数の減少や県立高等学校における生徒数の減少の形で表れ、提供体制のあり方そのものに課題が生じる可能性。
- 将来にわたって希望ある岩手を実現するためには、本県の強みを活かしたより質の高い行政サービスを提供していく攻めの施策と、人口減少に伴う歳入減等の行財政運営上の課題に対応した持続可能な行財政基盤の構築等の守りの施策の両輪から検討していく必要。
- 本県の特徴等について、歳入では地方交付税等への依存度が高い一方、歳出では厳しい財政状況下でも、県立病院（1人当たり病院事業への繰出金：全国1位）や県立高等学校等（1人当たり運営費：全国3位）の県民生活に直結する分野に対して重点的に予算措置を実施。
- 公債費について、過去の公共投資や施設整備に伴う多額の地方債の発行により高水準で推移。他都道府県と比較して実質公債費比率や将来負担比率が高い状況。過去には公債費負担適正化計画を策定し、地方債の発行抑制を行うなど財政健全化を着実に推進。

岩手県の総人口の推移



都道府県（市場公募債発行団体）健全化指標【令和2年度】



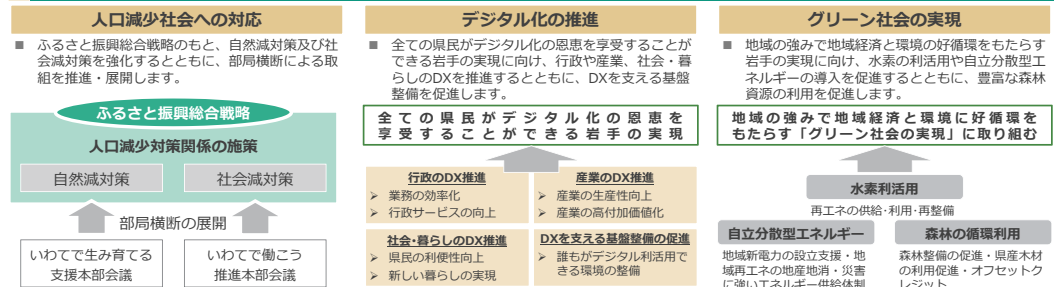
第2章 希望ある岩手を実現するための重点テーマ等の推進の方向性

1 子ども子育ての環境の充実など安心・安全に暮らせる基盤の強化

（1）人口減少対策の強化

- 人口減少対策の強化は、社会減と自然減の対策を効果的に組み合わせる必要。特に出生率の低下等を要因とする自然減対策については、人口動態の定常化には出生率2.07の維持が必要であり、全ての世代が多様なライフスタイルから、自らの個性を發揮、自己実現等ができる社会となっているか、経済的・身体的な理由や制約等に捉われず希望する子ども数を実現できるかという視点が重要。
- そのため、全ての子育て・若者世代に対して子育て等に対する不安や負担を軽減させるための支援策を充実する観点から、国の制度に係る課題（対象が限定的等）や都道府県単位で実施可能な諸施策等について整理を実施。
- 国の制度について、全国で経済的支援策に係る量的拡充及び質の向上を図ることで一定の効果が期待できる一方で、各自治体の裁量に任せただけの場合には、財政制約等により自治体間格差が広がる可能性があり、今後、国、地方、事業者等の関係者全体での議論が必要。
- 本県独自施策について、希望する子ども数を実現できるよう人口減少対策を喫緊の最重要課題として位置づけ、令和5年度当初予算などを念頭にあらゆる選択肢を排除せずに検討し、必要となる事業を実施していく必要。その際、①一定程度の期間の実施、②市町村との役割分担や経費負担等に係る丁寧な議論、③安定的な財源確保に留意する必要。

令和4年度当初予算における主な取組：3つの重点テーマの推進



【参考】「2 グリーン社会の実現、DX推進による豊かで活力あふれる岩手県の実現」

- 環境対策が社会経済を大きく変革、産業構造の大転換と力強い成長を生み出す時代が到来。本県もポテンシャルの高さを活かしながら、地域経済と環境に好循環をもたらす「グリーン社会の実現」を目指して、中長期的な視点に立って重点的な予算措置が必要。
- 国におけるデジタル庁の発足やデジタル実装等に係る基本方針の策定、コロナ禍を契機としたデジタル技術の活用等の進展などを踏まえ、本県においてDXを推進し、県民の暮らしの向上と産業振興等を図り、個性豊かで活力に満ちた地域社会の可能性を広げていくためには、現在策定中の岩手県DX推進計画（仮称）に基づき、中長期的な視点に立って重点的な予算措置が必要。

第2章 希望ある岩手を実現するための重点テーマ等の推進の方向性

(2) 県立病院の更なる充実 ～新しい時代の「良質な医療の均てん」に向けて～

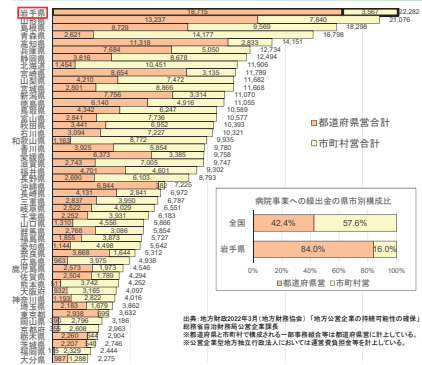
現状と課題

- 本県は他都道府県と比較しても突出した数の県立病院を運営、県民福祉の増進のための最も重要な社会基盤の多くを県が直接県民に提供。毎年度、多額の繰出金で経営を支え、その中で効率化の努力。この状況を県民や市町村等に理解してもらう必要。
- 本県の入院患者数は2025年にピークを迎え減少に転じ、外来患者数は既にピークを過ぎ今後さらに減少する見込み（2015年→2045年で▲16.4%）。
- 保健医療圏内完結率は4つの保健医療圏で7割を下回り、宮古、岩手中部及び二戸の保健医療圏では約2割が盛岡に流出、久慈保健医療圏では県内流出の他に約2割が県外に流出。今後、医療の高度・専門化の進展に伴い圏内完結率はさらに低下する見込み。
- 病院事業会計への繰出額は令和2年度で約227億円、人口1人当たりで全国最大。また、公立病院のうち県営と市町村営の構成割合は、県営の比率が全国を大幅に上回っており、**県が医療提供体制の大部分を担う特徴的な構造**となっている。

取組の方向性

- 持続可能で希望ある医療提供体制の構築のため、保健医療圏や全県的な医療提供体制と県立病院の体制等を一体的に検討し、**県が主体となって、従来の枠組みを越えた課題解決の方向性（グランドデザイン）を示す必要**。今後の医療需要動向から症例数の減少が見込まれる中においても、**医療の高度・専門化に対応した最新医療や地域包括ケアを含めた総合医療を居住地域から至便な範囲で確保すべき**。
- 病院施設の計画的な更新とあわせて必要に応じて**基幹病院を統合し、症例数や手術数が多い病院（ハイボリュームセンター）の整備**を検討すべき。また、地域包括ケアを強化する観点からは、**県立病院と市町村が主体となる介護保険事業等の連携**を検討すべき。
- 盛岡などの居住外の医療圏への流出が既に見られている。医療現場のデジタル化や復興道路完成等による移動時間短縮等を踏まえれば、**柔軟な疾病・事業別の医療圏設定のほか、二次保健医療圏のあり方について見直し**を検討する必要。
- 民間医療機関の立地が困難なへき地等においては、**県立病院や市町村立病院等が責任を持って初期医療等を提供する必要**。オンライン診療等のデジタル技術の活用によって、様々な疾患に対し基幹病院から支援するとともに、地域において必要となる医療需要に対し適切な役割分担のもとに的確な対応が必要。救急医療は、交通事情等も考慮して、十分な体制を確保できる基幹病院に可能な限り集約が必要。
- 持続可能な病院事業には一層の経営効率化が必要であり、**他の優良事例を参考とした業務見直し、第三者的視点を取り入れた経営改善を進める必要**。また将来の医療需要を見据え、機能分化と連携強化を進め、**各病院の機能に応じた適正な投資規模を維持**することが必要。
- 県民の医療を守りながら、病院事業以外の多様化する行政需要にも十分に対応していくためには、**病院事業会計への繰出額について、人口や財政規模の動向を踏まえながら見直しを進めていく必要**。

病院事業への繰出金（人口1人当たり所要額）



4

第2章 希望ある岩手を実現するための重点テーマ等の推進の方向性

(3) 県立高等学校における学びの質の向上 ～新しい時代の「より充実した学びの場の創造」に向けて～

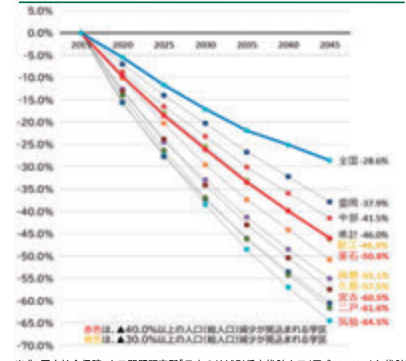
現状と課題

- 本県では、県内79校の高等学校のうち、県立が65校を占め、その運営費は人口1人当たり全国3位の水準を維持するなど、県内のどの地域に居住しても**高等学校教育を受けられる機会を保障**してきたほか、人口減少社会に対応した魅力化等、**時代の変遷に合わせた役割を果たしてきた**。
- 15歳未満の人口は、2015年から2045年までの30年間で46.0%減少する見込み（約15万人→約8万人）。特に県北・沿岸地域の減少率が高い状況。
- **1学年3学級以下の学校は、生徒の学びや活動の選択、教員の負担等の面で制約がある**。総務部の推計では、現行の全日制高等学校数を維持した場合、1学年当たりの学級数は現在の3.6から、**2040年に2.0を下回る可能性があり小規模校化が顕著に進行**。
- 小規模校の学びの質を確保するため、現在標準よりも教職員を多く配置しているが、その他の学校の教職員配置にも影響。定員充足率が50%以下の学校もあり、各学校における指導体制の実効性にはバラつきがあり、**より実効性の高い指導体制の構築が課題**。

取組の方向性

- **教育機関として十分な施設整備や教職員配置が行われているかの視点を基本として、個性を発揮できる学び、国際化への対応等の視点も踏まえて、教育の質を高めていくためのグランドデザイン**を持ちながら、全国に先駆けた具体的な方策に着手していく必要。
- 生徒の選択肢を広げる観点からは、**1学年4～6学級など一定程度の学校規模の維持を前提として、現在の学区やブロックといった圏域を超えて県全体で学校施設の適正規模や適正配置について検討し、より充実した学びの環境整備を進めていくことが必要**。
- その際、現在**全国と比べて低い水準となっている定員充足率**（本県76.9%、全国平均87.2%）について、少なくとも全国平均を上回る水準を実現することなどを通じて、**全ての県立高等学校で実効性も含めて指導体制を充実しつつ、生徒の選択肢の幅を広げる必要**。
- 近年の大学進学率の向上、国際化の動向等を踏まえ、**大学進学率について高い目標水準を定める必要**（参考：OECD平均74%程度）。
- 全国47都道府県のうち、27都府県において全県1区制を採用。より多様な選択肢や可能性を提供するため、交通インフラの整備状況も踏まえて**現行の9つのブロックを見直す必要**。その際、必要に応じて通学費用や下宿費用の補助の実施等の支援を充実する必要。
- ハード面から、子どもたちにとって魅力的な学校となるよう、**理想的な学校施設の整備や機能の充実**を図りつつ、ソフト面では、働き方改革を推進し、子どもへの指導に専念できる体制の構築等を通じて授業の質の向上や教職員の質の向上を図る必要。
- 高等学校は地方創生や地域活性化の拠点となる可能性を秘めており、特に小規模校を念頭に、**中高一貫校や小中高一貫校といった形態への移行も想定して地域の実情を踏まえた市町村との共創事例を創出していく必要**。

人口増減率（15歳未満）



5

第3章 行財政運営にあたっての財政目標の設定等

- 多額の財源不足や巨額の地方債残高を背景とした多額の公債費負担がある場合、財政硬直化を招き、時代の変化に即応した柔軟な予算編成や施策の展開が困難になるとともに、新興感染症や災害等の突発的な事案への適切な対応ができなくなる可能性。
- 持続可能な行政サービス提供体制を維持していくため、**行財政運営の指針となる新たな財政目標等を設定し**、第4章の行財政改革の着実な取組等を通じて、財政の硬直化や財政制約によって**真に必要となる施策が制約されないような行財政基盤を構築**していく必要。
- 中期財政見通し（自然体の姿）によると、今後、人口減少の影響に伴う実質的な一般財源総額の減少（県税や普通交付税等の減少）や社会保障関係費や公債費の増加等により、財源不足の拡大など本県を取り巻く財政状況は一層厳しさを増す見込み。
- そのため、持続可能な行財政基盤の構築を図る観点から、**令和5年度～令和10年度を対象期間として、新たに4つ財政目標を設定し**、広く県民と共有するとともに、その**達成状況等の検証・公表等を通じて、改革の実効性を高めていく必要**。

- ① 令和10年度当初予算までに収支均衡予算を実現
- ② 公共施設に係る県民1人当たりの負担額12,000円以下の水準を維持
- ③ プライマリーバランスの黒字を維持
- ④ 財政調整基金の現行水準（令和2年度残高177億円）の維持

第4章 持続可能な行財政基盤構築に向けた具体的な取組の方向性

1 行財政改革の具体的な方策

- 本県で実施しようとする希望ある岩手を実現するための諸施策の推進は他都道府県の参考となる取組であり、その際見直しが必要な**国制度や地方財政措置の拡充等について検討し国に対し訴えていく必要**。
- 人口減少や個別施設計画に基づく財政シミュレーション等を踏まえ、公共施設等の適正管理を推進するため、業務のデジタル化等と連動した**公共施設の施設規模・総量の適正化や新たな基金の創設による財政負担の平準化などの方策**が必要。
- 行政サービスの質を確保するため、今後の定年引上げへ対応しつつ、公共施設等の施設規模等の見直し、デジタル化の進展に伴う働き方改革の推進や業務の効率化を踏まえ、**定員管理担当部局が主体的に定員管理・適正配置のあり方を検討、推進**していく必要。
- 他都道府県の水準との比較に加えて、全国の標準的な経費水準との比較を行うことによって、多角的な視点から歳出水準の妥当性等について検討し、適正化を図っていく必要。
- **あらゆる歳入確保策**として、市場公募債の発行、県債管理基金の運用、ふるさと納税の推進、使用料の見直し、Jクレジットの活用、電気事業会計からの繰出や土地開発公社の内部留保資金の活用など、**実施可能なものについて積極的に検討・実施**していく必要。

2 行財政改革の着実な推進に向けた体制の構築

- これらの抜本的方策については、毎年度その進捗状況等について検証しつつ、PDCAサイクルを実践していく体制を構築する必要。また、今後の情勢の変化や中長期的な取組が必要なものについては、第三者からの意見を踏まえて軌道修正を図っていく必要。

6

（参考）持続可能で希望ある岩手を実現する行財政研究会



- 人口減少を背景とした実質的な一般財源規模の縮小が、今後の行財政運営にとって中長期的な課題となっています。
- 将来にわたって、基本的な行政サービスを提供し、県民の福祉を増進していくためには、これまでの取り組みに加えて抜本的な行財政運営の構造改革の方策を早急に検討する必要があることから、地方行財政にすぐれた識見を有する有識者に県の行財政の構造的、中長期的な課題を分析していただきました。

開催主旨

- 県の行財政の構造的・中長期的な課題の分析を通じて、抜本的な行財政運営の構造改革について、提言を頂くもの。
- 具体的には、将来を見据えた歳入歳出のあり方や財政目標について議論いただくとともに、人口減少対策、デジタル化による地域課題の解決、グリーン社会の実現等につながる事業について、その実施に必要な個別分野における行財政改革の方向性について研究する。

構成員

区分	氏名	現職
座長	辻 琢也 氏	一橋大学大学院法学研究科教授
構成員	金崎 健太郎 氏	武庫川女子大学経営学部教授
構成員	神尾 文彦 氏	株式会社野村総合研究所研究理事
構成員	沼尾 波子 氏	東洋大学国際学部教授
顧問	堀場 勇夫 氏	青山学院大学名誉教授（前地方財政審議会会長）



研究会の様子

開催実績

第1回：3月30日	論点整理	第5回：8月4日、5日	現地視察
第2回：4月20日	歳入確保策	第6回：8月10日	歳出水準の検討③／財政目標の設定
第3回：6月8日	歳出水準の検討①	第7回：9月7日	取りまとめ
第4回：7月13日	歳出水準の検討②		

7

こども未来戦略（加速化プラン）と県施策との関係

こども未来戦略(R5.12.22) 基本方針

- ・2030年までが少子化対策のラストチャンス。具体的施策を「加速化プラン」として今後3年間の集中取組期間においてできる限り前倒して実施。
- ・子ども・子育て政策強化の基本理念は、「①若い世代の所得を増やす」「②社会全体の構造・意識を変える」「③全ての子ども・子育て世帯を切れ目なく支援する」。
- ・「加速化プラン」により、予算規模は全体で約3.6兆円程度の拡充（国・地方の事業費ベース）。地方財源もこの中で併せて確保。
- ・こども・子育て予算について、2030年代初頭までに2022年度のこども家庭庁予算相当分（4兆7,000億円）からの倍増を目指す。

1 ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化や若い世代の所得向上に向けた取組

「国」	「県」
(1) 児童手当の抜本的拡充 ・児童手当の拡充（所得制限撤廃、高校生まで支給延長、第3子以降月3万円に増額、多子加算要件の緩和）	—
(2) 出産等の経済的負担の軽減 ・「出産・子育て応援交付金」の法定化【2025年度～】 ・出産費用（正常分娩）への保険適用を検討【2026年度を目標】	・妊産婦の通院等に係るアクセス支援 ・特定不妊治療のための通院に係るアクセス支援
(3) 医療費等の負担軽減 ・国民健康保険の国庫負担の減額調整措置を廃止	・医療費助成の現物給付の高校生までの拡大 ・子ども、妊産婦及びひとり親家庭への医療費助成
(4) 高等教育費の負担軽減 ・授業料減免及び給付型奨学金の対象拡大（多子世帯、理工農系の中間層（世帯年収600万円）に拡大）【2024年度～】 ・多子世帯（3人以上）の大学の授業料等を無償化。所得制限なし【2025年度～】 ・修士学生に授業料後払い制度を導入【2024年度～】	・私立専修学校専門課程授業料等減免（多子世帯及び理工農系の中間層に支援対象を拡充） ・岩手県立大学授業料減免（多子世帯の中間層に対象を拡充）
(5) 個人の主体的なリ・スキリングへの直接支援 ・訓練期間中の生活を支えるための新たな給付や融資制度創設【2025年度中】	・女性デジタル人材の育成
(6) いわゆる「年収の壁（106万円/130万円）」への対応	—
(7) 子育て世帯に対する住宅支援の強化 ・公営賃貸住宅に子育て世帯が優先的に入居できる仕組みの導入	・妊婦のいる世帯又は子どものいる世帯に対する県営住宅入居収入要件の緩和

1

こども未来戦略（加速化プラン）と県施策との関係

2 全てのこども・子育て世帯を対象とするサービスの拡充

「国」	「県」
(1) 妊娠期からの切れ目ない支援の拡充 ・妊娠期から出産・子育てまでの「伴走型相談支援」の法定制度化 ・産後ケア事業の実施体制強化 ・「1か月児」「5歳児」健診、拡大新生児マスキリーニング検査の早期の全国展開、新生児聴覚検査の全国での公費負担実施に向けた取組	・産後ケア事業の利用料の無償化支援 ・産前・産後サポート事業や産後ケア事業の利用に係るアクセス支援、未就学児の一時預かり支援 ・市町村の乳児家庭訪問や養育支援訪問等の支援
(2) 幼児教育・保育の質の向上 ・保育士配置基準の改善 4・5歳児：30対1⇒25対1【2024年度～】 1歳児：6対1⇒5対1【2025年度以降早期に】 ・保育士等の処遇の改善	・幼児教育アドバイザーの養成等
(3) 全ての子育て家庭を対象とした保育の拡充 ・「こども誰でも通園制度（仮称）」創設。就労要件を問わず、保育所などを時間単位で柔軟に利用可能【2026年度から施行】	・第2子以降の3歳未満児の保育料無償化及び在宅支援金支給
(4) 新・放課後子ども総合プランの着実な実施 ・放課後児童クラブの常勤職員配置の改善【2024年度～】	・放課後児童クラブの整備・運営費補助
(5) 多様な支援ニーズへの対応 （こどもの貧困対策・ひとり親家庭の自立促進） ・こどもの学習支援・生活支援の強化 ・児童扶養手当の拡充等 （児童虐待防止・社会的養護・ヤングケアラー等支援） ・子ども家庭センターの全国展開 ・子ども若者シェルターを確保し、相談支援等を実施 ・学生等に対して、食事や相談支援を行うアウトリーチ支援 ・児童相談所の職員体制強化と業務効率化（ICT化等）の推進 （障がい児支援・医療的ケア児支援等） ・早期からの切れ目のない支援とインクルージョンの推進 ・こどもの補装具費支給制度の所得制限の撤廃	・生活困窮世帯の子どもに対する学習支援及び保護者も含めた生活習慣・育成環境の改善支援 ・高校等奨学給付金の支給（非課税世帯（第1子）に係る支給単価増） ・子どもの居場所づくりの支援 ・ひとり親家庭等応援サポートセンターによる相談支援 ・福祉・介護・医療・教育等が連携した包括的なヤングケアラー支援 ・令和4年9月に設置した県医療的ケア児支援センターを中心とした支援の充実

2

こども未来戦略（加速化プラン）と県施策との関係

3 共働き・子育ての推進

《国》	《県》
(1) 男性育休の取得促進 ・両親とも育休取得⇒給付金を「手取りで10割相当」に引上げ【2025年度～】	・家庭において男女が協力して家事・育児を行う意識醸成を図る公民連携による啓発キャンペーンの実施 ・いわて子育てにやさしい企業等認証による仕事と子育ての両立支援 ・いわて女性活躍企業等認定制度の普及、いわて働き方改革推進運動の展開 ・中小企業等が行う若者や女性に魅力ある雇用・労働環境の整備への支援 ・女性活躍をリードする外部専門人材による経営者への働きかけ強化やアドバイザーの派遣 ・女性の多様で柔軟な働き方を推進するため、デジタル分野で即戦力として活躍できるスキル習得を支援 ・子育て世代が働きやすい環境づくりに向けた農業法人等向け意識醸成セミナーの開催
(2) 育児期を通じた柔軟な働き方の推進 ・「親と子のための選べる働き方制度（仮称）」の創設 ・「育児時短就業給付（仮称）」創設。短時間勤務で賃金の1割支給（2歳未満）【2025年度～】 ・子の看護休暇の対象年齢を小学校3年生修了時まで引き上げ	
(3) 多様な働き方と子育ての両立支援 ・雇用保険の適用範囲拡大（週10時間以上）【2028年度施行】 ・自営業、フリーランスの育児期間中の保険料免除措置の創設【2026年度施行】	

4 こども・子育てにやさしい社会づくりのための意識改革

《国》	《県》
・国の施設に優先案内や専用レーンを設置 ・公共交通機関等において、妊産婦や乳幼児連れの方など配慮が必要な利用者への理解・協力を啓発する取組を推進 ・「こどもまんなか応援サポーター」による「こどもまんなか応援プロジェクト」の取組等の共有・横展開	・社会全体で子育て支援を行う「いわてで生み育てる県民運動」の推進 ・子育て応援パスポートによる県営施設使用料等の減免 ・いわて子育て応援の店による子育て支援サービスの提供



岡山県 奈義町

～地域全体で取り組むこども政策～



1 奈義町について



沿革

【奈義町の概要】

- 昭和30年 2月： 3村合併により「奈義町」が誕生
- 平成14年12月： 合併の意思を問う住民投票を行い「単独町制」を決定
※投票率約75%（内 約70%が合併しないを選択）
- 面積： 69.52km²（東西約9km/南北10km）
- 人口： 5,560人（2024.4.1現在）※2022.4.1時点 5,725人
- 世帯数： 2,438世帯（2024.4.1現在）
- 特色： 自衛隊
 - ・日本原駐屯地
 - ・日本原演習場14.66km²
（奈義町分：11.94km²）＝行政区の約2割



P.03

子育て関連施設

保育園1園・幼稚園2園



ナギミチ
全長100m

小学校1校

中学校1校



チャイルドホーム

令和6年春 こども園 開園

- 保育園、幼稚園2園を統合して、定員250名のこども園「なぎっ子こども園」を整備
敷地面積 約8,600m²
園舎床面積 2,687m²
整備費用 約1.7億円
（うち過疎対策事業債 約1.4億円）
- 異年齢交流など多目的な活動ができる空間「ナギミチ」を整備



登園中に利用するおむつを定額で提供
するおむつのサブスクを導入中！

令和6年冬 建て替え完了（予定）

- 耐震性、省エネ、多様な学びの場、快適な学習空間を備えた中学校の校舎を改築
敷地面積 約32,100m²
校舎床面積 5,062m²
整備費用 約2.0億円
（うち過疎対策事業債 約1.4億円）
- 校舎の中央に学校全体をつなぐ教育空間「ナギヒロバ」を整備



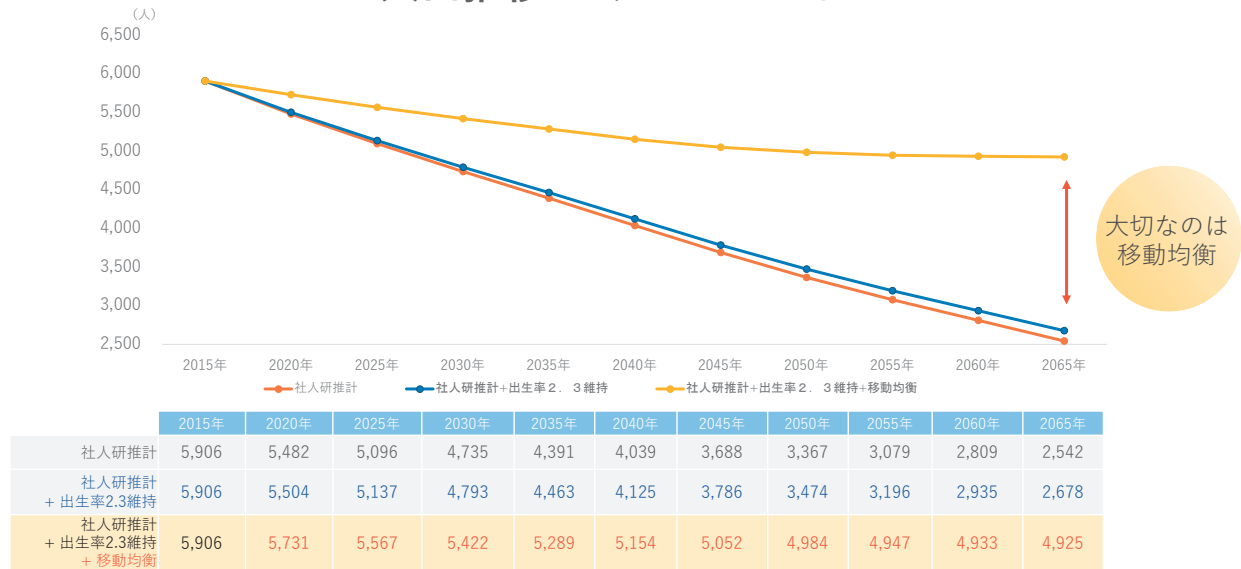
ナギヒロバ

令和2年度 全面リノベーション

P.04

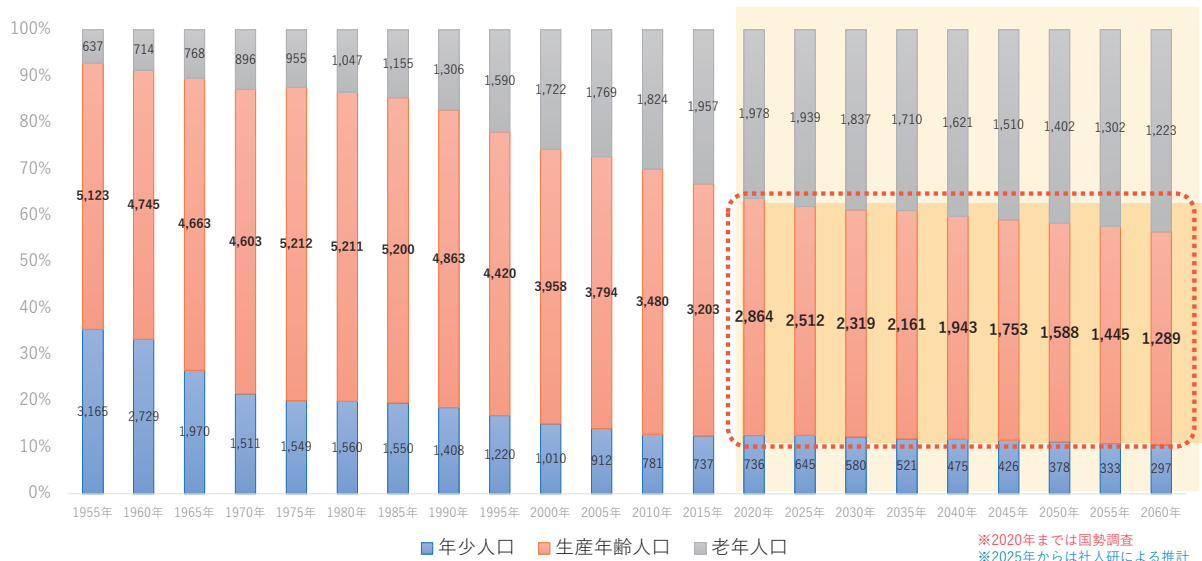
人口推移シュミレーション

人口推移シュミレーション



世代別構成比

世代別構成比



※2020年までは国勢調査
 ※2025年からは社人研による推計

2 少子化対策の意義

問題と課題

少子化対策は子育て世代だけの問題ではない

だからこそ、課題を住民と一緒に考える

住民と一緒に話し合う



子どもが減り、若者や子育て世代が減少してしまうと、今ある商店やスーパー、病院、交通機関など、生活に必要な施設や機能、サービスを維持することは難しくなります。少子化による人口減少は、この町を70年、80年守り育ててくれた『高齢者』の安全・安心な生活にもつながる課題です。少子化による人口減少は、この町に住む全ての人に関係する最大の課題といえます。だからこそ、住民のみんなで町の未来を考える。子どもから若者、高齢者まで住みやすい町をみんなで創るために。

少子化対策は最大の高齢者福祉

こどもまんなか

2023年 17年ぶりに「こども議会」を復活 こどもの意見を真剣に政策に生かす



「子どもまんなかの社会」を実現するため、「子ども議会」を開催しています。子どもの視点に立って意見を真剣に伺い、子どもと子育て家庭の幸せにつながる「こども政策」を実施しています。

子ども議会で提案のあった次の事項が実際に条例になったり、補助金や施設整備につながっています。

【実現した一例】

- ごみのポイ捨てなどを禁止する「みんなでつくる美しいまち条例」の制定
- 高齢者や障がい者の方が、小学校に来訪し易いよう、エレベーターの設置（2024年施工）
- 小学校校庭へのバスケットゴール増設。
- 空園舎をリノベーションし、放課後児童クラブとしての活用 etc

子どもの意見は、まちづくりのヒントがいっぱいです

P.09

奈義町子育て支援 年表 ~History~

年月日	出来事
2002 平成14年12月1日	合併についての意思を問う住民投票（12/6議会臨時会で決定）
2004 平成16年4月1日～	乳幼児及び児童生徒医療給付事業の拡充開始(H19,H20,H23,H24に拡充)
平成16年4月1日～	出産祝金交付事業開始（H21,H28,R2に拡充縮小）
2006 平成18年4月1日～	不妊治療助成事業開始（H22,H26に拡充）
2007 平成19年4月1日～	高等学校等就学支援金交付事業開始（H24,H26,H28,R2,R5に拡充）
平成19年4月1日～	なぎチャイルドホーム開設
2012 平成24年4月1日	子育て応援宣言
平成24年4月1日～	不妊治療助成事業開始
2014 平成26年4月1日～	奨学育英金開始（R2に拡充）
2016 平成28年4月1日～	在宅育児支援金交付事業開始（R2に拡充）
2017 平成29年4月1日～	しごとコンビニ事業開始
2020 令和02年4月1日～	子育て家庭食育支援事業開始
2022 令和04年4月1日～	子育て家庭学校教育等支援事業開始
2023 令和05年6月13日	こどもまんなか応援サポーター宣言
2024 令和06年4月1日～	こども園・小・中学校給食費完全無償化

P.10

有効な少子化対策は何か

子どもは2人以上欲しいけど・・・

・子育てや教育にお金がかかりすぎる

・高年齢で産むのが嫌
・育児の心理的、肉体的に負担に耐えられない

・奈義町は子育てしやすい環境？

町が少子化対策として取り組むべき施策

- ① 妊娠・出産、子育てまで切れ目のない**経済的支援**
- ② 出産、子育て等に係る**メンタル的支援**
子育てにやさしい地域づくり、**機運醸成**
- ③ 奈義町が抱える**地域課題の解決**
(住む、働く)

P.11



3 奈義町の子育て支援施策

① 切れ目のない経済的支援

経済的支援の主な例



P.13

② メンタル的支援・機運醸成～産前産後のケア

保健師による母子手帳交付時の面談
⇒悩み相談、各種子育て支援サービスの紹介

きずなメールによる情報配信
⇒産前産後、育児に必要な情報をプッシュ型で配信。健診情報や各種イベント等、子育て支援情報を提供

保健師による新生児全戸訪問

母乳相談
⇒産後1年未満の産婦で、母乳育児等について相談支援が必要な方に助産師が無料で訪問（回数制限なし）

産後ヘルパー
⇒就園前までのこどもがいる方で、簡単な家事などの支援を希望される方に生活支援サポーターが訪問（30分250円）

産前

出産

産後

子育て相談日

⇒妊娠中の方、お母さんやお父さんなど子育てに関わる方を対象に毎週木曜日に保健相談センターで実施。（予約不要、電話可）



【産前産後アプローチの更なる推進！】

- ①心理士による産前産後のカウンセリングの導入
⇒心理士による産前産後の定期的カウンセリングの実施
- ②父親の子育てケアアップ事業
- ③子育て適応包括支援尺度（CPRA）を活用した個別支援
⇒大阪大学との連携事業
町が保有する母子保健情報を基に「生誕1000日見守り研究」を実施。産後うつへの予防への効果を期待

P.14

②メンタル的支援・機運醸成～なぎチャイルドホーム



【子育ての心の支え】

なぎチャイルドホームとは？

子育て世代が気軽に通える施設として開放しています。常駐する「子育てアドバイザー」に育児に関する相談のつてもらったり、子どもの社会的経験の場となるような活動を行ったりしています。そのほか、地域住民による子どもの一時的な預かりや、親子向けのイベントなども行っています。



「子育ての相談がしたい」「地域の方と交流したい」「子ども同士で遊ばせたい」など、ふらっと立ち寄れる心地よい場所です！

子育てアドバイザーの貝原さん（左から2番目）と、スタッフの方

町民同士で 支えあう 子育てサポート制度

ちょっと子どもを預けたい時の 一時保育「すまいる」

「病院に行く間、下の子を預かってほしい」「買い物に行く間だけ子どもを見てほしい」など、一時的に子どもを預かってほしい時に、子育て援助会員に依頼できる制度です。『なぎチャイルドホーム』以外に、援助会員の自宅で預かってもらうこともできます。



『なぎチャイルドホーム』
子どもを預かる会員

週4で通え、親同士で協力する 保育活動「自主保育たけの子」

幼児期の子どもたちに「家庭的な雰囲気の中で育ててほしい」という願いから始まった自主的な保育活動です。保護者と保育士が、毎週火～金曜に当番制で子どもたちの面倒をみながら、遊びや活動を行います。子どもだけでなく、親同士の交流の場にもなっています。



親子で協力して
作った昼食を
楽しむ様子

各種イベントや 座談会も！



助産師や心理士などの講師を招いた座談会や、赤ちゃんを連れて参加できるリトミックなどのイベントを定期的で開催しています。

P.15

②メンタル的支援・機運醸成～子育て応援宣言の発表

平成24年4月1日

奈義町子育て応援宣言を発表

行政

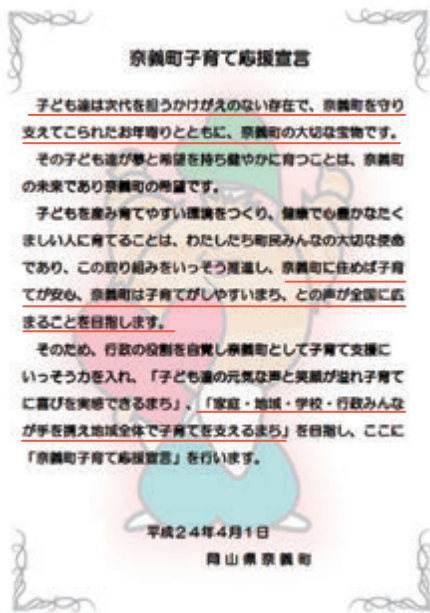


町民

町民へ行政が約束をする

宣言することで

町民へ『安心感』と『心強さ』を



P.16

③ 地域課題の解決～しごとコンビニ事業

● 子育てしながら空いた時間に**ちょっとだけ**働きたい！
子連れでも働きたい！
● 自分の自由な時間を使って**ちょっとだけ**、みんなと一緒に仕事をしたい！



● 常勤で雇用するほどではないけど、繁忙期に**ちょっとだけ**手伝って欲しい！
● 草刈りや片づけなど、困ったときに**ちょっとだけ**手助けして欲しい！

「しごとコンビニ」事業

目的	①子育てしながらでも、就労できる仕組みや環境を整備する。 ②シニア世代など、“時間に余裕のある人”“社会の役に立ちたいと考える人”らが、少しでも働くことができるようにする。 ③一つの仕事を、みんなで“ワークシェア”することで、より多くの人が地域や社会に関われるような、“総活躍のまち”をつくる。 ④町の中に今ある仕事や、新しい仕事の“受け皿づくり”をすることで、新たな産業の創出や、働きやすい職場環境を作っていく。 ⑤仕事を任せる側（事業主など）の、業務の効率化を図る。
対象	子育て中の母親、なごチャイルドホームの利用者、保育園・幼稚園・小・中・高校生の保護者、シニア世代など
実施主体	一般社団法人しごとえん（町民主体で法人化）
事業のしくみ	
仕事の(例)	

③ 地域課題の解決～しごとコンビニ事業

子どもの見守り「こもりん」



大人が交代制で
子どもたちを
見れる仕組み





ライターの仕事をするママさん



その頃
娘さんはお友達の
ママが見守り

2019年よりママさんたちの意見交換を重ねて運用中

③ 地域課題の解決～賃貸住宅の整備

住む場所の提供：賃貸住宅（満室）

区 分	若者住宅（40歳以下又は中学生までの子育て世帯を対象）			定住促進住宅	合 計
	ユースメゾン奈義	パークサイド奈義	グリーンビレッジ奈義	センタービレッジ奈義	
入居開始	平成23年6月	平成26年3月	平成27年3月	平成27年3月	—
戸 数	4戸	5戸	12戸	60戸	81戸
住宅形態	集合	戸建	戸建	集合	—
居室の状況	2LDK×2 3LDK×2	3LDK×4	3LDK×4	3DK	—
月額家賃	2LDK：45,000円 3LDK：50,000円	50,000円	50,000円	1～2階：30,000円 3階：25,000円 4～5階：22,000円	—

ユースメゾン奈義



平成23年完成：若者住宅（集合住宅4戸）

パークサイド奈義



平成25年度完成：若者住宅（戸建5戸）

センタービレッジ奈義



平成27年1月取得⇒定住促進住宅（60戸）

賃貸住宅不足を解消するため、
町で「民間賃貸住宅の建設」を助成。

- 戸建て賃貸住宅：300万円/戸を助成
- 集合賃貸住宅：150万円/戸を助成
- 空家リノベーションによる賃貸：100万円/戸を助成

P.19

魅力ある教育の推進～12人のALT配置事業



こども園での英語タイム

[フィリピンから12名のALTを招致]

園小中一貫教育の中で英語が話せる子どもたちを育成

- ・一町一園・一校（なぎっ子こども園、奈義小学校、奈義中学校）を活かした教育の中で、多様な文化をもつ人々と、英語で積極的にコミュニケーションを図り、視野や可能性を広げる子どもを育成します。
- ・グローバルな視点をもって、よりよい未来を創造し、地域・社会貢献しようとする子どもを育成します。

フィリピンでは英語が公用語であり、英語が話せるというスキルが日本以上に重要視されています

子どものコミュニケーションを図る資質能力の育成

コミュニケーション教育

- ★ALTの常時配置（学年ごとに1人配置）
- ・こども園 ALT3名 常駐
- ・小学校 ALT6名 常駐
- ・中学校 ALT3名 常駐
- ★ICTオンライン英会話活用の授業
- 小5・6年生 年間30分×およそ20回
- 中1～3年生 年間30分×およそ20回
- ★英語で発信
- 英語集会・暗唱大会・発表会
- ★異文化交流
- ・ふるさと学習の学びを伝える学習
- ・グローバルキッズ…異文化体験学習
- ★英検教材の活用（動画解説付き）



フィリピンの現地講師と
オンラインで英会話！

園小中一貫教育

- ◆切れ目ない英語教育
- こども園 3歳～5歳
- 小学校 1・2年 34～35時間（余裕時数）
- 小学校 3・4年 35時間（週1）
- 小学校 5・6年 70時間（週2）
- 中学校 1・3年 140時間（週4）
- ◆奈義町教育研修会
- ・こども園、小中学校の教員およびALTの合同研修の実施
- ・G-tech英語検定結果の活用研修の実施
- ◆英語の授業研修会
- スーパーバイザーの招聘（年間4回）
- ◆教員英会話研修の資料提供

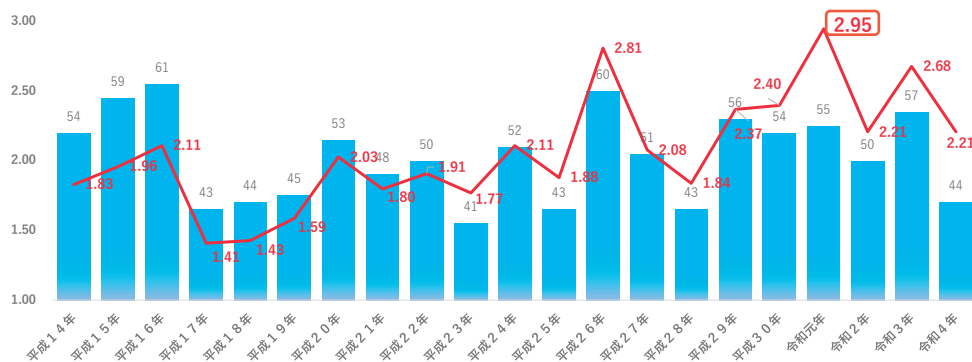
P.20

高い合計特殊出生率の達成

奈義町の子育て世帯は半数以上が子ども**3人以上の多子世帯**！



令和元年：**合計特殊出生率「2.95」**を記録



P.21

高い合計特殊出生率の鍵は 「**安心感**」

住むところがあって安心

(若者住宅、定住促進住宅、安価な分譲地など)

働くことができ安心

(工業団地や起業支援、しごとコンビニ、シェアオフィスなど)

子育ての負担が軽くなって安心

(出生から大学卒業まで切れ目のない経済的支援)

子育ての悩みや喜びが共有できて安心

(チャイルドホームが核となり多様な地域の人に関わる仕組み)

町のみんなが子育てを応援してくれて安心

(一時預り、自主保育、登下校の見守り、学校支援ボランティアなど)

P.22



さと丸くん

ご視聴ありがとうございました。



松戸市の子ども・子育て支援の取り組み について



総務省 地方行財政ビジョン研究会 様

令和6年8月6日（火）

松戸市 子ども部

子ども政策課・保育課・

子ども未来応援課



説明事項

1. 松戸市の紹介
2. 松戸市の子ども・子育て支援の取り組み
3. こども誰でも通園制度の試行的事業
4. 地域子育て支援拠点事業

1. 松戸市の紹介

◎位置

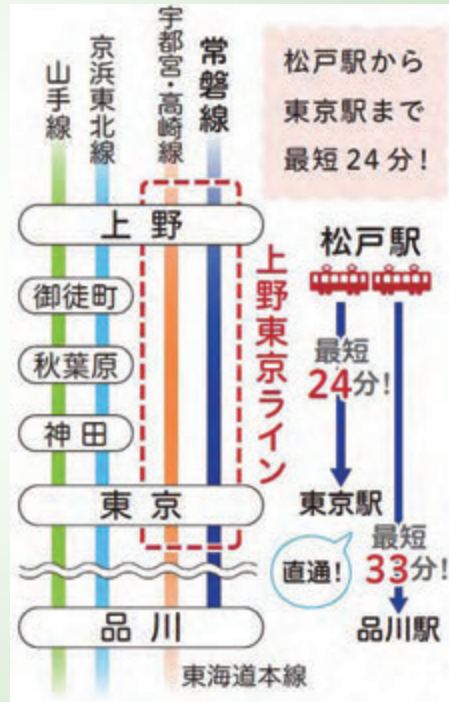


◎基本データ

人口	499,673人
世帯	25万3千世帯

【出典】住民基本台帳に基づく人口動態及び世帯数
(令和6年4月末日現在)

◎交通



3

2-1. 保育環境の充実

日経xwoman「共働き子育てしやすい街ランキング2023」第1位



待機児童9年連続ゼロ（平成28年度～）

総合編

3～5歳

松戸駅・新松戸駅・東松戸駅・北小金駅・八柱駅

Point 1 市内全23駅の駅ナカ・駅チカに
小規模保育施設を整備 **0～2歳**



118施設
(千葉県内最多)

Point 2 主要駅周辺に送迎保育ステーションを整備

小規模保育施設卒園後も、保護者が就労・生活パターンを変えずに幼稚園の質の高い教育を選択することが可能

10
か所



働いていても 幼稚園 という選択!!

Point 3 小学校1年生～

市内全小学校に放課後児童クラブと放課後KIDSルームを整備
(放課後子ども教室)



45か所

4

2-2.親子の居場所・遊び場の充実

Point 1 およこDE広場・子育て支援センター・ほっとるーむ等

乳幼児・未就学児、保護者が集い、遊びを通じて親子の交流、友達作りの場として利用できる場所



子どもの近くで、仕事ができるし、趣味やリフレッシュにも最適!



楽しいイベントも盛りだくさん!

Point 2 子育てコーディネーター

(子育てに関する専門知識を有する市認定の利用者支援専門員)

- ① 子育てや日常のお話をじっくりと聞き、気持ちに寄り添ったり、様々な相談に対応
- ② 市の多様な子育て支援サービスや子育て支援機関を紹介・案内



28施設 全てに

Point 3 託児機能付きのワークスペース

2020年度千葉県ベスト育児制度賞受賞

ワークスペース付き送迎保育ステーション (3施設: 東松戸・新松戸・北小金駅前)



ワークスペース付き託児施設 (2施設: ほっとるーむ八柱・ブルーレ松戸)

5

県内初!

2-3.子どもの医療の充実

Point 1 松戸市立総合医療センター



小児医療センター

周産期母子医療センター

「千葉大学附属病院」「千葉県こども病院」と並ぶ千葉県小児医療の中核病院

安心の365日24時間体制

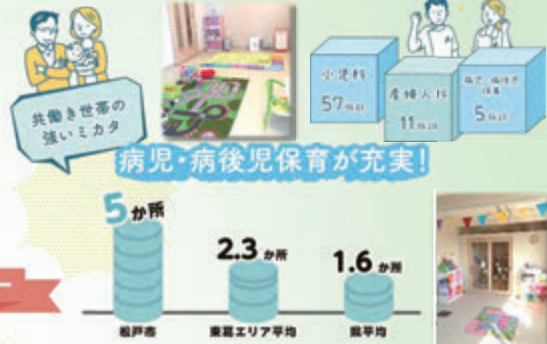
分娩リスクの高い妊婦への対応が可能な産科や、新生児集中医療を行うNICUを有する新生児科を備え、様々な疾患に対応

夜間小児急病センター



毎日18時から23時まで、0歳~中学校3年生までの初期内科系疾患を対象に、小児科医が中心に診療(薬もその場で調剤)

Point 2 病児・病後児保育及び各種医療機関



Point 3 子ども医療費助成制度



- ・ 対象: **高校3年生**相当年齢まで
- ・ 入院1日・通院1回あたり自己負担額: **200円** (住民税非課税・均等割のみ課税世帯は無料)
- ・ 調剤: **無料**

6

2-4.子育て応援・情報発信の充実

Point 1 幼児同乗用自転車の購入支援・助成

未就学児が2名以上いる家庭対象!!

幼児同乗用自転車

購入費の一部助成

購入金額の1/2
上限5万円

Point 2 3世帯同居等住宅取得支援

中学生以下の子どもがいて、市内に住む親世帯と近居または同居するために、住宅を取得するための費用の一部を補助（最大100万円）

近居 50万円 or 同居 75万円
+
市外から転入 25万円

子育て世帯・親世帯と近居or同居で
最大100万円の住宅取得支援

東葛エリアで松戸市だけ!

親世帯が松戸市に居住しているなら使わない手はない!

Point 3 松戸市子育て情報LINE公式アカウント

- ① 子育てに関するイベントや新しい制度、支援など、自分が選んだ欲しい情報をタイムリーに受信
- ② 現在地や選んだ場所から、子育て関連施設の検索が可能
- ③ トーク画面下の「リッチメニュー」から知りたい情報に素早くアクセス

松戸市から子育てに役立つ情報をLINEでお届けします

配信内容

- ・妊娠・出産・子育て
妊婦・産後・育児の悩みや不安を解消する情報
- ・保育園・幼稚園
施設一覧や申し込み方法についての詳しい情報
- ・小学生・中学生
入学までの準備や、通学に関するトラブルの解決策

あわせて、「まつどOE子育てLINE」の連携設定をしていただくと、妊娠時〜3歳未満までの間、おなかの赤ちゃんの様子や生まれたお子さんの成長発達、子育てのアドバイスなどを定期的に配信します。

トーク画面下に表示される「リッチメニュー」から検索や検索履歴の確認が可能です。

3. 就学前児童の現状

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳
就労要件あり	保育園・認定こども園						小学校	
	小規模保育施設			幼稚園				
就労要件なし	所属のない児童						小学校	
	ほっとる一む等 一時預かり事業							

3.未就園児に向けたこれまでの当市の取り組み

市独自の取組

未就園児世帯の実態調査

約6,000通の調査を実施

R4

約7割が子育てにストレスを感じており、ストレスについては、「自分の時間がない」「睡眠不足」「子どもの育ちに関すること」が多かった。また、**週1回でも自分だけの時間が持てればストレスが減るとの声や、「家事・育児を助けてほしい」とする一定のニーズがあることも分かった。**



(1)マイ・サポート・スペース

身近に相談したり利用できる場所として保護者が登録した地域子育て支援拠点。登録により、保護者とつながりを持ち遊び場提供と育児相談を担う。

(2)まつどり baby ヘルパー

子育て世帯訪問支援事業

R5

家事育児に不安を抱える妊婦又は 保育サービスを受けていない2歳未満の子どものいる家庭への訪問家事育児支援サービスを実施



(3)保育所の空き定員等を活用した

未就園児の定期的な預かりモデル事業

保護者の育児負担軽減を図るため、面談を実施の上、必要と認められた場合に週1～2回の定期的な一時預かり保育を実施

国との取組

R6 こども誰でも通園制度の試行的事業実施

9

3.こども誰でも通園制度の本格実施を見据えた試行的事業 ：松戸市の取り組み内容

(事業開始：令和6年4月より)

事業内容

- 全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な育成環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらず形での支援を強化するため、現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位で柔軟に利用できる新たな通園給付を実施する。

実施概要

- ① 実施保育所
：公立保育所3か所
民間保育所2か所（計5か所）
- ② 実施日：月曜日から金曜日
- ③ 利用時間：9時～16時 こども一人当たり月10時間
- ④ 事業費：利用者負担 300円 / 1h
国補助単価 850円 / 1h



利用状況（令和6年6月）

- 登録者数 : 109名
- 実利用人数 : 64名
(登録 → 利用割合：58.7%)
- 利用延べ人数：134名
(一人あたり月2.09回利用)



課題

- ① 全ての月10時間の上限時間 ⇒ 利用時間を増やすべきではないか。
- ② 財政援助が不足している ⇒ 安定的な運営のための財政援助が必要
- ③ 医療的ケア児・障害児の受入れが困難 ⇒ 専門職等の人材確保が困難ではないか。



10

3. 岸田文雄首相が新松戸南部保育所を訪れ「こども誰でも通園制度の試行的事業」の様子を視察しました（令和6年7月5日）

視察概要

令和6年7月5日、岸田文雄首相、および加藤鮎子内閣府特命大臣が新松戸南部保育所を訪れ、「こども誰でも通園制度の試行的事業」の様子を視察した後、保護者や保育士と意見交換を行いました。冒頭に本郷谷市長より挨拶と担当者から事業説明を行った後、岸田首相と加藤大臣は同施設内にある保育室を視察され、おもちゃで遊ぶお子さんの様子を見たり、保育士からの保育の内容を聴くなどの交流をされました。



意見交換会

【保護者様からの声】

他のお子さんの様子を見て、自発的にトイレに行くようになった。今までは、家に母子でいることが多かったが、制度を利用することで、他のお子さんからの刺激を受け、家でも変化を感じることができた。



【保育士からの声】

家で子育てをしていると、「自分で見なければならぬ」「預けてもよいのだろうか」と思う保護者がいることが改めて分かった。毎日利用しているお子さんではないので、保護者の方と健康面などお子さんの様子など丁寧なやり取りが必要になってくる。



3. 参考資料

申請について

- ①利用希望者は松戸市電子申請システムにて申請「松戸市オンライン申請システム」にて検索
- ②保育課より「認定証兼利用券」を送付
- ③利用したい園へ電話で申し込み



キャンセルについて

	キャンセルの期限			当日
	前々日	前日	前日	
連絡の有無及び期限	17時までに利用保育施設へ直接連絡	17時までに利用保育施設へ直接連絡	17時以降に保育施設へ直接連絡	体調不良・感染症罹患・天候・家庭都合による連絡ありのキャンセル
保育施設への利用料の支払い	無し	無し	無し	支払い必要(100%)
保育施設への実費負担(給食費等)	無し	無し	支払い必要	支払い必要
利用時間(利用券への押印)	利用券への押印なし	利用したものとみなし、利用券に押印する(利用時10時前より差し引く)		
利用し放題	利用施設との調整にて可能			
注意事項	一度なる予定変更については利用をお断りすることもあります			複数回の無断キャンセルについては利用をお断りすることもある

※土日祝日はさきも場合のキャンセルの連絡は利用直前の平日の17時までが期限となります
例) 月曜日の利用→期限は金曜日の17時まで



4-1. おやこDE広場・子育て支援センター

★実施方法

地域子育て支援拠点事業 実施要綱

～基本4事業～

- ①子育て親子の交流の場の提供と交流の促進
- ②子育てに関する相談、援助の実施
- ③地域の子育て関連情報の提供
- ④子育て及び子育て支援に関する講習等の実施



□ 実施場所
公共施設、公民館など、
子育て親子が集う場所とし
て適した場所

□ 広さの要件

概ね10組の子育て親子が
一度に利用しても

□ 実施時間

差し支えない程度の広さ
原則として週3日以上
かつ1日5時間以上

□ 職員配置

子育て親子の支援に関して
意欲のある者であって
子育ての知識と経験を有する
専任の職員を2名以上。

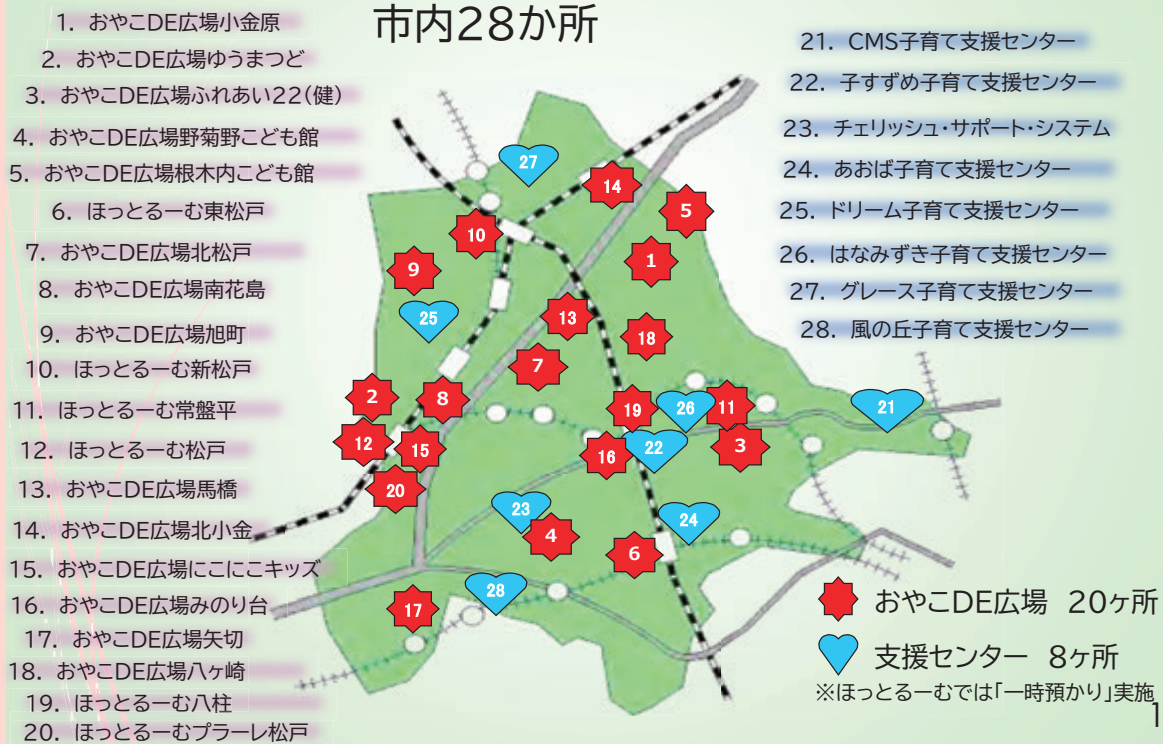
利用者支援事業が
週の半分の開催を
求められている

4-1. おやこDE広場・子育て支援センター

	おやこDE広場	子育て支援センター
料金	無料	
利用	いつでも遊びに行ける	
出来ること	親同士の交流ができる。子育て等の相談ができる。	
対象	概ね0歳から3歳までの乳幼児 とその保護者	概ね0歳から就学前までの幼児 とその保護者
場所	商業施設、市民センター、公民館など	保育園に併設
その他		子育てに関する悩み事の相談を メール・電話で受付
連携団体	松戸市おやこDE広場ネットワーク	松戸子育て支援センター連絡会



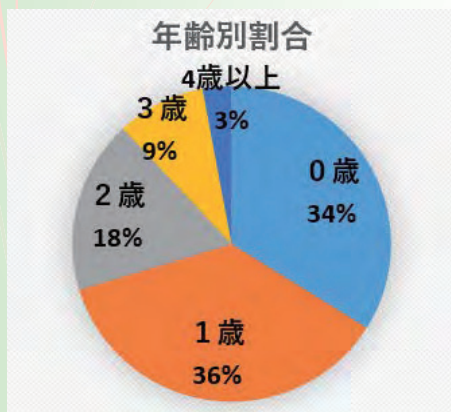
4-1. おやこDE広場・子育て支援センター



4-1. おやこDE広場・子育て支援センター

★地域子育て支援拠点事業実績 延利用者数

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	76,935	123,911	186,649	234,827
相談件数	5,656	7,813	10,154	11,707



※保護者・子ども含む

令和5年度の調査では、「乳幼児を持つ保護者の約30.4%が利用している」ということがわかりました
※松戸市子ども・子育てに関するアンケート調査



4-1. おやこDE広場・子育て支援センター

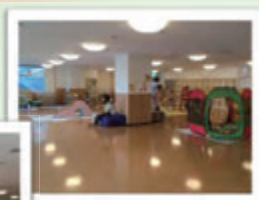
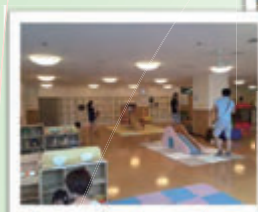
マイ・サポート・スペースについて

- ①「松戸市子育て情報LINE」から施設を登録
- ②登録者には各施設のイベント情報などを定期的に発信
- ③妊婦の方や0歳児がいる家庭に対しては家事育児支援や一時預かり無料券等をプレゼントして登録・利用を促進

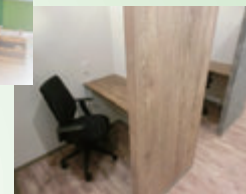


4-1. おやこDE広場・子育て支援センター

ほっとるーせ松戸



ほっとるーせ八柱



おやこDE広場八柱



おやこDE広場みのり台



4-2. その他の事業 ①広場・センターで実施

中高生と乳幼児のふれあい体験



多胎児支援



医療的ケア児



広場独自のイベント



19

4-2. その他の事業 ①広場・センターで実施

子育てコーディネーター

★利用者支援事業とは…
一人一人の子どもが健やかに成長することができる地域社会の実現に寄与するため、子ども及びその保護者等、または妊娠している方がその選択に基づき、教育・保育・保健その他の子育て支援を円滑に利用できるよう、必要な支援を行うこと。



★松戸市の利用者支援事業

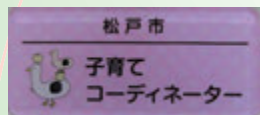
	基本型	特定型	こども家庭センター型
名称	子育てコーディネーター	利用支援コンシェルジュ	こども家庭センター
担当課	子ども未来応援課	保育課	こども家庭センター
内容	子育て全般に関する相談	保育施設への入所案内子育て支援情報提供等	妊娠・出産から子育てまでの支援
実施場所	地域子育て支援拠点	保育課窓口	各保健福祉センター

20

★子育てコーディネーターとは…

運営法人から推薦されたスタッフで、松戸市が認める研修を受けて、認定を受けた者。ちょっとした悩みや不安をいつでも聞いてくれます。

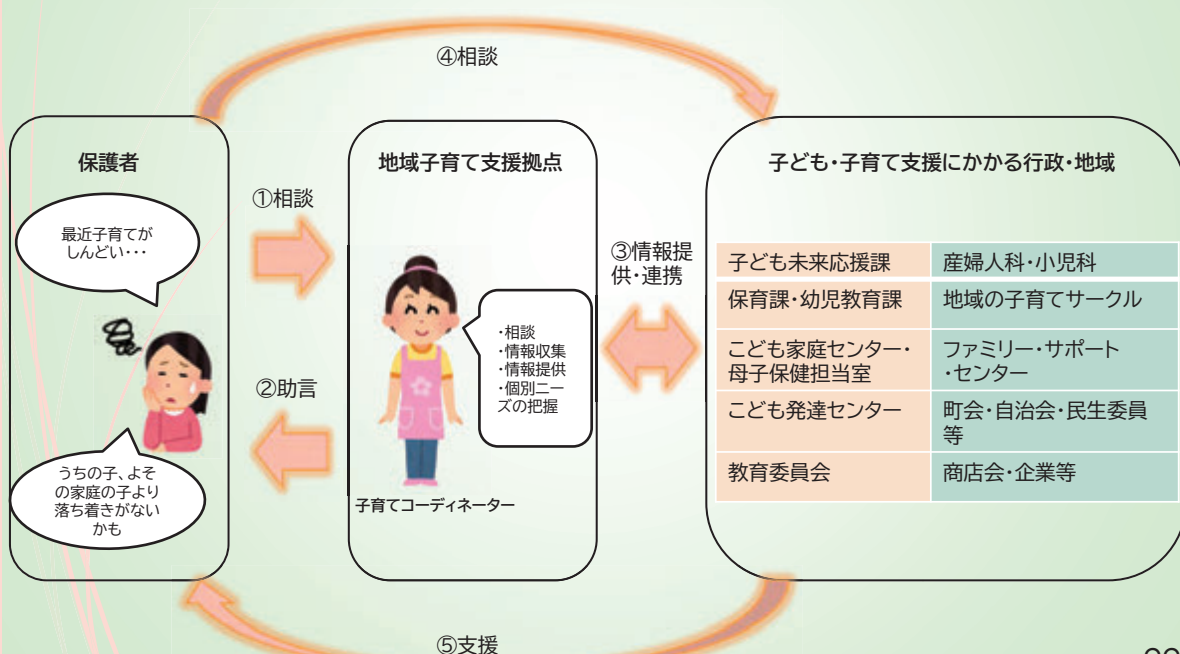
おやこDE広場、支援センターに常駐しています。



このバッジが目印です

- 事業名:「利用者支援事業(基本型)」
- 人数:96名(R6.3.31現在)
- 相談件数:11,707件(R5実績)
- 情報提供・収集:2,121件(R5実績)

★子育てコーディネーターの役割



4-2. その他の事業 ①広場・センターで実施

★なぜ、子育てコーディネーターを地域子育て支援拠点に配置しているのか

①拠点のスタッフは身近な存在	行政機関では敷居が高い。指導、解決、結果を求めてしまう。行政機関の場合、相談だけは難しい。
②追いかけると逃げる	家庭訪問は拒絶されることもある。行政機関の場合「怒られる」と感じてしまう人もいる。拠点に何回か足を運んでスタッフを信頼してから相談が始まる。
③市内全域に配置	延べ年間20万人以上の親子が利用。まずは拠点施設に遊びに来てもらうことから。
④全ての施設の質が保たれている	おやこDE広場、子育て支援センターがそれぞれ連絡会をもち、定期的な情報交換、全体の質の向上を目指している。
⑤「地域の子育て支援拠点」として	ただの遊び場ではなく、行政、地域の町会、商店、保育所、幼稚園、子育て支援施設と子育て家庭をつなぐ施設となる。

23

4-2. その他の事業 ①広場・センターで実施

一時預かり

預ける理由は問いません。買い物やリフレッシュなどでも利用していただいています。



事業名：一時預かり

対象：市内に住民登録があり、生後6ヶ月の乳幼児から就学前の児童

場所：ほっとる一む(市内7か所)

日時：火～日(根木内、常盤平：火～土、八柱：水～月、プラーレ：木～火)

10:00～18:00(常盤平は9:30～17:00、八柱は9:30～17:30)

利用：1日4時間まで 料金：1時間500円

(単位：件)

施設名	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
新松戸	958	992	1,089	1,066
東松戸	1,183	1,522	1,643	2,234
松戸	1,203	1,636	1,711	1,739
根木内	141	198	356	457
常盤平	465	442	384	434
八柱	357	1,329	1,711	1,999
プラーレ松戸	-	-	646	1,021
合計	4,307	6,119	7,540	8,950

24

コワーキングスペース付き乳幼児一時預かり

ほっとる一むコワーキングスペース
利用状況 (単位：件)

	八柱 (3席)	プラーレ松戸 (2席)
令和5年度	利用件数	利用件数
4月	23	4
5月	24	4
6月	34	4
7月	21	4
8月	15	2
9月	19	7
10月	32	7
11月	22	5
12月	25	3
1月	24	7
2月	30	9
3月	42	20
合計	311	76

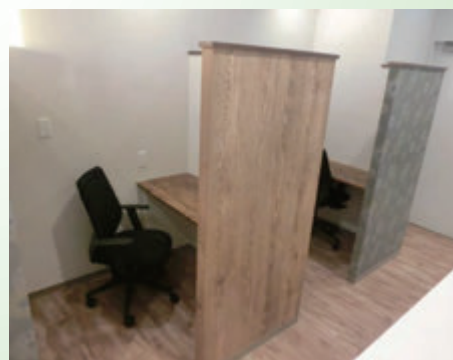
*令和6年3月31日現在

★一時預かり利用者が無料で使用可能

★仕事以外の利用実績

- ・子どものための小物づくり(お裁縫)
- ・家族の写真整理

土曜日に子どもを一時預かりに預けている間に利用するパパ利用もあります！



地方行財政ビジョン研究会
2024年10月18日

スウェーデンの子育て支援と財政

横浜国立大学
伊集守直

報告の概要

- スウェーデンの概況
- 政府間財政関係の特徴
- 子育て支援の概要
- 参考：スウェーデンの保育

スウェーデンにおける生活保障と財政



(資料) <http://images.google.com/>

人口：1058万人（2024年8月時点）

面積：45万平方km（日本の1.25倍）

政治体制：立憲君主制、議会制民主主義（一院制）

北欧諸国は社会民主主義の伝統が強い。スウェーデンでも1930年代からの社民党長期政権のもとで福祉国家が発展。

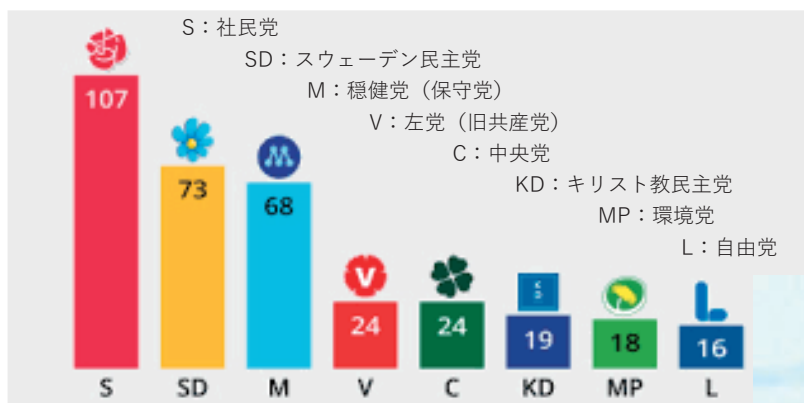
1990年代以降は、左派（社民党）と右派（保守党）の間での政権交代が見られるが、国際的に見れば「社会民主主義レジーム」。現在は、穏健党・キリスト教民主党・自由党による連立政権。

国会選挙と地方議会選挙は4年に1回同日実施。直近では、2022年9月11日に実施（投票率は84.21%）。

2000年代以降の難民・移民受け入れの増加に伴い、移民排斥を訴える極右政党のスウェーデン民主党が第2党まで躍進。

3

2022年国会選挙の結果



Source: Riksdagen.se, Regeringen.se

全体で349議席
 左派173議席 (S、V、C、MP)
 右派176議席 (SD、M、KD、L)
 第一党は社民党だが、右派連立で組閣 (SDは閣外協力)
 首相：ウルフ・クリステション (M)
 内閣 (24名、うち女性11名。M13、L5、KD6)



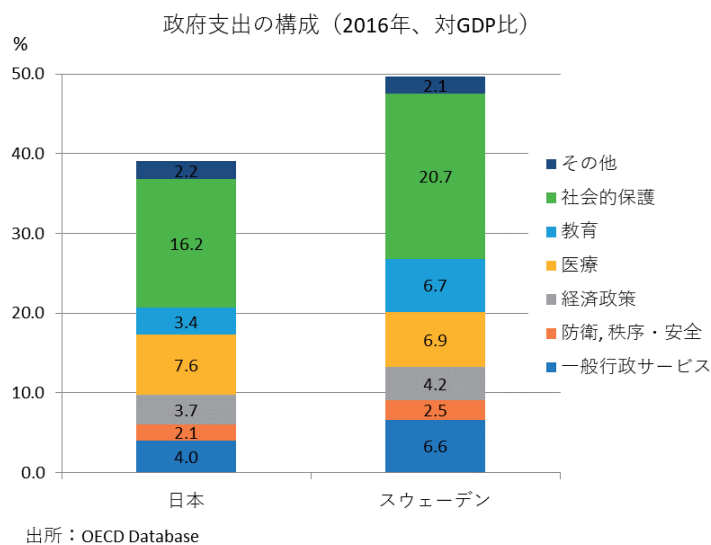
スウェーデン経済の推移



- 1990年代初頭のバブル崩壊により、マイナス成長と財政赤字、失業の上昇。
- 90年代半ば以降、景気回復し、堅調な経済成長。
- 90年代半ばに、増税+歳出削減による財政再建を実施。財政収支は安定（景気循環を通じた財政黒字目標）。
- 失業率は、6 - 7%台で高止まり（とくに若者の失業）。
- 税負担と経済成長の両立

5

日本とスウェーデンの比較①：歳出面

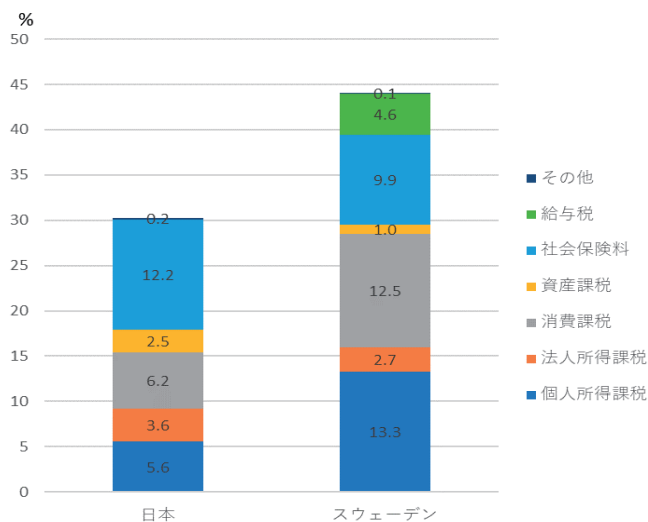


- スウェーデンでは、国の経済活動に占める政府部門の割合が高い。
- とくに社会的保護と教育で日本よりも高い。
- 社会的保護には、介護や子育て、障害者支援などの福祉サービスのほか、失業給付や職業訓練など労働者への支援も含まれる。
- 日本での家計の教育負担や医療・福祉サービスの自己負担の高さ。

6

日本とスウェーデンの比較②：税収面

租税負担率（2016年、対GDP比）



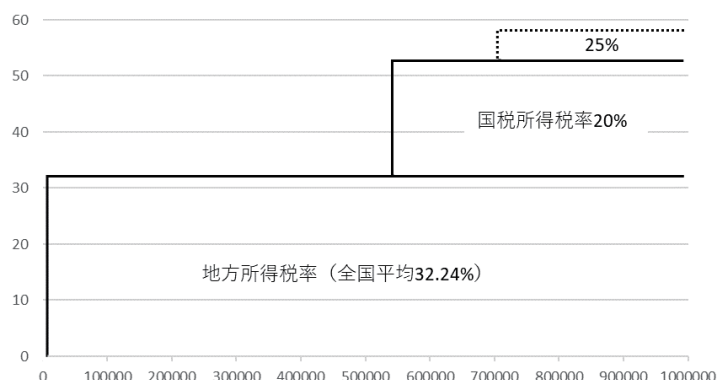
出所：OECD Database

- 所得税：地方所得税（比例税率）
国税所得税（累進部分）
- 資本所得：勤労所得から分離し、税率30%で課税（二元的所得税）
- 法人税：税率20.6%（1991年30%）
- 付加価値税（消費税）：
標準税率25%
軽減税率
12%：食料品、宿泊施設利用、外食サービス等
6%：新聞、書籍、雑誌、スポーツ観戦、映画、旅客輸送等
0%：医薬品（医療機関による処方）
- 日本はスウェーデンと比較して個人所得課税と消費課税の税収が低い。

7

所得税の累進構造

スウェーデンの所得税率（2022年）



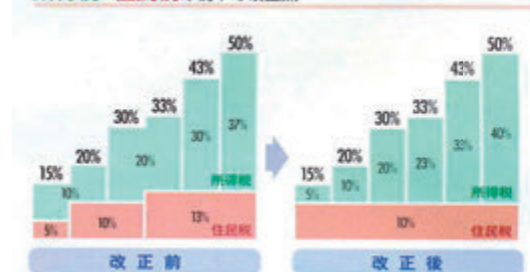
注：年収540,700SEK（約680万円）を超える所得に対して国税所得税がかかる。

国税25%税率は2020年に廃止。

出所：Skatteverket.se

三位一体改革による税源移譲と個人住民税の比例税率化

所得税・住民税の税率の改正点

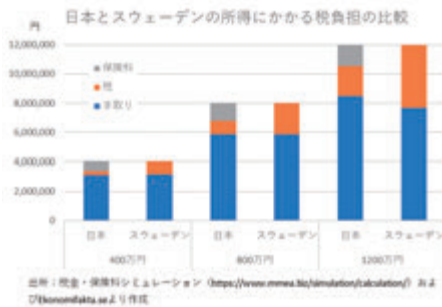


8

所得にかかる税・保険料負担の比較
40歳単身世帯、1クローナ12.6円で計算

日本				スウェーデン			
年収	4,000,000	8,000,000	12,000,000	年収	4,000,000	8,000,000	12,000,000
所得税	82,600	452,300	1,232,200	所得税	0	52,920	852,768
個人住民税	175,300	449,900	822,300	地方所得税	1,187,071	2,515,817	3,804,797
厚生年金	373,320	713,700	713,700	社会保険料	0	0	0
健康保険	233,579	467,159	673,259	勤労税額控除	-361,066	-456,019	-364,694
雇用保険	20,000	40,000	60,000	その他	2,873	15,422	24,646
税・保険料負担	884,799	2,123,059	3,501,459	税・保険料負担	828,878	2,128,140	4,317,517
手取り収入	3,115,201	5,876,941	8,498,541	手取り収入	3,171,122	5,871,860	7,682,483
雇用主負担	606,899	1,180,859	1,386,959	雇用主負担	1,256,774	2,513,549	3,770,323
労働コスト	4,606,899	9,180,859	13,386,959	労働コスト	5,256,774	10,513,549	15,770,323

出所：税金・保険料シミュレーション (<https://www.mmea.biz/simulation/calculation/>) およびEkonomifakta.seより作成



- スウェーデンでは地方所得税負担が圧倒的に高く、比例的な負担。
- 税と社会保険料の合計で見ると大きな差はないが、所得上昇に応じて差が生じる。
スウェーデン：累進所得税、勤労税額控除
日本：社会保険料負担の逆進性
- 勤労税額控除は就労促進を目的として、2000年代に中道右派政権が導入。

9

社会保障給付による再分配

スウェーデンの所得再分配（2013年）



注：収入には賃金、事業所得、資本所得等、社会保障給付には老齢・障害年金、疾病・育児休業給付、住宅手当、生活保護等が含まれる。

出所：スウェーデン統計局資料より作成

- 比例負担の地方所得税の高さ、法人税収の低さ、付加価値税収の高さにより、税制による再分配度は必ずしも高くない。
- ライフサイクルで見た場合に、低所得から中所得層にかけて（第6分位まで）、可処分所得が収入を上回る。
- 税負担だけでなく、社会保障給付（現金給付）、さらに現物給付（対人社会サービス）による再分配効果。

10

国民の生活保障を担う地方政府

- 地方政府は二層制
 - 基礎自治体（コミューン）290団体
 - 広域自治体（レギオン）20団体

※2019年まではランスティングと呼称

- 政府間財政関係：分離型の事務配分を採用。
 - コミューンが教育と福祉
 - レギオンが医療（+公共交通）

※1862年の地方自治規則により、ランスティング（現レギオン）は医療サービスを担う地方自治体として設立された。



11

コミューン	%	ランスティング	%
就学前教育	14.5	プライマリーケア	15.6
義務教育	16.6	専門医療	46.1
高等学校教育	6.5	精神医療	7.7
その他の教育	3.7	歯科医療	3.1
高齢者介護	19.1	その他の医療	8.5
障がい者支援	11.4	医薬品	6.8
経済的支援	2.3	地域発展	2.8
個人・家族支援	4.7	政治的活動(医療)	0.5
商業的活動	4.0	交通・インフラ	8.9
その他	17.3		
合計(5960億クローナ)	100	合計(3100億クローナ)	100

(出所) Sveriges Kommuner och Landsting (<https://skl.se/>)

コミューン	%	ランスティング	%
租税収入	67.7	租税収入	71.2
一般交付金	13.3	一般交付金	7.9
特定補助金	5.4	医薬給付金	7.2
料金	5.5	特定補助金	4.6
活動の販売	0.9	料金	3.6
地代・リース料	3.1	その他	5.5
その他	4.1		
合計(6070億クローナ)	100	合計(3130億クローナ)	

(出所) Sveriges Kommuner och Landsting (<https://skl.se/>)

地方自治体の 歳出・歳入構造 2015年

歳出面

- コミューン：教育（就学前教育～中等教育）、福祉（高齢者、障害者、子育て世帯、社会扶助等）が歳出の8割。

- レギオン：医療が歳出の9割

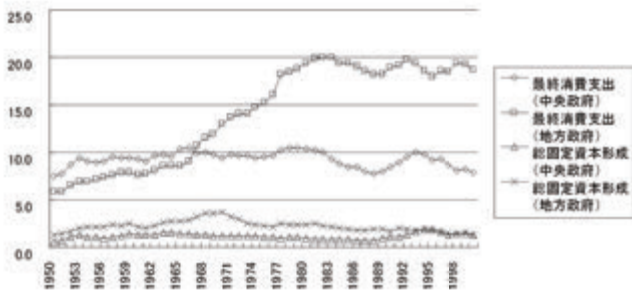
歳入面

- 租税収入が約7割（日本は35～40%）で、一般交付金が補完。
- 地方税（比例税率の地方所得税）が地方政府活動の財源的基盤。

12

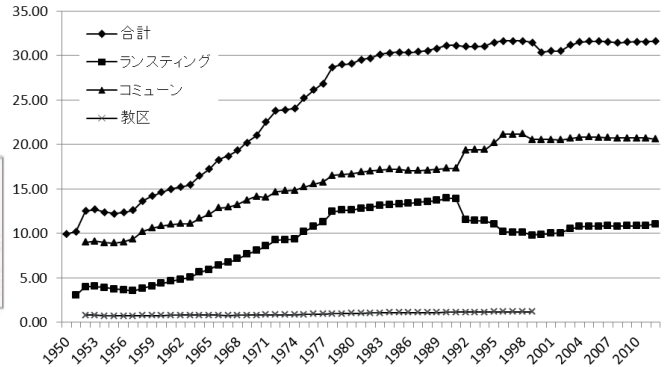
地方税による財源調達

図表 一般政府支出(対GDP比、%)



(出所) Statistiska Årsbok より作成。

図表 平均地方所得税率の推移(%)



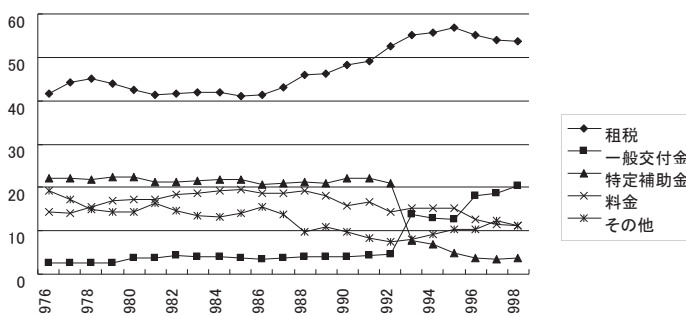
(注) 2000年以降、教区は自治体から外れ、それまで地方所得税として徴収されてきた教区税は料金と定義されることとなった。
(出所) SCB資料より作成。

- 戦後の福祉国家建設期に、コミュンが教育・福祉サービス、ランステイングが医療サービスを拡大（左図）。
- 地方自治体の歳出拡大に合わせて、地方所得税率を引き上げながら財源調達（右図）。
- 現在でも、コミュンとレギオンがそれぞれ歳出に合わせて税率を設定。

13

スウェーデンにおける地方分権改革

図表 コミュンの歳入構成(%)



(注) 一般交付金は、税平衡交付金(1992年以前)、国庫平衡交付金(1993-95年)、包括交付金(1996年以後)となっている。
(出所) Statistiska Årsbok より作成。

- 1980年代：経済成長の鈍化と財政赤字の拡大。
- 地方所得税率の引き上げ、特定補助金を通じた国から地方への財政移転の余地が限られている。
- 一方で、高齢化や女性の労働市場への参加を踏まえ、医療・介護、育児における財政需要の拡大への対応が必要。
- 地方政府支出の伸びを抑制しながらニーズ充足を目指す（地方裁量の拡大）
- フリーコミュンの実験（1984～91）
地方政府における行政組織運営の弾力化
補助金の使途に関する裁量性の増大
⇒1991年地方自治法改正
1993年財政調整制度改革
（特定補助金の一般財源化）

14

地方自治の発展

- 1862年：地方自治規則における地方自治体の課税権
- 1928年：比例税率による地方所得税の導入
- 1936年：政府地方税委員会 (SOU1943:43)
 - 国民ニーズを満たすための国と地方の役割分担
 - 国への権限移譲の否定
 - 合理的な地方税負担を可能とする財政調整制度の必要性
- 1958年：財政調整委員会(SOU 1964:19)
 - 地方自治の実践
 - 地方自治体によるサービスは自治体自身が決定すべき。
 - 歳出額の決定と税負担がリンクしなければ、地方自治は機能しない。**
 - 国と地方の責任を区別することは不可能。
 - 国は一般財源として地方の財政力を保障・調整すべき。

15

財政調整制度の変遷

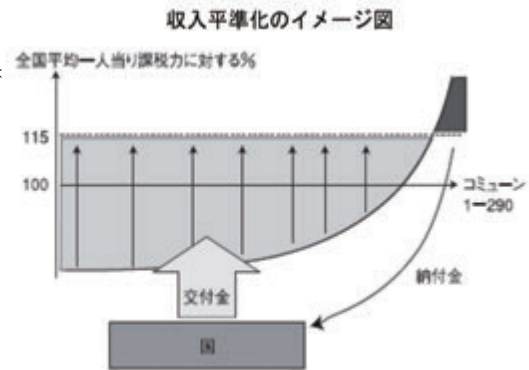
財政調整制度改革の概要	
実施年	改革内容
1966年	すべての地方政府部門に対する税平衡交付金制度の導入。 課税力不足に対する交付金、高税率コミュニティに対する交付金、特別税平衡交付金の3要素。 3つに区分された課税力それぞれに対して最低保障レベルを設定。
1974年	高税率コミュニティに対する税平衡交付金の廃止。 課税力区分が6区分(コミュニティ)、5区分(ランスタンピング)に増加。
1980年	課税力区分が12区分に増加し、103~136%までの基礎保障の割り当て。 年齢構造にもとづく基礎保障の修正。 人口減少に対する追加措置。
1986年	税平衡負担金制度(一般税平衡負担金、特別税平衡負担金)の導入。 特別税平衡負担金は課税力の高いコミュニティが累進的に負担。
1989年	課税力区分が25区分に増加し、100~157%までの基礎保障の割り当て。
1993年	コミュニティにおける税平衡交付金制度の廃止および国庫平衡交付金制度の導入。 新制度は、収入の平準化、構造的差異の平準化、人口減少に対する追加措置の3要素。 特定補助金の大幅な一般財源化。
1996年	平衡交付金制度における水平的財政調整の導入。 住民1人あたり定額の包括交付金の導入。
2005年	収入平準化と包括交付金の統合、構造交付金、調整交付金・納付金の導入。

(出所)SOU1991, SCB2001, Finansdepartmentet2008より筆者作成。

16

地方自治の前提としての財政調整制度

- 1996年の財政調整制度改革により水平的調整制度を導入。
- 財政力が高い団体は、財政力の低い団体に対して（間接的に）資金を拠出する（水平的財政調整）。
- ①課税力の調整（住民一人あたり課税所得≒経済基盤）
- ②財政需要の調整（自然、地理、人口構成などの条件=構造的費用の格差是正）
- ⇒地方間の調整+国が一定の財政力を保障（1人あたり課税力全国平均値の115%）
- ⇒地方政府ごとの税率格差は、住民のニーズや料金水準、サービスの効率性の違いを反映。
- 2010年憲法改正：水平的財政調整規定
- 国の責任（+地方政府間の連帯）で地方自治体の財政力を平準化したうえで、各自治体は住民ニーズに基づきながら、住民の税負担を調整する。



(出典) 星野 2006 より引用。

17

子育て支援策の概要

子どものいる家庭への支援政策

	現金給付	経済的負担の軽減措置	その他の支援
1 普遍的施策			
a すべての子ども	両親保険、児童手当		妊産婦医療センターと乳幼児医療センター（無料）
b 対象となる子ども	就学手当、養育扶助、子ども年金、障害児童扶養手当、一時看護時の両親保険、養子手当	小児歯科、教科書、教材（無料） 小児医療、医薬品（割引） 給食費（一部を除き無料）	学校教育、就学前学級、公開就学前学校、学校保健・医療（無料） 家族・子育て相談（一部を除き無料）
2 上限額設定		就学前学校、家庭保育所、余暇活動センター	公開余暇活動センター、夏季子どもセンター
3 経済的支援			
a 所得制限あり	住宅手当、就学手当加算金		
b 必要性がある場合	社会手当（生活保護）		

出所：高橋(2007)表4に基づき作成。

18

子育て支援・教育に対する経済的支援

子育て支援

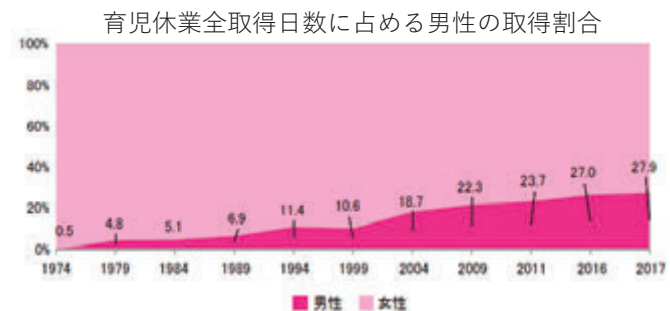
- 両親保険（育児休業制度）
- 児童手当（15歳まで）。16～18歳は同等の就学補助。
- 子供世帯向け住宅手当
- 保育サービス：認可保育所（自治体による認可。公立と私立）
- 保育料：自治体ごとに保育料率を設定。
- 保育園での朝食も可。オムツの持ち込みはなし。

学校教育

- 基礎学校から高等教育まで無償（公立・私立を問わず）。
- 基礎学校では給食費や教材費も無償。
- 高等教育と成人教育に対する奨学金+就学ローン。
- 職業教育もコミュニケーションが無償で提供。

19

育児休業制度



資料：落合（2018）より引用。

- 休業期間：18カ月、うち480日間（約16カ月）は両親給付が支給される。
- 付与日数のうち384日は子どもが4歳に達するまで、残りの96日は子どもが12歳に達するまで取得可。
- 両親給付として、①390日は所得の約80%（1日当たりの上限967SEK）が、②残りの90日は日額180SEKが支給される。
- 期間①のうち、90日は両親それぞれに割り当てられ、もう一方の親への譲渡不可。
- 出産前の就労期間（連続）が240日未満の場合、または出産前の年間所得が117,590SEK未満の場合（失業者・学生含む）、390日の給付額は、日額250SEK（月額約7,500SEK）
- スピード・プレミアム（speed-premium）制度：第1子出産後30カ月以内に第2子を出産した場合、第2子の育児休業中の給付金が第1子の際と同額となる。

20

児童手当

児童手当

子どもの数	児童手当額	多子加算額	合計額
1	1,250	-	1,250
2	2,500	150	2,650
3	3,750	730	4,480
4	5,000	1,740	6,740
5	6,250	2,990	9,240
6	7,500	4,240	11,740

資料：社会保険庁HP

- 児童手当（月額）：0～15歳

第1子：1,250SEK（≒18,000円）

第2子：1,400SEK（≒20,000円）

第3子：1,830SEK（≒26,000円）

第4子以降も多子加算が増加

- 16歳から18歳までの子どもについても1,250SEKを就学手当として給付。

21

子供世帯向け住宅手当

- 18歳未満の子供、もしくは基礎教育あるいは高校教育を受けている18歳以上の子供と同居している成人
- 世帯所得が一定以下
- 月額家賃が1,400SEK以上
- 補助対象家賃の上限：子1人5,300SEK、子2人5,900SEK、子3人以上6,600SEK
- 住宅は賃貸住宅に限らず、所有住宅も可。
- 基礎額：子1人1,500SEK、子2人2,000SEK、子3人以上2,650SEK
- 給付額 = 基礎額 + 補助対象家賃の上限までの家賃のうち1,400SEKを上回る部分の50%。

22

保育サービス

- 1975年にすでに幼保一元化。1996年には管轄が社会省から教育省に移管されたことで、現在では就学前学校（förskola）という位置づけで統一。
- 2003年には4歳児以上の未就学児童を対象とした就学前学級（förskoleklass）を基礎学校（小中学校に相当）において無償で提供。それに対応して4～5歳児の任意の就学前保育が年間最低525時間分を無償化。
- 両親いずれかの育児休暇の取得が一般的であり、0歳児保育は行われていないため、1～3歳児、そして無償分を超える4～5歳児の保育では保育料を徴収。
- 保育料率は国が設定する上限（maxtaxa）の範囲内でコミューンごとに設定。
- 例：ストックホルム・コミューンにおける保育料率上限の設定。第1子が家計月収総額の3%、第2子が2%、第3子が1%、それ以降は無償。
- 保育料計算に用いられる月収総額にも上限額を国を設定しており、2018年は46,080クローナが上限値である。そのため、ストックホルムの場合であれば、第1子の保育料の上限は1,382クローナ（2万円程度）。

23

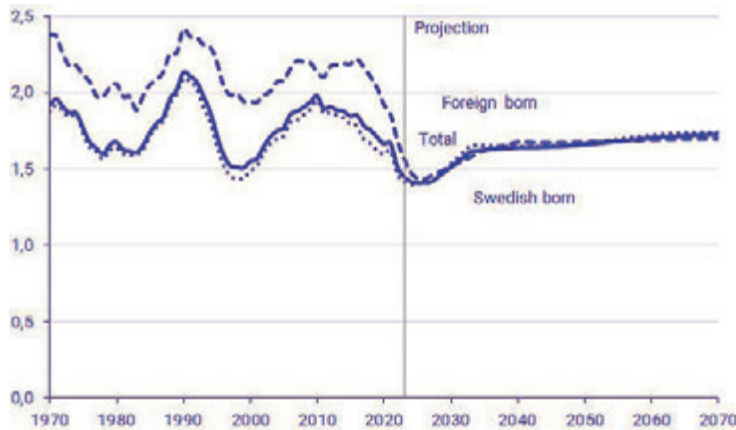
保育園の情報公開

保育園	運営	種類	定員	人数/保育士	高等割合	学び	保護	社会性	主体性	質問	食事	満足	推薦
Södermalms Montessoriförskola, Wollmar Yxkullsgatan 15 A	公立	モンテソーリ	54	4.6	38	97	100	92	100	89	94	94	94
Förskolan Vetenskaparna, Högbergsgatan 1	私立	伝統的	30	5	50	70	90	89	90	80	40	80	80
Förskolan Vilekulla/Maria, Mariatorget 1	公立	伝統的	36	4.8	40	90	93	93	92	83	90	86	90
Förskolan Mullvaden, Krukmakargatan 1	公立	伝統的	44	3.4	45	88	97	88	73	76	67	88	82
Förskolan Bullerbyn, Repslagargatan 1	公立	伝統的	32	4.6	29	82	100	95	95	90	95	91	100
Förskolan Wollmar, Wollmar Yxkullsgatan 15 A	公立	伝統的	52	4.8	33	96	94	93	95	91	91	94	96
Pysslingen Förskolor – Björngården, Högbergsgatan 1	私立	伝統的	63	5.3	53	89	92	95	92	89	95	87	87
Förskolan Pärlan, Fatburgsgatan 14 B	公立	伝統的	40	4.1	41	90	81	76	82	84	97	81	84
Förskolan Timmermansgården, Timmermansgatan 1	公立	伝統的	81	5.4	47	92	94	90	88	80	92	97	92
Förskolan Kastanjen, Fatburgsgatan 1	公立	伝統的	72	5.5	46	93	96	96	98	78	91	93	89
Förskolan Lyckan, Wollmar Yxkullsgatan 15 A	公立	伝統的	93	3.9	39	80	83	96	87	81	91	81	79
Förskolan Ragvald, Ragvaldsgatan 1	公立	伝統的	36	4.5	38	79	83	79	71	67	63	71	71
Yxan, Wollmar Yxkullsgatan 15 A	個人組	伝統的	30	4.8	43	88	100	100	100	82	88	94	100
Föräldrakooperativet Moroten, Högbergsgatan 1	親組合	伝統的	21	3.8	32	94	94	100	100	94	87	94	100
Krukan, Swedenborgsgatan 1	親組合	なし	21	4.2	16	100	100	100	100	100	100	100	100
Johannes Waldorfförskola II, Brännkvarnsgatan 1	私立	Waldorf	30	5.1	43	100	92	100	92	92	92	92	92
Förskolan Bonk, Blecktornsgränd 1	親組合	伝統的	39	4.8	40	79	88	92	87	88	92	88	88
Philipsénska förskolan, Mariatorget 1	私立	伝統的	20	5.7	50	70	100	70	89	80	100	70	70
Mariagårdens Montessoriförskola, Mariatorget 1	個人組	モンテソーリ	30	4.7	12	71	76	76	50	29	18	35	41

- コミュニが保育園に関する情報をウェブサイト上で公開（介護サービスなども同様）。
- スtockホルムであれば、第5希望までを申請。

24

出生率の推移



資料：スウェーデン統計局HP

- 合計特殊出生率は2010年代以降に低下（2023年には1.45）。
- 従来、児童手当(多子加算)や育児休業制度を含む手厚い家族政策が高い出生率を支えていると指摘されてきた (Hoem2005)。
- Gunnar Andersson (ストックホルム大) らの研究によると、労働市場の変化、とくに不安定雇用の増加が結婚・出産時期を遅らせたり、子供を持たない理由になっている可能性があるとして指摘している。

25

参考：労働市場の構成と政党支持

図1 スウェーデンの労働市場における経済的格差と雇用の不安定性

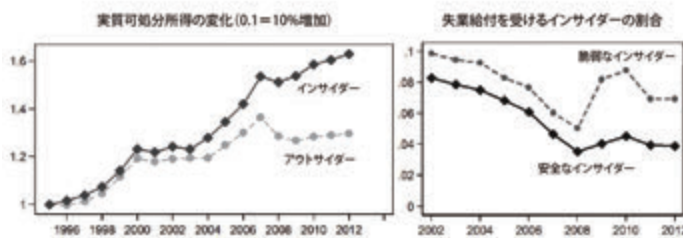
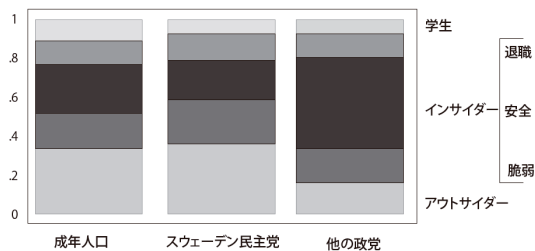


図2 スウェーデンの労働市場の構成(2002-12年)



- Johanna Rickne (2018) の研究
- インサイダーは安定した仕事をもつ者。
- アウトサイダーは不安定雇用、失業、あるいは障害年金や疾病休暇のような社会扶助プログラムを受けているという状況にある者。
- 金融危機後には、不安定雇用化するインサイダーが増加（脆弱なインサイダー）

26

参考：スウェーデンの保育

- 就学前学校カリキュラム

「保育園は、民主主義の基礎に基づかなければならない。そのため、保育園の活動は民主主義の基本的な諸価値と調和して行われなければならない。これについては、その価値を日々の活動のなかで明確にする必要がある。」

- 1975年に幼保一元化（1968年の政府委員会報告書など）

ピアジェの発達心理学、エリクソンの社会心理学が理論的基礎

- **基本的信頼**（安心）、自己表現・**影響力**、他者への共感

年齢	1	2	3	4	5	6	7	8
就学前								統合 社会 規範、規範 意識
低学年						社会 規範 意識		
高学年					アイデンティティ 社会 アイデンティティ意識 規範			
児童期			規範性 社会 規範意識 規範					
青年期		自主性 社会 規範意識 規範						
成人期		自律性 社会 規範 規範						
老年期	基本的信頼 社会 規範 規範							

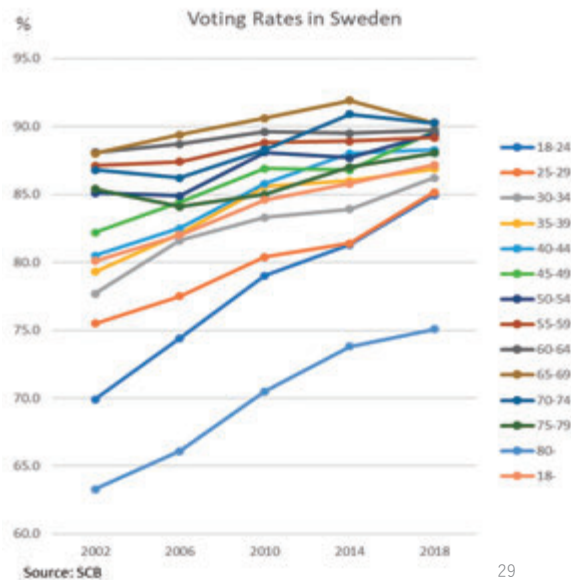
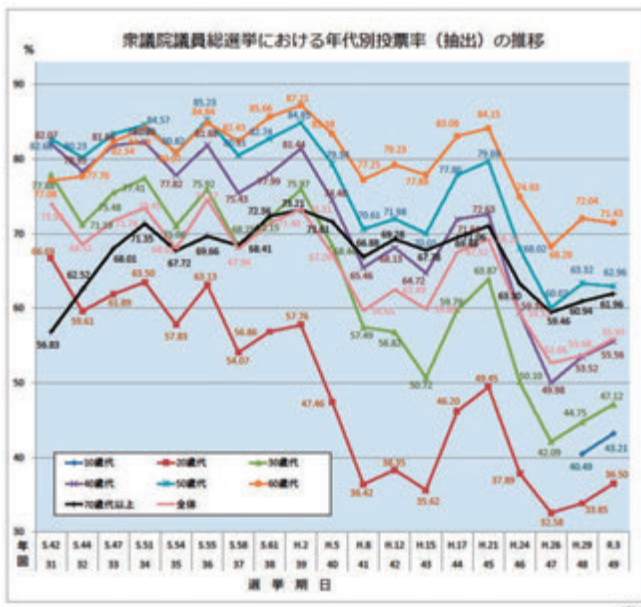
Erikson(1902/50-97) = 1989/73 より作成

スウェーデンの保育の取り組み

- 自由あそび、野外活動が多い
- 子どもの関心に沿ったプロジェクト活動
- 子どもの参加と影響力（子どもの「声」に耳を傾ける）
 - 「子どもの視点（子ども目線）と「子ども自身の視点」
 - 子どもは「従属的」な立場に置かれている
 - 「今日は外で遊ぶ？中で遊ぶ？」
 - 「今日の給食はどうだった？」「おいしくなかったー！」
- 保育園の活動に対して、子どもは影響力をもっているか
 - 日々の活動や遊びにおける子どもの主体性
 - 工作室では、明日もやりたければ片づけなくていい（遊びの継続）

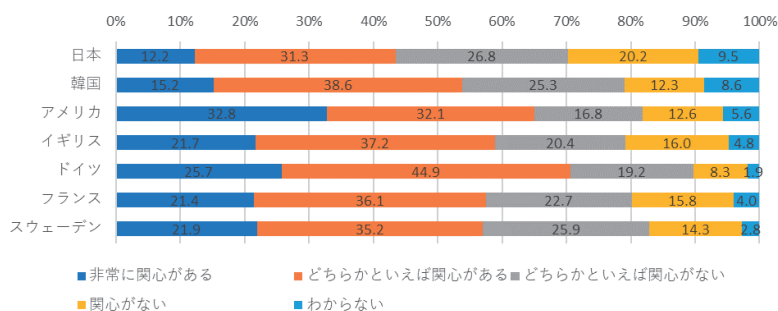


投票率に見る日本とスウェーデンにおける政治参加

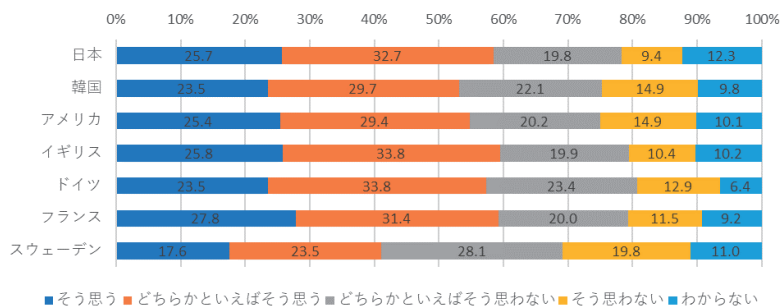


29

Q23 あなたは、今の自国の政治にどのくらい関心がありますか。



Q24(g) 私個人の力では政府の決定に影響を与えられない



30

若者は政治をどう見ているか

内閣府による国際比較調査

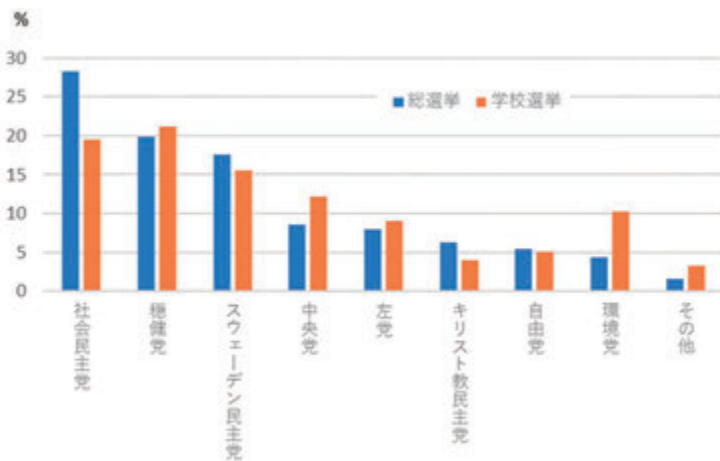
「我が国と諸外国の若者の意識に関する調査」
(平成30年度)

<https://www8.cao.go.jp/youth/kenkyu/ishiki/h30/pdf-index.html>

スウェーデンでは「政治的有効性感覚」が高い。

実践的な政治教育

2018年の総選挙と学校選挙の結果（得票率）



出所：Skolvalet 2018より作成。

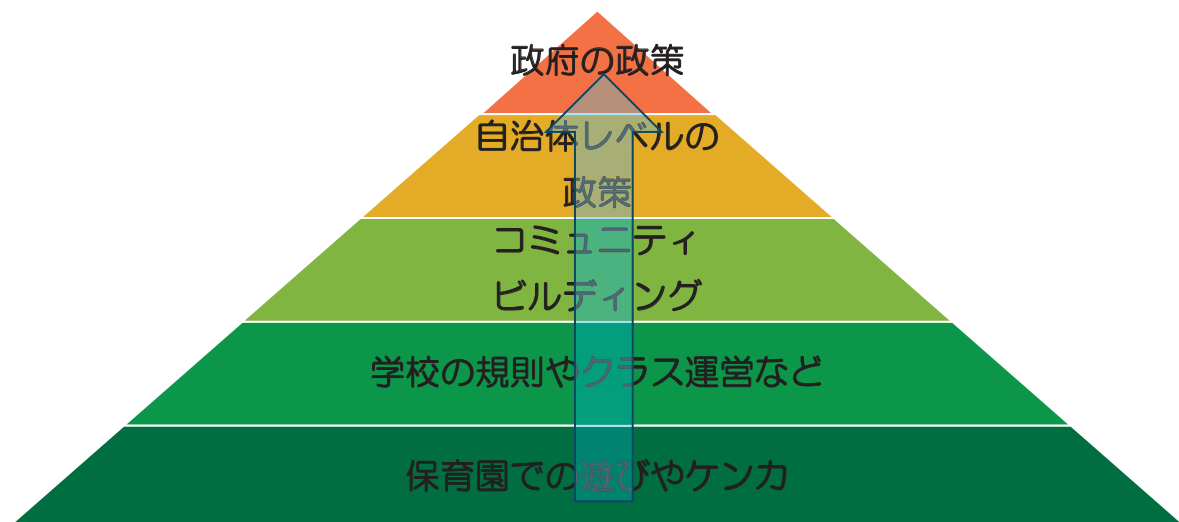


ホラヴェッド高校での学校選挙の様子

- 「学校選挙」では、生徒たちは実際の政党に投票し、その結果が公表される。
- 教育における政治的中立性
「すべての政党を招いて議論する」

31

日常生活からの民主主義



32

少子化対策・こども政策の強化に向けた 地方行財政運営に関する調査研究第3回委員会

(於：総務省 地方財政審議会会議室／オンライン)

令和6年度 地方行財政ビジョン研究会 第3回委員会

保育制度から考える 日本の子ども子育て政策

2024年10月18日（金） 18:00-20:00

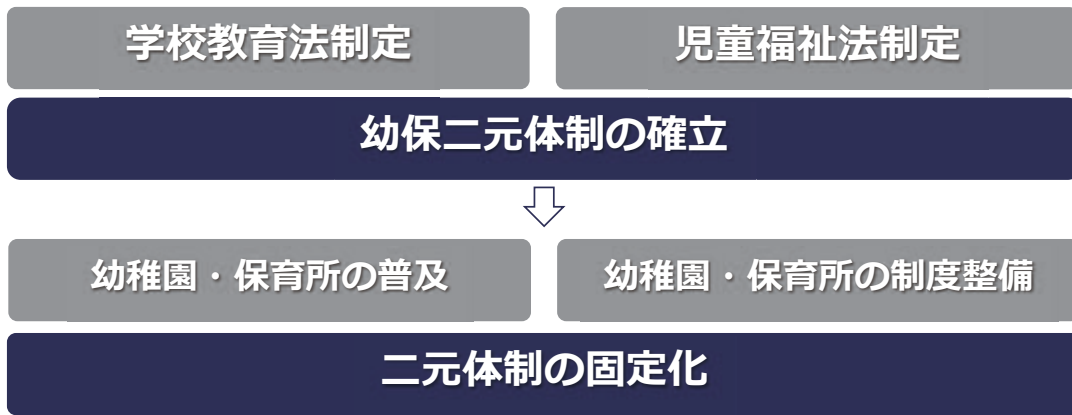
お茶の水女子大学 基幹研究院人間科学系
松島 のり子



本日の報告内容

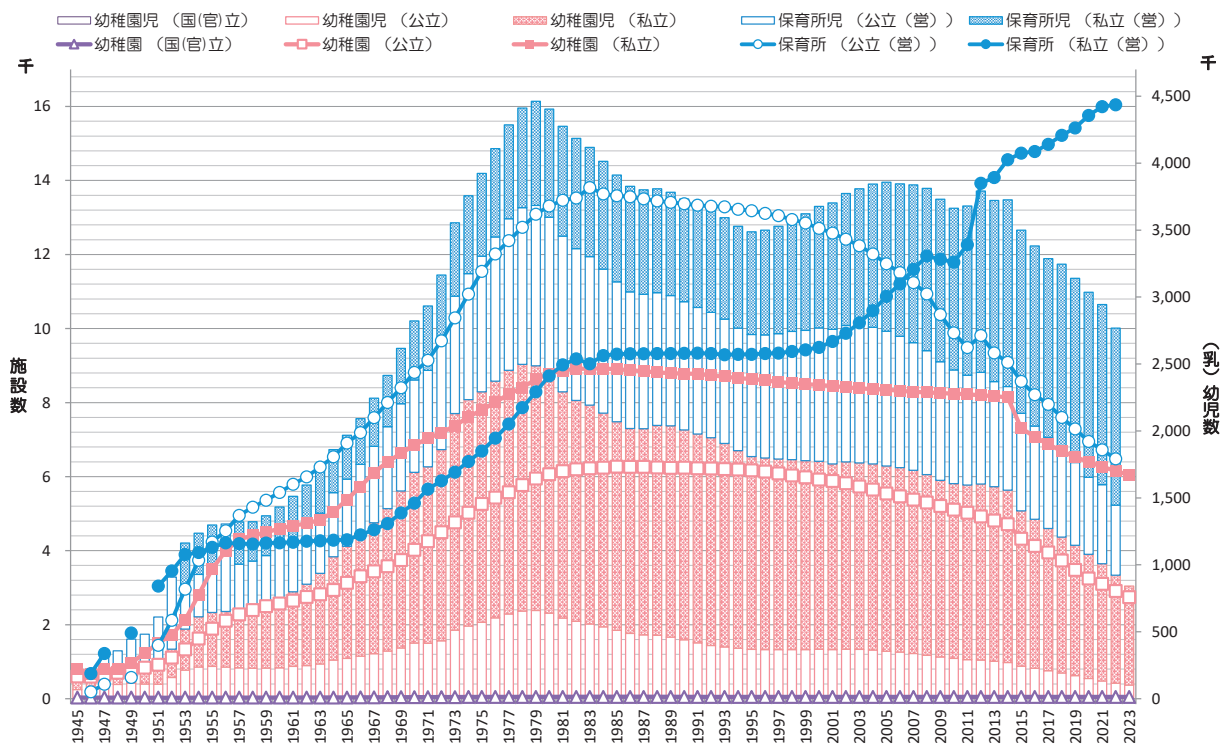
0. なぜ「保育制度から」考えるのか
1. 日本における幼稚園・保育所の普及状況
2. 幼稚園と保育所との関係をめぐる議論の経過
3. 保育制度から考える日本の子ども子育て政策の課題
4. まとめにかえて

0. なぜ、「保育制度から」考えるのか



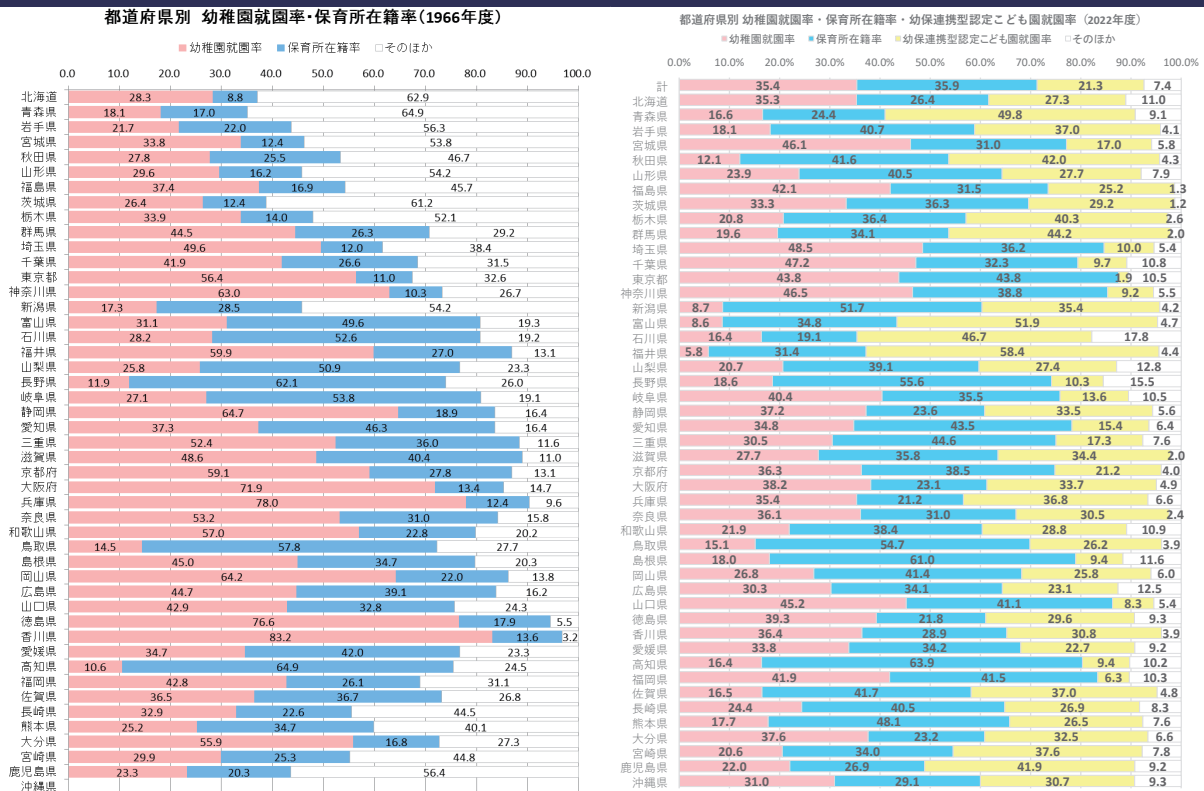
- ▶ 日本の保育制度≒幼稚園・保育所に関する制度は、日本の子ども政策の一端をなす
- ▶ 幼稚園・保育所など公的保育施設が一定の普及を遂げたこんにちに至るまで、社会のさまざまな影響を受けながら、幼稚園・保育所のあり方は議論が続いている
- ▶ 保育制度からみえてくる、子ども子育て政策の課題もあるのではないかと

1. 【図1】 戦後日本における幼稚園・保育所の普及推移



〈備考〉幼稚園は『文部省年報』『学校基本調査報告書』各年、保育所は厚生省児童局編『児童福祉十年の歩み』日本児童問題調査会、1959年（網野武博・柏女霊峰・新保幸男編『児童福祉文獻ライブラリー シリーズ1 児童福祉基本法制』第16巻、日本図書センター、2006年）、『社会福祉統計年報』『社会福祉施設調査報告』各年により作成。

【図2】 幼稚園・保育所の普及の地域差 (都道府県別:1966/2022年度)



〈備考〉1966年度は文部省大臣官房調査課編刊『幼児教育の普及状況 昭和41年度』1967年、39・62頁より、2022年度は「学校基本調査報告」「社会福祉施設等調査報告」により作成。

4

保育制度から考える日本の子ども子育て政策 (松島)

【図3】 幼稚園・保育所の普及推移の地域差 (都道府県別:1950-80年)

人口規模区分別にみる幼稚園・保育所の普及推移の類型

区分	人口規模				
	1	2	3	4	5
	幼稚園型 (幼稚園と幼稚園児数が 顕著に増加)	幼保均衡型 (幼保が足並みを揃える ように増加)	保育所後発型 (幼稚園増加が停滞し、 保育所が上回る)	保育所漸増型 (幼稚園は緩やかに、保 育所は顕著に増加)	保育所先行型 (戦後初期に保育所が 増加)
a	330万以上～	東京都 大阪府 神奈川県 兵庫県	北海道 福岡県 埼玉県		愛知県
b	235万以上 ～ 330万未満	静岡県	千葉県	新潟県	広島県
c	170万以上 ～ 235万未満		茨城県 京都府 福島県 鹿児島県 宮城県 岡山県	長野県 熊本県	岐阜県
d	120万以上 ～ 170万未満		群馬県 長崎県 栃木県 山口県 三重県 岩手県 秋田県 山形県 大分県	青森県	愛媛県
e	85万以上 ～ 120万未満	沖縄県 香川県	和歌山県	宮崎県 富山県	石川県
f	～85万未満	徳島県	福井県		島根県 高知県 山梨県 鳥取県

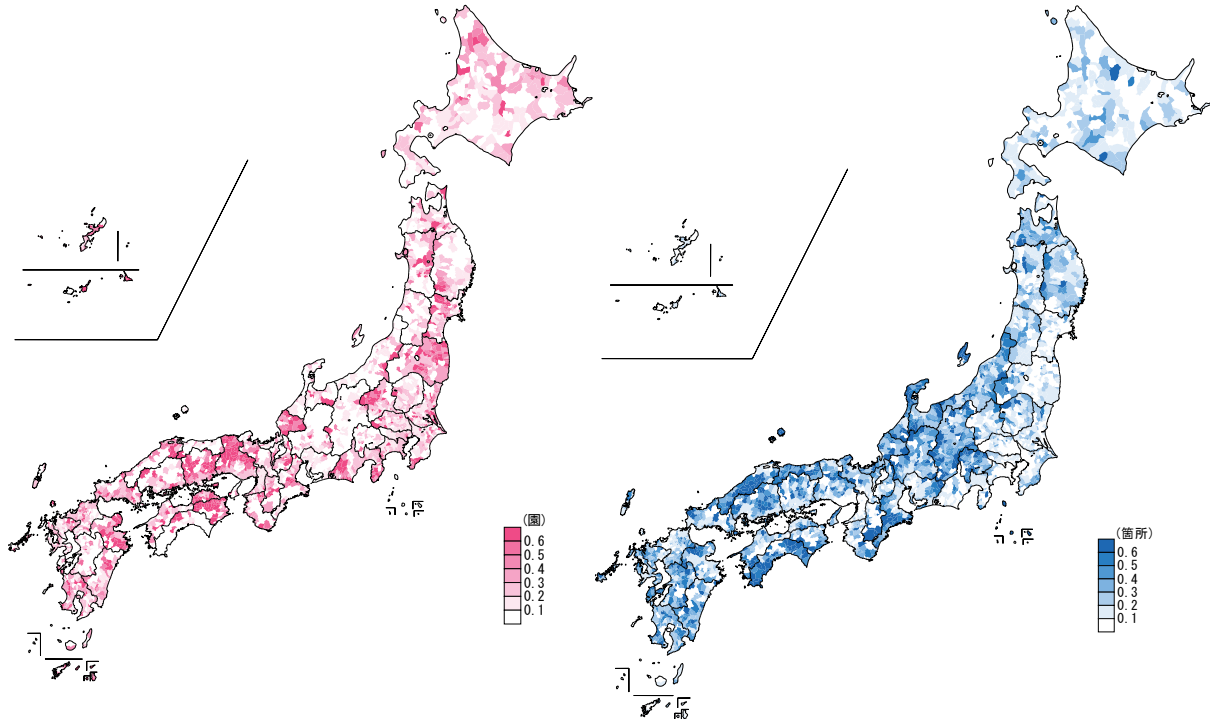
〈備考〉人口規模区分は、総務省統計局「政府統計の総合窓口(e-Stat)」 「都道府県別人口(各年10月1日現在)——総人口(大正9年～平成12年)」より、1950年から1980年までを対象に値を算出。人口規模の階級は、初項85万、公比1.4の等比数列により算出した値を参考に区分。普及推移の類型は、1950年から1980年までの幼稚園・保育所の施設数および幼児数の推移をグラフ化し、とくに施設数にみられる特徴により分類して作成。(拙著『「保育」の戦後史——幼稚園・保育所の普及とその地域差』六花出版、161-192頁)

5

保育制度から考える日本の子ども子育て政策 (松島)

【図4】 幼稚園・保育所の普及の地域差（市町村別:1975/1974年）

市町村別 対象人口100人に対する幼稚園・保育所数の割合（幼1975年・保1974年）



〈備考〉総理府統計局編刊『昭和50年 国勢調査報告』第3巻都道府県・市区町村編（47分冊）1977年、1975年10月1日現在。文部省監修『全国学校総覧』1976年版、東京教育研究所、1975年、949-1208頁、1975年5月1日。日本保育協会編刊『児童福祉施設一覽』保育所編、1975年、1974年7月1日現在に編者が「補正を加えたもの」により作成。

6

保育制度から考える日本の子ども子育て政策（松島）

2. 幼稚園と保育所との関係をめぐる議論の経過

創設経緯	国による幼稚園創設・民間における託児所創設
幼稚園令	幼稚園に保育所的機能をもたせようとした
戦時下	幼稚園と託児所の関係は行政上の課題
戦後改革期	文部省・厚生省の双方で一元化の必要性を認識
	⇨ 幼保二元体制へ
1960年代	二元体制の固定化・強化、保育内容は共通に
1970年代	それぞれの立場による一元化論の展開 [中央教育審議会：幼稚園中心の一元化] [中央児童福祉審議会：二元体制の堅持] [幼稚園団体：幼稚園の機能拡大] [労組・保育所団体：保育所(園)による一元化]
1980年代	公費負担抑制を主眼とする一元化論
	少子化、保育ニーズの増加・「待機児童」の社会問題化、幼稚園定員割れ・「預かり保育」普及
1990年代	幼保の施設・運営面における共用化の推進
2000年代	経済政策、規制改革のなかでの一元化論 「認定こども園」制度発足

7

保育の多元化

保育制度から考える日本の子ども子育て政策（松島）

2. 幼稚園と保育所との関係をめぐる議論の経過

2010年代

「子ども・子育て支援新制度」の成立・展開

2020年代

「こども家庭庁」発足

■ 現行の日本の保育制度（2024年）



*就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律

- 幼稚園・保育所（・認定こども園）の制度は維持しながら、保育内容を共通にする（保育内容の整合性を図る）ことで、等しく保育・幼児教育を保障しようとする考え

拙稿「こども家庭庁創設と「幼保一元化」再考」日本保育学会『保育学研究』第61巻第3号、2023年、81-83頁

…こうした現状にはどのような課題があるか

8

保育制度から考える日本の子ども子育て政策（松島）

3. 保育制度から考える日本の子ども子育て政策の課題

■ 地域差

- ✓ 幼稚園・保育所・認定こども園の普及
- ✓ 「保育を必要とする」事由の基準指数
- ✓ 保育所の設備および運営に関する基準（保育士の配置基準）
- ✓ 幼稚園・保育所等の担当部署 ※文部科学省初等中等教育局幼児教育課「幼児教育実態調査」
- ✓ 幼児教育・保育の無償化（情報提供、多子世帯の保育料軽減、給食費補助等）

■ 幼稚園・保育所の差

- ✓ 少子化の影響
- ✓ 保育者の配置、処遇（職員配置加算、公定価格の基準額、研修機会等）
- ✓ 保育時間（ノンコンタクトタイムの確保、「預かり保育」の環境等）

※村山祐一『「子育て支援後進国」からの脱却II 幼児教育・保育の真の「無償化」と「公定価格」改善課題 安全な保育・増える重大事故根絶を目指して』新読書社、2023年

- ✓ 条件整備 ⇔ 保育内容の整合性

9

保育制度から考える日本の子ども子育て政策（松島）

3. 保育制度から考える日本の子ども子育て政策の課題

■ 「教育」「保育」の区分／「教育」「福祉」の分断

- ✓ 幼保二元体制の影響
- ✓ 「新制度」のもとでの「教育」「保育」の定義
 - （「教育」…教育基本法第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育
公の性質を有するもの、国、地方公共団体及び法律に定める法人のみ設置可）
 - （「保育」…児童福祉法第6条の3第7項第1号に規定する保育
養護及び教育（満3歳以上の幼児に対する教育を除く。））
- ✓ こども家庭庁創設と「教育」「保育」
 - （こども家庭庁の所掌事務…「こどもの保育及び養護に関すること」）
- ✓ 学童保育の分野での指摘

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（2006年6月15日法律第77号）第2条第8項・第9項
教育基本法（2006年12月22日法律第120号）第6条第1項
児童福祉法（1947年12月12日法律第164号）第6条の3第7項

こども家庭庁設置法（2022年6月22日法律第75号）第4条

※増山均「子どもの権利と学童保育の子ども観・子育て観」
日本学童保育学会編『学童保育研究の課題と展望 日本学童保育学会設立10周年記念誌』明誠書林、63-79頁

4. まとめにかえて

- 幼稚園・保育所等による「保育」の普及
 - ✓ 子ども一人ひとりの育ちを支えてきている
 - ✓ 地域の事情や背景に適った普及 ⇔ 課題を内包した普及
 - ✓ 地域差の両義性
- 幼稚園と保育所との関係をめぐる議論にみられる特徴
 - ✓ 幼保の制度維持と保育内容の整合性を図る方針
 - ✓ 保育の制度的多元化
 - ✓ 制度の違いにも起因する、保育の質にかかわる差・子どもが育つ環境の差
- 「保育」の可能性

公立保育所運営費の一般 財源化に関する一考察

細井雅代
追手門学院大学経済学部
2024年11月15日(金)
総務省

1

内容

1. 子どもをめぐる現状と自治体の予算配分

2. 保育所をめぐる改革の概要

3. 改革による保育行政への影響

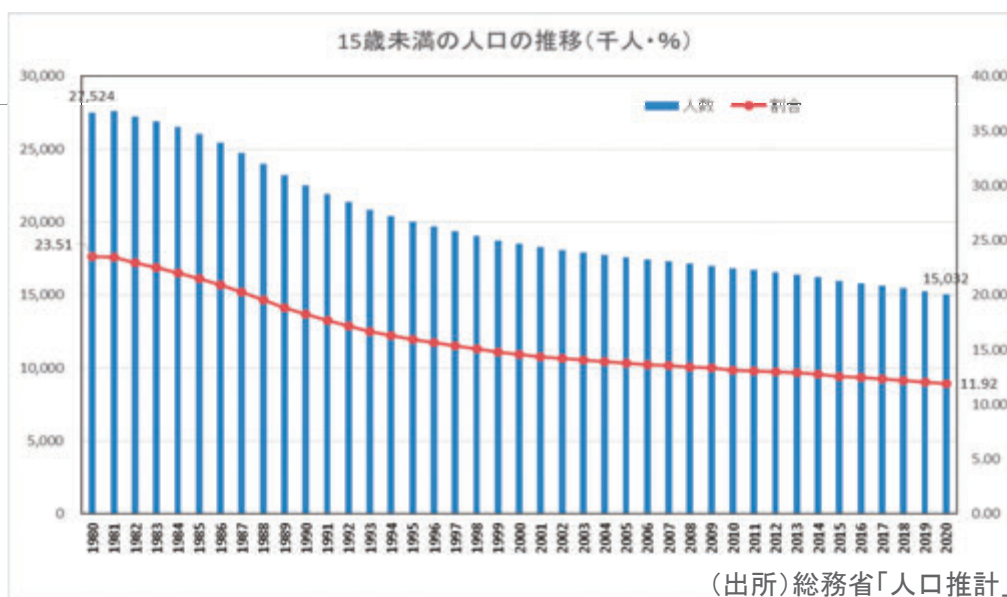
4. まとめとして

2

1. 子どもをめぐる現状 と自治体の予算配分

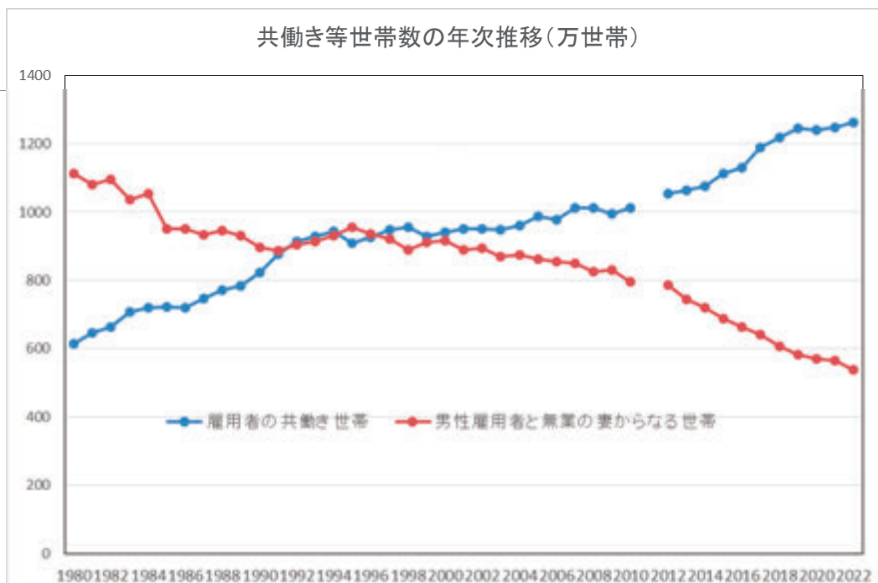
3

背景1:子どもの数の減少



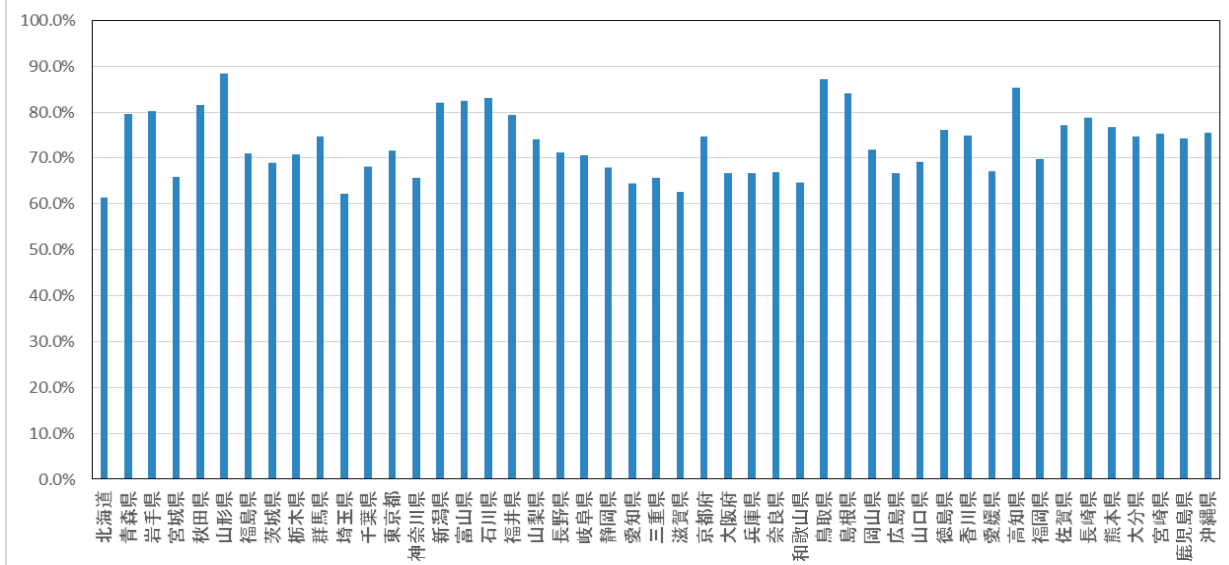
4

背景2: 共働き世帯の増加



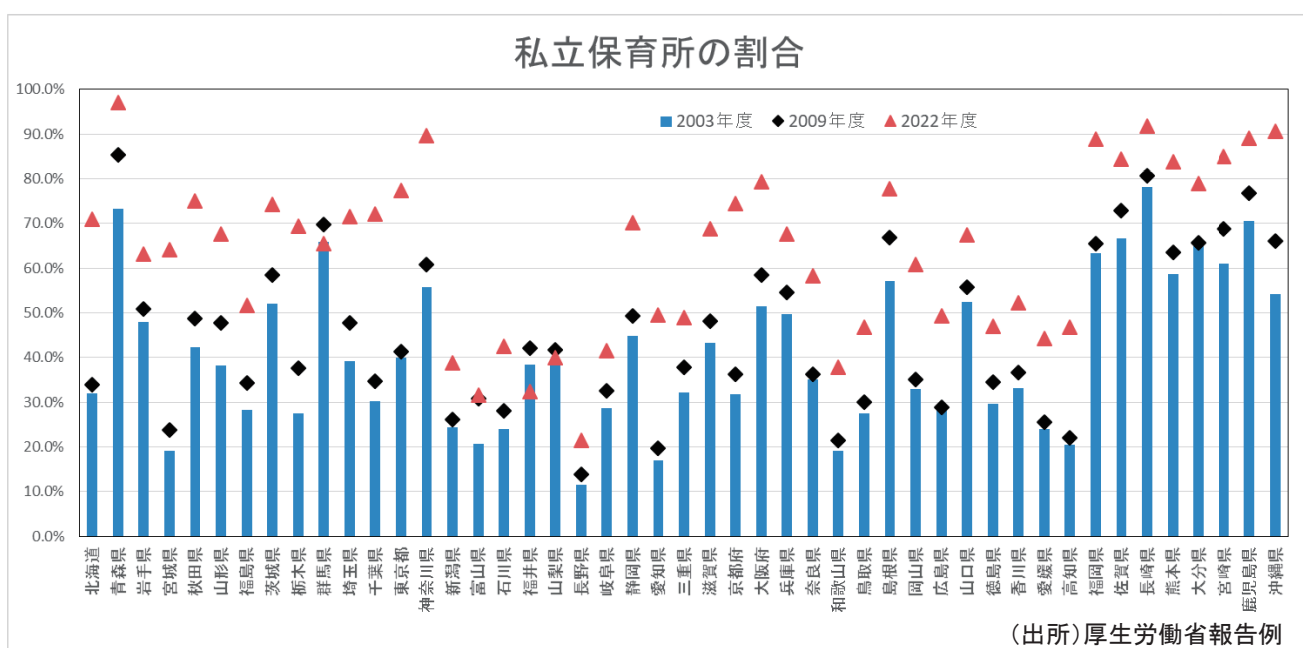
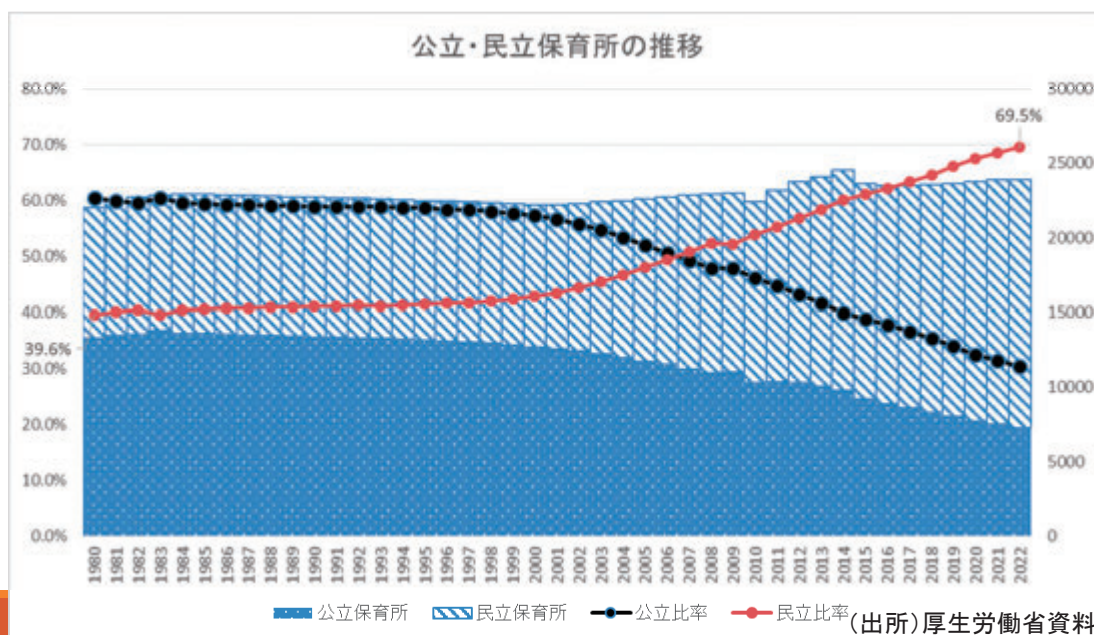
5

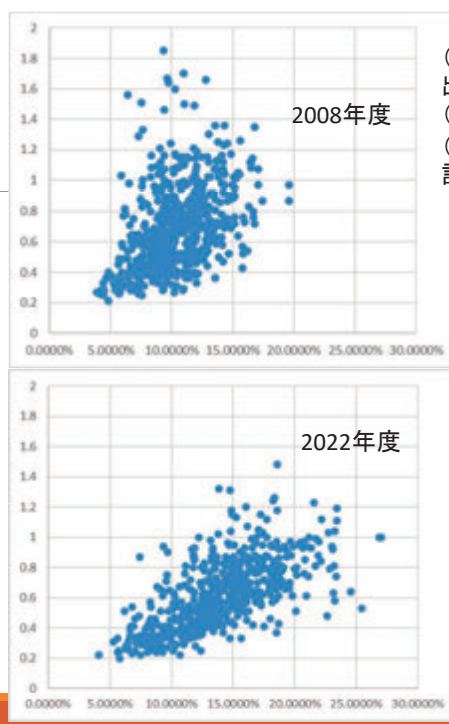
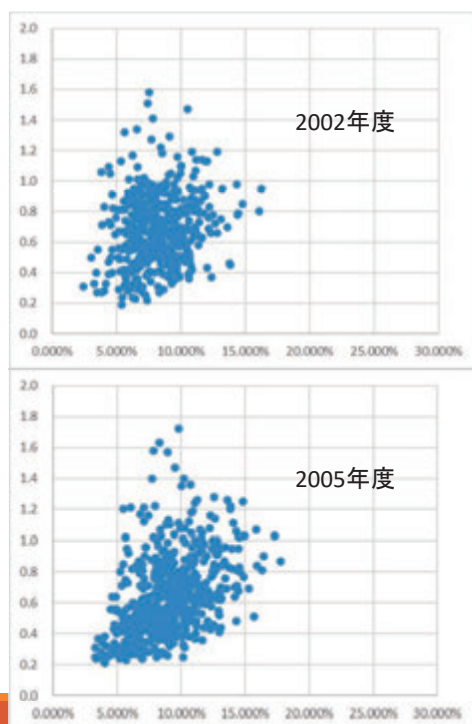
6歳未満のいる世帯のうち夫婦共に有業者である世帯の割合



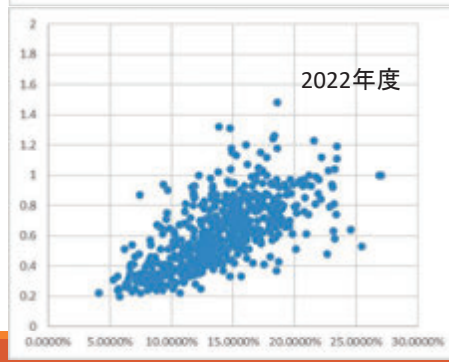
6

背景3: 自治体の保育行政に係る財政運営の状況





(横軸)児童福祉費対歳出総額の割合
(縦軸)財政力指数
(データ)市町村決算統計(都市)



2. 保育所をめぐる改革の概要

保育制度改革 一規制緩和(～2011年度)

年度	規制緩和事項
1998年度	短時間勤務保育士の導入容認／給食調理の業務委託容認 定員超過入所の規制緩和(定員の弾力化)－年度当初10%、年度途中15%(育休明け20%)
1999年度	定員超過入所の規制緩和の拡大－年度当初15%、年度途中25%(育休明けに産休明けを加え規制撤廃)
2000年度	保育所の設置主体の制限撤廃
2001年度	短時間勤務保育士の割合拡大(定員超過分) 定員超過入所の規制緩和の拡大－年度後半の制限撤廃
2002年度	保育所の分園の条件緩和－一定員規制および分園数規制の緩和 短時間勤務保育士の最低基準上の保育士定数2割未満の規制撤廃
2003年度	児童福祉施設最低基準緩和－保育所の防火・避難基準緩和
2006年度	認定こども園の制度化－実質的な規制緩和による保育に欠ける子の受入可能化
2010年度	定員超過入所の規制緩和の拡大－年度当初の規制撤廃 給食の外部搬入の容認化－3歳以上児・公私ともに
2011年度	最低基準の廃止・地方条例化に関わる地域主権一括法の成立(2011年4月)・2013年3月末日までに、都道府県・政令市・中核市で条例化

2004年度 公立保育所運営費一般財源化

(出所)全国保育団体連絡会・保育研究所編『保育白書2011』81頁より筆者作成

11

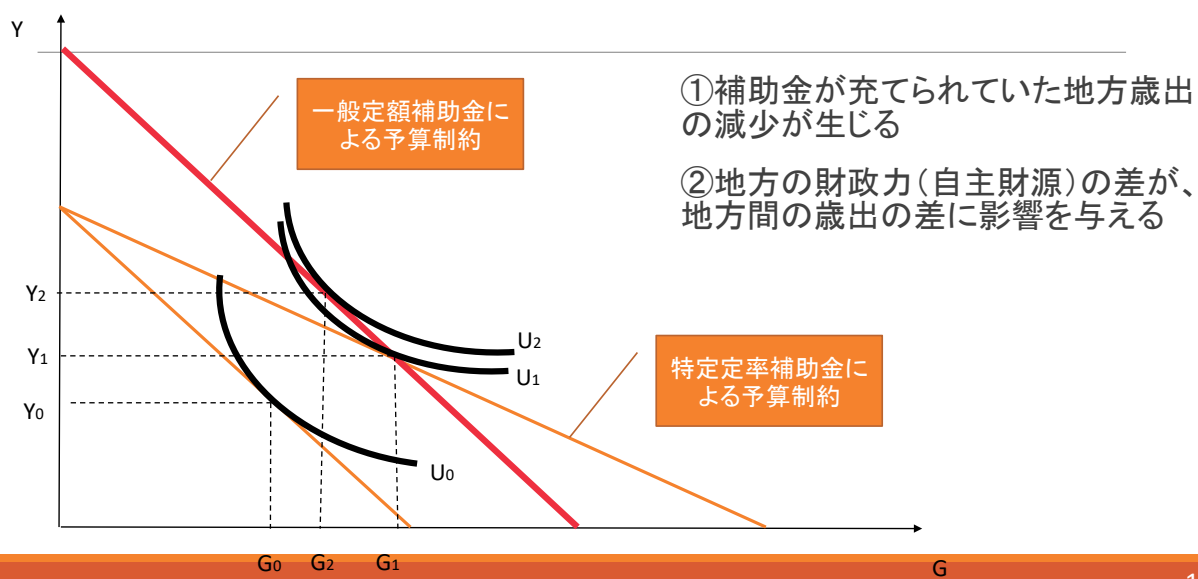
公立保育所の費用負担構造(一般財源化前)

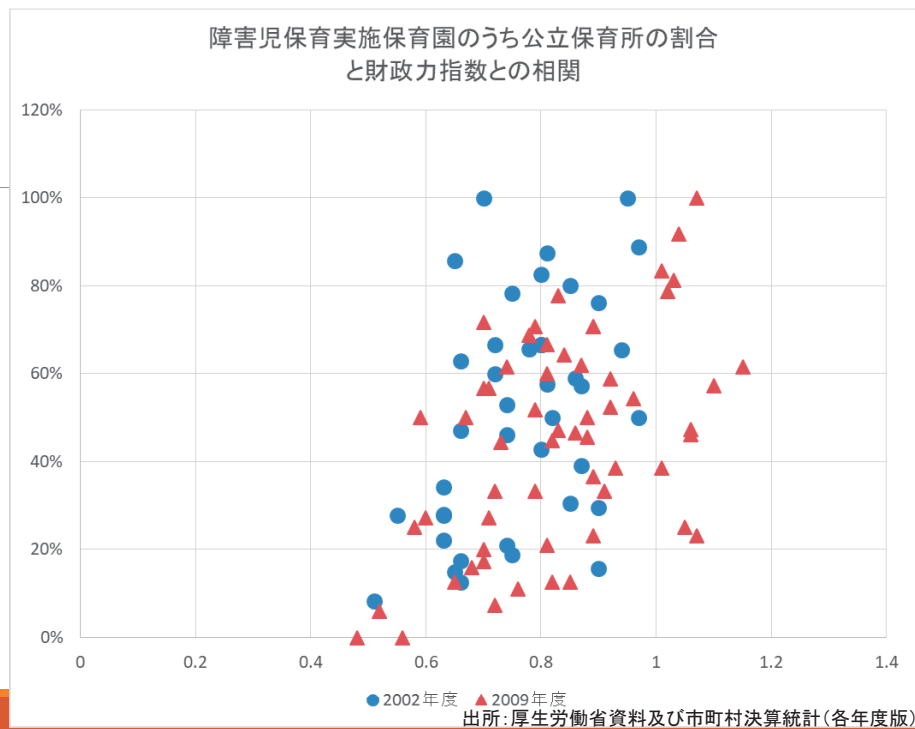


12

3.改革による保育行政への影響

一般財源化の経済理論





15

一般財源化による保育行政への影響 — 回帰モデル

$$y_{it} = (\alpha_1 + \alpha_2 IPPAND) FISCAL_{it} \\ + (\beta_1 + \beta_2 IPPAND) POP15_{it} + x_{it} \delta + \gamma_i + \varepsilon_{it}$$

16

	(1) 公立保育所の割合	(2) 公立保育所利用者割合	(3) 公立保育所当たりの子どもの数	(4) 延長保育実施割合	(5) 一時保育実施割合
財政力指数	-0.311*** (0.090)	-0.245*** (0.081)	44.024 (14.664)***	-0.010 (0.365)	1.082*** (0.212)
財政力指数×一般財源化ダミー	-0.055** (0.024)	-0.044** (0.022)	4.553 (3.954)	-0.270*** (0.098)	-0.055 (0.057)
経常収支比率	-0.0002 (0.0009)	-0.001 (0.0008)	-0.470*** (0.140)	-0.009*** (0.003)	-0.001 (0.002)
経常収支比率×一般財源化ダミー	-0.0005 (0.0003)	-0.0004 (0.0003)	-0.004 (0.056)	-0.002* (0.001)	0.00003 (0.0008)
15歳未満人口比率	-0.385 (0.623)	0.897 (0.560)	574.461*** (101.879)	8.950*** (2.536)	-4.014*** (1.473)
15歳未満人口比率×一般財源化ダミー	0.602** (0.270)	0.483** (0.242)	-2.013 (44.050)	3.335*** (1.097)	0.434 (0.637)
サンプルサイズ	289	289	289	289	289
ハウスマン検定: chi2	32.51	28.38	21.40	15.44	81.94
ハウスマン検定: Prob>chi2	0.0000	0.0001	0.0007	0.0086	0.0000
(注1) 括弧内は標準誤差。					
(注2) ***は1%水準、**は5%水準、*は10%水準でそれぞれ有意な推計値を表す。					

17

児童措置費の単位費用の推移

(単位:千円)	総額	特定財源等	一般財源	単位費用 (一般財源 ÷100,000)
2003年度	756,611	559,197	197,414	1,974
2004年度	794,379	380,227	414,152	4,142
2007年度	910,139	406,379	503,760	5,038

出所:地方財務協会『地方交付税制度解説(単位費用篇)』(各年度版)

18

単位費用/社会福祉費と保育所運営費

(単位:円)	社会福祉費単位費用	うち保育所運営費
2004年度	11,100	3,799
2005年度	12,100	4,385
差	1,000	586

(出所) 林(2005)5頁より筆者作成

19

社会福祉費の密度補正(2007年度)

【保育所分】

$$= \frac{1}{A \times 14,800 \text{円}} \times \left\{ \begin{aligned} & \left(B_{\text{公}} \times \alpha_{\text{公}} - 610 \text{人} \times \frac{A}{100,000 \text{人}} \right) \times C_{\text{公}} \\ & + \left(B_{\text{私}} \times \alpha_{\text{私}} - 1,008 \text{人} \times \frac{A}{100,000 \text{人}} \right) \times C_{\text{私}} \end{aligned} \right\}$$

20

社会福祉費の密度補正(2023年度)

【施設型給付費(2・3号認定子ども)分】

$$= \frac{1}{A \times 28,300 \text{円}} \times \left\{ \begin{array}{l} \left(B_{\text{公}1} \times \alpha_{\text{公}1} - 178 \text{人} \times \frac{A}{100,000 \text{人}} \right) \times 1,567,921 \text{円} \\ + \left(B_{\text{公}2} \times \alpha_{\text{公}2} - 353 \text{人} \times \frac{A}{100,000 \text{人}} \right) \times 717,803 \text{円} \\ + \left(B_{\text{私}1} \times \alpha_{\text{私}1} - 622 \text{人} \times \frac{A}{100,000 \text{人}} \right) \times 391,980 \text{円} \\ + \left(B_{\text{私}2} \times \alpha_{\text{私}2} - 942 \text{人} \times \frac{A}{100,000 \text{人}} \right) \times 179,451 \text{円} \\ + \left(B_{\text{障}} + C_{\text{障}} - 47 \text{人} \times \frac{A}{100,000 \text{人}} \right) \times 1,565,036 \text{円} \end{array} \right\}$$

21

4. まとめとして

- 自治体の財政力の格差や財政状況が保育所運営やサービスの格差をもたらしている。
- 人口構成も自治体の保育所運営に影響を与える。
- 公立保育所運営費の一般財源化は保育所運営に一定の影響を与えた。
- 財政力の差による保育行政の弊害を見極める必要がある。

22

参考文献

秋吉貴雄(2018)「公立保育所民営化政策形成過程における政策学習:東京都国立市を事例として」『公共選択』69、40-59。

江口和美(2020)「交付税措置による教育施策推進の有効性に関する研究:市町村教育委員会の予算編成過程に関する調査報告を中心に」『早稲田大学大学院教育研究科紀要』28(1)、35-46。

木村雅英・杉山隆一(2009)「第4章 保育所運営と財政 第1節 保育所財政と公的責任」杉山隆一・田村和之編『保育所運営と法・制度—その解説と活用』新日本出版社、145-157。

栗山久範(2020)「地方単独事業の地域差と財源保障—義務教育費を中心に—」『人間社会環境研究』40、1-17。

小林庸平・林正義(2011)「一般財源化と高齢化は就学援助制度にどのような影響を与えたのか?」『財政研究』7、160-175。

林克(2005)「公立保育所運営費の一般財源化と超過負担解消めざす運動を考える(上)」『保育情報』344、2-6。

林正義(2024)「地方交付税と一般財源化」『地方財政』9月号、4-22。

福田素生(2002)「保育サービスの供給—費用面からの検討を中心に—」国立社会保障・人口問題研究所編『少子社会の子育て支援』東京大学出版会、265-289。

的場啓一(2007)「保育行政のミスマッチはなぜ起きるのか?—少子化対策と三位一体改革の影響—」『経済学研究』38、43-64。

Ahlin, A. and E. Mork (2008), "Effects of decentralization on school resources", *Economics of Education Review*, 27, 276-284.

こども・子育て政策に関する政府間財政関係の改革

—三位一体改革期の国庫補助負担金改革とその後の展開—

地方行財政ビジョン研究会(第4回)
2024年11月15日

東海大学政治経済学部政治学科
特任講師 原田 悠希
harada.yuki.h@tokai.ac.jp

三位一体改革期の国庫補助負担金改革
【こども・子育て政策に関する政府間財政関係の改革】

1. 1. 問題意識(こども・子育て政策に関する政府間財政関係への着目)

【理論】

- 所得再分配機能を果たす現金給付の社会保障制度は中央政府が主として担い、対人社会サービスの提供により資源配分機能も併せ持つ現物給付の社会保障制度は地方政府が主として担うべき。

※所得再分配政策を地方自治体ごとに実施すれば、政策の手厚い地方への貧困者の流入、富裕者の流出という人口移動が生じてしまう。一方、地域社会の生活実態に応じた現物給付は地方自治体が積極的に役割を果たしうる。

【現実】

- 日本の社会保障制度には、全国一律の基準での現金給付施策を含めて、実施事務を地方自治体が担い、財源においても地方負担がある制度が数多く存在。
多額の地方負担により、地方財政が社会保障制度を支えている実態にある。

⇒ 現在の社会保障制度に関する政府間財政関係が、どのような過程を経て構築されてきたのかを論ずる研究は限られている。

【本報告の内容・目的】

- 三位一体改革期の国庫補助負担金改革を題材に、こども・子育て政策に関する政府間財政関係の改革について、政策決定過程の分析を実施。

⇒ 理論から乖離した現実の制度の構築過程を明らかにすることには、今後のこども・子育て政策における国と地方の役割分担のあり方を議論するに当たって、重要な意義あり。

3

1. 2. 国庫補助負担金改革の理論と実際

【理論】

- 三位一体改革は、「国庫補助負担金、地方税、税源移譲を含む税源配分のあり方を三位一体で検討」するもの。分権推進の立場から見た場合、国庫補助負担金改革の重要な目的は、税財政制度面での地方の権限と責任を拡大すること。

⇒ 国庫補助負担金の中でも、廃止・削減によって地方の自由度が高まる事務、地方が創意工夫できる事務から改革の対象として選定すべき。

※ 「地方の努力の余地がない全国一律の金銭給付は国費で行い、地域で工夫できる対人サービスは地方負担で行うのがよい」(岡本2007:82-83)。

※ 神野直彦先生も、財政理論を踏まえてこうした考え方を支持し、「参加」型の生活保障を構築していくべきと主張(神野編2006:4-8)。

【こども・子育て政策への理論のあてはめ】

	理論に即した対応	考え方
現金給付 (児童手当・ 児童扶養手当)	国庫負担金(高率)の維持 ※ 負担率の引き下げは 容認不可	国が法令で支給要件・給付額を決めている地方の自由度がないに等しく、地方自治体は制度設計への関与や実施における創意工夫ができない
現物給付 (保育所運営費)	一般財源化 または 国庫負担率の引き下げ	国が法令で定めているのは守らなければならない基準や、実施しなければならない事務であって、実施方法は地方自治体に創意工夫の余地がある

4

1. 2. 国庫補助負担金改革の理論と実際

【実際の政策決定過程】

◆三位一体改革期の主な議論の経過(国庫補助負担金の改革関係)

日時	経過
2001年6月14日	地方分権推進委員会・最終報告
7月3日	地方分権改革推進会議発足
2002年5月21日	片山試案の提示(経済財政諮問会議平成14年第13回)
6月25日	骨太の方針2002(閣議決定)【三位一体の改革の実施決定】
2003年6月18日	総理指示(3年で4兆円の国庫補助負担金の廃止縮減)
6月27日	骨太の方針2003(閣議決定)【数値目標・期限の設定】
11月18日	総理指示【2004年度に1兆円の国庫補助負担金の廃止縮減】
12月19日	三位一体の改革に関する政府・与党協議会による取りまとめ (※公立保育所運営費のみの一般財源化(私立は維持)) 1,661億円
2004年5月28日	総理指示【残る3兆円の改革と地方団体への削減案作成依頼】
6月4日	骨太の方針2004(閣議決定)
11月26日	「三位一体の改革について」(政府・与党) (※国民健康保険への都道府県負担の導入) 5,449億円
2005年4月20日	生活保護費及び児童扶養手当に関する関係者協議会(第1回)
6月21日	骨太の方針2005(閣議決定)
11月25日	生活保護費及び児童扶養手当に関する関係者協議会(第9回)
11月30日	「三位一体の改革について」(政府・与党) (※生活保護に関する改革の回避、児童扶養手当・児童手当の国庫負担率の大幅引き下げ)

[出所] 筆者作成

児童扶養手当1,805億円(3/4→1/3)、児童手当1,578億円(2/3→1/3)

⇒ 実際の改革の帰結は一貫しているとはいえない状況。こども・子育て政策に関しても、児童扶養手当・児童手当の国庫補助率の大幅引き下げのように、地方分権推進という趣旨に沿わないものが存在。

5

1. 3. リサーチ・クエスチョン・方法

【リサーチ・クエスチョン】

Q **三位一体改革期に、何故、こども・子育て政策に関する政府間財政関係について、地方分権推進の趣旨に沿わない改革が行われることとなったのか？**

※ 地方財政制度に責任を持つ総務省は、地方自治体の利益の代弁者・擁護者として、改革を地方分権推進の趣旨に沿って進めるべく政府部内で行動している(西尾2001:89-90)はずなのに、実際の改革の帰結はそうっていない。

【方法】

- 社会保障制度に関する政府間財政関係の改革においては、総務省、財務省及び厚生労働省の3省庁による折衝過程が重要となる。改革項目の決定にあたっては、最終的な結論に3省庁の全てが合意する必要がある。
- 財務省と厚生労働省が地方分権推進の趣旨に沿わない改革に前向きな中で、最終的な帰結を踏まえると総務省が政府部内で妥協をした(消極的に受け入れた)ことになるが、自治制度官僚がどのようなアイディアの下、どのような判断をしたのかについては、必ずしも全てが明らかにされている訳ではない。

※ 改革に直接携わった当事者が事後的に作成する記録は、様々な配慮から修辭的な文言が延々と述べられたり、肝心の部分が曖昧化されていたりすることも多い。また、必ずしも行政内部における折衝過程・意思決定過程の全てが残されているわけではなく、自らにとって都合の悪い事実は積極的に記述されないという傾向も存在(飯尾2019:13)。

⇒ 文献の収集・調査に加え、当時政策決定に携わった自治制度官僚への直接のヒアリング調査を併せて実施。

6

1. 4. ヒアリング調査

- 地方公共団体金融機構「若手研究者のための地方財政研究助成事業」の助成を受け、2023年10月～12月に三位一体改革に課長級職員として改革に関与した自治制度官僚4名へのヒアリング調査を実施。

◆ヒアリング対象者

氏名	調査時点の役職	採用年次	本稿に係る職位等
岡本 全勝	公益財団法人全国市町村研修財団市町村職員中央研修所学長	昭和53年	総務省大臣官房総務課長、復興庁事務次官等を歴任
佐藤 文俊	地方公共団体金融機構理事長	昭和54年	総務省自治財政局調整課長、総務事務次官等を歴任
平嶋 彰英	立教大学経済学部経済研究所研究員	昭和56年	内閣府地方分権改革推進会議事務局参事官等を歴任
務台 俊介	衆議院議員	昭和55年	総務省自治財政局調整課長等を歴任

[出所] 筆者作成

※ 4名はいずれも在職中から書籍や専門誌の記事を通じて、改革に関する論考を発表されている方々。対象者が関わった政策決定過程はそれぞれ少しずつ異なっているため、ヒアリングは半構造化インタビューの形式で実施。

※ ヒアリング記録は、地方公共団体金融機構ホームページにおいて公開済。

<https://www.jfm.go.jp/support/research/josei.html>

7

2. ヒアリング結果

2. 1. 国庫補助負担金改革における改革方針（現金給付と現物給付の別）

Q 従前にはない規模で国庫補助負担金改革を進めていくに当たって、自治制度官僚はどのような方針を立てて改革に臨もうとしていたのか？

- ・ 「現金給付と現物給付では性格が違う… 金銭給付で所得再配分みたいなものは国の責任が大きい分野で地方の裁量が小さい。これをいじってみても、お金を通じたコントロールを縮小しようという意味では、あんまり効果がない… 一方で現物給付の方は、地方のやり方の自由度が増せば実態に即したサービス提供が可能になってきて、地方の裁量が大きくなると現実に合った望ましい結果が得られる」(佐藤文俊)

⇒ 現金給付と現物給付で対応が違い、「地方の努力の余地がない全国一律の金銭給付は国費で行い、地域で工夫できる対人サービスは地方負担で行うのがよい」との考え方

2. 2. 経済財政諮問会議における数値目標・期限の設定の影響

Q 数値目標・期限の設定は、三位一体改革の帰結にどのような影響を与えたのか？

- ・ 「分権を推進しようという立場からすると、この4兆円3兆円という目標設定のやり方は、乱暴だけれども良かった… これをしなかったら、殆ど出来なかったのではないか」(佐藤文俊)
- ・ 「目標が掲げられてしまったから、それを達成しなくてはいけないということで、最後は数字合わせになってしまった」(佐藤文俊)、「最後は目標額を何とか達成しないと格好が付かないということで、色々妥協をしながら改革内容が決まっていた」(務台俊介)

⇒ 改革を牽引する役割を果たした一方で、自治制度官僚にとって数値目標達成のために地方分権推進の趣旨に沿わない改革内容を容認せざるを得なくなった要因

8

2. ヒアリング結果

2.3. 公立保育所運営費のみの一般財源化(2004年度予算)

Q 公立のみの一般財源化、私立は存置という帰結に至った保育所運営費の改革について、当時どのように考えていたのか？ 【※理論的には、現物給付であり一般財源化になじむ】

- ・「私立については厚労省が勘弁してくれと言ったから」(平嶋彰英)、「私立については、自民党に対して政治的に非常に力が強い」(務台俊介)、「1兆円達成するのに民間まで出すことないよという数字合わせ」(佐藤文俊)

⇒ 自治制度官僚は、私立も含めて保育所運営費は全て一般財源化すべきと考えていたが、厚生労働省との調整や、私立保育所の政治力の結果として、地方自治体が運営主体で一般財源化しやすい公立のみという帰結となっている

2.4. 児童扶養手当・児童手当の国庫負担率の大幅引き下げ(2006年度予算)

Q なぜ、最も地方に裁量がない現金給付の改革という帰結を自治制度官僚は許容したのか？ 【※理論的には、現金給付であり、国庫委託金・高率の国庫負担金になじむ】

- ・「生活保護が現状維持になって、そこでぴょっと出てきたのが児童手当・児童扶養手当で、だからいわば生活保護の身代わり」、「もうみんな疲れ切っている…最後のどん詰まりで、ここまで来たらもう数字を合わせなくちゃなんない…やむを得ないという判断」(佐藤文俊)
- ・「やむなく同額捻出できるものを持ってきた…数合わせ。厚生省も反対しない」(務台俊介)

⇒ 自治制度官僚は、地方分権推進の趣旨に沿わない改革であることを自覚しつつも、政府全体での数値目標達成のために妥協をせざるを得なかった

9

2. ヒアリング結果

2.5. 国庫負担金の引き下げと地方交付税制度との関係

Q 児童扶養手当・児童手当の国庫負担率の大幅引き下げに関し、何故、最終的に自治制度官僚が国庫負担率の引き下げを受け入れることが可能であったのか？

- ① 国庫負担金対象経費のうち地方自治体負担分(いわゆる裏負担分)については、地方交付税の仕組みを活用して厳密に財源保障を行うことが企図されている。
 - ⇒ 負担率の引き下げを行った場合、地方自治体の裏負担は増加するが、その時には基準財政需要額が増額となり、地方交付税制度の中で事務の実施に必要な財源が手当される仕組み。2006年度は、基準財政需要額の算定方法の見直しも実施。
 - ⇒ 地方交付税制度を通じて財源保障の仕組みを維持していくことが可能。この結果、多くの自治体の財政運営に直接的支障が生じず、実務的に大きな不満も出てこない。
- ② 交付税制度で財源保障をしていく場合、個別の地方自治体ごとにみると、財政力の違いによって配分される額が異なってくる。特に、東京都などの不交付団体にとってみれば、国庫負担率の引き下げは、その分の国からの移転財源の減少に直結。
 - ⇒ 自治制度官僚は財政力のある自治体への移転財源の減少を問題視していない。

(※)「地方全部ではなく、東京都が傷むだけだったらしょうがないという気持ち…余裕があるとみんな思っていたから。この問題の裏面史みたいになっちゃうれど」(平嶋彰英)、「超過財源ある…結果オーライ」(務台俊介)

10

3. ヒアリング調査のまとめ

- こども・子育て政策に関する三位一体改革期の国庫補助負担金改革の内容について、政策決定過程における自治制度官僚の対応と政府間財政関係の理論との関係に沿って整理すると、以下のとおり。

◆ヒアリング調査のまとめ

改革の内容	自治制度官僚の対応
・公立保育所運営費のみの一般財源化	政府間財政関係の理論通りの改革内容を実現(公立分) ※私立分については改革対象とならず
・児童扶養手当・児童手当の国庫負担率の大幅引き下げ	政府間財政関係の理論に反することを認識しつつ、政策決定過程において妥協 ※地方交付税制度を通じた財源保障を模索

[出所] 筆者作成

⇒ 現在のこども・子育て政策に関する政府間財政関係は、関係省庁間の妥協の産物の結果として構築されたものであり、必ずしも現行制度を自明の前提とする必要はないことに留意。

11

三位一体改革後の展開 【社会手当(児童扶養手当・児童手当)、保育所運営費】

12

4. 社会手当(児童扶養手当・児童手当)

- 社会手当は法の定める所定の支給事由を満たす場合に、定型的に現金給付をする社会保障制度。理論と異なり、実施事務を地方公共団体が担い、財源においても地方負担が存在しているものがある。

(例) 児童手当(中学校卒業までの児童を養育する父母等に対し、月額15,000円等を支給)
 児童扶養手当(ひとり親家庭に対し、月額45,500円等を支給)
 特別児童扶養手当(障害児を家庭で監護・養育する父母等に対し、月額55,350円等を支給)
 年金生活者支援給付金(年金を含めても所得が低い者に対し、月額5,310円等を支給)

◆社会手当の事務の実施主体と財源の構成

社会手当の名称	地方公共団体が支給事務を実施			国が支給事務を実施	
	児童扶養手当法	特別児童扶養手当等の支給に関する法律	児童手当法	年金生活者支援給付金の支給に関する法律	
社会手当の名称	児童扶養手当	特別児童扶養手当	障害児福祉手当・特別障害者手当	児童手当	年金生活者支援給付金
事務の実施主体	都道府県・市区・福祉事務所設置町村 [法定受託事務]	都道府県・政令指定都市 [法定受託事務]	都道府県・市区・福祉事務所設置町村 [法定受託事務]	市区町村 [法定受託事務]	国(日本年金機構に事務を委託) [国直轄]
財源の構成	国:1/3 地方:2/3 [国庫負担金]	国:10/10 [国庫委託金]	国:3/4 地方:1/4 [国庫負担金]	国:2/3 地方:1/3 [国庫負担金]	国:10/10 [国直轄]

[出所] 筆者作成

13

◆社会手当の国庫負担率の変遷

年代	児童扶養手当法	特別児童扶養手当等の支給に関する法律		児童手当法
	児童扶養手当	特別児童扶養手当	障害児福祉手当・特別障害者手当(注1)	児童手当(注2)
1960年代	1961(昭和36)年 :10/10[国庫委託金]	1964(昭和39)年 :10/10[国庫委託金]		
1970年代				1971(昭和36)年 :2/3[国庫負担金]
1980年代	↓ 1985(昭和60)年 :8/10[国庫負担金]	↓	1975(昭和50)年 :8/10[国庫負担金]	↓
	↓ 1986(昭和61)年 :7/10[国庫負担金]		↓ 1985(昭和60)年 :7/10[国庫負担金]	
1990年代	↓ 1989(平成元年)年 :3/4[国庫負担金]		↓ 1989(平成元年)年 :3/4[国庫負担金]	
2000年代	↓ 2006(平成18)年 :1/3[国庫負担金]			↓ 2006(平成18)年 :1/3[国庫負担金]
2010年代				↓ 2012(平成24)年 :2/3[国庫負担金]
2020年代				↓

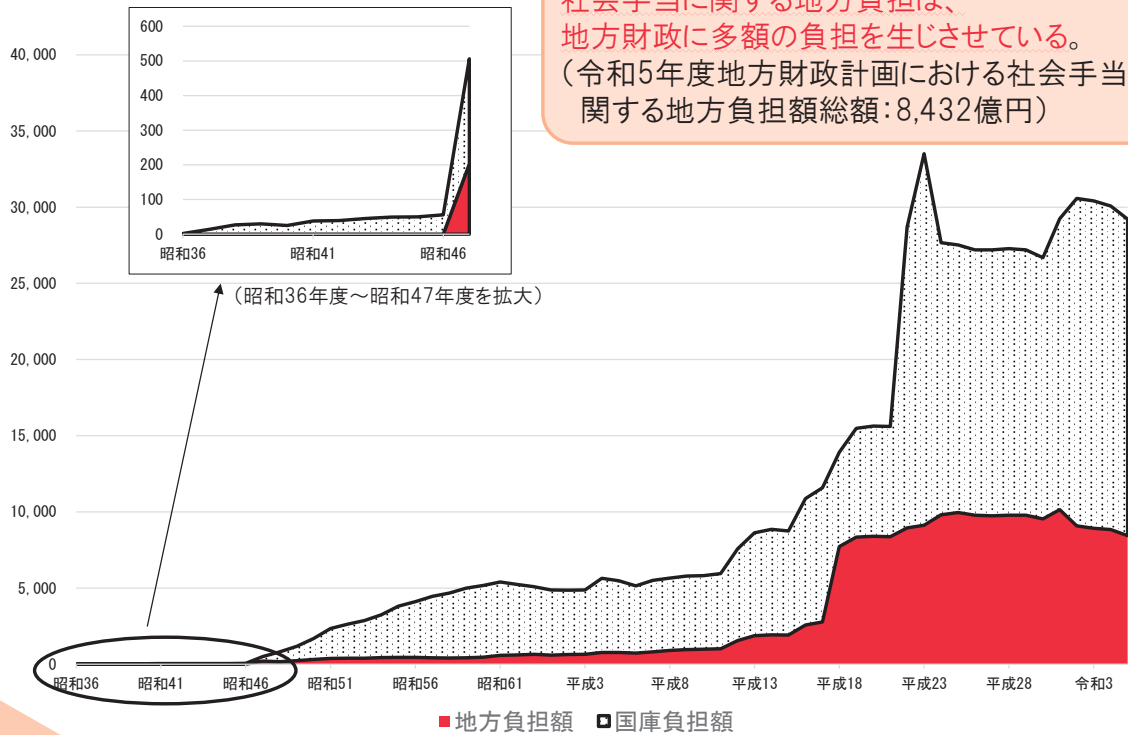
[出所] 筆者作成

(注1) 1985年(昭和60年)の制度再編前は福祉手当。

(注2) 子ども手当を除く。また、国庫補助率は、事業主拠出金の含まれない全額公費負担の場合の国庫補助率。

14

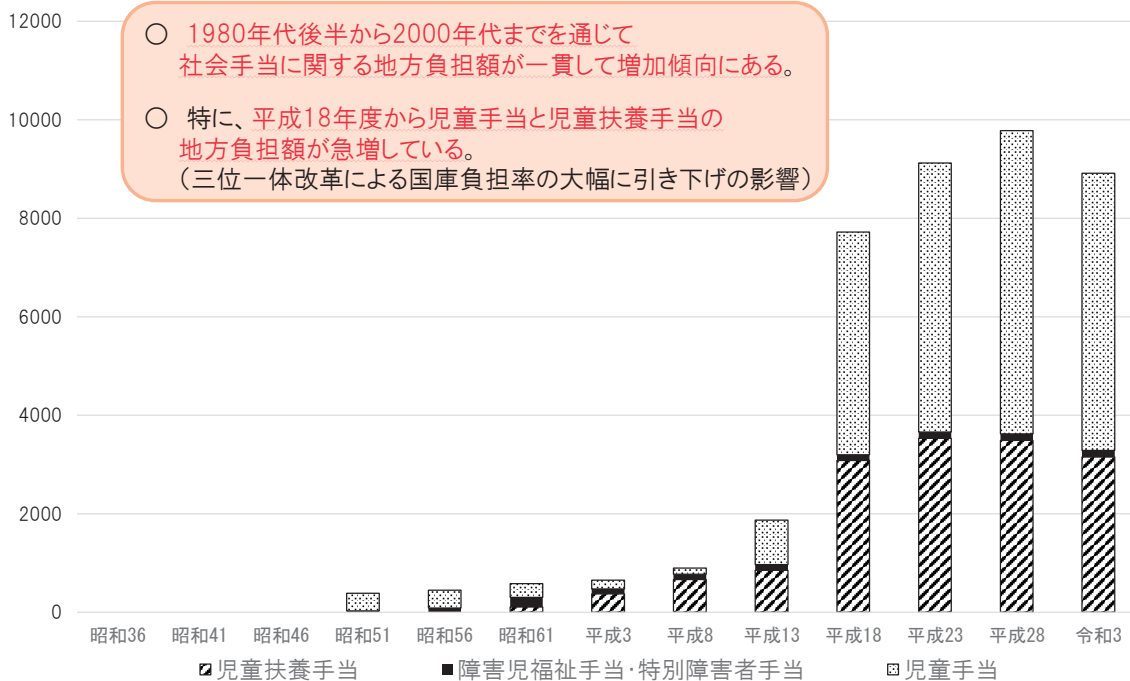
◆社会手当関係経費の国庫負担額・地方負担額の推移



[出所]各年度の政府予算書・地方財政計画を基に筆者作成(単位:億円)

15

◆社会手当関係経費の地方負担額の推移(5年ごとと制度別)



[出所]各年度の政府予算書・地方財政計画を基に筆者作成(単位:億円)

16

◆社会手当地方負担額が地方交付税総額に占める割合の推移



[出所]各年度の政府予算書・地方財政計画を基に筆者作成(単位:億円)

17

◆児童手当の拡充(令和6年改正法)と地方財政

- 2024年10月施行(拡充後の初回の支給は2024年12月)
 - ・所得制限の撤廃
 - ・支給期間の18歳の年度末までの延長
 - ・第3子以降の支給額増額
 - ※財源として「こども・子育て支援金制度」を創設
- 令和6年改正法では、児童手当の財源構成割合の見直しが実施。

	現行制度	改正後
3歳未満の被用者	拠出金 : 7/15 国 : 16/45 地方 : 8/45	支援納付金 : 3/5 拠出金 : 2/5
3歳未満の非被用者	国 : 2/3 地方 : 1/3	支援納付金 : 3/5 国 : 4/15 地方 : 2/15
3歳以上の被用者・非被用者	国 : 2/3 地方 : 1/3	支援納付金 : 1/3 国 : 4/9 地方 : 2/9
特例給付(所得制限を超える者への給付)	国 : 2/3 地方 : 1/3	— (所得制限撤廃による廃止)

(注)改正後については、2028年度以降の本則ベースの負担割合。地方負担は、都道府県・市町村の折半。公務員については、改正前後ともに所属庁による全額負担であり記載を割愛。

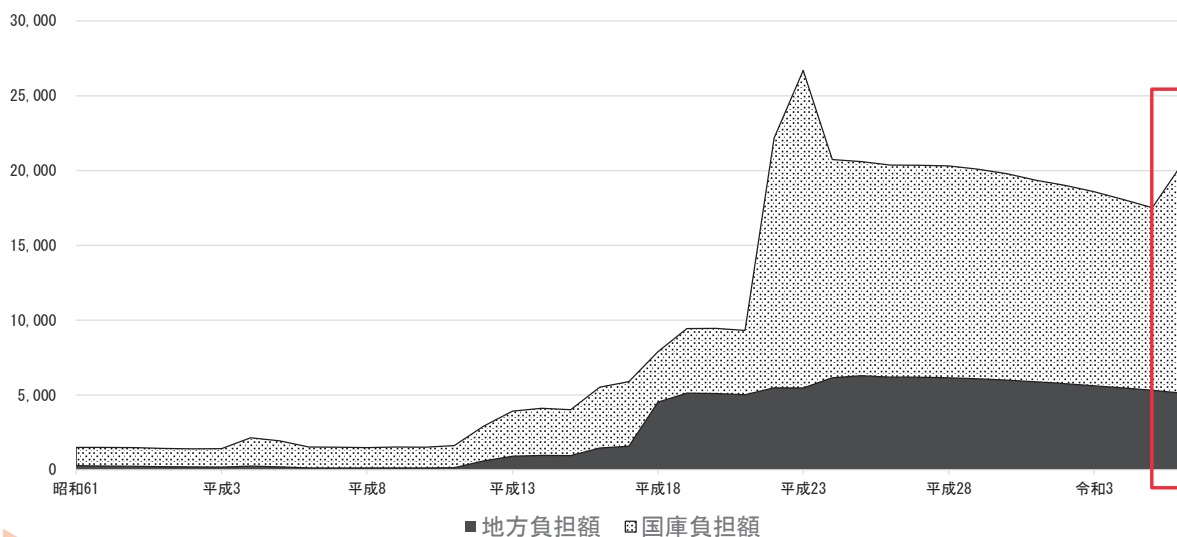
[出所]令和6年改正法に基づき筆者作成

18

◆児童手当の拡充(令和6年改正法)と地方財政 (続き)

- 財源構成割合の見直しが行われたものの、児童手当の制度全体が拡充されているため、地方負担の総額は同水準で維持の状況
(令和6年度地方財政計画における地方負担額：5,127億円)

図 児童手当関係経費の国庫負担額・地方負担額の推移

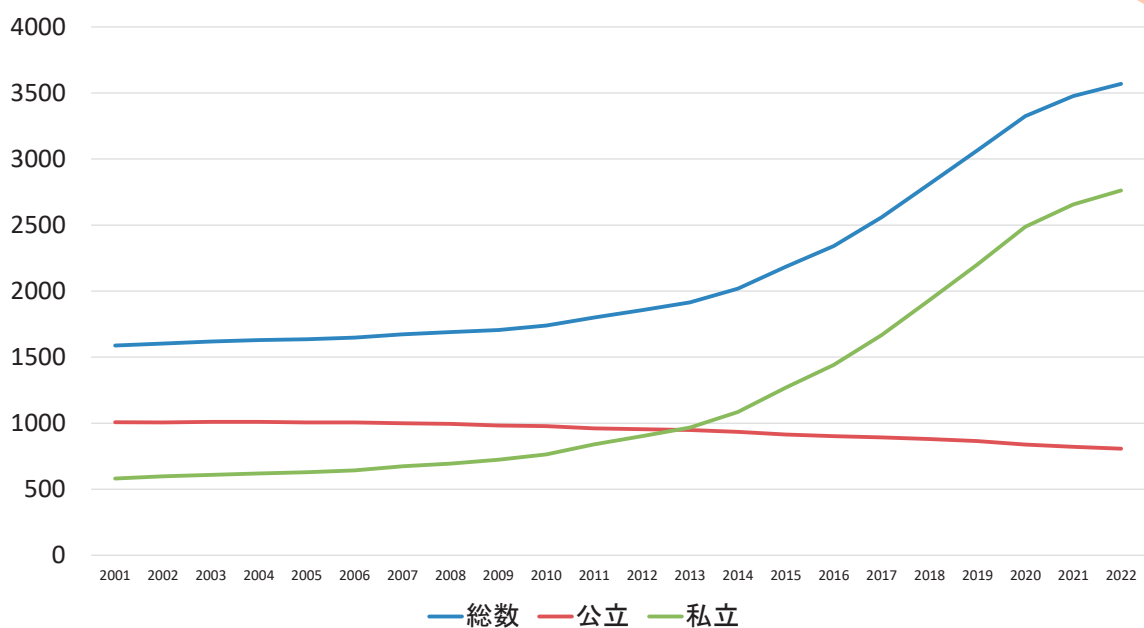


[出所]各年度の政府予算書・地方財政計画を基に筆者作成(単位:億円)

5. 保育所運営費

- 公立保育所運営費の一般財源化は、理論的には公立保育サービスの減少に繋がるもの(関口2006:45-48)。
 - また、結果的に私立保育所への国庫負担が維持されたことを踏まえれば、保育サービスの供給主体を公立から私立へ移行させる効果が、理論的にはあるものと考えられる。
- ⇒ 当時の三位一体改革期の政策決定過程の帰結が、その後の保育行政にどのような影響を及ぼしたのかは大変興味深い論点であると考えており、今後の研究課題と考えている。
- ※ 待機児童解消に向けた取組等が進められた時期であり、三位一体改革の帰結との直接的な因果関係を明らかにすることは難しいが、公立保育所運営費のみの一般財源化の影響を受けやすいと考えられる東京都の保育所の施設数・児童定員の経年変化を次頁・次々頁に記載。

◆東京都の保育所の施設数の経年変化(2001年～2022年)

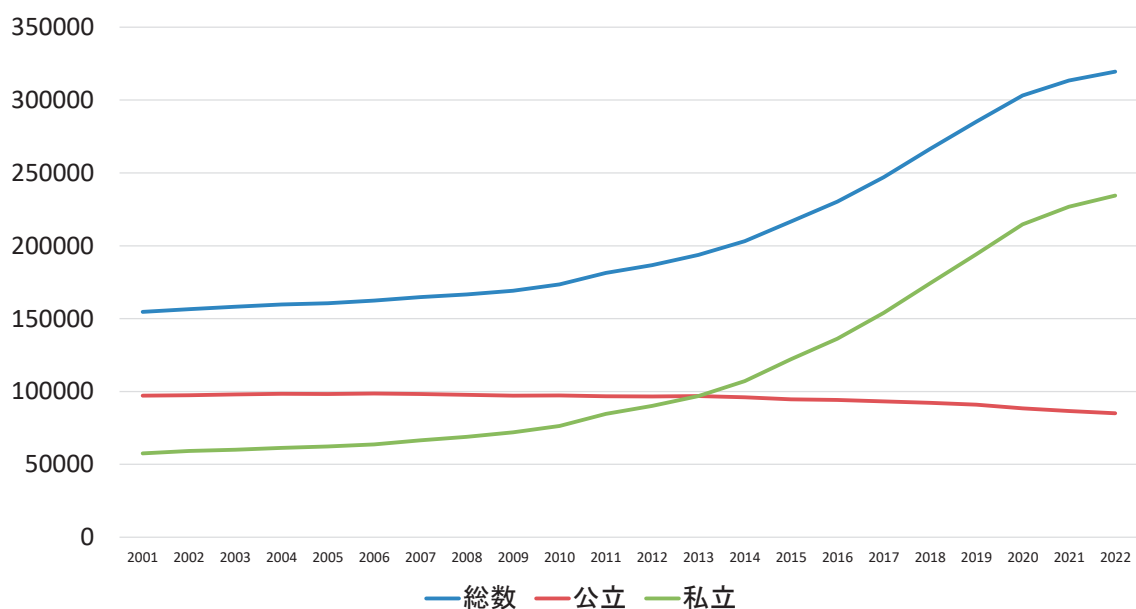


	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022
総数	1588	1603	1619	1629	1635	1648	1673	1689	1705	1740	1800	1855	1915	2019	2184	2342	2558	2811	3066	3325	3477	3569
公立	1007	1005	1010	1010	1006	1006	1000	995	982	977	961	954	948	935	914	901	892	880	864	838	821	807
私立	581	598	609	619	629	642	673	694	723	763	839	901	967	1084	1270	1441	1666	1931	2202	2487	2656	2762

[出所]東京都統計年鑑を基に筆者作成

21

◆東京都の保育所の児童定員の経年変化(2001年～2022年)



	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022
総数	154648	156532	158106	159715	160616	162357	164807	166552	169184	173532	181384	186698	193757	203170	216699	230334	247105	266473	285121	303093	313364	319510
公立	97126	97407	98018	98475	98321	98618	98243	97654	97144	97251	96736	96547	96850	96036	94584	94154	93188	92231	90960	88461	86641	85066
私立	57522	59125	60088	61240	62295	63739	66564	68898	72040	76281	84648	90151	96907	107134	122115	136180	153917	174242	194161	214632	226723	234444

[出所]東京都統計年鑑を基に筆者作成

22

6. 本報告のまとめ・補論

【本報告のまとめ】

- 国庫補助負担金の有無による地方自治体の政策決定への影響に関し、本報告の内容から得られる知見を整理すると以下のとおり。

国庫補助負担金の有無による地方自治体の政策決定への影響	
現金給付 (児童手当・ 児童扶養手 当など)	<ul style="list-style-type: none">・ 国が法令で支給要件・給付額を決めている限りにおいて影響はなし (自治体に実施しない選択肢なし)・ 負担率・補助率が低率の場合に、裏負担として地方交付税制度に影響が出ること、とりわけその影響が財政力の豊かな自治体に生じることについて留意が必要。
現物給付 (保育所運 営費など)	<ul style="list-style-type: none">・ 実施方法について地方自治体に創意工夫の余地がある場合、一律に一般財源化されることが望ましい・ 類似施策で、国庫補助負担金の有無が混在してしまう場合、自治体の政策判断に影響が生じることについて留意が必要。

[出所] 筆者作成

【補論】

- 本報告において取り扱うことができなかった、こども・子育て政策に関する政府間財政関係に関して留意しなければならないと考えている点は以下のとおり。
 - ・ こども家庭庁による地方自治体向けの奨励的補助金の扱い
 - ・ こども・子育て政策に係る地方単独事業に対する普通交付税措置
 - ・ 地方自治体独自の現金給付施策(東京都の018サポートなど)への対応

23

参考文献

【拙著】

- ・ 原田悠希(2024)『社会保障制度における社会手当の成立・展開過程 中央地方関係の視点から』日本評論社
- ・ 原田悠希(2024)『社会保障制度に関する政府間財政関係の改革—第1次地方分権改革・三位一体改革期の政策決定過程分析—』地方公共団体金融機構 若手研究者のための地方財政研究助成事業(令和5年度)報告書
※現時点では、概要・資料のみ公開
- ・ 原田悠希(2024)「子どもへの現金給付施策の拡充をめぐる—地方自治体が担うことは適切なのか—」『生活経済政策』326、18-22
- ・ 原田悠希(2024)「こども・子育て政策に関する財政措置の拡充をめぐる—地方行財政へ与える影響を中心に—」『地方財務』2024年11月号、2-18

【参考文献】

- ・ 飯尾潤(2019)「オーラル・ヒストリーは何を目指すのか」御厨貴 編『オーラル・ヒストリーに何ができるか』岩波書店、11-25頁
- ・ 岡本全勝(2004-2006)「進む三位一体改革—その評価と課題(1)~(4)」『地方財務』第602号・第603号・第612号・第625号
- ・ 神野直彦(2021)『財政学 第3版』有斐閣
- ・ 神野直彦・小西砂千夫(2020)『日本の地方財政[第2版]』有斐閣
- ・ 神野直彦 編(2006)『三位一体改革と地方税財政—到達点と今後の課題—』学陽書房
- ・ 関口浩(2006)「保育所運営費負担金の一般財源化と費用負担」『社会志林』第52巻第4号、35-57
- ・ 西尾勝(2001)『行政学[新版]』有斐閣

24

第3部 今年度の研究のまとめ

令和6年度地方行財政ビジョン研究会のまとめ

慶應義塾大学経済学部

井手英策

令和6年度の地方行財政ビジョン研究会では、全5回の研究会が開催され、地方公共団体、外部講師、総務省からの報告と、委員も含めた活発な質疑応答が行われた。全5回のうち、第1回および第2回は、地方公共団体からの報告や現地視察を踏まえて、いま現場で起きつつあることを把握することに課題が設定された。第3回および第4回は、外部講師に報告をお願いし、学術的な面から子育て支援に関する制度、財政問題の理解を深めることをめざした。第5回は、総務省サイドから地方財政対策および各府省の関連施策について報告していただき、地財対策の現状を学び、最新の制度改正の動向を把握することに努めた。

以下、全5回の概要について整理しておきたい。

第1回研究会は、岩手県保健福祉部子ども子育て支援室次世代育成課課長齋藤晴紀氏より「岩手県の子育て支援の施策について」、また、奈義町情報企画課参事兼未来創造課参事小坂昌平氏より「地域全体で取り組むこども政策」について、それぞれご説明をいただいた。

岩手県からは、組織体制、いわて子どもプラン、そして地域特性と少子化の要因分析について解説をいただいたあと、令和6年度の新規の事業の展開についてご説明いただいた。有配偶率や有配偶出生率の向上、女性の社会減対策といった日本に共通の課題にくわえて、県の面積が広いことから、各基礎自治体が抱える多様な地域課題への対応が求められ、それらに応じるためにワークショップが活用されていた点が印象的だった。いかなる要因によって有配偶率が低下するのかは、国も地方も特定できておらず、当面は女性の社会減対策に焦点を合わせるかたちになっている。だが、東京が人口のブラックホール化している点はしばしば指摘されてきた一方で、東北であれば仙台、さらに岩手であ

れば盛岡というように、「ブラックホール」が重層化しているとの指摘があり、これらに対する国の早急な対応が求められている現状が伺われた。

奈義町からは、小規模自治体における少子化対策のありかたについてご説明をいただいた。人口が5,560人の奈義町においては、少子化は子育て世代の課題であるのと同時に、町全体の課題となっているとの認識が示され、「少子化対策は最大の高齢者福祉」と位置づけながら、住民を巻き込んだ課題解決が模索されていた。ここでも女性の社会減が問題とされていたが、切れ目のない経済的支援だけでなく、産前産後のメンタル支援にも力を入れていることが委員の関心を惹いていた。他方で、男性の子育て参加を促す施策は存在し、また男性の参加意欲も強い点が強調された一方で、どうしても施策が女性の課題に集中しがちである点が今後の課題として指摘された。しごとコンビニ事業については、子育て層やシニア層に需要があるものの、マッチングにかかる労力の大きさが問題点として浮かびあがってきた。

第2回の研究会では、千葉県松戸市のご協力のもと、松戸市子ども部の担当課長のみなさまより「松戸市の子ども・子育て支援の取り組みについて」ご説明いただくとともに、子育て関連施設（おやこDE広場・子育て支援センター）の視察を行った。

松戸市は、2020年、21年、23年にて日経xwomanの「共働き子育てしやすいランキング(政令市や中核市、人口20万人以上)」1位を獲得し、また、平成28年度から9年連続で待機児童ゼロを実現するなど、子育て施策で注目を集めている自治体として知られている。同市では、市内の全23駅に小規模保育施設の整備、主要駅周辺に送迎保育ステーションの整備を行い、また、市内全小学校に放課後児童クラブと放課後KIDSルームを整備し、さらには、親子の居場所・遊び場の充実を目的として、おやこDE広場・子育て支援センター・ほっとるーむ等を設置している。また、以上の諸施策にくわえて「子ども誰でも通園制度」についてもご説明をいただいた。

視察に参加した委員がもっとも関心を寄せたのは、「子育てコーディネーター」の存在である。これは、子育て支援研修を終了したスタッフを子育てコーディネーターと認定し、おやこDE広場、子育て支援センターすべてに常駐させる、という制度である。コーディネーターのなかには、保育士の資格を持つ専

門性の高い人材もおり、人材バンクを活用して人員の確保が図られていた。コーディネーターは当事者からさまざまな相談を受けており、課題の発見とともにこれを関係機関につなぐ役割も担っている。いわば、近年、関心を集めつつあるソーシャルワーカーとしての機能を代替するものとして、注目すべき事例であった。

第3回研究会では、横浜国立大学大学院教授伊集守直氏より「スウェーデンの子育て支援策と財政」について、また、お茶の水女子大学講師松島のり子氏より「保育制度から考える日本の子ども子育て政策」について、それぞれ海外と国内の事例紹介・分析の視点からご説明いただいた。

伊集氏からは、スウェーデンにおける行財政の概要をお話しいただいたあと、同国における地方自治体の子育て支援策についてお話を伺った。育児休業や家賃補助、保育サービス等、話は多岐にわたったが、特に興味深かったのは、情報開示の進み具合である。スウェーデンでは、各自治体がホームページで保育所の情報を提供しており、そこでは、公立、私立なのか、親協同組合で運営しているのか、保育の内容、定員や保育士の配置状況、大学教育・大学院教育で保育士の資格を取得している先生の割合はどの程度か、といった情報が開示されている。また、保護者アンケートの結果も開示されることがあるとのことで、「どういう学びを重視しているか」「安全面はしっかりしているのか」「子どもの成長において社会性や主体性を重視しているか」「どのような食事を提供しているか」といった情報が市民のあいだで共有され、保護者はこういった情報を逐次確認しながら、希望する保育所を選択するとのことだった。

松島氏からは、幼稚園の施設数が減少している現状が指摘され、幼稚園、保育所、認定こども園という三層構造のもとで保育内容を改善している点は、1960年代に示された通知の方向性が維持されている側面がある、というご示唆をいただいた。幼稚園・保育所・認定こども園の普及状況には地域差があり、子どもや保護者が希望する施設に通えないという問題が起きていること、国の定める保育士の配置基準は最低ラインであることから、都道府県等における条例でより高い水準の基準を定めている地域もあり、子どもの育ちに影響を与えている可能性があること、幼保間において職員配置や公定価格基準額の違い、保育時間の違い、保育者の研修機会の違いなどが生じているため、条件整備の

時点でさまざまな格差が生じること、などのご指摘をいただいた。

第4回では、追手門学院大学教授細井雅代氏より「公立保育所運営費の一般財源化に関する一考察」、また、東海大学特任講師原田悠希氏より「こども・子育て政策に関する政府間財政関係の改革 - 三位一体改革期の国庫補助負担金改革とその後の展開 - 」について、それぞれご説明をいただいた。

細井氏からは、公立保育所と私立保育所の運営コストの違いが大きいことがまず指摘され、そのうえで、三位一体改革以降の一般財源化による影響が自治体の財政力や財政状況のちがいを通じてあらわれるのではないかと、というご説明をいただいた。政令市、中核市に関して、財政力が高ければ民営化を進め、私立保育所の定員を増やすことで、保育ニーズの高まりに対応していること、子育て世帯の多い自治体では、公立保育所をより活用することで、延長保育等の保護者ニーズに込えていることが示唆された。地方分権という観点からすれば、一般財源化によって地域の個別ニーズに対応しやすくなったわけだが、その一方で、保育所運営に関しては、財政力のちがいによって保育所の水準が変わってしまうため、総合的に評価を行う必要がある、というご見解だった。

原田氏からは、三位一体改革に関わられた総務官僚4名へのインタビューが紹介され、そのうえで、改革以後、私立保育所の国庫負担が維持されたことによって、保育サービスの供給主体が公立から私立へと移行する現象が起きていることが指摘された。また、児童手当や児童扶養手当などの給付は、法令で支給要件や給付額が決められていることから、自治体の政策決定に影響は生じないが、負担率や補助率が低くなる、一般財源化するという変化が生じることで、裏負担として交付税に跳ね返り、その影響は特に財政力の豊かな自治体において大きいこと、保育所運営費等については、地方自治体が運営方法について工夫する余地がある場合は一般財源化が正当化されるものの、たとえば、公立と私立という違いから国庫補助負担金の有無が生じてしまう場合は、自治体の政策判断を左右すること、が指摘された。

第5回は、総務省自治財政局財政課財政企画官前田優氏より「令和7年度地方財政対策の概要について」、また、総務省自治財政局調整課課長梶元伸氏から「令和7年度各府省関連施策について」、それぞれご説明いただいた。

令和 7 年度地財対策の特徴としては、一般財源総額 63.8 兆円が確保されたこと、臨財債の新規発行額が、2011 年度の制度創設以来、はじめてゼロとなったこと、デジタル活用推進事業費が創設されたこと、人件費や物価高への対応が行われたことなどが説明された。また、各府省関連施策に関しては、異次元の少子化対策とそのための財源、保険料水準の統一、公共施設の集約化・複合化の推進、教師の処遇改善といった諸問題への各府省の対応についてご解説いただいた。委員からは活発な質問が出されたが、個人的には、デジタル田園都市国家構想事業費が新しい地方経済・生活環境創生事業費へと名称変更され、500 億円減額された一方で、事業規模 1,000 億円のデジタル活用推進事業費が新設された点が気になった。デジタル田園都市国家構想交付金、新しい地方経済・生活環境創生交付金と名称変更が重なったことが前提にあること、デジタル化の対象に応じて分けられていた事業費の統合が行われたことなど、その趣旨は理解できる。とはいえ、財政民主主義の観点から見ると、なぜそうした変更が必要なのか、いささか分かりにくい点ではある。また、コロナ以後、常態化の感もある臨時交付金の動きが今後どのようになるのかも注視したいところである。

最後に、今年度の到達点と課題について一言述べておく。

今年度は総務省サイドの委員、特に課長補佐級の若手職員の参加が多く、会議に活気がもたらされた。こうした傾向が好ましいことはもちろんなのだが、若手の研究者、職員の意見交換の場としてより活発に機能するよう、総務省委員の発言の時間をもう少し確保する必要があるように思われた。学識者の報告数については、一度、検討の余地があるのではないか。

昨年度の報告書では、「どうしても政治に左右されがちな政策論議を相対化し、今後の制度改正に活かしていく」ために、「こうした<意図>を報告者に対してきちんと明示しておくこと」の重要性を指摘した。この点、今年度の学識者のご報告に、相当程度、反映されていたように思われる。単に報告を依頼するのではなく、いかなる意図から報告を希望しているのかを先方に伝える努力は、継続して行なっていただきたい。

昨年度の第 1 回は、関係省庁からのご報告だったが、今年度の第一回は、地方自治体の現場の取り組みをご報告いただいた。第五回で、各府省の取り組み

をまとめてご報告いただけたので、非常にバランスの良い構成だった。可能であれば、この方向性は、来年度も継続していただきたい。

委員名簿等

調査研究委員会名簿

令和7年3月末日現在

委員長	井手 英策	慶應義塾大学経済学部教授	
副委員長	関口 智	立教大学経済学部経済政策学科教授	
	青木 栄一	東北大学大学院教育学研究科教授	
	荒見 玲子	名古屋大学大学院法学研究科教授	
	岩永 理恵	日本女子大学人間社会学部社会福祉学科教授	
	倉地 真太郎	明治大学政治経済学部専任准教授	
	桑原 美香	福井県立大学経済学部経済学科教授	
	小西 杏奈	専修大学経済学部経済学科准教授	
	祐成 保志	東京大学大学院人文社会系研究科准教授	
	竹端 寛	兵庫県立大学環境人間学部教授	
	中野 妙子	名古屋大学大学院法学研究科教授	
	丸山 桂	上智大学総合人間科学部社会福祉学科教授	
	茂住 政一郎	横浜国立大学大学院国際社会科学研究院准教授	
	吉弘 憲介	桃山学院大学経済学部教授	
		—以上 学識委員—	
		梶 元伸	自治財政局調整課長
		山口 研悟	自治財政局財政課参事官
	前田 優	自治財政局財政課財政企画官	
	畑中 雄貴	自治財政局財政課理事官	
	宮崎 正志	自治財政局交付税課課長補佐	
	田中 序生	自治財政局調整課課長補佐	
	村田 直也	自治財政局調整課課長補佐	
	高橋 直人	自治財政局調整課課長補佐	
	馬渡 寛子	自治財政局調整課課長補佐	
	水谷 健一郎	自治財政局地方債課課長補佐	
	青島 一路	自治財政局地方債課課長補佐	
	梅本 祐子	自治財政局財務調査課理事官	
	最上 桂	自治財政局財務調査課課長補佐	
	溝尾 彰人	自治財政局財務調査課課長補佐	
	沖本 佳祐	自治財政局公営企業課課長補佐	
	石田 渉	自治財政局公営企業課公営企業経営室課長補佐	
	伊地知 寛光	自治財政局公営企業課準公営企業室課長補佐	
	大瀧 洋	自治財政局財政課参事官（～第1回委員会まで）	
	青山 泰司	自治財政局財政課理事官（～第1回委員会まで）	
	日向 和史	地方自治研究機構総務部長兼調査研究部長	
事務局	前田 和哉	自治財政局調整課事務官	
	伊藤 淳	一般財団法人地方自治研究機構総務室長兼調査研究室長	
	和田 沙月	一般財団法人地方自治研究機構調査研究部研究員	

令和6年度の開催経緯

委員会	テーマ・説明者	報告書該当部分
第1回委員会 (令和6年6月17日)	○岩手県の子育て支援等の施策について 岩手県保健福祉部子ども子育て支援室 次世代育成課課長 齋藤 晴紀 氏 ○地域全体で取り組むこども政策 奈義町情報企画課参事(兼)未来創造課 参事 小坂 昌平 氏	第2部第1章 第2部第2章
第2回委員会 (令和6年8月6日)	○松戸市の子ども・子育て支援の取り組みについて 松戸市子ども部子ども政策課課長 鈴木 知宏 氏 保育課課長 秋谷 允 氏 子ども未来応援課課長 西原 淳子 氏	第2部第3章
第3回委員会 (令和6年10月18日)	○スウェーデンの子育て支援と財政 横浜国立大学大学院教授 伊集 守直 氏 ○保育制度から考える日本の子ども子育て政策 お茶の水女子大学講師 松島 のり子 氏	第2部第4章 第2部第5章
第4回委員会 (令和6年11月15日)	○公立保育所運営費の一般財源化に関する一考察 追手門学院大学教授 細井 雅代 氏 ○こども・子育て政策に関する政府間財政関係の改革 －三位一体改革期の国庫補助負担金改革とその後の展開－ 東海大学特任講師 原田 悠希 氏	第2部第6章 第2部第7章
第5回委員会 (令和7年1月23日)	○令和7年度地方財政対策の概要 総務省自治財政局財政課財政企画官 前田 優 氏 ○令和7年度各府省関連施策について 総務省自治財政局調整課課長 梶 元伸 氏	第1部第1章 第1部第2章

少子化対策・こども政策の強化に向けた

地方行財政運営に関する調査研究

—令和7年3月発行—

一般財団法人 地方自治研究機構

〒104-0061

東京都中央区銀座7-14-16 太陽銀座ビル2階

電話 03-5148-0661 (代表)

リサイクル適性 (A)

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。